

ノ行ハル、度合甚ハタシキモノアリ、此ニ於テカ右ニモ述ヘタルガ如ク國產稅徵收官吏ノ觀察極メテ嚴重ナルコト、ナリ、從ツテ密輸入ニ係ル阿片ヲ沒收スルコト往々ニシテ之レアルヨリ、密輸入ノ防止上著シキ效果ヲ見ルニ至リタリ、斯クテ最近ノ國產稅取扱局ノ報告書ヲ見ルニ左ノ如キ事實ノ記載サレタルアリ、曰ク一千九百九年ノ初メニ於テハ印度ヨリノ密輸入ニ係ル阿片ノ相場ラングーレニ於テ「シアー」ニ付七十五「ルービー」乃至八十「ルービー」ナリシカ、一千九百十一年ニ至リテハ其相場騰貴シテ同シク百二十五「ルービー」トナリタリ、斯ク其相場ノ非常ニ騰貴シタルハ畢竟スルニ其供給ノ甚ハタシク減少シタルニ基カスンハアラス、之ヲ換言スレハ嚴重ナル取締法ノ結果トシテ密輸入ノ減少シタルニ外ナラサルナリ、又タ印度本部ニ就テ之ヲ言ハンカ、到ル所ノ阿片栽培ノ箇所自カラ減少シ來レリ、是レ畢竟スルニ支那トノ阿片貿易殆ント杜絶サレタルニ基カスンハアラス、斯ク阿片貿易ノ衰頽ヲ來セシハ主トシテ之カ密輸入ノ取締法ノ嚴重ナルニ歸セスンハアラス、尙ホ其他七ヶ年前ニアリテハビルマニ於テ適法ノ阿片消費高殆ント八萬三千「シアー」ナリシカ一千九百十年同十一年ノ頃ニ至リテハ減少シテ五萬二千「シアー」トナリタリ、阿片需用者ノ減少シタルコトハ得テ知ルヘキノミ。

十二、予ハ今マ其他彼ノ上海會議以來印度政府カ取りタル阿片政策ニ就テ聊カ述フル所アラントス、先ツ第一ニ其政策ノ著シキモノニ就テ之ヲ云ハンカ、凡ソバルマニシテ阿片ヲ用ヒント欲スルモノハ特別ニ之ヲ許可スルコト、ナシ其人數ヲ制限シタリシナリ、是レ阿片使用者ヲ根絶セシムルニ至ルヘ

キ好動力ナラシヤ。

又タビルマ人タラサル消費者ニ對シテハ印度政府ハ藥用ヲ除クノ外絶對的ニ阿片使用ヲ禁止スヘキ時機熟スルヤ否ヤニ關シテ最モ深キ注意ヲ拂ヒタリ、然レトモ今日ノ情勢ニテハ此政策ニ就テ消極主義ヲ取ラサルヘカラス、且ツ、ビルマ政府ハ自カラ左ノ如ク云ヘリ、曰ク吾人ハ此阿片禁止ノ事ニ關シテ充分ナル調査ヲ遂ケタルノ結果、今日ノ有様ニテハ全ク阿片使用ヲ禁止スルコトハ到底實行シ得ヘカラストノ結論ニ達シタリ、今日ビルマ地方ヘ阿片ノ輸入セラル、ハ印度、支那國境ノ或ル地方及英領ニ屬スル半野蠻種族ノ部落等是レナリ、而シテ此部内印度地方ヨリ正當ニ供給セラル、阿片ハ直チニ之ヲ杜絶スルコトヲ得ヘシト雖モ、其他ノ箇所ニ至リテハ之ヲ杜絶スルコト困難ナリト謂ツヘキナリ、是レ地方官吏ノ報告スル所ニ據リテ明カナル事實ナリ、今マ強イテ此禁止ヲ實行スルコト、センカ、必ラスヤ甚タシキ不平不滿ノ聲起ラサルヲ得ス、斯ル阿片供給ノ途全ク杜絶セラル、ニアラサル以上ハ、徒ラニ密輸入ヲ鼓舞スルノ弊ニ陥ランノミ、既ニ密輸入ノ行ハル、ニ至ランカ、今日ビルマ人ニ與ヘラレタル保護法モ自カラ無効ニ歸スヘキナリ、試ミニ視ヨ現ニ甚ハタシキ高價ヲ以テ印度ヨリビルマニ密輸入セラル、阿片ノ高ハ甚ハタ大ナルモノナリ、今マ假リニ法律上許サレタル阿片供給ノ途カ全ク杜絶セラル、ニ至ルトセンカ、密輸入セラル、ノ高ハ非常ニ増加セサルヲ得ス、然レトモビルマ人ニアラスシテビルマ地方ニ居ルモノ少ナカラス、而シテ斯ル人々ノ大部分ハ支那人若クハ印度人中ノ浮浪ノ徒ニシテ、移民トシテビルマニ來リタルモノニアラス、苦力、傭兵、商人、商店ノ番頭、

家庭内ノ婢僕若クハ其他何等カノ職業ニアリ付カントテ來リタルモノニ外ナラス、此等ノモノニ對シテ阿片取締法ヲ行ハンニハ僅カニ一法アルノミ、即チ此等ノ浮浪民中既ニ習慣トシテ阿片ヲ用ヒ來ルモノヲシテ登記セシムル事是レナリ、其登記ノ方法ハ下ビルマニ於ルビルマ人中阿片吸用者ヲ登記セシメタル方法ト全ク同一ナルモノト知ルヘシ、然レトモ此等ノ浮浪民中既ニ移住シタルモノニ對シテハ此等ノ登記法ヲ實行スルコト能ハス、又タ阿片吸用者タル無智ノ新來人ニ對シテモ均シク實行シ得サルナリ、此外北ビルマノ丘陵地ニ住居スル種族ハ或ル場合ニ於テハ除外例ニ置カル、コトアリ、又タビルマ人中ニハ阿片ノ代リニ阿片ヨリ害毒ノ一層多大ナル「モルヒネ」、「コカイン」及大麻製ノ藥品ヲ用フルノ弊アリ、蓋シ此弊ハ他ノ州郡ヨリ尙ホ一層甚タシキナリ、是レ他ナシビルマハ富ト贅澤トノ度合他ノ箇所ヨリ一層高ケレハナリ。

然レトモビルマ政府モ亦タ是レ事情ノ許ス限リ、種々力ヲ盡シテ阿片使用ヲ禁止センコトヲ勤ムルニ至レリ、即チ一千九百十年ニ至リテ充分ニ阿片取締法ヲ改正シ、阿片ノ所有及販賣等ニ關シテ從前ヨリハ尙ホ一層嚴重ニ取り締ルコト、ナレリ、今マ其實例ヲ擧ケテ之ヲ云ハンカビルマ阿片取締條例(改正ニ係ル分)中ノ明文ニ曰ク、法律ニ背キテ阿片ノ密賣買ヲ全然渡世トナシ、若クハ渡世ノ一部分トナシ、或ハ人ヲ煽動シテ斯ル不正商業ヲ爲サシムルモノハ、何人ヲ問ハス刑法第百十條ニ違犯シタル者ト同一ノ犯罪者トシテ處罰セラル、モノトス、乃チ第百十條ニハ地方官タル者ハ竊盜、強盜及其他ノ犯罪者ヨリ保證金ヲ納付セシムヘク、若シ之ヲ納付スルコト能ハサル場合ニ於テハ之ヲ獄屋ニ投ス

ルノ權能ヲ有スルコトヲ規定セリ、又タ同一ノビルマ條例ニハ國產稅務掛及其他ノ役人ハ、阿片取締法違犯者ヲ捕縛シテ之ヲ尋問スルノ權能ヲ有スルコトヲ規定セリ、且ツ阿片ノ代リニ「モルヒネ」、「コカイン」及其他、人ヲ酔ハシムル飲料ヲ用フル場合ニモ尙ホ同一ノ取締法ヲ適用セシムヘキモノトス、右ノ外ビルマ政府ハ其他ノ地方政府ト共ニ一個人トシテ吸用阿片ヲ所有スルノ制限ヲ尙ホ一層縮小スルノ方針ヲ取ラントセリ。

十三、右ニ掲ケタル事實ヲ約言スレハ左ノ如シ、曰ク印度政府ノ意見ノアル所如何ト云フニ、今日ノ事態ニテハビルマ地方ニ於テ全然阿片使用ヲ禁止センハ決シテ策ノ得タルモノニアラス、若シ極メテ嚴重ナル取締法ヲ以テ強制的ニ之ヲ禁止スルトセンカ、却ツテ之カ爲メニ一種ノ惡結果ヲ生スルニ至ラン、即チ阿片ヨリ尙ホ一層害毒ノ甚タシキ藥品ヲ慣用スルニ至ランコト是レナリ、故ニ今日ノ事態ニテハ各方面ヨリ防遏手段ヲ用ヒ、以テ漸時阿片ノ消費高ヲ減少セシムルノ方針ヲ取ルコト策ノ得タルモノト謂フヘキナリ、印度政府ノ意見ノアル所概ネ斯クノ如キニ過キササルナリ、而シテ當會議ノ結果トシテ各國カ「モルヒネ」、「コカイン」等ノ密輸入ヲ防遏スルノ手段ヲ取り、且ツ支那地方ニ於テ彼ノ罌粟ノ產出其跡ヲ絶ツニ至リタランニハ、セルマ地方ニ於ル阿片禁止政策モ能ク實行セラル、ニ至ルヘキナリ。

○萬國阿片會議議事錄

本會議ハ一千九百十三年七月一日ヨリ同月九日マテ和蘭國ニ於テ開催セラレタルモノナリ。

目次

- 一本會議ノ決議ニ調印セサリシ諸國
- 一開會式舉行(一千九百十三年七月一日)
- 一第二會議 (同年同月二日)
- 一第三會議 (同年同月四日)
- 一第四會議 (同年同月八日)

以上

阿片會議ノ決議ニ調印セサリシ諸國

奧太利匈牙利

一千九百十三年三月十一日付ヲ以テ維納ノ外務省ヨリ左ノ如キ通告アリタリ、曰ク專ハラ博愛主義ニ出テタル阿片ノ會議ノ決議ニ對シテ奧太利匈牙利國ハ一時調印セント雖モ、此調印ノ可否ニ就テ尙ホ是レ爭論中ニテ未タ何レトモ決定スル所アラス、蓋シ阿片會議ノ決議條項ナルモノト之ニ關聯スル奧太利匈牙利ノ

法律トハ全ク其趣ヲ同フセサルヘカラサルカ故ニ、今マ姑ラク彼ノ阿片會議ノ決議ニ對シテ贊同調印スルコト能ハスト。

ブルガリア

ソフヒアノ外務大臣ヨリ一千九百十二年八月十九日付ヲ以テ君斯坦堡ニ於ルネゼルランド國ノ分使ノ許ヘ左ノ如ク通告シ來リタリ、曰クブルガリア國ハ萬國阿片會議ノ決議ニ對シテ早晚調印スヘシト雖モ、目下差シ當リノ處然カスルコト能ハスト。

希臘

アゼンスノ外務大臣ヨリ一千九百十二年九月七日付ヲ以テネゼルランドノ公使館ヘ左ノ如ク通告シ來リタリ、曰ク希臘政府ハ萬國阿片會議ノ決議ニ對シテ調印ヲ爲サスト。

モンテネグロ

モンテネグロ政府ハ數々ネゼルランドヨリ萬國阿片會議ノ決議ニ對シテ調印センコトヲ要求シタリト雖モ尙ホ未タ何等ノ回答ヲモ爲サ、リシ。

諾威

クリスチアニアノ外務大臣ヨリ一千九百十二年十月八日付ヲ以テネゼルランドノ國務大臣ノ許ヘ左ノ如ク申シ來リタリ、曰ク諾威政府ハ阿片及阿片ヨリ製出セラレタル製劑ノ誤用ヲ防止スルノ目的ヲ以テ開催セラレタル萬國阿片會議ニ參加スルヲ得ルハ中心甚ハタ喜フ所ナリ、然レトモ遺憾ナカラ目下差シ當リノ

處其會議ノ決議條項ニ對シテ調印スルコトヲ得ス、是レ他ナシスル決議條項ニ賛同調印センニハ、之ニ適應スヘキ新法ヲ設ケサルヘカラサル必要アレハナリ、但シ出來得ヘキ丈ケ速カニ適當ノ新法ヲ編成シテ賛同調印セント欲スル心算ナレハ此旨諒セラレンコトヲ乞フト。

ペーリウ

ペーリウ政府ハネゼルランド政府ヨリ屢々萬國阿片會議ノ決議條項ニ調印センコトヲ求メタレトモ、尙ホ未タ何タル回答ヲモ爲サ、リシ。

ルーマニア

ブカレスト府ノ外務大臣ヨリ一千九百十三年二月二十五日付ヲ以テ同府ニ於ルネゼルランド公使ノ許ヘ左ノ如ク通告シタリ、曰クルーマニア政府ハ萬國阿片會議ノ決議條項ニ調印スルニ先ンシテ、果シテ調印スルニ足ルヘキモノナルヤ否ナヲ確カメンカ爲メニ夫々研究調査ヲ爲サシムルコト、セリ、但シ其研究調査ノ結果調印ヲ爲スヤ否ナヲ定メンハ果シテ何レノ日ナルヤ今日豫シメ言明スルコトヲ得スト。

セルヴ井ア

セルヴ井ア政府ハネゼルランド政府ヨリ彼ノ決議條項調印センコトヲ促カスコト既ニ數回ニ及フモ、尙ホ未タ何等ノ回答ヲモナサ、リシ。

瑞典

瑞典政府ハネゼルランドヨリ彼ノ決議條項ニ調印アリタシト申込ミシモ、尙ホ未タ其官邊ヨリ何タル回答

ヲモ得サリシ。

瑞 西

一千九百十二年十月二十五日付ヲ以テ聯合議會ヨリ差シ越シタル書翰ヲ見ヨ。

土 耳 其

一千九百十二年十一月三十日付ヲ以テガブリエル、ノラダウンヒアン氏ヨリ送致シタ書面ヲ見ヨ、

ウルガイ

モンテヴキデオノ外務大臣ハ一千九百十三年二月一日付ヲ以テネゼルランド公使ノ許ニ通告シテ曰ク、ウルガイ政府ハ何レ彼ノ決議條項ニ調印スヘシト雖モ今マ差シ當リノ處然カスルコトヲ得スト。

一千九百十二年十月二十五日付ヲ以テ瑞西聯合議會ヨリ差シ越シタル書翰

過ル二月二十六日付ヲ以テヴハン、バンフーイ氏ヨリ一書ヲ添フシタリ、即チ其御書面ノ趣意ハ一千九百十二年一月二十三日ヲ以テ海牙ニ於テ閉會ヲ告ケタル萬國阿片會議ノ事ニ關スルモノ是レナリ、抑モ此萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣シタル國々ハ、日耳曼、支那、亞米利加合衆國、佛蘭西、大不列顛、伊太利、日本、ネゼルランド、波爾斯、葡萄牙、露西亞、暹羅ノ十二ヶ國ナリシ由、而シテネゼルランド政府ノ御希望トシテ瑞西國ニ御申出ニ相成リタル主意ハ、瑞西ヲシテ萬國阿片會議、決議ニ同意セシメ、且ツ此阿片會議ノ第二十二條ノ規定ニ從ツテ尙ホ海牙ニ於テ議定スヘキコトアリ、此等ノ議定ニ對シテ調印スヘキ權能アル代表者ヲ派遣センコトヲ望マル、ニアリシナリ。

吾人ハ最モ大ナル趣味ヲ以テ右御申越ニ相成リタル御主意ニ關シテ篤ト研究調査ヲ遂ケ、且ツ其阿片會議ノ決議ヲ爲サシムルニ至リタル社會ノ道義秩序ヲ重ニスルノ動機ニ至リテハ深ク歎賞スルノ外之レナク候然レトモ吾人竊カニ謂ラク瑞西國カ好シ訂盟列國ト均シク阿片會議ニ贊同ノ意ヲ表スルトスルモ、殆ント何タル價值モナカルヘク從ツテ之ニ贊同センハ詮ナク益ナキコト、存シ候。

抑モ瑞西國ハ阿片ノ產地ニ之レナク從ツテ之ヲ他ニ輸出スルノ謂レナキニ依リ之カ輸出等ヲ取り締ルヘキ規則ノ必要ナキナリ、且ツ當國ニ於テハ藥用以外ニ阿片ヲ用フルコトハ曾テ之レナキナリ、故ニ此邊ニ就テハ更ニ懸念スルノ必要ヲ見ス、此外藥用トシテ阿片及阿片ヨリ製出シタル「アルカロイド」、「コカイン」ヲ要スル場合ニハ、萬國藥劑取締會議ノ規定及我々ノ地方々々ノ規則ニ從ツテ夫々取り締リ居レルカ故ニ尙ホ此上ニ取締法ヲ設クル必要之レナキナリ。

右ノ如キ事實ナルカ故ニ目下差當リノ處瑞西國ハ萬國阿片會議ニ贊同スルノ價值殆ント之レナシト云フモ不可ナカルヘキナリ、然レトモ彼ノ萬國阿片會議ニ贊同スベキ様態篤ナル御勸誘ヲ忝フシタルハ感謝ノ至リニ堪ヘス、此旨貴國政府ヘ然ルヘク仰フセ上ケラレ度相願候敬具

一千九百十二年十月廿五日

瑞西聯合議會ノ代表者聯邦總長

フホーラー

聯邦會計總務官

ネゼルランド會議理事

モツサルマンズ殿

土耳其ヨリノ書翰

ウヰルボイス閣下 一千九百十二年三月四日付及同年十月四日付兩回ノ御書面ヲ忝フシタルハ予ノ最モ光榮トスル所ニ御座候、而シテ其書面ノ要旨ハ土耳其政府ヲシテ一千九百十二年一月二十三日ニ於ル萬國阿片會議ニ贊同セシメントノ儀ト拜承仕候。

然ルニ我土耳其帝國ハ遺憾ナガラ會計上止ヲ得ス海牙ニ於テ開催セラレタル萬國阿片會議ニ對シテ贊同ノ意ヲ表スルコト能ハス此段御了承下サレ度候敬具。

一千九百十二年十一月三十日

ガブリエル、ノラタウンヒアン

ネゼルランド女王ヨリ任命サレタル

臨時全權委員長ウヰルボイス閣下

開會議式 一千九百十三年七月一日(火曜日)

ネゼルランドノ外務大臣ジョンキアー氏ハ本會議ヲ開クニ方リテ左記ノ如キ演說ヲ爲シタリ。

滿場ノ諸君、予ハ今マ我政府ヲ代表シテ衷心ヨリ諸君ヲ歡迎スルノ辭ヲ述ヘ、殊ニ前會議ヨリ尙ホ一層

ノ參列者ヲ見ルコトヲ得タルハ最モ満足スル所ナクンハアラス、然レトモ茲ニ不言ニ付スヘカラサル事
ノアルアリ、試ミニ見ヨ吾人カ前會議ノ決議條項ニ對シテ調印シタル以來既ニ一年有半ヲ經過シタルニ
アラスヤ、然ルニ其決議條項ノ尙ホ未タ實行セラレサル所アルヲ如何セン、是レ止ヲ得ス當會議ヲ開催
スル所以ナリ。

抑モ本會議ハ前會議第二十三條ノ規定ニ基キテ開催シタルモノニ外ナラス、蓋シ前會議ノ決議條項ニ對
シテ調印センコトヲ要求セラレタル國々ニシテ承認シタルモノ更ニ之レナケレハナリ、此等ノ國々ハ斯
ク阿片會議ノ事ヲ等閑ニ附シ去ルト雖モ、吾人ハ再ヒ茲ニ相會シテ彼ノ決議條項ヲ承認シテ之ヲ實行ス
ルノ方法ヲ講究スルノ必要ナクンハアラス、諸君ヨ、諸君ノ御手元マテ配布シ置キタル本會議ニ關スル
書類ヲ御一覽アレハ左ノ如キ事實ハ自カラ明瞭ナルヘシ、然レトモ尙ホ念ノ爲メ一言申シ述ヘン、抑モ
我政府ハ前述シタル第二十三條ノ規定ニ從ツテ彼ノ追加決議ニ調印センコトヲ三十四ヶ國ニ求メタリシ
ニ、内二十二ヶ國ハ調印シタリシモ他ノ十二ヶ國ハ尙ホ未タ調印スルノ運ヒニ至ラス、且ツ此十二ヶ國
ノ内三ヶ國ハ全ク調印スルコト能ハサル旨ヲ言明シタリ、而シテ本會議開催ノ案内狀ヲ三十四ヶ國ヘ向
ケテ差シ出シタルニ、今茲ニ代表者ノ參列セラレタルハ二十ヶ國ナリ、諸君ヨ、本會議ヲシテ著シキ好
結果ヲ得セシメンニハ果シテ如何ノ方法手段ヲ用ヒテ可ナルヤ豫シメ明言スルコトヲ得ス、然レトモ本
會議ノ目的ハ高尚ニシテ博愛主義ニ基ケルモノナルモ、之ヲ遂行センカ爲メニハ種々ノ困難障碍生スル
ニ相違ナカルヘシ、諸君ノ勵精盡力ニ據リテ此等ノ障碍困難ヲ排除シ以テ其目的ヲ遂行セラレンハ予ノ

確信シテ疑ハサル所ナリ。

今マ子カネゼルランド政府ヲ代表シテ本會議即チ萬國阿片會議ヲ開クノ任ニ當ルハ予ノ最モ光榮トスル
所ナリ、而シテ今マ子ハ佛蘭西公使ヲ推シテ本會議ニ參列セラレタル各國代表者團體ノ首席トナサント。
因リテ佛蘭西公使マーセリン、ベレット氏起ツテ曰ク、諸君ヨ、第一回萬國阿片會議ニハ教正チャレス
エツチ、ブレント氏カ議長トナリテ最モ能ク議事ヲ進行セシメラレタリシカ、今回ハ同氏參列セラレス
不省予カ參列代表者團體ノ首席ニ指名セラル、ノ光榮ヲ有スルヲ以テ茲ニ第二回萬國阿片會議ノ議長ヲ
指名セント欲ス、即チ予ハ第一回萬國阿片會議ニ當リテネゼルランドノ代表者トシテ參列セラレタル、
クレマー氏ヲ最モ適任者ト信シ本會議ノ議長ニ推薦セント欲ス。

(滿場異議ナク贊成ス)

此時ウオンムルラー氏起ツテ曰ク日耳曼國ノ代表者タル予ハ、誠ニ中心喜ンテクレマー氏ヲ第二回萬國
阿片會議ノ議長ニ指名サレタル佛蘭西代表者ノ發言ヲ贊成スルモノナリ。
此ニ於テクレマー氏ハ自カラ議長席ニ着キテ左ノ如キ演說ヲ爲シタリ。

諸君ハ第一回萬國阿片會議ニ參列シタル予ヲ以テ當第二回萬國阿片會議ノ議長ニ指名セラレタリ、諸君
ノ厚意深ク感謝スル所ナリ、且ツ當市ニ再ヒ諸君ヲ歡迎スルコトヲ得タルハ此地ノ最モ光榮トスル所ナ
リ。

諸君ヨ、予ハ斯ク諸君ヨリ指名サレタル光榮ヲ有スル以上、心志ヲ盡シテ其信頼ニ背カサランコトヲ期

スヘキナリ、予ハ中心寧口最モ適任ニシテ思慮深キ第一回會議ノ議長タリシチャールズ、エツチ、ブレント氏ヲ此議長席ニ据ヘント欲シタリシニ、今ヤ不肖ナル予ヲ指名セラル、ニ至リタリ、須ラク諸君ノ好意ヲ空フセサランコトヲ努ムヘキナリ。

予ハ今マ此議長ノ任務ニ當ルニ際シテ當第二回萬國阿片會議ノ名ヲ以テ外務大臣ジョンカー閣下ヲ名譽議長ニ推薦セント欲ス、閣下ハ先キニ名譽議長トシテ前議長ヲ幫助セラレタルコトアリキ、今回モ亦其任ヲ受ケテ當議長ニ援助ヲ與ヘラレンコトハ予ノ信シテ疑ハサル所ナリ。

(滿場異議ナク賛成ス)

且ツ第一回本會議ノ有様ハ當第二回ニ比較スレハ尙ホ一層困難ナル所アリシト謂ツヘキナリ、試ミニ第一回本會議ノ有様如何ナリシカヲ願リミヨ、嚴密ニ會議ニ關スル原則ヲ作成セサルヘカラス、阿片、「モルヒネ」、「コカイン」ノ誤用ニ關スル問題ヲ解決セサルヘカラス、斯ル藥劑ヲ藥用ニ制限スル範圍ヲ規定セサルヘカラス、尙ホ其他種々ノ事ヲ討議スル中ニモ各國ヲシテ承認セシムヘキ様會議事項ヲ作成セサルヘカラス、是等ハ皆ナ困難事ト謂ツヘキナリ。

然ルニ當第二回本會議ハ全ク前者ト其趣ヲ異ニシ一千九百二十二年一月二十三日ノ決議條項承認ノ事ニ限ラレタルモノ是レナリ、吾人ヨリ開會ノ案内狀ヲ發送シタル國々ノ全部力之ニ應諾シタルモノニアラス故ニ吾人ハ今マ之ニ應諾シタル國々ヲシテ彼ホ決議條項ヲ承認セシムルノ策ヲ取ランコトヲ要ス。諸君ヨ、本會議ノ前述ニハ種々ノ困難障礙横ハリ居ラスンハアラス、吾人ハ須ラク十分ノ忍耐ト確信ト

ヲ以テ此等ノ困難障礙ニ打ち勝タサルヘカラス、吾人ハ今マ速カニ其目的ヲ達スルコトヲ得スト雖モ、堅忍以テ終ニ其目的ヲ達センコトヲ要ス、兎ニ角阿片誤用ノ弊ノ増大セルハ決シテ等閑ニ附スヘキモノニアラス、飽クマテ之カ防遏手段ヲ取ラサルヘカラス、所謂ル其防遏手段ハ文明諸國カ舉ツテ共同一致ノ步調ヲ取リ以テ之ニ向ツテ奮闘スルノ一法アルノ。

議長更ニ發言シテ曰ク予ハ議長第一ノ職責トシテ左ノ如キ主意ヲ以テチゼルランドノ女王陛下ニ上奏セント欲ス。

「海牙ニ於テ第二回萬國阿片會議ヲ開催セラル、ニ付參列シタル各國代表者ハ、茲ニ謹ンテ女王陛下登轂ノ下ニ歡迎セラル、ヲ感謝シ、併セテ忠誠尊敬ノ意ヲ表シ奉ル」

(滿場異議ナク可決ス)

議長曰ク本會議ノ用語ハ第一回會議ト均シク佛蘭西語ニ依ルヘク、議事録モ亦タ同國語ヲ用フルコト、セシ然レトモ其他ノ國語モ之ヲ用ヒテ妨ケナキコト、セン。右ノ發言異議ナク通過シタリ。

議長ノ發言ニ基キテ本會議ハ書記ヲ任命スル左ノ如シ。

書記長

外務省一等書記

ドクトル、ヒーホルト氏

書記

海牙駐在佛國領事

エツチベチットビード氏

エツチ、マンダー氏

書記助手

外務省報告掛助手
外務省囑托名譽職

ジョンカー氏
フルン氏
エル、ウエレー氏

議長曰ク次會ヲ明日即チ水曜日午前十一時ヨリ開クコト、セン。

右ニ就キ二三ノ議論アリ議長之ニ答ヘテ後更ニ曰ク尙ホ此外ニ發言スルモノアリヤ。

ハミルトン、ライト氏曰ク代表者中ニハ今僅カニ到着シタルノミニシテ、會議ノ模様ヲ能ク知ラサル人モアルヘシ、斯ル代表者ヲシテ本會議ノ規則及順序書ヲ篤ト熟覽スル餘地アラメンカ爲メニ、來ル火曜日午後二時ヨリ次會ヲ開ク方都合宜カルヘシ。

エレ氏ハ右米國代表者ノ發言ニ對シテ贊成ノ旨ヲ述ヘタリ。

議長、本會議ト前會議トノ間ニハ著シク左ナクンハアラス、前會議ハ兎ニ角第一次ノ事ナレハ會議ノ規則及順序書等自カラ必要ナリト雖モ、本會議ニ至リテハ然ラス本會議ノ主眼トスル所ハ僅カニ承認問題ヲ解決スレハ足ランノミ、故ニ順序書等ヲ編成スル委員會ヲ設クルノ必要ヲ見ス。

ハミルトン、ラキト氏、順序書編成委員會ハ勿論之ヲ設クルノ必要ナカルヘシ、然レトモ或ル政府ハ彼ノ決議條項ヲ承認セントスルノ意アルヘシト雖モ、他ノ政府ハ先ツ之ニ何等カノ修正變更ヲ加ヘント欲スルコトアルヘシ、此事ニ就テハ須ラク注意スル所ナクンハアルヘカラス。

ウヰリアム、ユーリンス氏、議長ノ言ヲ概括スレハ本會議開催ノ主眼トスル所ハ彼ノ第二十三條ノ規定ヲ

實行スル方法ヲ結了セントスルニ過キス、且ツ一千九百十一年ヨリ一千九百十二年ニ跨リタル會議ニ於

テ既ニ定メラレタル順序書編成委員會ノ加キハ今更彼レ是レスルノ必要ナカルヘシ、又タ次會ハ水曜日

ノ午後ヨリ開クヲ然ルヘシト思惟ス、議事日程ノ如キハ其時協議シテ然ルヘシ。

ハミルトン、ラキト氏、予ハ前說ヲ撤回シ更ニウヰリアム、ユーリンス氏ニ全然同意ヲ表ス。

アーチエアー氏、次回ノ開會時間ヲ修正シテ午後二時半ヨリトセン。

之ヲ衆議ニ問ヒシニ一ニ對スル二十ノ大多數ヲ以テ可決シタリ。

第二會 議

一千九百十三年七月二日(水曜日)

クレマー氏議長職タリ

議長此日午後二時三十分其席ニ就ケリ。

ドミニカン共和政府ノ代表者ノ外代表者殘ラス出席ス。

議長ネゼランダノ女王陛下ヨリ下サレタル電報文ヲ朗讀ス、是レ本會議ヨリ奉呈シタル上奏文ニ答ヘラレタルモノニシテ左ノ如シ。

「朕海牙ニ於テ第二回萬國阿片會議ニ參列シタル各國代表者ヲ見ルハ洵ニ満足スル所ナリ、先キニ其會議議長タル卿ヨリ進呈シタル上奏文ハ之ヲ嘉納シ、併セテ其會議ノ目的タル博愛主義ニ對シテ好意ヲ表ス」

議長、予ハ本會議ノ規則ヲ更ニ編成スルノ必要ナク、第一回會議ニ於テ用ヒタル規則ヲ以テ會議ヲ進行セシメント欲スル意見ナリ、但シ其規則中蛇足疣贅ト思惟セラル、モノハ無論之ヲ除去セサルヘカラス。右議長ノ提議滿場異議ナク可決ス。而シテ其規則ヲ舉レハ左ノ如シ。

第一條

萬國阿片會議ハ各國派遣ノ代表者ヨリ組織セラル、モノトス、蓋シ此等ノ國々ハ一千九百十二年一月二十三日ノ萬國阿片會議ニ調印シ、其他右ノ會議ニ參列セスシテ追加決議ニ調印シ、及ボゼルランド政府ヨリノ當會議ノ案内ヲ承諾シタルモノ是レナリ。

第二條

會議開催ノ場所構成セラタル以上ハ會議進行ノ順序書編成ノ手段方法ヲ講セサルヘカラス、本會議ニ於テ愈ヨ必要ト認メタランニハ、順序書問題ヲ研究調査スヘキ委員會ヲ設ケ其他代表者カ便宜ノ爲メ諸種ノ委員會ヲ設クルモ妨ケナキモノトス。

第三條

各委員會ナルモノハ會長一名、書記一名、報告掛一名ヲ置カンコトヲ要ス。

第四條

本會ヲ議開クニ當リテ先ツ第一ニ議事録編輯委員會ヲ任命センコトヲ要ス、此委員會ハ每會議ニ於ル議事ノ概要ヲ統括シテ之ヲ編輯シ以テ議事録ヲ作成スルヲ目的トスルモノナリ。

第五條

各代表者ハ本會議ハ云フマテモナク諸種ノ委員會ニモ皆ナ是レ列席シ得ヘキ權利ヲ有スルモノトス。

第六條

或ル委員會ノ會議ノ席ニ其委員會ノ會員タラサルモノカ臨席シタル場合ニハ、其會長ヨリ特別ノ許ヲ受クルニアラスンハ其議事ニ加ハルコトヲ得ス。

第七條

事ノ可否ヲ決スルニ投票ヲ用フル場合ニハ各代表者一投票ヲ爲スニ限ルモノトス。

第八條

會議ノ議事ニ對シテ一ノ動議ヲ提出スルカ、若クハ決議案ヲ提出セントスル場合ニハ、概則トシテ其由ヲ書面ニ認メテ議長ノ手元マテ差シ出サンコトヲ要ス、而シテ議長ハ之ヲ受ケ印刷ニ付シテ其議事ニ取り掛ラサルニ先ンシテ各代表者ニ配布センコトヲ要ス。

本條ノ所謂ル提出ニ係ル決議案ナルモノハ其性質各國ノ協賛ヲ經ヘキモノナルカ故ニ豫シメ注意シテ取り調ヘ置カンコトヲ要ス、但シ此決議ナルモノハ本會議開催ノ場合ニ於ル議事ノ決議トハ全ク異ナルモノト知ルヘシ。

第九條

本會議ハ三名ノ代表者ヨリ組織セラルヘキ一ノ委員會ヲ任命センコトヲ要ス、蓋シ此委員會ノ任務トスル所ハ議事ノ狀況經過等ヲ印刷部ノ方ヘ通信スルコトヲ可トルモノ是レナリ。

第十條

本會議及委員會ノ有様ハ出來得ヘキ丈ク其概要ヲ取りテ之ヲ印刷物ト爲シ成ルヘク遅延セサル様會議ノ各員ヘ配布センコトヲ要ス而シテ斯ル議事ノ有様ハ開會ノ初メニ當リテ朗讀スルノ必要ナキモノトス、但シ代表者ノ要求アル場合ハ此限ニアラス。

委員會ノ報告ハ之ヲ印刷ニ付シテ議場ニ議題トシテ提出セサル前各員ニ配希センコトヲ要ス。

第十一條

佛蘭西語ヲ以テ本會議ノ用語ト爲シ議事ニ關スル細大事項ハ皆ナ此語ヲ以テ記載サレンコトヲ要ス、然レトモ本會議ニ於テ其他ノ國語ヲ用フルモ妨ケナキモノトス。
出席代表者中佛蘭西語以外ノ國語ヲ以テセンコトヲ要求セラル、モノアランカ、斯ル場合ニ於テハ通譯ヲシテ説明スルモ苦シカラサルナリ。

第十二條

既ニ委員會ニ於テ討論ニ付セラレタル特別ナル問題アリテ、之ヲ本會議ニ於テ再ヒ討論セントスル場合ニハ一人ニシテ十分以上ニ亘ルヲ許サス、但シ特ニ議場ノ許可シタル場合ハ此限ニアラス。

議長、議事編輯委員會ハウヰリアム、コーリンズ、ドクトル、ハミルトン、ライト、グハン、デウハンタ
一ノ諸氏ヨリ成レルモノニシテ皆ナ是レ前會議ニ於テ同一ノ委員會ニ在リテ盡力セラレタル人々ナルカ、
今回ハ更ニフットーロン男爵ヲ擧ケテ此委員會ニ加ヘタシ。

(滿場異議ナク可決ス)

議長、出版委員會ハドクトルウーレインテ、デジョンノ二氏ヨリ成リテ共ニ是レ前會議ニ於テ同一ノ委員
會ヲ組織セラレタルモノナルカ、今回ハ更ニ和蘭ノ門閥家ドクトル、コーレン氏ヲ推シテ此委員會ニ加ヘ
タシ。

(滿場異議ナク可決ス)

議長、予ハ當會議ニ於テハ議事順序書編成委員會ヲ設クルノ必要ナシト信ス。

(滿場贊成ス)

議長、一千九百十二年一月二十三日ニ於ル會議ノ第二十三條ニハ左ノ如キ事ヲ規定シタリ、曰ク阿片會議
ニ關係シタル諸國ハ其本國ハ勿論其他ノ箇所ニ於ル所領地、殖民地及屬國等ノ爲メニ、其會議ノ決議事項
若クハ追加決議事項ニ調印シタラン場合ニハ、ネゼルランド政府ハ此等ノ諸國ヲシテ彼ノ決議事項ヲ承認
セシムヘキ方法ヲ取ランコトヲ要ス。

然ルニ若シ右ノ如ク調印スヘク要求セラレタル諸國中、一千九百十二年十二月三十一日ニ至ルモ尙ホ未
タ調印セサルモノアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハネゼルランド政府ハ直チニ其日ヲ以テ既ニ調印シタル

諸國ニ對シテ左ノ如キ要求ヲ爲サンコトヲ要ス、曰ク此等ノ諸國ハ彼ノ決議事項ヲ愈々承認シ得ヘキヤ否ナラ調査センカ爲メニ、夫々代表者ヲ海牙ニ派遣センコトヲ要スト、然ルニ昨日各代表中ニ配布シタル書類ニ依リテ既ニ御承知ノ事ナランカ、調印セラル、様要求シタル諸國中尙ホ未タ然カセラレサル國アリ、此ニ於テカ吾人ハ今マ現ニ參列セラレタル國々ニシテ愈々彼ノ決議事項ヲ承認セラル、ノ御決心ナルヤヲ確ムルノ必要アリト信ス。

右ノ如キ次第ナルカ故ニ予ハ是レヨリ書記長ヲシテ各國政府ノ代表者ニ就キ彼ノ決議事項承認ノ事ヲ確カメント欲ス、但シ其之ヲ問ヒ亂スノ順序ハ諸國ノ頭字ノ「エ、ビ、シ」順ニ從フヘキモノトス。

ツオン、ムーラー氏ハ左ノ如キ意見ヲ述ヘタリ。

一千九百十一年ヨリ一千九百十二年ニ跨カリタル萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣シタル國々ハ、最モ注意ヲ加ヘテ左ノ如キ事實ヲ調査シタリ、曰ク阿片、「モルヒネ」、「コカイン」等ヲ産出スルニ關聯シタル萬國現時ノ狀態如何、及此等ノ物品ニ關スル萬國商業上ノ情勢如何等ヲ調査シタルコト是レナリ。

斯クテ此等ノ諸國ハ皆ナ一致同意シテ左ノ如キ決議ヲ爲シタリ、曰ク第一回萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣セサリシ國々ヲシテ其決議事項ニ對シテ調印セシムルコトヲ先ツ第一ニ勤ムヘク、兎ニ角關係諸國カ殘ラス調印セサル以上ハ之ヲ承認スルニ至ラサルハ當然ナリト謂ツヘシ。

諸國カ右ノ如キ決議ヲ爲スニ至リタル所以ハ他ニアラス、彼ノ第一回萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣シタル國ハ少數ナリト謂ツヘク、斯ク少數ナル國カ互ニ一致同意シテ阿片、「モルヒネ」及「コカイン」ノ産出及通

商上ノ取締ニ關スル規定ヲ設ケタリトスルモ、彼ノ第一回萬國阿片會議ニ參列セサル諸國カ何等ノ規定ニ率制セラル、コトナク、隨意ニ此等ノ物品ヲ製造シテ市場ニ持チ出シ得ヘシトセンカ、折角ノ規定モ其効用ヲ見ルコト能ハサレハナリ、是レ諸國カ殘ラス調印スルニアラスンハ承認スルニ至ラスト云フ所以ナリ。

今マ僅カニ二三ノ國カ當會議開催ノ案内ニ對シテ何等ノ回答ヲモ爲サ、ルカラトテ、本會議ハ決シテカ爲メニ一頓挫ヲ來スヘキモノニアラス、須ラク彼ノ第二十三條ノ規定ニ從ツテ更ニ會議ヲ開キ調印シタル諸國ヲシテ愈ヨ承認セシムヘキ手段ヲ取ラサルヘカラス、今マ調印セサル國ハ九ヶ國アリ、希臘、瑞西及土耳其ノ三ヶ國ハ開催ノ案内ニ應セサリシ。

現在ノ所ニテハ彼ノ決議事項ヲ承認スヘキハ僅カニ少數ノ國々ニ過キサレハ充分ノ目的ヲ達シ得ヘキモノニアラス、故ニ我帝國政府ハ遺憾ナカラ現時差シ當リノ所彼ノ決議ヲ承認スルコト能ハス。

ドクトルハミルトン、ラ井ト氏曰ク我亞米利加合衆國ハ彼ノ決議事項ヲ承認スル所存ナリ、但シ愈々之ヲ承認センニハ我上院ノ協賛ヲ經サルヘカラス、我々亞米利加代表者ニ於テ其他言フヘキ所ナシ。

白耳義ノ代表者フホーロン氏。

ブラジルノ代表者グレエー、アランハ氏。

智利ノ代表者ジョージ、フヒース。

氏右三氏ハ各々國會ノ協賛ヲ經テ彼ノ決議事項ヲ承認スヘキ旨ヲ明言シタリ。

支那ノ代表者エン氏曰ク凡ソ天下廣シト雖モ阿片問題ニ就キテ最モ深キ關係ヲ有スルモノ、恐ラクハ支那國ノ右ニ出ル國ハナカルヘシ、前阿片會議ニ於テ支那國ノ決心ノ程ヲ提出シタルニ諸君ノ同情協賛ヲ得タルハ深ク感謝ニ堪ヘサル所ナリ、抑モ阿片ノ害毒ヲ鎮壓排除スルニ就テ各國協同ノ力ヲ得タルヨリ支那國ハ之カ爲メニ大ニ刺激セラル、所アリテ、前會議ノ調印以後阿片ノ産出及使用ニ對シテハ極メテ嚴峻ナル取締法ヲ設クルニ至リタリ、大總統袁氏就任ノ宣言書中ニモ阿片取締法ニ關スルコトアリ、其他國會及各地方長官ニ於テモ彼ノ阿片會議ノ精神ノアル所及成文ヲ能ク了解シテ阿片取締法ニ關シテ大ニ腐心シ居ル所ナリ、阿片ニ關スル支那國ノ有様斯クノ如クナルカ故ニ、吾人ハ前會議ノ決議事項ヲ承認スルコトニ躊躇セサルヘシ、既ニ諸君ハ前會議ニ於テ共同一致ノ步調ヲ取ラレタリ、今回ノ會議ニ於テモ亦タ然カアラシコトヲ希望スルモノナリ、彼ノ決議事項ヲ承認スルコトハ實ニ緊急事件ニシテ可及的速カニ結了センコトヲ望マシケレ、是レ我政府ヨリ訓令シ來レル所ナリ、抑モ此承認ノ事タルヤ管ニ我支那政府ノ手腕ヲ大ニ強剛ナラシムルノ益アルノミナラス、阿片會議ノ主義ノ人道德義ニ基ケルコトヲ世界ニ發表スルノ手段ト云ハサルヘカラス、阿片問題ニ就テハ最モ重大ナル關係ヲ有スル支那國ノ代表者タル予ハ、此決議事項ノ成ルヘク丈ケ速カニ承認セラレンコト希望シテ止マサルモノナリ。

(滿場喝采)

デ、ペラルタ氏曰クコスタ、リカ政府ハ彼ノ決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ、我國ハ阿片問題ヲ最モ重大ナルモノト思惟シ、此ノ萬國阿片會議ノ尙ホ未タ開催セラレサル以前、我國ノ立法局ハ阿片ノ商業

及使用ニ關スル取締法ヲ設ケタル程ナリシ。

デ、クレヴエンユツブ、ガستنスクシヨルド氏曰ク和蘭政府ハ彼ノ決議事項ヲ承認セン欲トス。

ゼ、ラージ、フリーニス氏曰クエコードル政府ハ彼ノ會議ノ決議事項ヲ承認セント欲ス。

ガーシア、デ、アシリウス氏曰ク西班牙政府ハ彼ノ會議ノ決議事項ヲ承認セント欲ス。

マーセリン、ペレット氏曰ク佛蘭西共和政府ハ佛領印度支那ノ關係アルヲ以テ、遺憾ナカラ一千九百二十一年一月二十三日ニ於ル阿片會議ノ決議事項ヲ承認スルコトヲ得ス。

且ツ一ツノ方面ニ於テハ第一回萬國阿片會議ニ代表者ヲ派遣セサリシ國々ニシテ阿片及「コカ」ノ産出ノ大ナルモノアリ、此等ノ國々ノ意見如何ヲ確カメンク欲スルノ意ナクンハアラス、又タ他ノ方面ニ於テハ注意ヲ密ニシテ左ノ如キ事柄ヲ調査セント欲スルノ念ナクンハアラス、曰ク支那政府ハ其所領内ニ於テ阿片ノ原料タル罌粟ノ耕作ヲ禁遏シ、且ツ佛領印度支那地方ニ於テ阿片賣買ヲ禁止スルノ手段ヲ取ルヘシト聲言セシカ、其手段ヲ果シテ能ク實行セラレ居ルヤ否ナヲ調査セント欲スルコト是レナリ。

然レトモ佛蘭西共和政府ハ阿片禁遏策ニ關シテ出來得ヘキ丈ケノ幫助ヲ與ヘント苦慮シ居ルモノナリ、故ニ佛蘭西本國丈ケニ就テ之ヲ言ハ、一千九百二十一年一月二十三日ニ於ル彼ノ阿片會議ノ決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ。

マツキス、ミウラー氏曰ク我政府ハ遺憾ナカラ現今ノ所ニテハ彼ノ決議事項ヲ承認スルノ時機尙ホ未タ全ク熟シ居ラスト云ハサルヘカラス、然レトモ畢竟スルニ是レ承認スルノ時機尙ホ未タ熟シ居ラスト云フ

ニ過キス、出來得ヘキ丈ケ速カニ承認スルコトニセント憂慮シ居ラスト見做サルヘキ點ハ寸毫モ之レナキナリ、請フ是レヨリ我カ政府カ時機尙ホ未タ熟シ居ラスト斷定スル理由ニ就テ聊カ述ル所アラント欲ス。

我政府中顧問官達ノ意見ニ曰ク、歐洲中ニテ阿片問題ニ就テ利害ノ關係殊ニ深キ國々ニシテ、彼ノ阿片會議ニ參加セサルモノアリ、埃太利、匈牙利、瑞西及諾威ノ如キ是レナリ、此等ノ國々ハ「モルヒネ」及「コカイン」ヲ東國地方ヘ輸出スルコトヲ禁止スト云ヘル阿片會議ノ規定ヲ全ク無視シテ、隨意ノ行動ヲ取ランコトハ事理ノ最モ見易キモノナリ、又タ他ノ一方ニ於テ「コカイン」ニ就テ之ヲ云ハンニ、彼ノペーリウ國ノ如キハ一旦好シ阿片會議ニ一致同意シタルニモ拘ラス、之ヲ等閑ニ付シ去リテ禁制品タル「コカイン」ヲ賣買スルナラン。

又タ阿片會議ニ參加シタル國々ニ於ル現在ノ化學的製造家ハ、此會議ニ參加セサル國ニ於テ工場ヲ起シテ製造業ニ従事シ得ヘキナリ、而シテ彼ノ阿片會議ニ參加セサリシ國ハ之ニ參加シタル國ヨリ「モルヒネ」及「コカイン」ヲ輸入スルモ、決シテ規則違犯ニ問ハルヘキモノニアラサルナリ、既ニ斯クノ如キ有様ナルニ依リ彼ノ阿片會議ニ參加シタル國カ參加セサル國ヲ利用シテ彼ノ禁制品ヲ東國地方ノ消費者ニ輸送スルハ容易ノ業ト謂フヘキナリ、又タ彼ノ阿片會議ニ參加セサリシペーリウ國ニ之ヲ言ハンカ、「コカイン」製造用ノ原料ノ多量カペーリウ國ヨリ供給セラル、コトハ夙ニ我政府ノ知悉スル所タリ、而シテペーリウ國カ如何ニシテ斯ル原料ヲ製出スルヤト云フニ、特ニ有効ナル製藥法ニ依リテ製出スルモノニアラス、同

國ノ産出スル「コカ」葉ノ多量ヲ壓搾シテ以テ得タル一種ノ液體是レナリ、抑モ此液體ノ十分ノ七八世間ニテ通常用ヒラル、「コカイン」鹽ヨリ成レルモノナリ、既ニ斯クノ如キ有様ナルカ故ニ同國ニ於テ若シ藥劑師等カ相謀リテ「コカイン」鹽ヲ製造センカ爲メニ一小會社ヲ設立シタランニハ、全世界ニ於テ消費セラルヘキ「コカイン」鹽ヲ製造シ得ヘキコトハ左マテ難キコトニアラサヲヘシ、事既ニ然リ、彼ノ阿片會議ノ規定スル所ニ從ツテ「モルヒネ」及「コカイン」ノ賣買ヲ禁止セントスルモ、決シテ實行セラルヘキモノニアラス、即チ此等ノ藥品ヲ製造シ若クハ製造シ得ヘキ國々カ悉ク皆ナ彼ノ阿片會議ノ決シ事項ニ贊同一致スルニアラサル以上ハ決シテ實行シ得ヘカラサルナリ、此ニ於テカ我政府ノ意見ノアル所ヲ開陳セント欲ス、曰ク今回ノ阿片會議ニ於テハ嘗ニ前回ノ阿片會議ニ調印シタル國々ヲシテ愈ヨ彼ノ決議事項ヲ承認セシムルノミナラス、併セテ調印スルコトヲ忌避シ若クハ等閑ニ付シタル國々ヲシテ調印セシムヘキ手段方法ヲ取ラサルヘカラス、又タネゼルランド政府ヨリ發セラレタル會議開催ノ案内ニ對スル某々國ノ回答文ヲ見ルニ、會議ノ主義目的ヲ誤解シタルニハアラサルカトノ疑ヒナキ能ハス、果シテ誤解ナランニハ早ク之ヲ解説スルノヲ途ヲ講セサルヘカラス、而シテ此會議ニ參列セラレタル各代表者カ熟議ノ上決議セラレタル事柄ハ充分之ニ重キヲ置キテ夫々處分センコトヲ要ス、予ハ尙ホ反覆シテ之ヲ言ハン、右ニ述ヘタル如キ理由アルカ故ニ我政府ノ意見ハ前會議ノ決議事項ヲ承認スルノ時機尙ホ未タ熟セスト云フニアリ、然レトモ其決議事項ヲ承認スルコトヲ忌避センコトハ決シテ我政府ノ意志ニアラサルナリ、要スルニ之ヲ承認スルノ時機尙ホ早シト云フニ過キササルナリ、是レマテ各種ノ理由ノ爲メニ阿片會議ニ參列セサ

ル國少ナカラス、須ラク此等ノ國々ヲ勸誘シテ此會議ニ參加セシメ、萬國皆ナ協同一致ノ步調ヲ取りテ事ニ當ラサルヘカラス、是レ吾人ノ切望シテ止マサル所ナリ。

(滿場喝采)

ステニオ、ヴキンセント氏曰ク我ハイチ國ニ於テハ阿片會議ノ決議事項ヲ承認スルコトハ憲法上立法部ノ協賛ヲ經サルヘカラス、ハイチ政府ハ斯ル協賛ヲ經ルト均シク承認セント欲スルモノナリ。

コムバンス、デ、フリツヘンチウ氏曰ク我伊太利政府ハ彼ノ萬國阿片決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ、伊太利本國ハ無論伊太利ノ殖民地ナルイリスリー、ソマラ非ランド、トリポリ及シレネモ共ニ承認セント欲スルモノナリ。

信夫淳平氏曰ク日本政府ハ彼ノ決議事項ノ承認ニ就テハ毫モ異論ナキモノナリ。

フホーロン氏曰クルキセンブルグ政府ハ彼ノ決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ。

ステリユ、ガムボア氏曰ク墨西哥政府ハ立法部ノ贊同ヲ經テ後彼ノ決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ。ヴハン、デヴヘンター氏曰クネゼルランド政府ハ州總長ノ許諾アルト均シク彼ノ決議事項ヲ承認セント欲ス。

フヘアーレーラ氏曰ク予ハ尙ホ未タ我政府ヨリ何等ノ訓令ニ接セスト雖モ、彼ノ決議事項ヲ承認スルノ意我政府ニアリトモ思ハレス、今マ予ノ意見ヲ述ヘンニ目下差シ當リノ所他ノ政府ノ贊同ノ有様ヲ俟ツノ優レルニ若カス、予ハ前會議ニ於テモ同一ノ意見ヲ述ヘタリシナリ、想フニ彼ノ會議ノ決議事項ヲ承認サレタ

ル國々ハ、博愛慈惠ノ目的ヲ達セシメンカ爲メニ其國家經濟上ノ利益ヲ犧牲ニ供センコトヲ自カラ證明セラレタルモノト謂ツヘキナリ、サレハトテ之カ爲メニ阿片會議ニ參加セサル國ヲシテ阿片及之ト同種ノ藥品ヲ自由ニ賣買シ加之此等ノ商業ヲ發達セシメテ利益ヲ得セシムヘキ必要ハナカルヘキナリ。

スウエツチーネ氏曰ク露西亞政府ハ彼ノ決議事項ニ調印セント欲スルモノナリ、想フニ某々國カ調印スルコトヲ拒ムモ之カ爲メニ會議ノ實効ヲ傷害セラル、コトナカルヘシ、然レトモ露國ノ最後ノ承認ハ本會議ニ於テ彼ノ調印セサル國々ノ問題ヲ解決シタル後之ヲ與フルコト、セン、予ハ先ニ述ヘラレタルマツキス、ミウラー氏ノ意見ニ同意ヲ表ス。

アーチエマー氏曰ク暹羅政府ハ彼ノ決議事項ヲ承認セント欲スルモノナリ。

議長曰ク今マ諸君ノ說ヲ綜合シテ之ヲ考フルニ、或ル國々ハ他ノ數ヶ國(此内ノ或ル國ハ大勢力ヲ有スルモノ)ノ調印セサリシ故ヲ以テ、彼ノ決議事項ヲ承認スルコト差シ當リノ所困難ナリト言ハル、モノ、如シ、然ルニ他ノ國々ノ意見ハ前者ノ說ニモ拘ラス承認セント欲スルモノニ似タリ、此ニ於テ予ノ意見ヲ述ヘンニ既ニ承認セントスルノ意志アル以上ハ何ソ他ノ處決ヲ待チテ後然カスルノ必要アラシヤ、各自其意見ノ如ク承認セラル、コソ然ルヘケレ、果シテ然カセラレタランニハネゼルランド政府ヨリ再ヒ其承認如何ヲ問ヒ合スノ必要ナク、又タ同一ノ意見ヲ述ヘンカ爲メニ再ヒ此所ニ參會セラル、ノ煩累モナカルヘキナリ。

且彼ノ決議事項承認ノ事ハ今日直チニ各國ニ要求スル次第ニモアラス、諸君請フ前會議ニ於ル第二十三條

ノ末項ノ規定ヲ御一覽アレヨ、ネゼルランド政府カ彼ノ決議事項ニ調印セラレタル國々ヨリ愈ヨ承認サレタル通知ヲ受ケタランニハ、之ヲ取り纏メテ其等ノ國々へ報告スヘキ規定トナリ居ルニアラスヤ、又タ前會議ノ第二十四條ノ第一項ニハ左ノ如キ事柄ヲ規定シ居ルニアラスヤ、曰クネゼルランド政府ヨリ各國承認ノ事ヲ夫々報告シテ後三ヶ月ヲ經過スルニアラスンハ、彼ノ決議事項ハ實行セラルヘキモノニアラスト。

ウオン、ミウラー氏問フテ曰ク直チニ彼ノ決議事項ヲ承認センコトヲ言ヒ出テタルハ何々國ナルヤ。

議長、答ヘテ曰ク支那、コスタリカ、丁抹、エコードル、西班牙、伊太利、ルクセンバーク及暹羅是レナリ。

ダレカ、アランハ氏一ノ意見ヲ述ヘテ曰ク直チニ承認セン事ヲ申シ出テラレタルモ、參列セラレタル代表者ノ大半ハ結局其國々ノ立法部ノ贊同ヲ得ントノ條項ヲ含メルモノナルヘシ、即チ直チニ承認セン事ヲ申シ出テラレタル各國政府ハ其立法部ノ贊同ヲ得ヘキコトヲ自カラ保證サレタルモノ是レナリ。

ジョージ、ヒウニウス、及マーセリン、ベレットノ二氏ハ右ノ意見ニ同意ヲ表シタリ。

ドクトル、ハミルトン、ライト氏曰ク合衆國上院ハ今マ會議延期中ニ屬シ居ルモ、恐ラクハ行政部ヨリ彼ノ阿片會議ノ決議事項承認ノ件ヲ上院ヘ回送シテ直チニ議事ニ付スヘキコトヲ要求スルナラン、然レトモ其延期中ナル會議ハ特別會議ノ性質ナルヲ以テ、阿片會議ノ件ハ其議事ニ上ラサルヘシ、多分十二月ニ開會セラルヘキ例會早々ノ議事ニ上ルヘキナリ、

議長曰ク大不列顛國ノ代表者ヨリ左ノ如キ事ヲ申シ出テラレタリ、曰ク本會議ノ希望トシテ此外ノ國々ヲ

シテ彼ノ決議事項ニ同意セシムヘキ必要ナクンハアラスト、予モ亦タ本會議ヲシテ斯ル希望ヲ發表セシメタランニハ好結果アルヘシト信スルモノナリ。

ゾオン、ミウラー氏ハ一ノ決議案ヲ提出シタリ、此決議案ハ日耳曼、合衆國、大不列顛、佛蘭西、ネゼルランド及露西亞ノ各代表者ノ協議ニ成レルモノ是レナリ。

議長曰ク此決議案ナルモノハ本會議第八條ノ規定ニ基キテ之ヲ印刷ニ付シテ夫々配布スヘシ、而シテ此會議ハ明日マテ延期セン、其内各代表者諸君ニ於テ此議案ヲ篤ト御調査アラシコトハ深ク予ノ信スル所ナリ。

ウ井リアム、コーリンズ氏曰ク右ノ決議案ナルモノハ英國ノ代表者ノ起草ニ成リタルモノニシテ、各代表者モ之ニ就テハ最モ重キヲ置ケルモノ、如ク、抑モ此決議案ナルモノ、性質タルヤ恐クハ本會議中ノ重要問題ト謂ツヘク、從ツテ全會一致ヲ以テ賛成可決セララルヘキモノナリ、故ニ印刷ニ付セラレタル此議案ニシテ諸君ノ御手許ニ廻リタランニハ御熟覽ノ上修正改訂ノ必要アリト思惟セラレタランニハ、然ク修正改訂シテ通過セラレンコトヲ予ハ諸君ニ望ムモノナリ、恐ラクハ二ヶ國ハ之ヲ例外トシテ他ノ諸國ニ至リテハ皆ナ此問題ニ贊同セラル、ニ相違ナカルヘキナリ、即チ贊同セラル、ニ就テ甚タシキ障礙ノ之レナキヲ予ハ確信スルモノナリ、好シ全會一致ヲ得ラレサルモ責メテ大多數ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ンテ止マサルモノナリ。

議長曰ク議長タル予モ亦タウキリアム氏ト全ク同一ノ意見ヲ抱クモノナリ。

ハミルトン、ラキト氏曰ク我政府ノ意見ノアル所ヲ述ニ、曰ク彼ノ前會議ニ調印シタル諸國ハ可及的速
カニ其決議事項ヲ承認スルコトニ勤メ、且ツ其他ノ國々ヲシテ出來得ヘキ丈ケ之ニ賛同セシムヘキ手段ヲ
取ラサルヘカラスト、且ツ予ハ先キニ述ヘラレタル、ウヰリアム、コーリンズ氏ノ意見ニ同意スルモノナ
リ。

議長ヨリ米國代表者ノ書記ブツトラー、ラキト氏ヲ舉ケテ本會議ノ書記ノ中ニ加ヘント發議セシニ、異議
ナク可決シタリ。

議長曰ク彼ノ印刷物カ代表者諸君ノ御手許ニ達シタランニハ、二十四時間以内ニ其修正ヲ加フヘキ個所ヲ
モ指示シテ議場マテ御差シ出シアランコトヲ乞フ、是レ本會議ノ書記ヲシテ取り調フヘキ猶豫ヲ得セシメ
ンカ爲メタリ。

議長曰ク予ハ今マ一身上ノ事ニ就テ諸君ニ申シ入レ度コトアリ、开ハ他事ナラス、來ル土曜日諸君ト間食
ヲ共ニ致シ度所存ナレハ、ヘーレムノ近傍ナル予カ弊屋ニ御枉駕下サル、ヤウ單ニ願ヒ奉ル所ナリ、

議長曰ク本日ハ是レニテ會議ヲ閉止スヘシ、明朝ハ彼ノミウラー氏ノ提出ニ係ル議案カ諸君ノ御手許ニ達
スヘケレハ、明日午後二時半ヨリ次會ヲ開クコト、セン。

右ノ發議ハ一旦異議ナク可決セラレタルカ、更ニミウラー氏ヨリ一種ノ意見ヲ述ヘラレタルヲ以テ、議長
ハ改テ報告シテ曰ク次會ハ延期シテ來ル金曜日午前十一時ヨリ開カン方一層都合宜シカルヘシ、是レ畢竟
スルニ彼ノ議案提出者ノ意見ニ基ケルニ外ナラス、其議案提出者ノ意見ニ曰ク此議案ハ其實一ノ個條書ノ

如キモノニ過キス、故ニ印刷セラレタル上今一應熟覽シテ修正改訂ヲ加フヘキ個條アルヘケレハ次會ヲ金
曜日マテ定期セント。

議長最後ノ報告カ異議ナク可決セラレテ此日ノ會議ヲ閉止シタリ

第三會 議

一千九百十三年七月四日(金曜日)

クレマー氏議長席ニ就ク、

此日午前十一時開會

コロンビアノ代表者ヲ除クノ外各國ノ代表者殘ラス出席、

第一會議(一千九百十三年七月一日開催)ノ決議事項カ皆ナ此席ニ於テ承認サレタリ、
斯クテドクトル、ウ、リン、テー氏ハ左ノ如キ演說ヲ爲シタリ、曰ク、

議長尊下、予ハ今マ去ル水曜日於テ日耳曼國駐劄支那公使タル予ノ同僚某カ述ヘタル語ヲ賛成スルノ意
ヲ以テ茲ニ聊カ述ル所アラントス、首ヲ回セハ今マヨリ十八ヶ月前此議場ニ於テ開催セラレタル前會議
ニ際シテ、予ハ代表者ノ一人トシテ參列スルノ光榮ヲ得タルモノナルカ、其際既ニ各國ノ代表者諸君ハ
熱心ト好意トヲ以テ彼ノ困難ナル阿片問題ヲ切瑳討論セラレタルコトハ、予ノ親シク目撃シタル所ナ
リ、殊ニ予ノ最モ感激スル所ハ支那國ヨリ提出シタル五ヶ條ノ問題(後編成セラレテ前會議ノ第四編ト

ナリタルモノ是レナリ。カ容レラレテ通過シタルコト是レナリ、我支那政府カ阿片ノ大害ヲ除却セントスルコトニ就テ大ニ各國ノ同情ヲ寄セラレタルヲ以テ、支那政府ハ大ニ奮勵興起スルノ機會ヲ得タリシナリ、即チ支那政府ハ曩キニ彼ノ阿片會議ニ調印セシ以來、全國ヲ通シテ阿片ノ産出及誤用ヲ制壓スルコトニ就テ從前ヨリ尙ホ一層強硬ナル手段ヲ取ルニ至レリ、我政府ノ方針既ニ斯クノ如クナルカ故ニ吾人カ當會議ニ參列スルモ、前年ノ會議ノ決議事項ヲ出來得ヘキ丈ケ速カニ承認セント欲スルノ意ニ出テタルモノナリ。

然レトモ本會議ニ參列セラレタル代表者諸君ノ内ニハ、支那政府カ阿片ノ産出及誤用ヲ遏止スルニ就テ取りタル方法手段ノ効力ニ關シテ、或ハ疑念ヲ抱カルル人モ之レアルナラン、今マ予ハ此等ノ人ニ對シテ聊カ辨明スル所アラン。

抑モ我政府カ前會議事項ニ調印セシ以來阿片ノ撲滅退治ニ就テ心ヲ竭シ力ヲ盡シタルコトハ決シテ容易ノ業ニアラサルナリ、即チ之カ爲メニハアラン限リノ心ヲ竭シ力ヲ盡シタルモノナリ、今マ實例ヲ擧ケテ之ヲ示サンカ、大總統就任ノ宣言書、法律上ノ成文、禁錮、罰金、種ヘ付ケタル罌粟ヲ根拔ニシタルコト數千「エーカー」ノ耕地ニ達シ、其甚ハタシキニ至リテハ斯ル法律ニ違犯セシモノヲ死刑ニ處スルコトサヘアリタリ、蓋シ是レ皆ナ阿片ノ害毒ヲ一掃シテ人民ヲ幸福ナラシメント欲スルニ過キサルナリ予ハ今マ予ノ述ヘタル事實ノ全ク虚ナラサランコトヲ證サンカ爲ニ、外國領事ノ報告及新聞等ヲ諸君ニ示サント欲ス、然レトモ今マ一々之ヲ擧ケンハ事煩ハシケレハ、恐ラクハ其内ノ二箇ノ事實ヲ掲ケ來ラ

ハ事足リスヘシ。

其内第一ノ事實ト云ヘルハ今マヨリ十八ヶ月以前、即チ吾人カ曩キニ此地ニ會合セシ時ノ事ナルカ、英國ノ阿片委員會ノ決議ヲ以テ我國五ヶ所ノ地方ニ於テ阿片ヲ禁止スル旨布告セラレタリ、蓋シ所謂其五ヶ所ノ地方トハセツヘーン（支那國ニ於テ從來阿片ノ産出高最モ多キ地方）、シヤンシー、ヘンチン、キリン及ヘールンキヤンはレナリ、此外尙ホ英國ノ阿片委員會ノ調査ノ結果シヤンツン、チリ、アンフ井クワンシー、及ヒーナンノ五ヶ所ニ於テハ阿片ノ輸入ヲ禁止スル旨布告セラレタリ。

而シテ其第二ノ事實ト云ヘルハ英國政府カ阿片取締ニ就テ取りタル方策是レナリ、即チ英國政府ハ去ル五月以降印度産出ノ阿片ヲ支那國ヘ向ケテ輸出スルコトヲ禁止スヘク決定シタリシナリ、且ツ印度政府ノ二等書記官某ハ英國々會下院ニ於テ左ノ如キ事ヲ明言シタリ、曰ク支那政府及支那全般ノ人民カ阿片ノ害毒ノ容易ナラサルコトヲ知リテ、此害毒ヲ免カレンカ爲メニ熱心、着實、堅忍、剛毅以テ其手段方テヲ講究スル點ニ至リテハ、其間絲毫モ疑念ヲ挿ムノ餘地ナキナリ、嘲笑蔑視スヘキ點ハ毫モ之レナク之ニ關スル實證ハ一ニシテ足ラサルナリ、予ハ自カラ責任ヲ帶ヒテ然カク斷言シテ憚カラサルモノナリ、阿片問題ニ關スル支那ノ行動ハ人類ノ年代記中稀有ナル道德的勇氣ノ實例ヲ全世界ニ示シタルモノト謂ツヘキナリト、

右ノ如キ事實ニ依リテ諸君ハ阿片問題ニ對スル支那ノ態度如何ヲ御了承相成リタルコト、信ス、而シテ今マ吾人ハ殆ント世界各国ノ參列セラレタル此會議ニ於テ、寸時モ早ク此博愛主義ニ基ケル阿片問題ノ

最モ完全ニ解決セラレンコトヲ希望シテ止マサルモノナリ、是レ他ナシ此問題ノ解決カ晩ルレハ晩ル、程更ニ其害毒ノ及フ所愈ヨ大ナレハナリ、今マ予カ左方ニアル所ノ同僚カ去ル水曜日ニ於テ述ヘシ如ク我共和政府ノ大統領、我國會、我各地方長官及我支那國民ハ國家ノ歳入ノ損耗ト個人ノ收入ノ損耗トヲ顧慮スルコトナク、彼ノ阿片會議ノ成文ト精神トヲ實地ニ適用セント同心一致シ居レリ、

吾人ハ彼ノ前會議ノ決議事項ノ寸時モ早ク承認セラレンコトヲ希望シテ止マサルモノナリ、蓋シ其決議事項ハ支那國ニ關係スルコト殊ニ多大ナレハナリ、今日ノ有様ニテハ彼ノ決議事項ハ空文タリ死文タルニ過キス、本會議ハ前會議ノ第十八條ニ對シテ最モ深キ注意ヲ拂ハサルヘカラス、是レ我政府ヨリ我々代表者ノ許ヘ訓令シ來レル所ナリ、試ミニ今マ所謂第十八條ナルモノヲ諸君ノ參考トシテ茲ニ述ヘント欲ス、

『凡ソ支那國ト條約ヲ結ヘル國ハ嚴重ナル阿片取締法ヲ設ケンコトヲ要ス、即チ支那ニ於ル租借地、殖民地及居留地内ニ於テ生阿片及製成阿片ヲ現ニ販賣シ居ル所ノ店舗ノ數ヲ漸次減少セシムルノ手段ヲ取ランコトヲ要ス、又タ此等ノ條約國ハ其租借地、殖民地及居留地ニ於テ行ハレ居ル阿片小賣商ニ關スル嚴重ナル取締法ヲ設ケンコトヲ要ス、但シ既ニ其取締法ノ設ケアルモノハ此限ニアラス、獨リ此等ノ條約國ノミナラス、支那政府亦タ同一ノ方法ヲ取ランコトヲ要ス、』

試ミニ天津ノ有様ニ就テ之ヲ言ハン、抑モ天津ハ人口百萬以上ヲ有スル一大市邑ニシテ且ツチリ地方ノ工業地タリ、而シテ阿片輸入ヲ禁止セラレタル地方ノ一ニシテ支那ニ屬スル部分ニ於テハ、阿片販賣店

若クハ阿片喫煙所ノ如キハ僅カニ一ヶ所タモアラサルナリ、然ルニ佛人居留地ニ至リテハ如何、公然阿片ヲ販賣シ及阿片事業ヲ營ムモノ現ニ十ヶ所アルニアラスヤ、是レ從前ニ比シテ一層熾ンナルモノト云ハサルヘカラス。

上海ハ支那ノ市邑ニシテ今ヨリ若干年以前ニアリテハ、阿片販賣店及阿片喫煙所ハ之ヲ禁止シタル箇所ナリシカ、萬國殖民地ノ市會ニ於テハ昨年中阿片販賣店ヲ許可シタルコト三百七十四箇所ノ多キニ達シタリ、而シテ右市會ノ書記ノ公言スル所ヲ聞クニ曰ク、外國人ノ居留地ニアリテハ彼ノ阿片會議ノ第十八條ニ從ツテ阿片販賣店ノ數ヲ減少スルノ意アラサルナリト、是レ實際スル書記ニ面會シタル或ル人ヨリ聞キ得タル所ナリ。

事實右ノ如キ次第ナルカ故ニ我支那政府ハ本會議ニ參列セラレタル各國、殊ニ支那國ト條約ヲ取り結バレタル各國ニ對シテ左ノ如キ行動アランコトヲ希望シテ止マサルモノナリ、曰ク彼ノ阿片會議ノ成文ト其精神トヲ併セテ實行セラルヘキ充分ノ方法手段ヲ取ラレンコト是レナリ。

支那國代表者ノ書記某ハ右ニ掲ケタル意見ヲ全ク佛語ニ翻譯シテ讀ミ上ケタリ。

ウキリアム、コーリンス氏曰クドクトル、ウー氏ノ所説ハ大不列顛國ノ代表者ニ最モ深キ感動ヲ與ヘタリ、列國ヲシテ可及的速カニ彼ノ阿片會議ノ決議事項ヲ承認セシメント欲スルノ希望ニ至リテハ、大不列顛國モ亦タ是レ支那國ト全ク同一ノ意見ナリ、既ニ斯ク同一ノ意見ヲ有スル以上ハ英、支兩國協同一致シテ阿片問題ヲ重要視セル列國ヲシテ此會議ニ合同セシムヘキ様充分ニ力ヲ盡サンコトコソ望マシケレ。

印度政府ノ二等會記官某カ英國下院ニ於テ阿片問題ニ關スル支那國ノ熱心銳意ナルコトヲ述ヘタルコトハ、既ニドクトル、ウー氏ノ所說ニテ明カナレハ再ヒ之ヲ繰リ返スノ必要ナカルヘシ、今マ差シ當リ重要問題ト云ツヘキハ列國カ既ニ阿片問題ニ關シテ議決シタル事項ヲ實行セシムヘキ様力ヲ盡サン事是レ也此ニ於テ議長ハ支那國代表者及ウキリアム、コーリンズ氏ノ詳細ナル所說ニ對シテ感謝ノ辭ヲ述ヘタリ。議長曰ク左記ノ所說及日耳曼、亞米利加合衆國、佛蘭西、大不列顛、ネゼルランド及露西亞ノ諸代表者ヨリ提出サレタル決議案ニ就テ諸君ノ考慮ヲ煩ハサント欲ス

緒言

第一回ノ阿片會議ニ參列セラレタルハ都合十二ヶ國ナリシカ、其會議ノ決議ヲ以テネゼルランド政府ヘ左記ノ如キ事柄ヲ委托サレタリ、曰ク一千九百十二年一月二十三日ニ於ル萬國阿片會議第二十二條ニ基キテネゼルランド政府ヨリ歐米中ノ三十四ヶ國ヘ催促シテ萬國阿片會議ノ決議事項ニ調印セシムルコト是レナリ、蓋シ第二十二條ナルモノハ『本會議ニ參列セサル國々ヲシテ調印セシムルコトヲ』規定シタルモノト知ルヘシ、而シテ右三十四個國ノ内調印シタルモノハ二十二個國ニシテ、残り十二個國ハ種々ノ理由アリテ調印セサリシナリ。

ネゼルランド政府ハ諸國ヨリ調印催促ニ對スル回答ヲ受ケテ一々之ヲ本會議ノ方ヘ回送シタルコトナルカ、其回答ノ模様ニ依リテ之ヲ視ルニ全ク調印スルコトヲ拒絕シタルハ、十二個國ノ内僅カニ三個國ニ過キササルナリ、即チ希臘、瑞西及土耳其ノ三個國是レナリ、尙ホ此三個國ノ内希臘、土耳其ノ二國ハ

其調印ヲ拒絕スルニ就テ毫モ其理由ヲ述ヘサリシカ、瑞西ニ至リテハ然ラス、調印セサルニ就キテ左ノ如キ理由ヲ述ヘタリ、曰ク萬國阿片會議ノ主意タルヤ人生ノ德義ヲ重ンス、社會ノ安寧ヲ維持セント欲スルヨリ出テタルモノナレハ、其主意ニ至リテハ更ニ異論ヲ容ル、ノ餘地ナキナリ、然レトモ瑞西國カ他ノ訂盟列國ト合同一致ノ步調ヲ取ランコトハ全ク無意味ニ終ランノミ、抑モ瑞西國ハ阿片產出ノ地方ナラサルカ故ニ之ヲ他ニ輸出スルノ謂レナク、又タ藥用意外ニ阿片ヲ用フルコト絶テ之レナキナリ、此外阿片及阿片製ノ「アルカロキド」、「コカイン」ヲ用フルコト之アリト雖モ、全ク藥用ノミニ限ラレタルモノニシテ、決シテ其他ニ用フルコトヲ許サス、法律上極メテ嚴重ニ之カ取締ヲ爲シ居レリ、或ハ瑞西國內或ル地方ニ於テ「コカイン」、「モルヒネ」ヲ製造スル個所アリト雖モ是等ハ皆ナ地方廳自カラ之ヲ監督シテ充分ナル取締ヲ爲シ居レルカ故ニ聯邦政府ニ於テハ差シ當リノ所之ヲ取り締ルノ必要ナキナリ以上ノ理由アルヲ以テ瑞西國ハ調印セサルナリ。

埃太利、匈牙利、諾威、瑞典ノ三ヶ國ノ回答ニ曰ク阿片會議ノ決議事項ハ新タニ法律ヲ設ケサルヘカラサル事柄ナルヲ以テ、今マ差シ當リノ所調印スルコトヲ得ス。

ブルガリア、ウルガキノ二國ハ調印スルコトニハ同意シタリト雖モ、尙ホ未タ實際調印シ來ラサルナリルーマニア政府ノ回答ニ曰ク阿片會議ノ主意ノアル所ヲ尙ホ未タ充分ニ調査シ居ラサルカ故ニ、何レトモ決定スルヲ得ス。

モンテネグロ、ペーリウ、サーヴキアノ三個國ニ至リテハネゼルランド政府ヨリ數々催促シタレトモ未

タ何タル回答ヲモ爲サス。

又タ或ル數個國ノ回答ノ様子ヲ見ルニ阿片會議ノ目的及其規定條項ニ就テ誤解ヲ生シ居レリト思ハル、點ナクシハアラス、蓋シ此等ノ誤解ハ須ラク融解セサルヘカラサルモノト信ス。

斯クテ日耳曼、亞米利加合衆國、佛蘭西、大不列顛、ネゼルランド、露西亞、是等諸國ノ代表者ハ皆ナ一致同意シテ本會議ノ一ノ決議案ヲ提出スルニ至レリ、其決議案ノ大要ヲ擧ケンニ吾人ハ右等ノ誤解ヲ融解スルニ就テハ出來得ヘキ丈ケノ力ヲ盡サ、ルヘカラス、又タ前會議ノ決議事項ニ對シテ尙ホ未タ調印セサル國々ヲシテ調印セシムヘキ手段ヲ取ルノミナラス、其他調印スルコトヲ拒絶シタル國々ヲシテ調印スヘキ様再考セシムルコトニ就テ斡旋ノ勞ヲ取ラント欲スルニアリ、其決議案ノ詳細ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ。

決議案

一千九百九年上海ニ於テ開催サレタル萬國阿片委員會、及一千九百十二年海牙ニ於テ開催サレタル第一回萬國阿片會議ニ於テ議定サレタル方針ニ從ツテ、阿片、「モルヒネ」、「コカイン」及此等ノ物質ヲ材料トシテ製出サレタル藥品ノ誤用禁止事業カ、引キ續イテ着々其歩ヲ進メンコトハ最モ好マシキコトナリ、且ツ是等ノ禁止事業ニ就キテ世界萬國カ共同一致ノ步調ヲ取ランコトハ、事實上必要ニシテ且ツ相互ノ利益ナルハ最モ明カナル事柄ナレハ、又手コソ茲ニ第二回萬國阿片會議ヲ開催スルコト、ハナレリ。

第一、ネゼルランド政府ハ好意ヲ以テ埃太利匈牙利、諾威、瑞典ノ三ヶ國ヘ左ノ如キ事ヲ通告セント欲

スルモノナリ、曰ク貴國等カ阿片會議ニ關シテ取ラルヘキ處分ハ明カニ之ヲ四段ニ分ツコトヲ得ヘキナリ、即チ之ニ調印スルコト、之ヲ承認スルコト、之ニ關スル法律ヲ制定スルコト及會議ノ決議事項ヲ實行スルコト是レナリ、而シテ兎ニ角先ツ調印サレンコトヲ望ムモノナリ。

前會議ノ第二十三條及第二十四條ニハ實ニ左ノ如キ事柄カ規定セラレ居レリ、曰ク本會議ノ決議事項ハ直チニ實行シ得ヘキモノニアラス、之ヲ實行センカ爲メニハ夫々法律規則ヲ設ケサルヘカラス、故ニ此等ノ準備ノ爲メニ六ヶ月間ノ猶豫ヲ與フヘキモノトス、而シテ第二十四條ノ第三項ノ規定ニ曰ク「訂盟列國カ愈ヨ彼ノ決議事項ヲ承認シタランニハ、之ヲ實行セシムヘキ法律制定ノ期限ヲ列國同一ニ出テシメンコトヲ要ス、尙ホ其他埃太利匈牙利、諾威、瑞典ノ三ヶ國ノ憂フルカ如キ之ヲ實行センカ爲メニ新法律ノ必要ナルコトハ、調印セル各國ノ代表者モ亦タ前知シタル所タリ、而シテ訂盟十二ヶ國ハ此事ニ關シテ充分ノ調査ヲ遂ケタリシナリ、然レトモ殆ント皆ナ是レ以上三箇國ト均シク尙ホ未タ新法律制定ノ場合ニ至ラサルナリ。

第二、ネゼルランド政府ハブルガリア、希臘、モンテネグロ、ペーリウ、ルーマニア、サーヴキア、土耳其及ウルガイノ諸國ニ對シテ、左ノ如キ本會議ノ決議ヲ通告セント欲スルモノナリ。

『某々國ノ政府ニシテ阿片會議ノ決議事項ニ調印スルコトヲ嫌惡シ若クハ肯ンセラレサルモノアルハ實ニ本會議ノ遺憾トスル所ナリ、願フニ此等ノ政府ノ斯ク調印セラレサルハ、畢竟スルニ本會議ノ目的タル道義博愛ノ主義ヲ能ク御了解ナサレサルノ致ス所ナラント思惟セラレ候、若シ此主義ヲ御

了解相成リタランニハ從來ノ態度ヲ一變シテ御賛同下サル、様相成リ可申ト確信罷在リ候、』

第三、ネゼルランド政府ハ瑞西政府ニ對シテ左ノ如キ通告ヲ爲サント欲ス、曰ク一千九百十二年十月廿五日付ヲ以テ聯邦會議ノ御意見ニ依リ貴國政府ノ御回答之趣了承罷リ在リ候、然ル所貴國ノ阿片會議ニ賛同セラレ候事ハ全ク謂レナク價值ナキモノト御認定相成リタル由ナルカ、阿片會議ノ側ヨリ之ヲ見レバ是レ全ク貴國政府ノ誤解ヨリ出テタルモノニ外ナラスト存シラレ申候、第一回阿片會議ニ於テ事案編成ノ際矢張り貴國ト同一ノ意見ヲ提出シタル代表者モ之レアリタルカ、本會議ノ主義ヲ能ク了解スルト均シク前説ヲ翻ヘシテ本會議ヲ賛同スルニ至リタリ、貴國政府モ亦タ然カアランコトコソ願ハシケレ。

第四、既ニ調印シタル各議政府ヘ左ノ如ク通告センコトヲ要ス、曰ク派遣シタル代表者ヲシテ右ニ掲ケタル事項ヲ賛成セシムヘキ訓令ヲ發セラレムコトヲ望ムト。

議長曰ク右ニ述ヘタル事ハ既ニ昨日書面ヲ以テ夫々諸君ノ許ヘ御通知ニ及ヒ置キタルカ故ニ、其詳細ナル事ハ既ニ御承知ノ事ナラント信ス。

マーセリン、ペレツト氏曰ク此決議案ナルモノハ既ニ諸君ノ能ク了知シ居ラル、所ナルヲ以テ、今更討議ニ附スルノ必要モナカルヘケレハ、直チニ採決スルノ運ヒニナサレテ然ルヘキコト、思フ、若シ反對ノ意見ヲ抱カルル人アラハ採決ノ際其意見ヲ述ヘラルル様致シテハ如何。

議長ハ右ノ動議ノ可否ヲ議場ニ謀リシニ滿場異議ナク可決セラレタリ。

フハーレーラ氏曰ク議長尊下、予ハ今マ此議案ヲ可決スルニ就テ一言述ル所アラントス、予ハ日耳曼國代表者首席ノ發言ニ同意ヲ表スルモノナリ、抑モ此議案ナルモノハ耳曼國、亞米利加合衆國、佛蘭西、大不列顛、ネゼルランド、露西亞、此等ノ諸國代表者ノ同意ヨリ成レルモノナルカ、此議案ノ主意タルヤ今日始メテ發表サレタルモノニアラス、一千九百十一年十二月七日ニ開催サレタル第一回阿片會議中ノ第三回目ノ會議ニ於テ提出サレタル意見ト同一ノモノト謂ツヘキナリ、右第一回阿片會議ニ參列シタル代表者ハ甚ハタ少數ナリシト雖モ、其目的トスル所道義博愛ヲ主トセルカ故ニ其有益ナルハ言フヲ要セサルナリ。

右第一回阿片會議中ノ第三回目ノ會議ニ於テ提出セラレタル意見ハ、既ニ好果ヲ結ヒタルモノト謂ツヘキナリ、試ミニ彼ノ第二十二條ヲ見ヨ、第一回阿片會議ニ代表者ヲ派遣セザリシ國ヲシテ阿片會議ニ賛同セシムキ勸誘狀ヲ發送スルコトヲ規定セルニアラスヤ、是レ其好結果ト謂ツヘキナリ、而シテ今マ當面ノ問題タル決議案ナルモノハ、畢竟スルニ右二十二條ノ主意ヲ敷衍シタルモノニ過キササルナリ。

第一回阿片會議ニ於テ彼ノ意見ヲ提出シタルハ、波斯、佛蘭西ノ代表者及予モ亦タ其一人ニ加ハリ居タリシナリ、予ハ此決議案ニ就テハ斯クノ如キ關係アルカ故ニ、管ニ之ヲ賛成スルノミニアラス最モ深キ熱心ト愉快トヲ以テ賛成スルモノナリ。

議長曰ク此決議案カスクノノ如ク滿場一致ヲ以テ可決セラレタルハ最モ深ク予ノ満足スル所ナリ、斯クテコソ此決議案ノ効果著大ナルヘケレ、即チ我政府ヨリ彼ノ調印セサル國々ヘ催促狀ヲ發送スルニモ、斯

ク後援者ノ確カナルモノアレハ、其成功センハ蓋シ疑ヒナカルヘキナリ、斯ル決議ノ主眼タル道義博愛的の事業遂行ニ便宜ヲ與ヘラル、代表者諸君ニ對シテハ、予カ全會議ニ代リテ深ク感謝スル所ナクンハアルヘカラス。

此決議案ニシテ斯ク可決セラレタル以上ハ、本會議ノ重モナル事業ハ成シ遂ケラレタルモノト見做シテ妨ケナカルヘシト信ス、斯クテ此決議案ノ實行ニ至リテハネゼルランド政府ノ責任ナレハ此邊ニ就テハ諸君心ヲ勞スルナカレ、然レトモ茲ニ起ルヘキ一ノ問題アリ开ハ他ニアラス、ネゼルランド政府ヨリ通告シタル結果トシテ、是レマテ彼ノ阿片會議ノ決議事項ニ調印セサリシ列國中ノ僅カニ一二國カ調印シタル場合ニハ、其レ將タ如何ノ處置ヲ爲スヘキヤノ問題はレナリ、斯ル場合ニ於テ彼ノ第二十三條ノ規定ニ從ツテ、愈ヨ承認スルヤ否ナヲ確定センカ爲メニ、其調印シタル國ヲ召集ノ必要アルヘキカ、抑モ右第二十三條ノ規定ナルモノハ第二十二條中第二項ノ規定ニ從ツテ、ネゼルランド政府ヨリ他ニ通告スヘキコトヲ示シタルニ過キササルナリ、然ルニ此第二十三條ナルモノハ右ノ如ク僅カニ一二國ノ調印シタル場合ニモ適用スヘキカ、又タ第二十二條及第二十三條中ノ末項ノ規定ニ追加調印ノ來ル毎ニ、承認ノ通知アル毎ニネゼルランド政府ヨリ其旨毎月既ニ調印シタル列國ヘ通知センコトヲ要ストアリ、此等ノ規定ヲ適用スヘキカ。

ネゼルランド政府カ此決議案ニ基キテ事ヲ處理スルニ際シテ右ノ如キ事件ハ起リ易キ事實ナレハ豫シメ此事ニ關シテ處分スヘキ方法ヲ定メ置キ度モノナリ、而シテ予ハ編輯委員會カ自カラ此等ノ問題調査ノ

任ニ當ランコトヲ望ミ、且ツ其問題調査ニ就テハ他ヨリモ幫助アランコトヲ望ムモノナリ、即チ他ノ幫助トハ互ニ協同一致シテ彼ノ決議案ナルモノヲ編成セラレタル各代表者ノ幫助是レナリ、斯クテ此等ノ問題ニシテ愈ヨ調査濟トナリタランニハ最終決議案トシテ議場ニ提出セラレンコトヲ望ム。

スウエツチエーネ氏曰ク今マ議長ノ發言セラル、所一應御尤モノ様ニ聞ユレトモ、自分ノ考フル所ヲ以テスレハ此問題ハ畢竟スルニ尙ホ未タ實際ニ顯ハレサル事柄ニ關シテ、豫シメ之カ處理法ヲ定メ置カント云フニ過キス、予ハ斯ル必要ナカルヘシト信ス。

ネゼルランド政府ノ實際取りタル處理法ニシテ完全ナル成效アラス、列國中ノ某々ヲシテ阿片會議ニ贊同セシムルコト能ハサル場合アリトセンカ、此ニ至リテ初メテ之ヲ如何カスヘキノ問題起ルノ時機ト謂ツヘキナリ、即チ此時ニ當リテネゼルランド政府ハ調印シタル列國ニ對シテ左ノ如キ事ヲ問ヒ合シテ可ナリ、曰ク此等ノ列國ハ阿片會議ノ事ニ關シテ如何ナル回答ヲモ爲サ、ル國々ヲシテ承認セシムヘキ手段ヲ取ルノ意ナルカ、若クハ之カ爲メニ再ヒ會議ヲ召集スルノ必要アリト思惟スルカトノ問合ヲ爲スコト是レナリ、先キニ議長ノ發言セラレタルコトハ斯ル場合ニ際會シテ初メテ取極メテ然ルヘキコト、思ハル。

議長曰ク予カ提出シタル問題ニ就テ須ラク諸君ノ辯論討議アランコトヲ望ムハ、畢竟スルニ只今ノ如キ御議論ノ起ランコトヲ慮ハカリタレハナリ、彼ノ編輯委員會ハ斯ル御議論出テタルカ爲メ大ニ利スル所アルヘク、又タ好ンテ之カ幫助ノ任ニ當ルヘキ代表者諸君ト相謀リテ都合善キ提案ヲ作成セラル、ナラン

エン氏曰ク議長尊下今マ予ハ聊カ所思ヲ述ベテ尊下ノ注意ヲ呼ヒ起サント欲ス、开ハ他ニアラス彼ノ阿片會議第二十三條第二項ノ規定ニ就テ聊カ意見ヲ述フル所アラントスルコト是レナリ、試ミニ第二項ノ未文ニ記載セラレタル事柄ヲ見ヨ、本會議ニ參列スル代表者ノ職責ヲ示シ居ルモノニアラスヤ、此等ノ代表者ノ海牙ニ會合スルハ彼ノ會議ノ決議事項ヲ列國ノ承認スルヤ否ナヲ調査センカ爲メナルノミ。

事情右ノ如キ次第ナルカ故ニ若シ代表者タル吾人ニシテ再ビ會合スヘキ方法及最終ノ決議ヲ爲スヘキ手段ヲモ講セスシテ、此儘今週間若クハ來週間ニ於テ吾人カ解散シタリトセンカ、吾人ハ右ニ述ヘタル第二十三條第二項ノ成文及精神ニ違犯シタルモノト謂ツヘキナリ、故ニ吾人ハ斯ル成文及精神ニ基キテ列國ノ承認スルヤ否ナヲ確ムルノ方法ヲ講セサルヘカラス、即チ此第二回會議ニ於テ此等ノ事ニ就キテ決着センコトヲ要ス、第三回、第四回若クハ第五回ノ會議ヲ開クヘキコトハ會テ會議ノ規定中ニアラサルナリ。

既ニ當地ニ代表者ヲ派遣セシメタル列國中彼ノ會議ノ決議事項ヲ承認スヘキコトヲ言明セラレタルモノアリ、或ハ承認シ得スト言明セラレタルモノアリテ尙ホ未タ一定スル所アラス、然レトモ大多數ノ意見カ承認セントスルニアルハ洵ニ喜ハシキコト、云ハサルヘカラス、然レトモ本會議ニ參列スル團體ノ上ヨリ打算シ來レハ、吾人ハ彼ノ第二十三條ニ規定セラレタル職責ヲ充分盡シタルモノト云フヲ得ス、又タ露日耳曼、亞米利加、英吉利、和蘭、佛蘭西、露西亞ノ諸代表者ヨリ提出セラレタル彼ノ決議案ナル

モノハ、阿片會議ノ決議事項ヲ承認スル國ヲ多カラシメント欲スルニ外ナラス、是レ最モ然ルヘキ議案ニシテ之カ提出者ニ專シテハ深ク感謝スル所ナクンハアルヘカラス、而シテ調印勸誘狀ヲ發シタルカ爲メ回答シ來リタランニハ彼ノ第二十三條ノ規定ニ從ツテ愈ヨ之ヲ承認スルヤ否ヤヲ確カメンコトヲ要ス、尙ホ進ンテ露骨ニ之ヲ云ハンガ、當初會議ニ調印シタルハ僅カニ二十二ヶ國ニ過キサリシカ、其後更ニ調印シタルモノ二十二ヶ國アリ、尙ホ其他調印スル國ノ増加セントスル模様アリ、斯ク列國ノ調印シタルハ國際間ノ嚴肅ナル契約ト云ツヘキモノナリ、而シテ斯ル契約ハ文明諸國ノ堅固ナル意志トシテ實行センコトヲ要スト本會議ニ於テ議決セラレタキモノナリ、否ラスンハ空シク調印シタルノミニシテ何ノ効果カ之レアラン。

今マ吾人ノ考フル所ヲ以テスレハ以上述ヘタルコトニ就テハ最早ヤ再考スルノ必要ナク、吾人ハ須ラク彼ノ決議事項ヲ承認スヘキ手段方法ヲ講究セサルヘカラス。

然レトモ吾人ハ今マ直チニ彼ノ決議事項承認ノ事ヲ處決スルコトヲ得ス、此點ニ就テハ他ノ代表者諸君ト同一ノ意見ヲ有スルモノナリ、因リテ吾人ハ若干期間本會議ノ休會アランコトヲ望ムモノナリ、是レ他ナシ此休會中ニ彼ノ決議事項承認ノ事ニ關シテ本國政府ヘ照會シタランニハ、速カニ判然タル回答ヲ受クヘシト思ヘハナリ。

來月ノ末頃ニハ當地ニ於テ平和紀念殿堂落成式舉行セラル、ナラント信ス、而シテ當會議ニ參列セラレタル諸君ノ大半ハ其落成式ニ臨マル、ニ相違ナカルヘシ、想フニ本會議ノ休會ノ終末ト其落成式ノ開始

ト恰カモ同一位ノ期日トナラン、サレハ其時ニ際シテ一ノ團體タル阿片會議ナルモノハ左ノ如キ事實ヲ知悉スルニ至ルヘキナリ、曰ク阿片會議ニ參列シタル我々代表者ハ、充分ノ調査ヲ遂ケ以テ其決議事項ヲ承認スルニ至レリト、今マ之ヲ約言スレハ平和紀念殿堂落成式舉行ト萬國阿片會議ノ一致の承認トハ二者極メテ親密ナル關係ヲ有スルモノト謂ツヘク、斯ル好機會ハ復ヒナカルヘシ。

ジョージ、フウニウス氏曰ク予ノ考フル所ヲ以テスレハ今日ノ場合再ヒ會合スルノ期日ヲ定ムルハ然ルヘキコトニアラス、抑モネゼルランド政府カ僅カ一ヶ月間ニシテ今マ議決セラレタル議案中ニ列舉セラレタル處分ヲ悉ク成シ遂ケンハ全ク不可能ノ事ナルヘシ、又タ次會開催ノ期日ノ如キハ全クネゼルランド政府ノ處決ニ一任シテ然ルヘシト思フ、但シ次會開催期ハ出來得ヘキ丈速カニナランコトヲ望ムトハ支那國代表者ノ所論ナルカ此所論ハネゼルランド政府ノ參考トセラレタキモノナリ。

ドクトル、ハミルトン、ラキト氏曰ク休會ノ事ハ編輯委員會ノ方ヘ一任シテ其可否ヲ決セシムルコトヲ然ルヘシト思惟ス。

議長曰ク本會議ハ現ニ參列シ居ル列國代表者ノ意見ニ從ツテ、彼ノ決議事項承認ノ事ヲ議決セサルヘカラストハ、支那國代表者ノ所論ナルカ、予ハ此所說ニ同意スルコトヲ得ス、彼ノ決議事項承認ノ事ハ次回會議ニ於テ列國代表者カ夫々其政府ノ意見ヲ齎ラシ來リシ場合ニ議シテ然ルヘシ。

ドクトル、ハミルトンウキト氏曰ク予ハ彼ノ會議第二十三條ノ解釋ニ就テハ先キニ述ヘラレタルエン氏ノ所說ニ同意ヲ表スヘク、又タ此阿片會議ニ對スル他ノ國ノ決意如何ヲ確カメ得ルマテハ、此會議ヲ休止

スヘカラストノ意見ヲ抱クモノナリ、殊ニ調印シタルモ代表者ヲ派遣シ來ラサル國ノ決意如何ヲ聞クマテハ休會スヘカラストノ意見ヲ有スルモノナリ、ネゼルランド政府カ彼ノ決議案ニ從ツテ豫定ノ行動ヲ取リタランカ、左スレハ二三週間ノ後外交機關即チ列國公使ノ手ヲ經テ夫々本國政府ヘ照會スルコト、ナルヘシ、而シテ彼ノ會議ノ決議事項ヲ承認スヘキ準備ヲ爲セル國ハ右ノ照會ニ應シテ夫々回シ來ルヘシ、事既ニ茲ニ至ラハネゼルランド政府ハ次回ノ會議ヲ開催シタル場合、回答シ來リタル國ハ爾カクナリト報告シテ以テ判然タル決議ヲ爲サシムルニ足ルヘキナリ。

抑モ此阿片會議ノ主義要點ニ區シテハ反對論ヲ爲スモノ會テアラサルナリ、亞米利加ノ憲法學者ハ此阿片會議ノ事ヲ研究調査シタルノ結果、萬國々際上ノ最重要ナル問題中ノ一タリト明言シタリシナリ、而シテ此阿片會議ニ關シテ列國カ殆ント合同一致ノ步調ヲ取リシハ、實ニ喜フヘキコト、云ハサルヘカラス、故ニ予ノ意見ニテハ此會議ヲ中途ニテ休止センハ決シテ然ルヘキコトニアラス、責メテ一旦調印シタル國々カ愈ヨ代表者ヲ派遣セサルノ意志アルコトヲ確カメ得ルマテ、及ネゼルランド政府カ彼ノ決議サレタル決議案ノ規定スル所ニ從ツテ、夫々調印センコトヲ承認センコトヲ列國ニ勸誘スルノ手續ヲ決了スルマテ此會議ヲ繼續シ置カンコトヲ最モ必要ナリト信ス。

(喝采)

ウヰリアム、コーリンス氏曰ク彼ノ決議案ナルモノカ既ニ滿場一致ヲ以テ決議セラレタル以上ハ、之ニ關シテ一種ノ最終決議案ナルモノヲ編成シテ衆議ニ諮ルノ必要アリト思ハル、蓋シ彼ノ第二十三條ノ規定

ハ最早ヤ是レマテノ如ク効用アルヘキモノニアラス、是レ他ナシ同條第二項ニ規定セラレタル事實ハ既ニ結了セラレタレハナリ、試ミニ視ヨ既ニ調印シタル列國ハ案内ヲ受ケテ再ヒ此地ニ會合シ、尙ホ未タ調印セサル國アルニ拘ラス彼ノ決議事項ヲ承認スルヤ否ナニ就テ研究調査シタニアラスヤ、而シテ今ヤ其研究調査モ既ニ充分終了シタレハ此上ハ第二十三條ニ修正ヲ加フルノ必要アリト思フ、乃チ其修正ノ形狀ニ至リテハ編輯委員會ニ一任シテ然ルヘク、此委員會ハ其職責上最終決議案ナルモノヲ編成シテ衆議ニ諮ルニ至ルヘキナリ。

英國ノ代表者ヨリ左記ノ如キ意見ヲ提出シタリ、曰ク既ニ滿場一致ニテ通過サレタル決議案ニ關聯スル最終決議案ナルモノハ、其編成方ヲ編輯委員會ニ一任スルコト、シテ、次回ノ會議ニ提出センコトヲ要ス、所謂ル最終決議案ナルモノハ彼ノ第二十三條ノ修正ニモ關スルモノナリ、即チ既ニ調印シタル多數ノ列國ト尙ホ此調印ヲ等閑ニ付セル某々國トニ關スル問題解決ノ如キモノ是レナリ。

議長曰ク予モ又タ前ニ述ヘラレタル説ト同一ノ意見ヲ抱ケルモノナルカ、幸ニ編輯委員會ノ諸君モ此會議ニ御列席ニテ先刻來諸君ノ御述ヘニナリタルコトヲ御聞及ナレハ、彼ノ重要問題タル最終決議案ノ編成ニ就テノ御意見モ略ホ御纏マリニナリタルコトナラント思惟セラル。

マーセリン、ベレット氏曰ク英國代表者ノ發言セラレタル事ニ就テノ可否ヲ衆議ニ諮ルコト、一層簡單ニシテ且ツ正當ナル手續ナラント思ハル。

アーチユアー氏一ノ質問ヲ發シテ曰ク參列ノ代表者ハ彼ノ決議事項ヲ承認セントノ意見ヲ抱キ居ラル、ナ

ラント思ハル、故ニ愈ヨ承認スルヤ否ナヲ決センカ爲メニ再ヒ會議ヲ開クノ必要ナキヤ。

議長答ヘテ曰ク新タニ會議ヲ開クノ必要アラン場合ニハ諸君ノ參列ヲ仰カンコトハ固ヨリ云フヲ要セサルナリ。

ゼオージ、フーニウス氏曰クチリ、及エコードノ代表者ヨリ提出セル一ノ決議案アリ、其決議案ノ主意ニ曰クネセルランド政府ヲシテ既ニ當議場ヲ通過シタル彼ノ決議案實行ニ關シ、會議ノ決議事項ヲ可及的速カニ承認スルコトニ關シ、及阿片會議ヲ再ヒ召集スルコトニ關シ夫々必要ナル處置ヲ取ラシムルニ足ルヘキ權能ヲ與ヘンコトヲ要ス。

而シテ此提案ニ就テノ可否ヲ議場ニ諮ラレンコトヲ望ム。

マーセリン、ベレット氏曰ク予ハフーニウス氏ノ發言ニ反對スルモノナリ、之レヨリ尙ホ急ヲ要スルモノアリ、英國代表者ノ提案ハ實行スヘキモノニシテ且ツ好時期ニ際シタレハ、決シテ埋没セシムヘキモノニアラス。

議長意見ヲ述ヘテ曰ク本會議第八條ニ左ノ如キ事ヲ規定セルニアラスヤ、曰ク議場ニ提出セントスル各決議案若クハ各意見ハ、之ヲ書面ニ認メテ議長ノ手許マテ差シ出スヘク、議長ハ之ヲ討議ニ付セサルニ先タチテ印刷ニ付シテ各代表者ヘ夫々配布スヘキモノトス、而シテ斯ル決議案若クハ意見ハ直チニ議場ニ提出シテ可否ヲ決スヘキモノニアラス、但シ議場全般ノ同意ヲ得タル場合ハ此限ニアラス。

ゼオージ、フトクウス氏曰ク予ノ發言シタル主意ハ極メテ明カナル事實ニシテ、討論終結モ容易ナルヘク

レハ速カニ可否ヲ決シテ然ルヘキコト、思フ、彼ノ第八條第二項ノ規定ニハ議場ニ於ル或ル提案ハ議場ノ同意ヲ得ルニアラスンハ、直チニ其席ニテ可否ヲ決スルコトヲ得ストアルカ、是レハ畢竟スルニ或ル限ラレタル場合ニ適用セラル、ニ過キス、同條第二項ノ眼目トスル所ハ會場ノ議事進行ヲ容易ナラシメント欲スルニアリ、故ニ會議中提出セラレタル決議案ニ適用スルニ過キサルナリ。

議長曰ク第八條第二項ノ規定ハ今マ某ノ提出セラレタル決議案ニモ適用スヘキモノナリ、且ツ編輯委員會カ閑暇ニ際シテ諸種ノ議案ヲ調査シタランカ、是レ或ル場合ニ於テハ大ニ吾人ノ勞ヲ省クニ足ルヘキナリ。

ステニオ、ヅキンセント氏曰クチリ國代表者ノ發議ニシテ採用セラレタランニハ、本會議ノ手數ヲ省クニ至ルヘシト信ス。

ガムボア氏曰ク各國代表者カ此地ニ參集シタルハ畢竟スルニ彼ノ決議事項ノ承認如何ヲ告知セントスルニ過キス、而シテ參集代表者ノ大多數ハ承認セント欲スル意見ヲ有スルモノ、如シ、然ルニ本會議ノ模様ヲ見ルニ參集ノ目的ヨリ聊カ他ニ外レタルモノ、如シ。

又タ他ノ方面ヨリ之ヲ見ルニ本會議ニムーラー氏ヨリ六ヶ國ノ合議ニ成レル決議案ヲ提出シタルニ滿場一致ヲ以テ通過セシメタリ斯克ノ如クシテ本會議ハ其目的タル博愛慈善ノ事實ヲ實地ニ現出シタルモノト謂ツヘキナリ、此ニ於テカ吾人ハ此好結果ヲ祝シツ、散會シテ可ナルニアラスヤ、且ツ尙ホ未タ調印セサル國ヲシテ向フ一ヶ年間ニ調印セシムル手段ヲ取りテ然ルニアラスヤ。

又タ此會議ニ於テ通過セラレタル決議案公表ノ事ハ全ク之ヲ編輯委員會ニ一任スヘキコトヲ衆議ニ掛ケテ決シテハ如何。

斯克テ議長ハ英國代表者ノ發議ヲ衆議ニ諮リシニ五(ブラジル、チリ、エコードル、ハイチ、及メキシコ)ニ對スル十八ノ大多數ヲ以テ可決セラレタリ。

而シテ二三ノ議論アリテ後來ル火曜日午前十一時ヨリ再ヒ開會スヘキコトニ決シテ解散シタリ。

第四會 議

一千九百十三年七月八日(月曜日)

クレマー氏議長席ニ就ク

此日午前十一時開會。

ブラジル、コロンビア、墨西哥三ヶ國ノ代表者ヲ除クノ外代表者殘ラス出席。

議長先ツ報告シテ曰クフリーニウス氏ハ少時間遲參スル旨電報ニテ申シ來リ、ガムボア及スキューラーノ兩氏ハ參會致シ難キ旨同シク電報ニテ申シ來リタリ。

第二會議及第三會議ノ決議事項ハ悉ク皆ナ承認セラレタリ。

斯克テ議長ハコーレン氏ノ發言ヲ許ス旨ヲ報告シ、尋テ同氏ハ左ノ如ク述ベタリ、曰ク

亞米利加合衆國ノ代表者タル予ハ諸君ノ前ニ立チテ茲ニ聊カ述ル所アラントス、予ハ管ニ衷心ヨリ此尊

重スヘキ阿片會議ノ舉アルヲ嘉ニスルノミナラス、尙ホ又各代表者諸君カ此會議ニ就テ同一ノ步調ヲ取ラル、精神アルヲ見テ大ニ満足スル所ナクンハアラス。

予カ此阿片問題ニ關シテ最深キ趣味ヲ有スルコトハ決シテ一朝一夕ノ事ニアラス、最モ久シキニ亘レルモノト云ハサルヘカラス、予カ公務上教育社會ノ學位ヲ有スル人ト四十一年以上交際シタルハ其數甚ハ、多キコトナルカ、其内ノ多數ハ宣教師トシテ阿片ヲ慣用セル國ヘ入り込ミタリ、即チ恐ルヘキ阿片ヲ用フル惡習慣ヲ馴致セル國ニ入り込ミタリシナリ、而シテ予ハ今日此會議ノ席上ニ於テ阿片ヲ用フル惡習慣ノ存スル國ノ代表者ヨリ阿片ノ害毒鎮壓ノ意見アルヲ聞ケリ、是レ決シテ偶然ニ出テタルモノニアラス然カセシメタル原因ナクンハアラス、予ノ相識レル學士達カ宣教師トシテ此等ノ國ニ入り込ミタル、其他大不列顛國等ヨリ男女ヲ問ハス數多ノ宗教家カ入り込ミテ献身のニ其道ヲ傳ヘ、且ツ阿片ノ恐ルヘキ害毒アルコトヲ知ラシメタル結果ニ外ナラスト云フモ決シテ不可ナラカルヘシ、又タ此阿片會議開催ノ動機モ主トシテ此邊ニ起因セリト謂ツヘキナリ。

試ミニ見ヨ近來國政一變シタル支那ノ大總統ノ施政行動如何ヲ、國家ノ基礎ヲ鞏固ニシ人民ノ福祉安寧ヲ計ラント欲セハ、基督教ノ力ニ依頼セサルヘカラサルコトヲ知覺シタルモノ、如シ、是レ他ナシ右ニモ述ヘタルカ如ク基督教者カ其國ニ入り込ミ熱心銳意以テ布教ニ從事シタル結果ニ外ナラス、基督教者ノ活動ノ斯ル好結果アルヲ見テ誰レカ喜ハサルモノアランヤ。

議長尊下試ミニ想ヒ玉ヘ、斯ク深ク基督教ニ身ヲ委子タルモノハ其男性タルト女性タルトヲ問ハス、其

布教ニ關スル行動ハ僅カニ或ル教會ニ限ラレタルモノニアラス、又タ或ル一國民ニ限ラレタルモノニアラス、最モ廣ク人類ノ福祉安寧ヲ計ラント欲スルモノナリ、而シテ此等ノ基督教者ハ吾人ニ對シテ深ク望ミヲ屬スル所ナクンハアラス、即チ彼等ハ吾人ニ對シテ阿片ノ害毒除却ニ就テ最モ適當ニシテ有望ナル行動ヲ取ラント望ンテ止マサルナリ。

然ルニ今マ吾人ノ行動ハ外交問題若クハ經濟問題ノ爲メニ沮碍セラレヘキカ、吾人ハ右ニ述ヘタル熱心ナル基督教者ノ過去ノ行動ニ對シテ、責メテ讚辭ヲ呈シ以テ之ヲ鼓舞獎勵シ尙ホ將來モ從前ノ如キ行動アランコトヲ望ムヘキニアラスヤ、今ヤ世界各國相互ニ親密ノ度ヲ加ヘ來レリ、此ニ於テカ或ル一國民ノ艱難痛苦ハ他ノ國民ノ艱難痛苦タルヘク、又タ茲ニ利他主義ノ國民アランカ從ツテ萬國ノ幸福繁榮ヲ來スヘキノ理ヲ悟了スルコト、從前ヨリ尙ホ一層深キヲ覺ヘタリ。

(滿場喝采)

マーセリン、ペレット氏一ノ意見ヲ述ヘテ曰ク、予ハ七月二日開催ノ會議ノ席上ニ於テ印度支那ハ法律上阿片賣買ヲ禁止スト雖モ、其領内ニ於テ尙ホ其賣買行ハレ居ルカ故ニ、今日差シ當リノ所官憲上全ク此阿片會議ニ賛同スルコト能ハサル旨ヲ述ヘタリシカ、前會議後ニ至リテ印度支那太守ノ許ヨリ一ノ電報到來シタリ、其電報ノ要旨ニ曰ク南部地方ノ有様改良セラレ、ト均シク、支那政府ト同様阿片使用ヲ禁止スル新法案ヲ悉ク採用セント欲スル意見ナリト、斯ル電報ニ接シタルカ故ニ過ル二日ニ述ヘタル説ハ之ヲ撤回スヘシ。

ドクトル、ハミルトン、ライト氏曰ク米國代表者ハ本國政府ヨリ左ノ如キ通報ニ接シタリ、曰クガアテマラ氏ハ去ル五月十七日付ノ公文ヲ以テ阿片會議ノ決議事項ヲ嘉納シタル旨ヲ報告シタリト、而シテ予ハ此公文ノ寫ヲ此會議ニ提出シテ議事録中ニ加ヘラレンコトヲ請ヒ置ケリ。

議長曰ク彼ノ最終決議案ノ事ニ關シテハイチノ代表者ヨリ修正ノ意見アリテ編輯委員會ヨリ提出サレタルカ、之ニ就テノ可否ハ尙ホ未タ討議ニ附セラレス、願フニ此修正說ノ性質タルヤ既ニ本會議ニ於テ採用シタル決議案ヲ變更セントスル傾向アルモノト謂フヘキナリ。

議長又タ曰ク是レヨリ編輯委員會ヨリ提出サレタル最終決議案ノ事ニ就テ討議ヲ開カント欲スルニ際シ、本日ノ議事日程ノ中ニ支那代表者ノ發議ヲ加ヘント欲ス、今マ其發議ノ要點ヲ舉レハ左ノ如シ。

元來第一ノ萬國阿片會議ニ調印シタリシハ僅カニ十二箇國ニ過キサリシカ、ネゼランド政府カ『第一ノ阿片會議ニ參列セサリシ諸國ヲシテ調印セシメンコトヲ要ス』ト云ヘル決議案ニ基キテ勸誘シタル結果トシテ更ニ二十二箇國ガ調印スルニ至リタリ、此ニ於テカ調印シタル全數ハ三十四箇國トナリタル譯ナリ、而シテ種々ノ理由ノ下ニ尙ホ調印セザルモノ十二ヶ國之レアルヲ以テ、當第二阿片會議ニ於テ滿場一致ヲ以テ此等ノ諸國ヲシテ調印セシムヘキ様勸誘セントノ議案ヲ通過スルニ至リタリ、因リテ更ニ調印スヘキモノ幾ヶ國アルヤヲ確カムルノ必要ナクンハアラス、

右ハ支那代表者ノ意見ナルカ、今マ議長ノ考フル所ヲ以テ之ヲ云ハンニ、列國中彼ノ阿片會議ノ決議事項ニ對シテ既ニ承認ヲ與ヘント欲スル意見ヲ有スルモノアランカ、此等ノ國々ニ取リテハ他國ノ決意如何

ヲ待ツノ必要ナク自家ノ意見ヲ實行シテ敢テ不可ナカルヘシ、故ニ支那代表者ノ御意見ハ如何ニモ御名案ナレドモ尙ホ一層具體的ニ左ノ如ク修正センコト然ルヘキコト、思惟セラル、ナリ。

第二阿片會議ニ參列セラレタル代表者ハ各々其本國政府ヲシテ彼ノ阿片會議ノ決議事項ヲ承認セシムヘキ様勸誘センコトヲ要ス。

支那代表者エン氏曰ク吾人ノ提出シタル修正說ハ、畢竟スルニ尙ホ未タ調印セサル國々ヲシテ早ク調印セシメント欲スルニ外ナラス、然レトモ代表者中之ヲ採用センニ困難ナル事情アルヲ知了シタルカ故ニ、吾人ノ提出シタル修正說ハ今マ之ヲ撤回スヘシ、然レドモ之ニ代フルニ議長ヨリ御報告ニナリタル最終決議案中四頁八行目ノ文意カ此會議ニ於テ採用セラレンコトヲ希望ス。

議長曰ク支那代表者ヨリ提出セラレタル修正說ハ今マ撤回セラレタルカ故ニ、此議場ニ於テ最終決議案第一項ノ末尾ニ『彼ノ決議事項ヲ承認スヘキ手段ヲ取ランコトヲ要ス』トノ數語ヲ加入スヘキコトヲ議シ置カンコトヲ要ス。

斯クテ之ヲ議事ニ掛ケシニ滿場異議ナク可決シタリ。

ラマーチエ氏ハ確定議ノ採決ニ就テ意見ヲ述ヘテ曰ク我政府ハ國會ノ議決ヲ經ルニアラスンハ承認スルコトヲ得ス。

フアーレーラ氏曰ク予ハ此確定議ノ採決ニ就テ第二次ノ會議ニ於テ述ヘタル所ヲ再ヒ茲ニ繰リ返サンノミ、即チ我政府モ亦タ是レ國會ノ議決ヲ經ルニアラスンハ承認スルコト能ハサルモノナリ。

斯クテ議長ハ編輯委員會ヨリ提出シタル終結議案ヲ討議ニ付スヘキ旨ヲ告ケタリ。

終結議案

ネゼランダ政府ハ萬國阿片會議第二十三條ニ基キテ第二回萬國阿片會議ヲ海牙ナル「ナイト」殿ニ開催ス、時ニ一千九百十三年七月一日ナリ。

此第二回萬國阿片會議ニ代表者ヲ參列セシメタル列國ヲ舉レハ左ノ如シ。

日耳曼

代表者、海牙駐劄特命全權公使フヘリツキス、ヴオン、ムーラー氏。

亞米利加合衆國

代表者、亞米利加合衆國ノ特別委員ドクトル、ハミルトン、ラキト氏。

代表者、海牙駐劄特命全權公使ロ井ド、ブラキス氏。

代表者、ホープ大學校々長數學博士グリット、ジョン、コーレン氏。

亞爾然丁共和國

代表者、ドクトル、フランコ井ス、ヅエーガ氏。

白耳義

代表者、海牙駐劄特命全權公使男爵アルベリック、フハロン氏。

ブラヂル

代表者、海牙駐劄特命全權公使グラカ、アラハン氏。

智利

代表者、フラツセル及海牙駐劄特命全權公使ジョリー、フーニウス氏。

支那

首席代表者、伯林駐劄特命全權公使エン氏。

代表者、外務省醫務局長リエンテイ氏。

古倫比亞

代表者、ロツテル、ダムノ議員ヒスセンモルラー氏。

古斯多利加

代表者、巴里及海牙駐劄特命全權公使コニウラル、エム、デベラルタ氏。

丁抹

代表者、フラツセル及海牙駐劄公使グレヴエンコツプ、カステンスクジョールド氏。

ドミニカン共和國

代表者、特命全權公使ドクトル、ジョース、ダマルセ氏。

エユードル

チリ、及海牙駐劄特命全權公使ジョリー、フーヒウス氏。

西班牙

代表者、在海牙公使館附事務官コニウル、ガーシア氏。

佛蘭西

代表者、海牙駐劄特命全權公使マーセリン、ペレット氏。

大不列顛

代表者、大使館顧問ウヰリアム、グレンフヘル氏。

代表者、倫敦市會ノ前議長サー、ウヰリアム、コーリンス氏。

ハイチ

代表者、在海牙公使館附事務官ステニオ、ウヰンセント氏。

伊太利

代表者、在海牙公使館附事務官マーキユイス、アレキサンドル、コムバンス氏。

日本

代表者、在海牙公使館附事務官信夫淳平氏。

ルクセンブルグ

代表者、海牙駐劄特命全權公使男爵アルベリック、フハロン氏。

墨斯哥

代表者、ブラッセル及海牙駐劄特命全權公使フヘデリコ、カムボア氏。

ネゼerland

首席代表者、クレマー氏、氏ハ前植民大臣、ネゼerland商業組合ノ前頭取ニシテ現ニ國會上院ノ議員タリ。

代表者、デグヘンダー氏、氏ハ國會上院ノ議員タリ。

代表者、ジョン氏、氏ハ蘭領印度ノ阿片事務所々長タリ。

代表者、スヘラー氏、氏ハ國會下院ノ議員タリ。

葡萄牙

代表者、海牙駐劄特命全權公使アントニオ、マリア氏。

露西亞

代表者、海牙駐劄特命全權公使スウエツチーネ氏。

代表者、聖、伯德斯堡ノ醫學校々員ナルスタンスラス博士

暹羅

代表者、倫敦、ブラッセルス及海牙駐劄特命全權公使フヒア、ソーダム氏。

代表者、倫敦及海牙公使館顧問ウヰリアム、ゼー、アーチャー氏。

當七月一日ヨリ

日ニ至レルマテノ會議ニ於テ、一千九百十二年一月二十三日開催ノ萬國阿片會議

第二十三條第二項ニ規定サレタル問題（決議事項ヲ列國ノ承認スルコトニ係ルモノ）ヲ調査シ、且ツ滿場異議ナク左記ノ如キ決議案ヲ通過シタリ。

當第二回萬國阿片會議ニ於テモ尙ホ且ツ當初ヨリノ方針ヲ繼續シテ進行センコトヲ要ス、所謂ル其方針トハ一千九百九年上海ニ於テ開催サレタル萬國阿片委員會、及一千九百十二年海牙ニ於テ開催サレタル第一回萬國阿片會議ニ於テ指定サレタル方針是レナリ、尙ホ之ヲ詳言センニ阿片「モルヒネ」、「ココイシ」其他此等ノ物ヲ材料トシテ製出シタル藥品等ノ誤用ヲ禁遏スルノ方法手段ヲ證セント欲スルニ外ナラサルナリ、而シテ斯ル方法手段ヲ講スルノ必要ナル度合年一年益々甚ハダシキヲ加ヘ來リ、且ツ列國互ニ協同一致ノ歩調ヲ取りテ之ニ當ルコト列國共通ノ利益ト云ハサルヘカラス。

第一、吾人ハネゼラランド政府ヲシテ左ノ如キ處分ヲ取ラシメンコトヲ要望スルモノナリ、曰クネゼラランド政府ヨリ埃太利匈牙利、諾威、瑞典ノ各政府ヲシテ追加調印ヲ結了セシムヘキ様勸誘センコト是レナリ、尙ホ之ヲ細言スレハ此等ノ三ヶ國ヲシテ彼ノ阿片會議ノ決議事項ニ調印セシメ、之ヲ承認セシメ之ニ關スル法律ヲ制定セシメ、之ニ實行セシムヘキ方法手段ヲ取ランコト是レナリ。

彼ノ阿片會議ノ第二十三條及第二十四條ニハ左ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク此阿片會議ノ決議事項ハ此會議決了後六ヶ月ヲ經テ實行センコトヲ要スト、又同シク第二十四條第三項ニハ左ノ如キ事ヲ規定セリ、曰ク訂盟列國ハ彼ノ決議事項ヲ承認シタル後之ニ關スル法律ヲ制定スヘキ日限ニ就テハ更ニ協議センコトヲ要ス、尙ホ其他左記ノ事柄ニ關シテハ吾人ハ充分ニ注意シ置カザルヘカラス、曰ク埃太利匈牙利、

諾威、瑞典ノ三ヶ國ハ彼ノ阿片會議ノ決議事項ヲ愈ヨ實行セント欲セハ、之ニ適應スヘキ法律ヲ制定セサルヘカラス、是レ甚ハタ困難事ニシテ之ヲ承認スルニ躊躇スル所以ナリト言明セリ、斯ル困難事ハ獨リ此等ノ三ヶ國ノミニ止マラス、既ニ調印シタル十二ヶ國ノ代表者モ尙ホ且ツ斯ル困難事アルコトヲ前知セスンハアラス、即チ此等ノ十二ヶ國モ亦タ是レ彼ノ三ヶ國ト同一ノ境遇ニアリト謂ツヘキナリ。

第二、ネゼラランド政府ハ左記ノ決議事項ヲブルガリア、希臘、モンテネグロ、ベリウ、ルーマニアセルウ非ア土耳其ノ諸政府ヘ通告センコトヲ要ス。

『或ハ數ヶ國ノ政府ハ彼ノ阿片會議ノ決議事項ニ對シテ尙ホ調印スルコトヲ忌避シ或ハ或ル事情ノ爲メニ尙ホ未タ調印スルニ至ラサルモノアリ、是レ本會議ノ甚ハタ遺憾トスル所ナリ、阿片會議ノ要求スル所ハ畢竟スルニ人道慈善ノ目的ヲ遂行セントスルニ外ナラス、然ルニ尙ホ未タ調印セラレサル各國ハ斯ル主意ノアル所ヲ能ク了解セラレサルニ基クナランヲ思ハル、故ニ斯ル主意ノアル所ヲ了解セラレタランニハ、從來ノ態度ヲ一變シテ贊同スルニ至ルヘキナリ、是レ本會議ノ確信シテ疑ハサル所ナリ。』

第三、ネゼラランド政府ハ左記ノ如キ事ヲ瑞西政府ニ通報センコトヲ要ス、曰ク貴政府ノ御意見ニ依レハ阿片會議ノ決議事項ニ贊同スルハ全ク價值ナキモノト思惟セラル、モノ、如シ、即チ一千九百十二年十月二十五日付ヲ以テ聯邦議會ヨリ御差シ越シノ御書面ニ依リテ斯ル御意見ナルコトヲ拜承シタリシナリ、然レトモ是レ畢竟スルニ誤解タルニ過キス、貴政府ノ贊同セラル、ハ決シテ價值ナキモノト云フヲ

得ス、極メテ必要ナリト謂ツヘキナリ、貴政府ニシテ賛同セラレサランカ、阿片會議ノ結果良好ナラサルヘキナリ、第一回萬國阿片會議開催ノ時ニ際シテモ亦タ是レ貴國聯邦議會ノ憂慮セラル、問題ト同一ノ問題起リタリシモ、間モナク解決セラレタリシナリ、故ニ貴政府モ亦タ其誤解ニ出テタルヲ知リテ賛同セラルルナラント信ス。

第四、既ニ調印シタル各國政府ヲシテ海牙駐劄ノ公使等ヘ左ノ如キ訓令ヲ下サシムル様照會センコトヲ要ス、曰クネゼルランド政府カ右ノ如キ處置ヲ取ラン場合ニハ、出來得ヘキ丈ケ之ヲ幫助センコトヲ要ス第五、彼ノ第二十三條第一項ノ規定ニ從ツテ調印センコトヲ要求サレタル諸國ニシテ、若シ一千九百十三年十二月三十一日ニ至ルモ尙ホ且ツ調印セサル場合之レアリトセンカ、斯ル場合ニ於テハネゼルランド政府ハ直チニ既ニ調印シタル列國ヘ左ノ如ク要求センコトヲ要ス、曰ク一千九百十二年一月二十三日ニ於テ萬國阿片會議ノ決議事項ヲ實行スルノ可能ナルカ不可能ナルカヲ調査センカ爲メニ、夫々代表者ヲ任命シテ海牙ニ參會セラレンコトヲ要ス。

右終決議案ヲ議決シタルコトヲ證サンカ爲メ參列シタル各國代表者ハ一々茲ニ調印スルモノナリ。又タ右ノ決議書類ハネゼルランド政府ノ官文書保存所ニ藏メテ永ク保存シ置クモノトス、而シテ此決議書類ノ謄本ハ適當ニ其正確ナルコトヲ證明シ、外交機關ノ手ヲ經テ調印シタルト否ラサルトヲ問ハス列國一々回送スヘキモノトス。

○佛國防疫史

佛國 內務省衛生賑恤局 アンリ、モノ著
長兼參事院評定官

第一章 國境ノ防疫

第一節 千八百二十二年三月三日ノ防疫法

千八百二十一年黃熱カ威ヲボルスロースニ逞スルヤ西國西府ハ蒼黃惶惑出ツル所ヲ知ラス全國ノ諸州ヨリ以テ所在市府ニ至ルマテ到ル所旅客ノ交通及ヒ物資ノ輸入ヲ禁シ人心恟々恰モ攻圍地帯ニ臨ムカ如シ是時ニ當リ馬耳塞港ハ先ツバルスロースヨリ病毒ノ輸入ヲ致シ其流行ノ猛烈ナルコト之ヲ燎原ノ火ニ譬フ是ニ於テ平佛國政府ハ此危急ニ應センカ爲メ所謂千八百二十二年三月三日ノ防疫法ヲ公布シテ即時其施行ヲ命シタリ既ニシテ其翌年ニ至リ黃熱ハ再ヒ西國ヲ襲ヒ其勢頗ル猖獗ヲ極メタルモ佛國ニ於テハ防疫法ノ施行ノ爲メ幸ニ病毒ノ輸入ヲ豫防スルコトヲ得タリ。

當時虎列刺ハ未タ佛國ニ侵入スル事ナカリシモ偶々千八百二十八年ニ至リ印度ヨリ漸次歐洲ニ襲來シ千八百三十一年五月ニ至リダンチクヲ經テ普國ヲ襲ヒ其七月ニ至リ漢堡ヨリ獨逸ニ入り其十一月ニ至リサンデルランドヲ經テ英國ヲ襲ヒ一蹴シテ將ニ佛國ニ至ラントスルヤ佛國政府ハ銳意其防禦ヲカメルイ、フイリツブハ千八百二十三年三月三日ノ防疫法ニ基キ是歲八月十六日ノ勅令ヲ以テ防疫事務官ヲ設ケ之レヲシテ旅客ニ對スル檢疫、物資ニ對スル清潔法及ヒ通風法ヲ施行シ以テ國境ニ於ケル防疫ノ任ニ當ラシメ更ニ

同日ヲ以テ亦千八百二十二年三月三日ノ防疫法ニ基キ第二ノ勅令ヲ發シ故衣、麻布等ノ輸入ニ對シテ嚴密ナル検査ヲ行ハシメ其八月二十六日フランクフォール及ヒ萊因東岸ヨリノ輸入物ニ對シ其十一月二十三日西、蘇、英、蘭、白諸國ヨリノ輸入物ニ對シ共ニ検査及ヒ清潔法ヲ施行シ且病毒附着ノ虞アル生皮、鞣皮、毛皮、羽毛及ヒ絨毛ノ輸入ヲ禁シ翌年即チ千八百三十二年七月一日ニ至リアルヂエル、オラン及ヒロースノ諸港ヨリ相踵テ入り來リタル船舶ノ検査ヲ命シ終リニ議會ハ千八百三十一年十月一日ノ法律ヲ以テ一百万法ノ臨時防疫費ヲ可決シタリ。

防疫上佛國政府用意ノ緻密周到ナル此ノ如キニ拘ハラズ幾ハクモナク千八百三十二年三月十五日ニ至リ虎列刺ハ復カレニ侵入シ其三月二十六日ニ至リ巴黎ヲ襲ヒ終ニ駭々全國ニ纏蔓シタリ是ヨリ其後千八百三十四年千八百三十四年千八百三十五年及ヒ千八百四十九年ニ至リ我當局者ハ相踵テ防疫上一ニ夫ノ千八百二十二年三月三日ノ防疫法ニ頼リテ此危急ニ應シタリ然ルニ此數年間ニ於テ防疫ノ効果一モ觀ルヘキ者ナク其施設盡ク失敗ニ歸リシタリ然レトモ此レ固ヨリ罪ヲ此防疫法ノ不備ニ歸スルコトヲ得ス何トナレハ爾後久フシテ千八百九十年ニ至リ復惡疫ノ流行ニ際シ此防疫法ハ大ニ其効力ヲ發揮シタレハナリ夫レ防疫ノ事ハ其實行極メテ難ク比隣列國即チ白ト曰ヒ獨ト曰ヒ英ト曰ヒ西ト曰ヒ皆一舉惡疫ノ侵掠ヲ被ムレル秋ニ方リ獨リ佛國ヲシテ其傳播ヲ免カレシメント欲スルモ得ヘカラス是レ此防疫法ノ效果ヲ舉クル能ハサル第一因ナリ今夫レ惡疫流行地ヨリ到來セル旅客ハ率ムネ五日乃至十日ノ検査隔離ヲ受ケ其身ニ纏ヒ手ニ携フル所ノ物品ハ一々清潔法ト通風法トヲ施スト雖モ當時ノ所謂通風法ナル者ハ殆ント確實ナル効力ヲ奏スルコ

ト能ハサルノミナラス清潔法モ亦病菌ヲ全滅スルニ足ラス而シテ検査法及ヒ隔離法ノ如キモ亦未タ今日ノ如ク完全ナル設備ヲ見ルニ至ラス唯健康者ト患者トヲ併セテ之ヲ一所ニ收容スルニ過キサカ故ニ其結果防疫上有効ナル手段ト謂ハンヨリハ寧ロ反テ病毒ヲ蔓延セシムルノ虞ナクンハアラス且夫レ此防疫法ハ僅ニ之ヲ國境ノミニ適用スルニ過キス而シテ當局者ハ未タ國內ニ於ケル病毒ノ蔓延ヲ豫防撲滅スルノ方法ニ想ヒ到ラザリシナレハナリ是レ此防疫法カ其効果ヲ舉クル能ハサル第二因ナリ。

唯夫レ此ノ如シ是ヲ以テ千八百四十九年ヨリ千八百八十五年ニ至ルノ間政府ハ既ニ千八百二十二年三月二十二日ノ防疫法ニ頼ルコトヲ爲サス而シテ此防疫法ノ聲價ハ蕩然地ヲ掃ヒ舉國此防疫法ヲ看テ峻酷爲スナキノ徒法ト做セリ蓋シ此防疫法ハ嚴刑酷罰ヲ以テ防疫上ノ犯則者ヲ處分シ反テ其法網逸脱者ヲ生スルノ弊アリ然レトモ千八百二十三年ノ當時此法律ニ由リ以テ佛國ヲシテ黃熱ノ慘禍ヲ免カレシメタル事ハ正サニ之ヲ記憶スルコトヲ要ス且ツ夫レベストト曰ヒ虎列刺ト曰ヒ黃熱ト曰ヒ凡ソ此ノ如キ蔓延迅速ニシテ流行激烈ナル病毒ノ侵入ト傳播トヲ防カント欲セハ立法上必スヤ此ノ如キ峻烈ナル措置ニ出テサルヲ得ス之ヲ要スルニ千八百二十二年三月三日ノ防疫法ハ其規定必スシモ不備ナルニ非ス唯其適用緩漫ニシテ機宜ヲ失セルノ憾アルノミ。

千八百四十九年以後虎列刺ハ屢々歐州ニ流行シ我當局者ハ千八百二十二年ノ防疫法ノ如キ峻嚴ナル規定ヲ以テ國境ノ防疫ヲ圖ルヘキ者ナリシモ肯テ此ニ出ツルヲ爲サス爲メニ病毒ハ轉々其慘毒ヲ逞シ數千ノ死者ハ日夜全國ノ墳墓ヲ填塞シ而シテ防疫上有力ナル法律ハ拱手傍觀風馬牛ニ似タリ。

爾後數年ヲ經テ千八百八十四年七月ニ至リトウロン及ヒ馬耳塞ニ虎列刺ノ發生ヲ見ルヤ尙ホ内地ノ防疫ヲ圖ルノ機ヲ失ハサリシ時ナリシト雖モ政府ハ會テ之ヲ省ミス當時商務大臣ハポール、ベル法案提出ノ際辯明シテ曰ク佛國ニ於ケル防疫上ノ規定ハ千八百二十二年ノ防疫法ヲ以テ優ニ之ニ應スルニ足レリ唯恐ラクハ裁判官カ此法律ノ適用ヲ肯セサルノミト蓋シ當局者ハ裁判官カ此法律ニ規定セル罰則ノ宣告ヲ爲サ、ルヘシト憂ヒタリ然ルニ事實ハ必スシモ然ラサリシナリ。

千八百八十五年ニ至リ政府ハ千八百二十二年ノ防疫法ニ基キテ佛西ノ國境ニ傳染病監視所ヲ設ケ西國ヨリ臥褥ノ被布等ノ如キ物品其他地下若クハ地平線上ニ生長セル果實及ヒ野菜ノ輸入ヲ禁シ西國到來ノ旅客ヲ宿泊セシメ又ハ個人ノ住居内ニ於テ惡疫發生ノ虞アルトキハ一々之ヲ所在市町村廳ニ届出ツヘキコトヲ命シタリ。

千八百六十六年余カ命ヲ受ケフイニステールニ蒞ミテ知事ノ任ニ膺ルヤ是ヨリ先キ四箇月以來此地方ハ虎列刺ノ流行ニ苦シメリ是ニ於テ余ハ直ニ千八百二十二年ノ防疫法ヲ適用シ其規定ニ基キテ發シタル大統領令ヲ以テ防疫上必要ナル全權ヲ附與シタル一名ノ委員ヲ此地ニ派遣セシメ且縣内ノ各市町村内ニ關係法令ヲ揭示シ以テ銳意其勵行ヲカメ爲メニ久シカラシテ惡疫ノ撲滅ヲ見ルコトヲ得タリ。

當時余カ無似ヲ顧ミス敢テ果斷專行此ノ如キ好績ヲ舉クルヲ得タル所以ハ一ニ千八百二十二年ノ防疫法ヲ勵行シタルニ在リ今其勵行ノ方法ヲ舉クレハ公井若クハ私井ノ閉塞、家屋及ヒ中庭ノ掃除、患者ノ排泄物及ヒ其被服ノ消毒器具ノ燒棄、製作場ノ微發、個人ノ家庭内水夫宿泊ノ禁止、幕舍内患者ノ收容等はレナ

リ此ノ如キ命令ハ固ヨリ個人ノ所有權及ヒ自由ヲ拘束スル者ナルヤ論ヲ俟タスト雖モ法律ノ命スル所當サニ必ス之ニ服從セサルヘカラス且夫レ千八百二十二年ノ防疫法ハ固ヨリ一場ノ兒戲ニ非ス其命スル所敢テ治下人民ノ論評ヲ容サス故ニ其第十三條及ヒ第十四條ノ如キハ其規定ノ過酷ナルヤ多ク其類ヲ見サルヘシト雖モ然レトモ亦防疫上恰好ノ警策タラスンハアラス第十三條ニ曰ク衛生上緊急ノ命令ニ應セサル者ハ之ヲ十五日以上三箇月以下ノ禁錮ニ處シ且之ニ五十法以上五百法以下ノ罰金ヲ課スト第十四條ニ曰ク衛生上一般若クハ地方的規定及ヒ當該官憲ノ命令ニ違フ者ハ之ヲ三日以上十五日以下ノ禁錮ニ處シ且之ニ五法以上五十法以下ノ罰金ヲ課ス而シテ其適用上毫モ情狀ヲ酌量シテ減輕スル所ナシ故ニ刑法第四百六十三條ハ之ヲ場合ニ適用スルヲ得ス是ヲ以テ一時人心ノ動搖ヲ致シタルモ其適用ノ結果忽チ惡疫ノ撲滅ヲ見タルカ故ニ今ヤ反テ余ノ此果斷ヲ稱揚シ余ノ微衷ヲ諒トセル者多シ既ニシテ千八百九十年ニ至リ終ニ千八百二十二年ノ豫防法ヲ擧ケテ完全ニ之ヲ適用シ以テ防疫上余ノ任務ヲ完了シタリ故ニ其適用上稍々細密ニ之ヲ叙述スルコトヲ要ス夫レ此防疫法ハ固ヨリ多少ノ修正ヲ加ヘサルヘカラスト雖モ防疫上亦極メテ貴重ナル者ニシテ我國ノ朝野ヲ通シ額手其功德ヲ感荷セサルヘカラス乃チ是歲六月十六日ハンデイ警務官ノ急電ハ午後二時内務省ニ達シ西國フランスニ於ケル虎列刺ノ發生ヲ報シタリ是ニ於テ即日内務大臣ハハンデイ及ヒセルベールノ兩地方ニ對シテ蒸氣消毒器ノ備付ヲ命シ下ビレヌ縣及ヒ東ビレヌ縣ノ知事ニ之ヲ電命シ大統領ハ千八百二十二年ノ防疫法ヲ適用シテ佛國衛生諮問會議々員シアレン博士及ヒネツテル博士ヲ以テ防疫委員ト爲シ内務大臣ニ隸屬シテ防疫上必要ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ命シ二氏ハ其十八日ヲ以テ各々其

任地ニ赴キ旅客及ヒ輸入物ニ對シテ檢疫ヲ厲行シタリ。

當時到ル處ニ設ケタル衛生哨所ノ組織及ヒ活動ノ要項ヲ擧クレハ左ノ如シ。

- 第一 惡疫侵入ノ線路ニ當レル國境ノ衛生哨所ニ於テ外來旅客ノ健康診斷ヲ爲ス事。
- 第二 惡疫感染者及ヒ疑似患者ヲ隔離所ニ收容スル事。
- 第三 旅客ノ行李ヲ検査シテ病毒附着ノ襯衣ヲ其中ニ入レサラシメ而シテ其襯衣ハ即時衛生哨所備附ノ蒸氣消毒器ヲ以テ消毒スル事。
- 第四 衛生哨所ニハ二室以上ヲ設ケ其一ハ惡疫感染者ヲ收容シ他ノ一ハ疑似患者ヲ收容シ各室ニ簡單ナル寢臺ヲ備ヘ以テ消毒ノ實行ヲ容易ナラシムル事。
- 第五 衛生諮問會議ノ意見ニ基キ衛生哨所ニ必要ナル藥劑殊ニ防腐劑ヲ備付クル事。
- 第六 寢臺ノ數、消毒藥ノ供給等ハ總テ地方ノ必要ニ應シテ之ヲ定ムル事。
- 第七 衛生哨所ハ例ヘハトレ式及ヒヘルベ式ニ則トリ幕舎内ニ之ヲ設クル事。
- 第八 衛生諮問會議ノ意見ニ基キ特ニ消毒所ヲ設クル事。
- 第九 衛生哨所ニハ蒸氣消毒器ヲ備附クル事。
- 第十 衛生哨所ニハ所長一名、看護夫一名若クハ二名、助手數名ヲ置ク事。
- 第十一 衛生哨所專屬ノ醫員ハ其哨所々在地ニ住居シ惡疫流行地若クハ流行ノ疑アル地方ヨリ來レル車到着ノ際停車場ニ出頭スル事。

第十二 其地方ニ醫師ノ存セサルトキハ附近ノ醫科大學ヨリ醫員ノ出張ヲ求ムル事。

第十三 驛長及驛員ハ列車ノ到着毎ニ旅客ノ下車ヲ監視シ停車場内檢疫醫員室ニ收容シテ順次健康診斷ヲ行フ事。

第十四 旅客ヲシテ健康診斷ニ脱スルコトナカラシメンカ爲メ二人相並行スル能ハサル程度ニ相接着シタル兩柵間ニ旅客ヲ整列セシムル事。

第十五 胃腸加答兒ノ患者ハ總テ衛生哨所ニ收容シテ之ヲ看護シ胃腸加答兒ノ徵候ナキモ疑似患者ハ尙ホ之ヲ衛生哨所ニ收容シ一時之ヲ監視スル事

第十六 健全ナル旅客ニハ健康證明票ヲ交附シ其交附ヲ受ケタル旅客ハ其着到地ノ市町村長ニ之ヲ提示シ到着地ニ於テ更ニ健康診斷ヲ受ケ病毒潜伏期間監視ヲ受クル事。

第十七 當該地方ノ郵便局長ハ其市町村長ニ對シ郵便端書ヲ以テ惡疫流行地ヨリ來レル旅客到着ノ通知ヲ爲ス事。

第十八 旅客中惡疫感染者ノ發生セルトキハ即時其隔離ヲ行ヒ以テ病毒ノ蔓延ヲ防ク事。

第十九 關吏ハ衛生哨所專屬看夫ト共ニ最大注意ヲ以テ旅客携帶行李ノ検査ヲ行フ事。

第二十 病毒附着ノ襯衣ハ即時押收シテ之ヲ消毒シ然後其所有者ニ之ヲ還附スル事。

第二十一 チユネスシエル式蒸氣消毒器ヲ以テ迅速ニ消毒ヲ行フ事。

第二十二 衛生哨所々長ハ毎日若クハ每週報告書ヲ作リテ主務大臣若クハ其代理官ニ之ヲ提出スル事。

以上列舉シ來リタルカ如ク千八百九十年ノ命令事項ハ要スルニ第一、人ニ關スル防疫第二、物ニ關スル防疫ノ二點ニ歸着スル者ニシテ第一ハ國境ニ於ケル旅客ノ檢疫第二ハ故衣、果實、野菜等總テ病毒媒介ノ虞アル物品輸入ノ禁止是レナリ然シテ裁判所ハ屢々夫ノ千八百二十二年ノ防疫法ニ規定セル罰則ヲ適用シ以テ政府ノ命令ニ對シ有力ナル制裁ヲ與ヘタリ今其結果ノ如何ヲ究メンニビレヌ山南ニ於ケル虎列刺流行ノ際西國ヨリ我國ニ入り來レル旅客無慮十三萬五千中檢疫ノ結果衛生哨所ニ收容シタル者僅ニ三四名ニ過キス但千八百八十四年乃至千八百八十五年ノ一年間ニ於テハ多數ノ傳染者ヲ出シタルモ我當局官憲カ全力ヲ舉ケテ即時防疫ヲ厲行シタルカ爲メ幸ニ速ニ病毒ノ撲滅ヲ視タルハ多ト爲サ、ルヲ得ス由是觀之千八百九十年ニ於テ夫ノ千八百二十二年ノ防疫法ヲ適用シタルハ極メテ能ク其事宜ニ適シタルモノナルカ故ニ漫ニ千八百二十二年ノ防疫法ヲ非難スルコトヲ得ス夫レ然リ然レトモ余ハ敢テ此防疫法ヲ以テ完全ナル者ト爲スニ非ス蓋シ第一、此防疫法ハベスト性ノ傳染病襲來ノ時ニ非サレハ漫ニ之ヲ適用スルコトヲ得ス從テ外來傳染病ヲ豫防スルコト能ハサルノミナラス尙ホ且自國發生傳染病ヲ撲滅スルコトヲ得サレハナリ今一々此防疫法ノ規定ヲ精査スルトキハ即チ余ノ言ノ河漢ニ非サルコトヲ徵スヘシ然レトモ亦之ヲ既往ノ成績ニ徵スレハ此防疫法ハ其適宜用シキヲ得ン乎即チ防疫上恰好ノ武器タルコトヲ得ヘシ殊ニ虎列刺ノ豫防ニ對シテハ最然リト爲ス。

第二節 千八百七十六年二月二十二日ノ海上衛生警察規則

千八百七十六年二月二十二日ノ海上衛生警察規則ハ十三款百十三條ヨリ成リ其編纂委員ハ全國各地ノ商業

會議所及ヒ運送會社ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織シ編纂業ヲ竣ルヤ先ツ佛國衛生諮問會議ノ議決ニ附シ其編纂委員長ハ實ニ著名ナルフォーエル氏其人タリ此規則ハ其制定後十五年來全國港灣ノ衛生警察ヲ支配シ其適用ニ由リ以テ著シク通商上ノ障礙ヲ除去シ公共衛生上貢獻シタルコト固ヨリ鮮少ニ非ス故ニ吾人ハ恰モ千八百二十二年ノ防疫法ニ對スルカ如ク此海上衛生規則ニ對シテ亦感謝ノ念ヲ懷カサルヘカラス。

夫レ然リ然レトモ此海上衛生規則ハ未タ以テ必スシモ虎列刺ノ侵入ヲ防止シタリト謂フコトヲ得ス故ニ仔細ニ此規則ヲ研究セハ其規定上不備ノ點アルヲ發見スヘシ今例ヲ舉ケテ之ヲ論センニ千八百八十五年八月二十日ヨリ九月十六日ニ至ルノ間運送船ビヤン、ホアカトウロンニ停泊スルヤ會々虎列刺ハ港内ニ流行シ爲メニビヤン、ホアノ船内ニ於テモ亦感染者二名及ヒ疑似患者二十九名ヲ生シ二名ノ眞症患者ノ中其一ノ名ハ船内ノ病室ニ四日ヲ經過シタルノ後避病院ニ送ラレテ終ニ死亡シ他ノ一名ハ船内ニ於テ看護ヲ受ケテ其全治ヲ見タリ既ニシテビヤン、ホアハ千八百七十六年ノ海上衛生規則第二十條ニ由リ不良健康證書ノ交付ヲ受ケブレストニ向ヒトウロンヲ解纜シタ是歲九月二十六日ビヤン、ホアハブレストニ達シ船長及ヒ醫員ハブレスト衛生課ニ對シテトウロン出港以來既ニ船内ニ虎列刺患者ノ發生ヲ見サルコトヲ届出テ且曩ニトウロンノ避病院ニ送附シタル乗員ノ一名カ既ニ死亡シタルコトヲ通告シタリ是ニ於テブレスト衛生課長ハビヤン、ホアヲ二十四時間ノ監視ニ附シ然ル後其乗員ノ上陸ヲ許シタリ。

此ノ如キブレスト衛生課長ノ措置ハ果シテ能ク公共衛生ノ保護上間然スル所ナキ者ト爲ヌヲ得ル乎余ハ之ヲ首肯スルコト能ハス夫レビヤン、ホア船長ノ届出ノ如クビヤン、ホアニシテ既ニトウロン出港以來復

新ニ患者ノ發生ヲ見サル者トセハ人身上既ニ惡疫ノ潜伏期ヲ經過シ終レルヤ辯ヲ俟タスト雖モ乘員ノ身ニ纏ヘル衣服及ヒ船内積載ノ物品ニ至リテハ未タ必スシモ病毒潜伏ノ虞ナキヲ保スルコト能ハス然ラハ則チ惡疫ノ傳染上ブレスト衛生課長ノ措置ヲ以テ事宜ヲ失セル者ト認メサルヲ得ス必スヤ其積載品ニ對シテ嚴密ナル消毒ヲ施サ、ルヘカラス然ルニブレスト衛生課長ノ爲ス所此ニ出テサリシハ以テ千八百七十六年ノ海上衛生警察規則第三十九條ノ犯則者ナリト斷セサルヲ得ス。

ブレスト衛生課長ハ自ラ辯護シテ曰ク第一、余ハ船長及ヒ軍醫ノ届出ニ由リテ避病院ニ收容セル死亡患者一名ノ在リシコトヲ知リタルニ過キス船長ノ届出ニハ船内ニ於ケル患者ノ發生ヲ明言セス故ニ余自ラ之ヲ知念スルニ由ナシ第二、千八百七十六年八月四日附主務大臣ノ訓令ニ曰ク凡ソ艦長ノ届出ハ軍人ニ對スル敬禮上其證言ヲ疑フヘカラス故ニ顯然タル疑點ノ存セサル限り軍艦ニ對シテ檢疫ヲ行フコトヲ得ス今ビヤン、ホアハ其當時ノ任務軍隊ノ輸送ニ過キスト雖モ實際海軍將校ヲ以テ組織セル軍艦ナルカ故ニ其船長即チ艦長ノ届出ヲ疑フテ妄ニ之ニ檢疫ヲ施行スルコトヲ得ストブレスト衛生課長ノ答辯ハ未タ以テ其責任ヲ免ル、ニ足ラス何トナレハ第一、既ニ避病院ニ移送セル患者ノ届出アリタルトキハ即チ深ク其穿鑿ヲ遂行シ其患者ハ果シテ船内ニ於テ發生シタル者ナル乎感染後幾何時間船内ニ在リタル乎ビヤン、ホアカトウロン停泊中船内ニ尙ホ他ノ感染者アラサリシ乎必スヤ當サニ此種ノ調査ヲ進メサルヘカラズ第二、其届出ノ完全ナルト否ト問ハス既ニ届出アリタ時キハ必スヤ當サニ海上衛生警察規則第三十九條ヲ適用シテ檢疫ヲ厲行シ消毒ヲ實施セサルヘカラス然ルニ其此ニ出テサリシハ衛生課長タル自己ノ職責ヲ盡サ、ル者ト

斷セサルヲ得ス。

之ヲ要スルニ衛生課長ノ措置ノ緩漫ト云ヒビヤン、ホア船長ノ届出ノ不完全ト云ヒ共ニ海上衛生警察規則第三十六條規定ノ不備ニ基因スル者ナリ第三十六條ニ曰ク。

左ノ場合ニ於テハ前條ニ列舉スル理由ニ基キテ檢疫ヲ行フ。

第一 解纜後船内ニ傳染病患者ノ發生セサリシトノ船長若クハ醫員ノ届出ヲ以テ入港シタル場合此場

合ニ於テ入港地監視醫員カ此届出ヲ肯認シタルトキハ其船舶ハ之ヲ單ニ惡疫發生ノ疑アルモノト認

ム。

第二 傳染病發生ノ確實若クハ疑アル事實カ船内若クハ出港地若クハ航海中又ハ入港地ニ生シタル場

合此場合ニ於テ其船舶ハ之ヲ惡疫ノ發生シタル者ト認ム。

船長届出ノ議務ヲ規定スル條文ハ實ニ此第三十六條第二項ニ在リ而シテ此第二項ニハ解纜後ノ事實ノミヲ明言スルニ過キス故ニビヤン、ホアノ船長ハ單ニトウロン出港以後船内ニ患者ノ發生セサリシ事ヲ届出タルノミ然シテ二十九名ノ疑似患者一名ノ治愈患者發生ノ事ハ之ヲ届出ツヘキ者ト信セス又一名ノ死亡患者カ其初四日間船内ノ病室ニ收容セラレ然ル後避病院ニ移送セラレタル事モ亦之ヲ届出ツヘキモノト認メ

ス而シテ正サニ自ラ能ク第三十六條第二項ノ規定ヲ恪守實行シタル者ト爲セリ。夫レ然リ然レトモ船長届出ノ義務ハ獨リ第三十六條ノミニ非ス其第二十七條ニ於テモ亦惡疫流行ノ際衛生官憲ニ對スル船長ノ義務ヲ規定セリ第二十七條ニ曰ク。

内地入港船舶ノ船長ハ宣誓ヲ爲シタルノ後公共衛生ニ關スル情報提供ノ爲メ衛生官憲ノ訊問ニ答ヘ總テ
其事實ヲ言明スルコトヲ要ス、

之ヲ總フルニ第三十六條第二項ト第三項トノ間其規定上聯合ヲ缺ケルヤ明ナリ故ニ第二項ハ左ノ如ク之ヲ
改正セサルヘカラス。

第一 出港地若クハ航海中又ハ入港地ニ於テ船内傳染病患者ノ發生セザリシトノ船長若クハ醫員ノ届出
ヲ以テ入港シタル場合。

第二十七條モ亦左ノ如ク之ヲ修正スルコトヲ要ス。

内地入港船舶ノ船長ハ宣誓ヲ爲シタルノ後殊ニ出港若クハ航海中又ハ入港地ニ於テ三種ベスト性疾患中
船内ニ其一ノ發生若クハ疑似患者ノ存否ニ關シ衛生官憲ノ訊問ニ答ヘ公共衛生ニ關スル情報提供ノ爲メ
總テ其事實ヲ言明スルコトヲ要ス。

若夫レ出港證書ヲビヤン、ホアニ交附シタルトウーロン衛生官憲ノ行爲モ亦當サニ非難スヘキ者ナキ乎ト
ウーロン衛生官憲ハ海上衛生警察規則第十二條ニ曰ク。

健康證書ニハ出港地ノ衛生狀態殊ニ衛生上ノ用意ヲ要スル疾患ノ存否及ヒ出港ノ際船内衛生狀態ニ關ス
ル事實ヲ詳記スルコトヲ要ス。

故ニトウーロン衛生課長ハ第十二條ノ文字ニ拘泥セス必スヤ其規定ノ精神ヲ參酌シビヤン、ホア船長ニ交
附シタル健康證書ニ二名ノ虎列刺患者ト二十九名ノ疑似患者發生ノ事實ヲ記載スルノ義務ヲ有ス夫レ然リ

然レトモ元來第十二條ノ法文ハ單ニ第一、出港地ノ衛生狀態第二、出港ノ際乘員健康狀態ノ記載ヲ命スル
ニ過キサカ故ニ法文ノ規定モ亦間然スル所ナキ能ハス故ニ第十二條ノ末項ニ左ノ明文ヲ加フルコトヲ要
ス。

健康證書ニハ特ニ出港地ニ於テ船内ニ三種ベスト性疾患ノ一ノ眞症患者若クハ單ニ疑似患者發生ノ事實
ヲ記載スルコトヲ要ス。

今夫レ第十二條第二十七條及ヒ第三十六條ニシテ始メヨリ余カ修正セル案文ノ如クナラン乎則チブレスト
衛生課長ハ單ニビヤン、ホアノミナラス尙ホ之ニ次キテ惡疫ノ發生ヲ見タル汽船ラインノ乘員及ヒ使用物
品ノ消毒ヲ厲行シタリシナラン果シテ然ルトキハ當時余カ知事ノ職ヲ奉セルフイニステールハ惡疫ノ流行
ヲ免カレシヤ必セリ。

抑々ブレスト衛生課長ハ以爲クブレスト入港ノビヤン、ホアニ對シテ嚴密ニ衛生警察ヲ實行スヘキ者ニ非
ス何トナレハ千八百七十六年ノ海上衛生警察規則第三十五條第四項ニ曰ク。

大西洋及ヒマンシユ海ノ諸港ニ於ケル檢疫ハ地中海ノ諸港ニ於ケルモノト其揆ヲ異ニス。

ト此規定ノ結果佛國ノ防疫規定ハ分チテ二種ト爲シ第一ハ之ヲ地中海ノ諸港ニ、第二ハ之ヲマンシユ海及
ヒ大西洋ノ諸港ニ適用ス而シテ地中海ノ諸港ニ對スル規定ハ大西洋及ヒマンシユ海ノ諸港ニ對スルモノニ
比スレハ峻烈嚴密ヲ極ム此ノ如キ差異ハ果シテ正當ニシテ事宜ニ適スル者ナル乎。

抑々此ノ如キ差異ヲ設ケタル所以ハ主トシテ通商上ノ關係ニ重キヲ置キタル者ニシテ衛生上ノ利害ヲ參酌

シタルニ非ス何カ故ニ地中海ニ瀕セル馬耳塞ハ大西洋ニ沿ヘルブレストヨリ更ニ嚴密ニ之ヲ扞護スルコトヲ爲ス乎フオーエル氏其人ト雖モ亦ブレストノ防疫ニ關スル規定ノ不完全ヲ認メ其報告書第十六章ニ之ヲ詳論シタリ然ルニ氏ハ亦何カ故ニ敢テ此ノ如キ奇恠ナル措置ニ出ツルコトヲ爲シタル乎。

氏ハ以爲ク公共衛生カ國家富源ノ一タルヤ辯ヲ俟タスト雖モ商業上ノ繁榮モ亦富源ノ要素タルコトヲ忘ルヘカラス我マンシユ海及ヒ大西洋ノ諸港ハ英白蘭三國ノ諸港ト正サニ相角逐セサルヘカラサルカ故ニ此三國カ殆ント何等ノ檢疫ヲ爲サ、ル時ニ當リ獨リ佛國ノミ峻嚴ナル檢疫ヲ行フハ通商上ノ利益ヲ障礙スルコト鮮少ニ非ス是レ佛國カ大西洋及ヒマンシユ海沿岸ニ於ケル防疫上ノ措置ヲ寬假スル所以ナリト。

夫レ然リ然レトモ氏ニシテ苟モ現時吾人カ唱道スル防疫ノ方法ヲ採用シ蒸氣消毒器ニ頼リテ能ク僅少ノ時間ニ防疫上殺菌ノ目的ヲ達スル者ナルコトヲ知ラハ即チ猶ホ地中海ノ港灣ニ於ケルカ如ク大西洋及ヒマンシユ海ノ沿岸地方ニ於テモ亦普ク其使用ヲ命スヘキヤ必セリ此ノ如クニシテ果シテ能ク蒸氣消毒器ノ使用ヲ爲スニ至ラン乎即チ貿易上重大ナル關係ヲ有スル地方ニ於テモ亦檢疫上何等ノ障礙ヲ見ルコトナク完全ニ防疫ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ。

凡ソ獨リ科學的消毒ノ問題ノミナラス尙ホ漸次檢疫ノ減少ニ由リテ將サニ全國諸港取締ノ齊一ヲ見ントスルハ此レ實ニ現時ノ趨勢ナリフオーエル氏モ亦其報告書第二章ニ於テ既ニ之ヲ覺知セシムハアラス。

夫レ能ク蒸氣消毒器ヲ使用スルトキハ即チフオーエル氏其人ノ如キ斯道專門大家ノ指示セル針路ヨリ逸出スルコトヲ爲サシテ次第ニ嚴密ナル檢疫ヲ減少シ以テ海上衛生ノ進運ト相推移シ以テ能ク國富ノ要素タ

ル貿易上ノ利害ヲ扞護シ且以テ能ク防疫上ノ目的ヲ達シ同時ニフオーエル氏ノ精神ヲ貫徹スルコトヲ得ヘシ。

夫レ現時ニ於ケル檢疫問題ノ解決ハ實ニ運送會社ノ掌中ニ在リ故ニ公共衛生上其障礙大ナラスシテ効力最的確ナル保障ヲ附與シ以テ檢疫ノ撤廢ヲ迅速ナラシムル事モ亦輸送會社ニ屬ス抑々所謂傳染病ノ危險ハ何處ニ存スル乎傳染病ノ危險ハ其病菌ニ在リ病菌ハ何處ニ存スル乎病菌ハ患者ノ排泄物ニ伏在ス病菌ハ何處ニ包藏スル乎病菌ハ患者排泄物ノ汚染スル寢衣及ヒ自餘衣服ニ包藏ス病菌ハ之ヲ日光ニ暴露スルトキハ輒チ撲滅スヘキカ故ニ病菌ノ傳染ハ不可能ト爲ルヘク然シテ病菌ニ接觸シタル物品ハ其接觸前之ヲ熱焦若クハ消毒スルトキハ其撲滅ヲ見ルヘキカ故ニ乗員ヲ上陸セシメ三日、七日若クハ十日間之ヲ一定ノ場所ニ抑留シテ之ヲ監視シ而シテ積荷全部ノ荷卸ヲ爲スコトヲ要セサルヘシ然レトモ此ノ如キ方法ハ以テ防疫ノ保障ト爲スニ足ラス何トナレハ健全ナル乗員ト感染ノ虞アル者トヲ擧ケ一所ニ收容シテ之ヲ監視シ且病菌汚染ノ物品モ亦完全ナル消毒法ヲ施サ、レハナリ今最有効ナル蒸氣消毒器ヲ使用スルトキハ乃チ能ク病菌撲滅ノ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ故ニ余ハ以爲ク自今普ク此器械ヲ船内ニ備付ケ以テ檢疫ノ煩ヲ避クルニ若カスト果シテ能ク此器械ヲ使用スルトキハ即チ通商上亦何ノ障礙スル所ナク能ク國富ヲ増進スルコトヲ得ヘシト由是觀之千八百七十六年ノ海上衛生警察規則中ニ特ニ一條ヲ設ケ以テ蒸氣消毒器備附ノ事ヲ規定スルニ若カス。

英國ノ防疫事業ハ當サニ稱賛シテ之ヲ祖述スヘキ者ナリ英國ニ於テハ獨リ當局者ノミ銳意防疫ニ從事スルノミナラス國民モ亦貧富貴賤ヲ論セス各々能ク當局者ノ命令ヲ遵守シ會テ之ヲ等閑ニ附セス。

惡疫ノ流行カ有益ナル教訓ヲ英國ニ與ヘタルコト遠ク大陸開明諸國ノ右ニ出ツル者アル英國人ハ惡疫ノ襲來ニ逢フ毎ニ其經驗ト教訓トヲ積ミ會テ前車ノ覆轍ヲ履ムコトナシ千八百三十二年初メテ虎列刺ノ英國ニ入ルヤ朝野ヲ擧ケテ其流行ノ狀ト死者ノ數トヲ精査シ立法者ハ必要恰好ナル法規ヲ布キ上ハ政府ヨリ下ハ市町村廳ニ至ルマテ巧ニ之ヲ運用シ終ニ彼ノ有名ナル千八百三十七年ノ防疫法ニ基キテ患者ノ義務届出及ヒ死因ノ登錄ヲ行ヒ以テ英國ニ於ケル公共衛生ノ一大進歩ヲ爲セリ是ヨリ其後千八百四十九年及ヒ千八百五十四年ニ於ケル惡疫ノ流行ニ際シ亦特ニ文明的且科學的措置ヲ執リ其結果惡疫ノ蔓延ト國民居宅ノ不健全トノ間密接ナル關係ノ存スルコトヲ覺リ終リニ千八百六十六年ニ於ケル惡疫ノ流行ニ際シ又特ニ醫學上ノ觀察ニ基キテ立法上ノ運用ヲ完フシ終ニ千八百七十一年ノ防疫法ヲ制定シ英國固有ノ特質タル分權制度ノ流行ニ拘ハラス敢テ中央賑恤衛生局ヲ設ケ其後數年ヲ經テ千八百七十五年ニ至リ所謂千八百七十五年ノ法律ヲ制定シ以テ中央賑恤衛生局ニ對シ國家的衛生事業ノ完行ニ必要ナル全權ヲ與ヘタリ。

是ニ於テ乎爾後屢々印度ヨリ襲來セル虎列刺ハ英國ニ侵入スルコトアルヲ見ス抑々千八百七十五年ヨリ千八百九十年ニ至ル十五年間ニ於テ英國カ傾注シタル防疫費ハ實ニ約三十億法ノ鉅額ニ上リタリ。

此ノ如クニシテ英國ニ於ケル防疫事業完備ノ結果獨リ能ク惡疫ノ流行ヲ防止シタルノミナラス尙ホ著シク一般ノ死亡率ヲ減少シ殊ニ窒扶斯ノ患者及ヒ死者ノ數ヲ減シタルハ大陸諸國ノ驚嘆シテ措カサル所ナリ。

英國ニ於ケル衛生事業完備ノ爲メ千八百八十年ヨリ千八百八十九年ニ至ル十年間ニ於ケル人命保存ノ數ハ實ニ八十萬ニ達ス換言セハ英國ニ於テ衛生上適切ナル法規ヲ設ケテ當局者巧ニ之ヲ執行スルコトナカラン乎即チ此八十萬ノ民ハ既ニ鬼籍ニ上リシヤ必セリ。

嚮ニ此八十萬ノ民ヲシテ惡疫ノ感染スル所ト爲ラシメン乎即チ其患者自身ノ痛苦困難ハ辯ヲ俟タス其遺族ノ悲嘆沮喪ヲ致シ家ハ傾キ産ハ倒レ其配偶者ハ鰥寡ト爲リ其子女ハ孤獨ト爲リ施テ一鄉一國ノ衰運ヲ馴致セサルヲ得ス然ルニ英國當局者ノ措置其宜キヲ得公共ノ衛生能ク其途ヲ完フシ防疫事業モ亦遺憾ナカリシカ故ニ能ク此ノ如キノ窮境ニ陥ルルナカリシナリ此ノ如キ功績ハ之ヲ敵軍ニ捷チテ八十萬ノ大軍ヲシテ殺戮ヲ免カレシメタルニ譬フ否其結果ハ精神上及ヒ物質上共ニ遙ニ戰捷ニ優レリト謂フテ可ナリ。

之ヲ要スルニ虎列刺ノ撲滅ニ缺クヘカラサル方法ハ二種アルニ過キス第一ハ純然タル撲滅方法ナリ撲滅トハ惡疫ヲ發生セシメサルヲ云フ第二ハ豫防ナリ豫防トハ惡疫ノ襲來ヲ防止スルヲ云フ此二種ノ一ニ屬セサル中間的幾多ノ方法ハ皆緩和的手段ニ過キス從テ其効力必スシモ確實ナラス此二種ノ方法中第二ノ方法即チ豫防方法ハ一ニ之ヲ保健ト稱ス保健ハ撲滅方法ニ比スレハ其効力更ニ大ナリ蓋シ虎列刺ニ對シテ保健ノ途ヲ講スルトキハ獨リ虎列刺ノ豫防ノミナラス尙ホ窒扶斯及ヒ自餘幾多傳染病ノ發生ト襲來トヲ防止スルコトヲ得レハナリ故ニ保健ハ人類ノ生活上各般ノ事物ヲ改善シテ之ヲ強健確實ナラシメ國力ノ充實ヲ致シ而シテ民力ノ發展ヲ圖ル所以ナリ。

此思想ハ必スシモ斬新ノ者ニ非ス既ニ久シク衛生學者ノ論唱セル所ナリ唯其以テ斬新ト爲スヘキ者ハ經驗

上ノ試嘗ニ在リ然シテ敢テ能ク此經驗上ノ試嘗ヲ爲シタル者ハ實ニ英國ニ在リ然ラハ即チ開明諸國ハ此英人ノ烜赫ナル功績ヲ感謝セサルヘカラス。

今英國ニ於ケル防疫上以テ大家ト稱スヘキ英國代表者ノ一人タルボチアナン氏ノ言ヲ假リテ第十五回英國內務省報告附錄防疫論照英國ニ於ケル防疫上ノ意見ヲ提示センニ。

英國ニ於テハ以爲ク凡ソ土地、飲用水及ヒ大氣ニ對シテ惡疫ノ傳染ヲ豫防スルトキハ惡疫ノ流行ハ亦怖ルヘキ者ニ非ス之ニ反シテ衛生保健兩ツナカラ之ヲ等閑ニ附スルトキハ到底惡疫ノ侵入ヲ防止スルコト能ハス英國ニ於ケル醫學上ノ實驗ニ徴スレハ健全ナル人民ト雖モ其所在地周圍ノ狀況健全ナラサルトキハ竟ニ惡疫ノ侵入ヲ免ル、能ハス殊ニ飲用水ノ不良ナル地方ニ在リテハ最其然ルヲ見ル故ニ吾人英人ハ主トシテ土地、飲用水及ヒ大氣ノ純良ニ重キヲ置キ常ニ心力ヲ此三者ニ傾注セシムルハアラス三者果シテ能ク其善美ヲ致ストキハ即チ惡疫ノ發生ト曰ヒ傳染ト曰ヒ復毫モ怖ル、所ニ非ス冀クハ開明諸國ニ於テ亦能ク英國ノ爲ス所ニ倣ヒ朝野ヲ舉ケテ意ヲ此三者ニ注キ以テ惡疫ヲ豫防シ民福ヲ増進シ而シテ國力ノ發展ヲ致サンコトヲ抑々防疫ノ効果ハ必ラスシモ惡疫ノ豫防ノ一點ノミナラス國交ヲ親密ニシ貿易上得ル所極メテ大ナリ。

夫レ防疫上英國カ傾注セル苦心ト經費トハ固ヨリ洪大無量ナリト雖モ得ル所失フ所ヲ償フテ優ニ餘アル事ハ特筆大書シテ其功績ヲ謳歌セサルヘカラス然シテ虎列刺ニ對スル豫防ノ爲メ其結果自餘幾多傳染病ノ發生ト流行トヲ防止シ虎列刺ニ對シテ保健ノ措置ハ自餘幾多疾患ノ減少若クハ撲滅ニ由リテ相殺セラ

ル今ヤ虎列刺ハ既ニ英國ニ襲來セサルコト、爲リ了セルノミナラス窒扶斯ト曰ヒ黃熱ト曰ヒ天然痘ト曰ヒペスト性疾患ト曰ヒ殆ント其跡ヲ止メサルコト、爲レリ此レ豈獨リ英國ノミノ幸福ニ非ス凡ソ歐洲ニ位セル開明列國々々民ノ至福ニ非スヤ。

ブチアナン氏ノ此意見ハ其正當ニシテ間然スル所ナキヤ論ヲ俟タス然ラハ即チ佛國モ亦英國ノ爲ス所ニ倣フテ當サニ全國ノ衛生ヲ圖ラサルヘカラス我ブルアルデル氏モ亦其著『歐州ニ於ケル防疫論』中ニ提唱シテ曰ク。

凡ソ惡疫カ一地方ニ侵入スルヤ其地方ハ先ツ速ニ清潔法ヲ行ヒ以テ一般ノ衛生ヲ講セサルヘカラス然レトモ清潔法ト曰ヒ衛生ト曰ヒ惡疫流行ノ際ニ至リ卒然之ヲ實行シテ足レリト爲ス者ニ非ス必スヤ當時純良ナル飲料水ヲ供給シ居宅内ノ清潔ヲ行ヒ而シテ後始メテ庶幾クハ所謂衛生ノ途ニ達スルヲ得ン夫ノ港灣ニ於ケル船舶ノ檢疫ノ如キハ其効力必スシモ大ナラス必スヤ當時ニ於テ清潔法ト衛生トノ厲行ヲ力メサルヘカラス。

ト至言ト謂フヘシ然ルニ今者佛國ニ於テハ完全ナル衛生法規ノ存スル者アル乎余ハ然リト信スルコト能ハス以下請フ詳ニ之ヲ論セン。

第一節 現行衛生法

前章ニ論シタルカ如ク我千八百二十二年三月三日ノ侵入ヲ防止スルコトヲ得タルノミナラス其侵入後ト雖モ亦以テ能ク其傳播ヲ止ムルコトヲ得タリ然レトモ此防疫法ハ惡疫侵入ノ場合ニ非サレハ以テ之ヲ利用ス

ルコトヲ得ス故ニ居宅ノ清潔、其周圍ノ改良及ヒ恒久的不健全ナル原因ノ除去ニ至リテハ此防疫法ニ由リテ其目的ヲ達スルコトヲ得ス。

夫レ千八百二十二年三月三日ノ防疫法カ既ニ以テ公共衛生ノ途ヲ完行スルニ足ラストセハ佛國ニ於テハ他ニ如何ナル法律アリテ以テ能ク國內ノ衛生ヲ完フスルコトヲ得ル乎要スルニ防疫法以外ニ尙ホ三種ノ法律アリ其一ハ都市ノ衛生ニ關スル千八百七年九月十六日ノ法律其二ハ居宅ノ衛生ニ關スル千八百五十年四月十三日ノ法律其三ハ市町村ノ組織ニ關スル千八百八十四年四月五日ノ法律是レナリ此ノ如ク其種類ト曰ヒ名稱ト曰ヒ一見セハ常時ト惡疫流行ノ時トヲ問ハス以テ優ニ我カ衛生ノ途ヲ完フスルコトヲ得ヘキモノ、如ク然リト雖モ其實然ラサルヲ如何トナレハ其法文ノ規定ト事實ノ實際ト常ニ相背馳抵牾スレハナリ即チ都市ノ衛生ニ關スル千八百七年九月十六日ノ法律第三十五條ニ曰ク。

都市ノ衛生工事ハ政府之ヲ命令シ關係都市其經費ヲ負擔ス。
第三十六條ニ曰ク。

衛生工事ニ關スル事項ハ行政廳之ヲ定メ行政廳ハ其工事費賦課致帳作製ノ際關係市町村ノ負擔ヲ減免セシカ爲メ私有不動産力受クヘキ直接ノ利益ヲ參酌シ之ヲシテ其經費ヲ分擔セシム。
第三十七條ニ曰ク。

前二條ノ適用ハ知事及ヒ縣參事會ノ權限ニ屬ス。

以上三條ハ極メテ貴重ナル規定ナリ何トナレハ此ノ如キ規定ハ之ヲ他ノ法令ニ發見スルコトヲ得サレハナ

リ乃チ此三條ノ規定ニ由リ政府ハ職權ヲ以テ衛生上必要ナル工事ヲ施行シ關係市町村及ヒ個人ニ對シテ其工事費ヲ負擔セシムルコトヲ得レハナリ。

此三條ハ實ニ衛生上ノ一要素ヲ包含ス衛生上ノ一要素トハ人類ノ集團ヲシテ一般ノ健全ヲ圖ルノ義務ヲ負ハシムル者ナリ抑々惡疫流行ノ際行政廳ハ有害ナル井戸ヲ閉塞シ通動機ヲ撤去シ以テ其所在住民ヲシテ有害ナル井水ヲ飲用セサシムルカ如キハ千八百二十二年ノ防疫法ニ由リテ厲行スルコトヲ得ルモ千八百二十二年ノ防疫法ハ惡疫流行ノ際ニ非サレハ之ヲ適用スルコトヲ得ス故ニ惡疫流行ノ危險經過シ去リタルノ後ハ之ヲ適用スルコトヲ得ス是レ此三條ノ必要ナル所以ナリ。

然ルニ都市ノ衛生ニ關スル千八百七年九月十六日ノ法律第三十五條ハ何カ故ニブルターヌニ於ケル惡疫流行ノ際其適用ヲ見サリシ乎又其他ノ場合ニ於テモ亦之ヲ利用セサリシ乎蓋シ此第三十五條ハ千八百六十二年ニ於ケルドユーヴ、千八百六十六年ニ於ケルマリヴル及ヒ千八百八十七年ニ於ケルエスビエールノ如キ例外ノ場合ニ非サレハ之ヲ適用スルコトヲ得ス蓋シ佛國ニ於テハ未タ一般國民間ニ衛生思想ノ普及ヲ見ルコト英國ノ如クナル能ハス故ニ法文ノ規定其宜ヲ得ルモ國民之ヲ遵守スルコトヲ爲サス而シテ當局者モ亦單ニ個人ノ所有權ニ重キヲ置キ例ヘハ居宅ノ取壊、衣物ノ燒棄及ヒ井戸ノ閉塞ノ如キ處分ヲ爲スニ躊躇スレハナリ由是觀之此千八百七年九月十六日ノ法律ノ規定ハ竟ニ有名無實ノ空文タラサルヲ得ス。

次ニ居宅ノ衛生ニ關スル千八百五十年四月十三日ノ法律ヲ究メンニ此法律ハ防疫官憲ニ對シ極メテ制限的否寧ロ殆ント空無ノ協力ヲ與フルニ過キス何トナレハ法律ハ所有者以外ノ者カ占有スル賃借居宅ニ適用セ

ラレサルカ故ニ大都會ニ於テハ其關係スル所稍々大ナリト雖モ農村若クハ第二流以下ノ都會ニ於テハ此法律ハ衛生官憲ニ對シ所有者自ラ占有スル不健全居宅内ニ立入りテ清潔法ノ施行ヲ命スル事ヲ禁シ而シテ此ノ如キ場合ニ於テハ必スヤ市町村會カ任命セル衛生委員會又ハ市町村會ノ可決ヲ經ルコトヲ要スト爲セリ然ルニ市町村會カ任命セル衛生委員會ノ如キ又ハ市町村會議員ノ如キ大抵衛生上ノ要件ヲ知悉セサルノミナラス只選舉人ノ歡心ヲ失ハンコトヲ怖レ會テ必要ナル居宅衛生履行ノ爲メ敢テ其市町村内所在居宅ニ侵入シ忠實ニ自己ノ任務ヲ完行スルコトヲ爲サス事情此ノ如クナルカ故ニ全國ヲ通シ四五都會ノ外未タ會テ此輩カ能ク衛生行政ノ任務ヲ遂行シタル者アラス是レ千八百五十年四月十三日ノ法律カ空文ニ屬スル所以ナリ。

終リニ市町村ノ組織ニ關スル千八百八十四年四月五日ノ法律ヲ論センニ此法律ハ公共衛生監視ノ義務ヲ擧ケテ之ヲ市町村長ニ委任スト雖モ市町村長ハ之ニ由リ果シテ能ク其任務ヲ完行スルコトヲ得ル乎即チ其第九十一條ニ曰ク。

市町村長ハ上級官廳監督ノ下ニ其市町村ノ警察、農村ノ警察及ヒ其所屬上級官廳命令ノ執行ニ任ス。
第九十七條ニ曰ク。

市町村ノ警察ハ秩序、安寧及ヒ衛生ノ確保ニ在リ。

市町村ノ警察ハ適當ノ措置ト必要ナル救恤資ノ分配トニ由リテ火災、水害、惡疫及ヒ獸疫ノ如キ災禍ヲ豫防絶滅スルニ在リ而シテ必要ナル場合ニ於テハ上級官廳ノ干渉ヲ求ムルコトヲ得。

第九十九條ニ曰ク。

第九十一條ニ由リテ市町村長ニ賦與セル權限ハ縣内ノ各市町村若クハ數多市町村ニ對スル知事ノ權利ヲ障礙スル者ニ非ス而シテ市町村長カ其權限ヲ有セサル場合ニ於テ知事ハ公共衛生ノ確保ニ必要ナル一切ノ措置ヲ行フ。

知事ハ市町村長ニ對スル命令不履行ノ場合ニ非サレハ市町村ニ對シテ此權利ヲ行使スルコトヲ得ス。
以上三條ノ規定ハ以テ市町村長ノ權限ヲ擴張シタル者ナル乎余ハ以爲ク然ラス第九十一條及ヒ第九十七條ハ舊法ノ複出ニ過キス而シテ唯第九十九條ノミ新規定ヲ以テ目スヘキ者ナリ乃チ第九十九條ハ知事ニ對シ市町村長カ其任務不履行ノ場合ニ於テ自ラ之ニ代ラシムルコトヲ許シタルノミ然レトモ知事ハ市町村長ニ代リテ自ラ其任務ヲ行フモ市町村長自身ノ如ク廣大ナル權限ヲ有セサルヤ辯ヲ俟タス。

今夫レ防疫上且衛生上市町村長ハ果シテ如何ナル權限ヲ有スル乎法律ノ明文ニ據レハ市町村長ハ公共衛生ヲ確保シ防疫上適宜ノ措置ヲ執ルヘキ者ナルモ其市町村若クハ市町村住民ニ對シ果シテ能ク之ヲ實行スルコトヲ得ル乎市町村ニ對シテハ市町村會カ其經費ノ支出ヲ可決セサルトキハ市町村長自ラ防疫工事ヲ施行スルコトヲ得ス市町村長ハ又市町村會ノ議決アルニ非サレハ市町村住民ニ對シテ不健全ナル居宅ノ取壊若クハ有害ナル井戸ノ閉塞ヲ命スル事ヲ得ス抑々市町村會議員ノ如キハ大抵衛生上専門的智識ヲ具有スル者ニ非ス然ルニ一家ノ浮沈、一郷ノ盛衰存亡ニ關スル重要問題ヲ擧ケテ之ヲ此輩ノ鹽梅ニ委セントスルハ豈咄々恠事ニ非スヤ此レ實ニ余カ嘗テフィニステール在職中自ラ實驗シタル所ナリ由是觀之市町村ノ組織ニ

關スル千八百八十四年四月五日ノ法律第九十一條第九十七條及ヒ第九十九條ノ規定モ亦名實相副ハサル者ト謂フヘシ。

唯夫レ此ノ如シ故ニ政府ハ衛生ニ關スル千八百七十九年九月十六日ノ法律ニ由リ、市町村長ハ市町村ノ組織ニ關スル千八百八十四年四月五日ノ法律ニ由リ、而シテ市町村會ハ住宅ノ衛生ニ關スル千八百五十年四月十三日ノ法律ニ由リ皆衛生上ノ任務ヲ完行スルコト能ハス然シテ市町村長、市町村會及ヒ知事ニ對シテ法律カ賦與スル所ノ權限ハ元來甚狹少ナリシ者更ニ判決例ニ由リテ益々制限セラレタリ佛國ノ判決例ハ共和制創建以來徒ニ個人ノ所有權ノ扞護ヲ力メ公共衛生ノ如キ一家一國ノミナラス施テ世界人類ノ幸福ニ至大ノ關係ヲ有スル問題ヲ擧ケテ空シク之ヲ閑却スルノ憾アリ是レ民主政治宿弊ノ怖ルヘキ者ナリ宜ナル哉博士ア、ヂ、マルテン氏ハ其著『傳染病』中ニ痛言シテ曰ク個人ノ所有權ハ公共衛生ノ犠牲ト爲ラサルヘカラスト今ヤ佛國ノ公共衛生ハ個性若クハ集合性贖々者流ノ制肘スル所ト爲リ當局官憲ハ之ヲ奈何トモスルコト能ハス是時ニ當リ佛國ヲシテ此窮地ヲ脱セシメント欲セハ必スヤ當サニ新ニ恰好ノ法律ヲ制定セサルヘカラス是ニ於テ乎千八百九十一年我内務大ハ一法案ヲ議會ニ提出シ時局ノ匡濟ヲ爲サントシタリ憾ムラクバ爾來未ダ議會ノ可決スル爲ラス荏苒空シク歲月ヲ經過シタリ。

第二節 防疫法案

此法案ハ千八百九十一年十二月三日我内務大臣カ代議院ニ提出シタル者ナリ今請フ左ニ其全文ヲ掲ケテ之ヲ讀者ノ參考ニ資セン

第一條 市町村ノ衛生狀態不良ノ爲メ保健工事ノ施行ヲ要スルカ若クハ市町村住民ノ爲メ多量且良質ノ飲用水缺如ノ場合ニ於テ知事ハ縣衛生會議ヲシテ其工事ノ必要ト種類トヲ議決セシム。

縣衛生會議カ保健工事ノ施行ニ對シテ反對ノ意見ヲ有スル場合ニ於テ知事ハ其議決ヲ内務大臣ニ移送シ内務大臣ハ之ヲ佛國衛生諮問會議ノ議決ニ附ス。

知事ハ縣衛生會議若クハ佛國衛生諮問會議カ之ヲ可決シタル場合ニ於テ其市町村ニ工事ノ施行ヲ命ス右知事ノ命令後三箇月内ニ市町村會カ工事ノ施行ニ着手セサルカ又ハ顯然其施行ニ應セサル場合ニ於テ政府ハ其工事ノ施行ヲ命シ千八百七十九年九月十六日ノ法律ニ規定セル條件ニ由リ其工事費ノ全部ヲ負擔セシム。

縣會ハ千八百七十一年八月十日ノ法律第四十六條ニ規定セル條件ニ由リテ工事ノ經費ニ關スル縣ノ負擔ヲ議決ス。

第二條 公路ニ接近スルト否トヲ問ハス又既設トヲ論セス總テ居宅カ其占有者若クハ隣接者ノ健康上危險ナル場合ニ於テ市町村長ハ本法第十三條ニ規定セル衛生委員會ヲシテ其工事ノ必要及ヒ性質ヲ議決セシム。

衛生委員會カ工事ノ施行ニ關シ反對ノ意見ヲ有スル場合ニ於テ市町村長ハ其議決ヲ知事ニ移送シ知事ハ之ヲ縣衛生會議ノ議決ニ附ス

衛生委員會若クハ縣衛生會議之ヲ可決シタル場合ニ於テハ市町村長ハ其意見ノ通知後八日內ニ土地ノ所

有者若クハ用益者ニ對シテ工事ノ施行ヲ命ス

工事着手ノ爲メ二箇月以上ノ期間ヲ與フ此期間中土地ノ所有者若クハ用益者ハ其不動産所在地管轄カントン治安判事ニ故障ヲ申立ツルコトヲ得此故障ハ中止的ノモノトス。

治安判事ハ書記局ニ故障申立書提出後一箇月内ニ之ヲ裁決ス。

治安判事カ工事ノ施行ヲ命シタルトキハ其着手ノ爲メ一箇月ノ期間ヲ與フ此期間滿了後尙ホ施行ニ着手セサルトキハ犯則者ヲ輕罪裁判所ニ訴追シ輕罪裁判所ハ市町村長ニ對シ本人ノ存セサル場合ニ於テ職權ニ由リ所有者若クハ用益者ノ費用自辨ヲ以テ工事ヲ施行スヘキコトヲ命ス但刑法第四百七十一條第十五項及ヒ刑事訴訟法第六十一條ニ由リテ罰金、回收及ヒ損害賠償ノ宣告ヲ爲スコトヲ妨ケス。

工事施行ノ費用ハ民法第二千二百三條第五項ノ條件ニ由リ不動産ノ收入ニ對シ先取得權ヲ以テ之ヲ徵收ス。

前項ニ掲クル二箇月ノ期間カ工事ノ施行ニ着手セサルカ又ハ所有者若クハ用益者ノ故障申立ナク滿了シタル場合ニ於テ犯則者ハ治安判事ノ面前ニ召喚セラルレ治安判事ハ本人ノ存セサル場合ニ於テ市町村長ニ對シ所有者若クハ用益者ノ費用自辨ヲ以テ職權ニ由リ工事ヲ施行セシムヘキコトヲ命シ同時ニ犯則者ニ對シテ刑法第四百七十一條及ヒ刑事訴訟法第六十一條ヲ適用ス。

衛生委員會若クハ縣衛生會議カ居宅保健工事施行ノ不可能ヲ宣言シタル場合ニ於テ市町村長ハ其居宅内ノ住居ヲ禁ス但前條ニ定メタル條件ニ由リテ治安判事ニ對スル故障ノ申立ヲ妨ケス。

緊急ノ場合即チ傳染病ノ流行若クハ公共衛生上極メテ危險ナル場合ニ於テ知事ハ一切ノ權利ヲ留保シテ市町村長決定ノ臨時施行ヲ命スルコトヲ得。

第三條 不健全ノ事實カ永久的外國ニ存スルカ又ハ共同工事ニ由ルニ非サレハ之ヲ除去シ難キ場合ニ於テ市町村ハ千八百八十一年五月三日ノ法律ニ規定セル手續及ヒ其手續ノ完了後工事施行區域内ノ居宅全部ヲ取得スルコトヲ得。

保健工事施行後新築居宅ノ家並以外ニ存スル居宅ノ部分ハ之ヲ公賣ニ附スルコトヲ得但此場合ニ於テ承繼人ハ千八百四十一年五月三日ノ法律第六十條及ヒ第六十一條ノ適用ヲ求ムルコトヲ得。

第四條 第九條ノ衛生規則ニ定メタル保健條件ノ遵守ヲ證明スル市町村長交附ノ許可書アルニ非サレハ居宅ヲ建造スルコトヲ得ス。

衛生課ノ報告ニ基ツキ本法規定命令ノ遵守ヲ證明スル市町村長交附ノ許可書アルニ非ザレハ新築居宅ニ住居スルコトヲ得ス。

第五條 井戸、汲水場、下水道、糞便ノ暗渠、天然若クハ人造ノ貯水場カ公共衛生上危險ナルトキハ第二條ニ規定スル清潔若クハ撤去ヲ行フ。

第六條 懈怠若クハ不注意ニ由リ飲用水ノ接受若クハ引用ニ供スヘキ公設若クハ市町村有工作物ノ毀損シタル者及ヒ懈怠若クハ不注意ニ由リ水源、噴泉、井戸、溜水、水道、高架水道、公共貯水場ニ糞便若クハ其他公共衛生上有害ナル物品ヲ投棄シタル者ハ之ヲ刑法第四百七十九條及ヒ第四百八十條ノ刑ニ處ス。

故意ヲ以テ前項ノ所爲ヲ行ヒタル者ハ之ヲ刑法第二百五十七條ノ刑ニ處ス。

第七條 傳染性風土病ノ發生ヲ實見シタル醫師、衛生吏員、産婆若クハ此數者ノ存セサルトキハ戶主若クハ患者ノ看護者二十四時間内ニ之ヲ當該公廳ニ届出ツルコトヲ要ス。

内務大臣ハ醫師會及ヒ佛國衛生諮問會議ノ意見ニ基キ命令ヲ以テ傳染性風土病患者ノ名簿ヲ作製ス。

第八條 齡一歳ノ者ニ對シテ種痘ヲ行ヒ十歳及ヒ二十一歳ノ者ニ對シテ再種痘ヲ行フコトヲ要ス。

第九條 市町村長ハ衛生規則ニ關スル命令ヲ發シ其規則ニハ公共衛生殊ニ風土病及ヒ傳染病ノ豫防、居室及ヒ人類集團ノ保健ニ關スル措置ヲ定ム。

此規則ハ縣衛生會議ノ意見ヲ徵シテ知事之ヲ認可ス。

本法頒布後一年内ニ市町村カ衛生規則ヲ定メサル場合ニ於テ知事ハ縣衛生會議ノ意見ヲ徵シ職權ヲ以テ其制度ヲ命ス。

數多ノ市町村カ千八百九十年三月二十二日ノ法律ニ基ツキ衛生上ノ措置協定ノ意思ヲ表示シタル場合ニ於テ其市町村ハ亦衛生規則ヲ制定スルコトヲ得此衛生規則ハ本法規定ノ手續ニ由リテ之ヲ適用ス。

第十條 其性質及ヒ起原ノ如何ヲ問ハス傳染病カ佛國內ニ發生又ハ流行シ而シテ其當該地方ニ於ケル防疫方法カ不十分ナルトキハ千八百二十二年三月三日ノ防疫法第一條第二項及ヒ第三項ニ由リテ其豫防ヲ行フ。

第十一條 佛國衛生諮問會議ハ政府ノ諮問ニ應シテ公共衛生上ノ問題、醫師及ヒ藥劑師ノ營業若クハ鑛泉

ニ關スル事項ヲ議決ス。

飲用水ノ引用又ハ保健ニ關スル公共工作物ノ問題ハ必ス佛國衛生諮問會議ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス。

第十二條 縣衛生會議若クハ縣衛生委員會ハ各々其管掌ノ範圍内ニ於テ千八百四十八年十二月十八日ノ命令第九條ニ列舉セル物品カ飲用水ノ供給、人種統計學、醫療地理學、市町村ノ衛生規則及ヒ概シテ公共衛生問題ニ關シ縣若クハ市町村ノ利害ヲ有スル場合ニ於テ其諮問ヲ受ク。

第十三條 縣衛生會議ノ意見ヲ徵シ千八百七十一年八月十日ノ法律第四十八條ニ規定スル條件ヲ以テ縣衛生事務ノ組織殊ニ衛生委員會ノ設ケアル衛生區ノ區分、衛生會議及ヒ衛生委員會ノ事業及ヒ經費ノ確定、公示、衛生會議々員及ヒ衛生委員會委員ノ手當及ヒ旅費ヲ議決ス。

前項ニ列舉セル事項ニ關シテ縣會ノ議決ナキカ又ハ千八百七十一年八月十日ノ法律第四十九條ニ由リテ議決ヲ停止シタルトキハ行政規則ノ形式ニ由リテ發シタル大統領令ヲ以テ之ヲ定ム。

第十四條 縣會ノ議決若クハ第十三條ニ規定セル大統領令ニ由リテ定メタル經費ハ之ヲ千八百七十一年八月十日ノ法律第六十條第一項乃至第四項ニ列舉セル費目ニ準ス。

第十五條 左ニ掲クル事項ハ佛國衛生諮問會議ノ意見ヲ徵シテ發シタル行政規則ヲ以テ之ヲ定ム。

第一 第七條ニ規定スル傳染病届出ノ方法。

第二 第八條適用ノ手續。

第三 衛生上ノ措置ノ監視及ヒ實行ノ爲メ千八百八十七年三月八日ノ命令變更。

保健工事施行ノ條件ハ政府カ第一條第二項ヲ適用スヘキ場合ニ於テ參事院ノ諮詢ヲ經テ發シタル大統領令ヲ以テ之ヲ定ム。

第十六條 第八條若クハ第九條ノ規定又ハ第二條第十條若クハ第十五條ニ由リテ下シタル行政上ノ決定ニ違背シタル者ハ之ヲ刑法第四百七十九條及第四百八十條ノ刑ニ處シ再犯者ハ之ヲ禁錮ニ處ス。

第十七條 刑法第四百六十三條ハ之ヲ本法規定ノ場合ニ適用シ千八百二十二年三月三日ノ防疫法ニ由リ輕罪ヲ以テ論スヘキ犯則ニ對シテモ亦之ヲ適用ス。

第十八條 千八百五十年四月十三日ノ法律ハ之ヲ廢ス。

本法ト牴觸セル從前ノ法律モ亦同シ。

第三章 結 論

本篇ニ於テ論述シ來リタル要旨ヲ歸納シテ其結論ヲ提示センニ大凡六十年來其流行ノ迅速ト害毒ノ擔担トノ爲メ痛ク人心ヲ刺激スル傳染病ハ實ニ虎列刺ニ在リ虎列刺ハ其發生流行ノ期實ニ不規則即チ間歇的ノ者ナリト雖モ其豫防上果シテ適宜ノ手段存スル者ナル乎從來ノ實驗ニ徴スレハ然リト應ヘサルヲ得ス詳言スレハ虎列刺豫防ノ方法ハ必スシモ存セルニ非ス當局者ニシテ必要恰好ノ法規ヲ厲行シ而シテ國民ニシテ一意能ク之ヲ恪守セン乎則チ能ク其侵入ヲ防遏スルコトヲ得ヘシ換言スレハ防疫上國民各自ノ意思ハ眞個ノ法律ト謂フテ可ナリ。

夫レ防疫上第一ノ手段ハ患者ノ届出ニ在リ患者ノ届出ニ次キテ當サニ執ルヘキ手段ハ消毒ニ在リ消毒ノ厲

行ハ其得ル所極メテ大ナリ防疫上第二ノ手段ハ傳染病ノ發生防止ニ在リ凡傳染病發生ノ防止ハ必スシモ獨リ虎列刺ノミナラス窒扶斯及ヒ自餘傳染病ニ在リテモ亦其緊要ナルヤ辯ヲ俟タヌ者染病ノ防止ハ之ヲ保健ト稱ス保健ト曰ヒ消毒ト曰ヒ二者併セテ能ク之ヲ厲行シ其被治者タル國民各々自モ亦各能ク當局者ノ命令ヲ遵守セハ以テ此怖ルヘキ亡國倒産ノ源泉タル傳染病ヲ根絶スルコトヲ得ヘシ此レ本篇ノ結論ナリ。

○合衆國海港檢疫法

海軍病院課ニ對シテ海港檢疫ニ關スル權能及職責ヲ附加スル條例。

(一千八百九十三年二月十五日是認)

原書ニ第
一
條
ヲ
欠
ク
亞、米、利、加、合、衆、國、々、會、參、集、ノ、上、院、及、下、院、ニ、於、テ、左、記、ノ、如、キ、法、律、ヲ、議、定、ス、曰、ク、或、ル、商、船、若、ク、ハ、其、他、ノ、船、船、カ、或、ル、外、國、ノ、海、港、若、ク、ハ、其、他、ノ、場、所、ヨ、リ、來、リ、テ、合、衆、國、ノ、或、ル、海、港、ニ、入、ラ、ン、ト、ス、ル、場、合、ニ、ハ、必、ラ、ス、本、條、例、及、本、條、例、ニ、基、キ、テ、各、州、及、各、市、ノ、衛、生、局、ニ、於、テ、編、成、シ、タル、規、則、規、定、ニ、服、從、セ、サ、ル、ヘ、カ、ラ、ス、然、ル、ニ、斯、ル、條、例、及、規、則、規、定、ニ、違、犯、シ、テ、合、衆、國、ノ、或、ル、海、港、ニ、入、リ、込、ミ、タ、リ、ト、セ、ン、カ、斯、ル、船、船、ニ、對、シ、テ、ハ、裁、判、所、ノ、判、決、ヲ、得、テ、五、千、弗、以、内、ノ、罰、金、ヲ、課、ス、ル、モ、ト、ス、但、シ、斯、ル、裁、判、ヲ、不、當、ナ、リ、ト、思、惟、シ、タ、ラ、ン、場、合、ニ、ハ、更、ニ、適、當、ナ、ル、地、方、裁、判、所、ヘ、提、出、シ、テ、裁、判、仕、直、シ、ヲ、要、求、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、ヘ、シ、然、レ、ト、モ、斯、ク、裁、判、仕、直、シ、ヲ、爲、ス、ノ、場、合、ニ、於、テ、ハ、其、裁、判、所、々、在、地、ノ、合、衆、國、辯、護、士、カ、合、衆、國、側、ノ、辯、護、士、ト、ナ、リ、テ、其、法、廷、ニ、出、頭、シ、辯、護、シ、得、ヘ、キ、餘、地、ア、ル、限、リ、充、分、ニ、辯、護、ノ、勞、ヲ、取、ラ、ン、コ、ト、ヲ、要、ス、。

第二條 或ル外國港ニ於ル或ル船舶ニシテ合衆國ノ或ル海港若クハ其他ノ場所ニ向ツテ出帆セントスルモノアリトセンカ、斯ル船舶ハ其出帆港ニ於ル合衆國ノ領事、副領事若クハ其領事館ノ役員若クハ合衆國大統領ヨリ特ニ任命タルサレ醫官等ノ内何レヨリカ、健康證書ナルモノヲ受ケサルヘカラス、抑モ此健康證書ナルモノハ大藏大臣ノ規定シタル様式ニ則トリテ之ヲ作成シ、之ニ記載スル事項ハ其船舶船荷、乗客及水夫等ニ關スル衛生上ノ成行及狀態ニシテ皆ナ是レ規則定例ニ適合センコトヲ要ス、且ツ此等ノ記載事項ハ領事若クハ醫官等カ閱覽ノ上確實ナルモノト見定メタルモノナランコトヲ要ス、而シテ斯ル健康證書ヲ交付スルニ就テハ規定ニ從ツテ相當ノ手数料ヲ徵收センコトヲ要ス。

右ノ如ク船舶ニ對シテ健康證書ヲ交付スル掛員ノ中醫官ナルモノアリ、抑モ此醫官ナルモノハ米國大統領ヨリ任命サレテ特ニ派遣セラレ或ル外國港ニ於ル米國領事館ニ附屬シ、検査上ノ事ニ從ヒ且ツ右ニ述ヘタル健康證書ヲ交付スルノ任ニ當ルモノナリ、然ルニ或ル船舶ニシテ右ニ掲ケタルカ如キ健康證書ヲ受ルコトヲナサスシテ或ル外國港ヲ出帆シ合衆國ノ或ル港ニ來着シタリトセンカ、斯ル船舶ハ合衆國裁判所ノ判決ニ從ツテ五千弗以内ノ罰金ニ處セラル、モノトス、但シ斯ル船舶カ此罰金處分ヲ不當ナリト思惟シタランニハ合衆國ノ適當ナル地方裁判所ヘ控訴スルコトヲ得ヘシ、而シテ斯ル控訴事件ノ生シタル場合ニハ其地方ニ於ル合衆國辯護士ハ合衆國側ノ辯護士トナリテ辯護シ得ヘキ餘地アル限り辯護センコトヲ要ス。

第三條 海軍病院課ノ醫務總監ハ本條例實施後直チニ左記ノ行動ヲ取ラン事ヲ要ス、曰ク合衆國全州及各

市衛生局ノ檢疫規則如何ヲ調査スヘキ事。各州及各市ノ衛生局カ其規則定例ヲ實行スルニ際シテ之ト協力シ又タ之ヲ幫助スヘキ事。外國ヨリ合衆國ヘ傳染病ノ侵入スルコトヲ豫防センカ爲メニ、又タ合衆國中他ノ州、他ノ地方、若クハコロンビアノ或ル地方ヨリ一ノ州、一ノ地方若クハコロンビアノ一ノ地方ヘ傳染病ノ侵入スルコトヲ豫防センカ爲メニ、大藏大臣ノ編成シタル規則定例ヲ實行ヲ幫助スル事。合衆國中或ル州若クハ或ル市邑ニ於テ檢疫規則ナルモノ全ク之レナキカ、或ハ之レアリトスルモ不完全ニシテ其効用著シカラストセンカ、斯ル場合ニ於テハ大藏大臣ノ手ニテ前者ノ爲メニハ新タニ檢疫規則ヲ設ケ、後者ノ爲メニハ追加規則ヲ設ケテ他ヨリ傳染病ノ侵入スルヲ豫防セサルヘカラス、而シテ此等ノ新檢疫規則若クハ追加規則ハ大藏大臣ノ名ヲ以テ公布セラルヘク、之カ實行ノ任ニ當ルハ其州若クハ其市ノ衛生局タルヘキモノトス、然ルニ此等ノ州若クハ市ノ當局者ニシテ之ヲ實行スルコトヲ爲サス、或ハ之ヲ實行スルコトヲ拒避スル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大統領自カラ之ヲ實行スルノ任ニ當リ、傳染病ノ侵入若クハ蔓延ヲ豫防スルニ就テ自カラ必要ト思惟スル處分ヲ爲スヘク、又タ特ニ官吏ヲ任命シテ其事ニ當ラシムルコトヲ得ヘシ、此外或ル船舶カ外國ノ或ル海港若クハ或ル場所ヨリ合州國ノ或ル海港若クハ或ル場所ニ向ツテ出帆セントスルノ場合、其出帆港及航海中其船舶ノ遵守スヘキ規則定例ヲ大藏省ノ手ニテ編成シ、其船舶、船荷、乗客及水夫等ノ健康狀態最モ良好ナルヤ否ナラ確カメンコトヲ要ス、而シテ此等ノ規則定例ハ之ヲ公布シ、且ツ斯ル外國駐在ノ合

衆國領事館ニ通知シ、以テ館員ヲシテ之カ實行ノ任ニ當ラシムヘキモノトス、然レトモ本條例ノ謄本及之ヲ實行スルニ就テノ規則等カ領事館ニ到達シテ後十日間ヲ經過シ、領事若クハ其他ノ館員カ正式ニ從ツテ健康證書ヲ交付シ得ルニ至リテ初メテ實行ノ効力アルモノトス、然ラサル以上ハ船舶ニ對シテ罰金等ヲ課スルコトヲ得ス。

第四條 海軍醫務總監ハ大藏大臣ノ指揮ノ下ニアリテ左記ノ如キ職責ヲ有スルモノトス、曰ク檢疫條例遂行ニ關スル數多ノ職責ヲ有スル事。外國ノ或ル海港若クハ其他ノ場所ニ於ル衛生狀態ニ關スル報告ヲ收集スル事、即チ此等ノ箇所ヨリ傳染病ヲ合衆國ヘ齎ラシ來ルノ恐レナキヤ否ナヲ確メル事皆ナ是レ醫務總監ノ司トルヘキモノトス、大藏大臣ハ右ノ如キ目的ヲ達セシメンカ爲メニ、自カラ指定セル海港及箇所ニ駐在セル領事ヲシテ其海港及箇所ノ衛生狀態ヲ每週報告セシムルモノトス、但シ之ヲ報告スル書式ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ハンコトヲ要ス、又タ大藏大臣ハ各方面ヨリ衛生狀態ヲ收集センコトヲ要ス、即チ合衆國ヲ通シテ各州及各市ノ衛生局ヲ經由シテ海港及其他ノ箇所ニ於ル衛生狀態ヲ每週報告セシムルコト是レナリ、而シテ大藏大臣ハ斯クノ如ク諸方面ヨリ收集シタル衛生狀態ノ内ヨリ其概要ヲ摘録シテ同シク之ヲ週報トシテ各方面ニ配布センコトヲ要ス、所謂ル各方面トハ各州各市ノ衛生官吏、其他衛生ニ關スル公立及市立ノ團體等是レナリ、又タ大藏大臣ハ斯ル衛生狀態ノ報告書ナルモノヲ材料トシテ衛生年報ナルモノヲ作成シ、更ニ自家ノ意見ニテ公益上必要ナリト思惟スル計畫ヲ

モ附加シテ國會ヘ提出センコトヲ要ス。

第五條 大藏大臣ハ海港檢疫規則ヲ制定シタル場合ニハ、隨時外國ニ駐在セル領事及外國ノ或ル海港ニ於ル合衆國醫官ノ許ヘ通知セサルヘカラス、所謂ル海港檢疫規則トハ何ソヤ、曰ク或ル船舶ニシテ外國ノ海港ヨリ合衆國ノ或ル海港ニ向ツテ出帆セントスル時、其船舶、船荷、船客、及水夫等ノ衛生狀態如何ヲ確メルコト、及其航海中遵守スヘキ規則ノ章程、又タ豫ネテ指定サレタル海港ノ檢疫所管轄區域内ニ船舶ノ來着シタル場合モ亦タ出帆當時ト同様ノ健康狀態ヲ確カメンコトヲ要ス、其他船舶及乘客等ノ消毒及隔離等ニ關スル規則章程ハ畢竟スルニ虎列拉、黃熱若クハ其他ノ傳染病ノ輸入スルヲ豫防スルニ外ナラサルナリ、既ニ斯ル規則章程ノ制定セラレタル以上ハ、健康證書ヲ有スルニアラスンハ合衆國ノ或ル海港ヘ來着シタル船舶ヨリ船荷ヲ積ミ卸シ或ハ乘客ヲ上陸セシムルコトヲ得ス、之ヲ犯シタルモノハ違法者トシテ處罰セララルヘキモノトス、抑モ此健康證書ト云ヘルハ檢疫所ノ衛生官ヨリ交付サレタルモノニシテ、船舶、船荷、乘客等ハ皆ナ是レ檢疫規則ニ該當シ居レルコトヲ證明スルモノ是レナリ、而シテ此健康證書ナルモノハ其船舶ノ出帆港或ハ其來着港ノ内何レニテモ請求ニ從ツテ衛生官ヨリ交付セララル、モノト知ルヘシ、且ツ此健康證書ハ船中必要書類中ノ一トシテ備ヘ置カンコトヲ要ス、又タ此健康證書カ合衆國ノ適當タル領事館員若クハ其他ノ官吏ノ記名調印ノ上證明セラレタランニハ、合衆國ノ裁判所ヨリ交付セラレタル判決文ト全ク同一ナル効力ヲ有スルモノナリ。

第六條 或ル感染船舶ニシテ検査上適當ナル設備之レナキ海港へ來着シタル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ大藏大臣ハ此船舶ヲシテ検査上適當ナル設備アル海港へ回航セシメンコトヲ要ス、但シ此回航ニ要スル費用ハ船舶ノ自辨タルヘキモノトス、所謂検査上適當ナル設備トハ其船舶、船荷、乗客及水夫等ニ對シテ醫師ノ診斷ヲ爲シ、消毒法ヲ行ヒ、隔離法ヲ實行スル等ノ類是レナリ、既ニシテ此等ノ船舶、船荷、乗客等ニシテ夫々検査ヲ受ケタル後検査所ノ役員ヨリ検査證書ヲ交付シ、以テ傳染病感染ノ徵候毫モ之レナク又タ之ヲ他ニ蔓延セシムル虞ナシトセンカ、此ニ至リテ初メテ其船舶ハ検査證書面ニ指定サレタル合衆國ノ或ル海港ニ入り込ムコトヲ得ヘキナリ。

第七條 或ル外國ニ於テ虎列拉若クハ其他ノ傳染病カ發生シ居リテ、之ヲ合衆國ニ齎ラシ來ルノ虞アルコトヲ大統領自カラ確認スル場合アリ、且ツ検査上之ヲ豫防スルノ方法之レアルニモ拘ラス、傳染病流行國ヨリ旅客若クハ諸物品輸入サレ從ツテ傳染病モ亦齎ラシ來ルノ危險益々増加スルヨリ、大統領ノ意見ニテ捨テ置クヘキニアラスト思惟シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大統領ハ斯ル國ヨリ旅客若クハ物品ノ輸入スルヲ全部或ハ一部分禁止スル權能ヲ有スルモノトス、但シ其禁止期間ハ大統領ノ意見ニテ合衆國ニ取リテ必要ト思惟スル範圍タルヘキモノトス。

第八條 或ル州ニ屬スル海港検査所ニ於ケル建物及消毒裝置等ヲ、合衆國中央政府ノ用ニ供センカ爲メニ讓リ渡サン事ヲ其州ノ適當ナル官憲ヨリ申シ出テタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大藏大臣

タルモノ、其建物及消毒裝置等、中央政府ニ取リテ必要ナリト認メタランニハ、此申出ヲ受ケ容レテ相當ノ代價ヲ爲サンコトヲ要ス

第九條 一千八百七十九年三月三日承認サレタル條例ハ、今回ノ條例發布セラル、ト共ニ廢止セラルヘキモノトス、而シテ斯ク廢止セラルヘキ條例ノ名ハ「傳染病ノ合衆國へ輸入スルヲ豫防シ、國立衛生局ヲ創設スヘシ」ト云ヘルモノ是レナリ、又タ大藏大臣ハ元ト國立衛生局若クハ同局内或ル官吏ノ手ニアリシ所有品、簿冊及諸書類ハ、合衆國ノ所有ニ歸スヘキモノナルカ故ニ之ヲ引キ繼カン事ヲ要ス。

一千八百九十四年八月十八日國會ニ於テ承認サレタル條例。
一千八百九十三年二月十五日國會ニ於テ承認サレタル「海軍病院課ニ對シテ検査上從前ヨリ一層多大ノ權能ヲ與ヘ、且ツヨリ一層多大ノ職責ヲ蒙ラスコト」ト云ヘル條例中第二條ノ改正條例。

當期參集ノ國會亞米利加合衆國上院及下院ニ於テ左記ノ事項ヲ議決ス、曰ク一千八百九十三年二月十五日國會ニ於テ承認サレタル「海軍病院課ニ對シテ検査上從前ヨリ一層多大ノ權能ヲ與ヘ、且ツヨリ一層多大ノ職責ヲ蒙ラスコト」ト云ヘル條例中第二條ノ末尾ニ左ノ事項ヲ追加ス。

「本條ノ規定ハ外國港ト合衆國ノ境界及此等ノ境界ト接近セル合衆國ノ海港トノ間ヲ往復スル船舶ニ適用スヘキノニアラス、然レトモ大藏大臣ハ公衆衛生保護上自カラ必要ナリト思惟シタラン場合ニハ、斯ル船舶ヲ取リ締ルヘキ規則ヲ設クルコトヲ得ヘキモノトス」。

第四千七百九十四條

或ル船舶カ合衆國ノ海港檢疫規則カ若クハ或ル州ノ衛生法ニ從ツテ其船荷ヲ積ミ卸シテ或ル期間内何レノ箇所ニカ入レ置カサルヘカラサル場合アリ、大統領ハ之ニ應セシメン爲メニ命令ヲ下シテ適當ナル倉庫ヲ買入ル、カ、若クハ之ヲ新築センコトヲ要ス、但シ其倉庫ノ敷地タルヤ波止場アリ且ツ其構内手廣クシテ、衛生的規則ヲ實行スルニ便利ナランコトヲ要ス。

第四千七百九十五條

或ル船舶ニシテ右ニ掲ケタルカ如キ倉庫ノ設備アル海港以外ノ箇所ニ於テ、其船荷ヲ積ミ卸サントスル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ關稅徵收掛ノ指定スル箇所ニ一時入レ置カシコトヲ要ス、且ツ斯ク陸上シタル貨物ハ皆ナ是レ關稅徵收掛ト船主若クハ船長等ト共同シテ其保管ノ責ニ任シ、而シテ衛生上ノ規則ニ違ハサル様注意ヲ密ニシテ此貨物ヲ適當ノ箇所ニ移サンコトヲ要ス、但シ之等ノ貨物ヲ或ル倉庫等ニ入レ置キタルニ就キテ船主等ヨリ相當ノ藏敷料ヲ納付セサルヘカラス、其料金率ハ大藏大臣之ヲ定ムルモノトス。

第四千七百九十六條

大藏大臣ハ右ノ如キ檢疫法及衛生法ニ對シテ一致同意ヲ表スルノ際、彼ノ船舶ヨリ船荷ヲ陸上ケシテ倉庫ヘ入レ置クノ期間ヲ自分ノ意見ニテ幾干カ延長スルコトヲ得ヘキナリ、然レトモ船荷ノ中幾許ニテモ後段ニ記載スヘキ規則ニ依ルニアラスハ陸揚ケスルコトヲ得ス。

第四千七百九十七條

法律上國稅徵收地方ト定メラレタル海港内若クハ其近傍ニ於テ傳染病發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テ尙ホ且ツ國稅徵收掛ヲシテ其本務ヲ繼續セシメンハ實ニ危險ナリト謂ハサルヘカラス、因リテ大藏大臣若クハ大藏大臣不在ナル場合ニハ、一等會計官之ニ代リテ斯ル國

稅徵收掛ヲシテ一層安全ナル場所ニ轉任セシメンコトヲ要ス、然レトモ或ル事情ノアルアリテ斯ル國稅徵收掛カ尙ホ斯ル場所ニアリテ依然トシテ其權能職責ヲ盡サントスルモノナキニアラス、又タ右ノ如ク轉任セシメタル場合ハ可及的速カニ公然發表セサルヘカラス。

第四千七百九十八條

政府部内ニ傳染病發生シタル場合ニハ大統領ノ意見ニテ夫々處分センコトヲ要ス即チ政府ノ或ル部局カ若クハ全部ヲ擧ゲテ一時他ヘ移轉セシムルノ處置ヲ取ルコト是レナリ、但シ其移轉先ハ安全ニシテ且ツ公務ヲ取り扱フニ便利ナル箇所ナランコトヲ要ス。

第四千七百九十九條

右ノ如ク政府部内ニ於テ傳染病ノ發生シタル場合、均シク政府ノ敷地内ニアル高等裁判所々長、若クハ此所長死亡スルカ或ハ不可能ナランニハ、之ニ代ルヘキ年長裁判官ノ意見ニテ、次回ノ裁判期ニ於ル裁判ヲ此裁判所ニ於テ審理スル事危險ナリト思惟シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於ハ自カラ適當ナリト思惟スル箇所ヘ次回ノ裁判所ヲ移スコト、ナシ、此旨裁判所ノ庶務掛ヘ通知セン事ヲ要ス、庶務掛ハ斯ル通知ヲ受ルト均シク公然之ヲ發表スヘキ者トス、此外巡回裁判所内若クハ地方裁判所内ニ於テ傳染病ノ發生シタル場合ノ如キモ亦タ是レ右同様ノ處分ヲ爲サン事ヲ要ス。

第四千八百條

或ル地方裁判所ノ所轄内ニ於テ或ル時傳染病ノ發生シタル場合、其裁判所ノ裁判官ノ意見ニテ其所轄ノ監獄ニ繋カレ居ル囚人ノ生命モ危カラント思惟シタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ傳染病ノ流行シ居ラサル隣接セル箇所ノ監獄ニ移サンコトヲ要ス、斯クテ此裁判所々轄内ニ傳染病消滅シタル時最初ノ監獄ニ立チ歸ラシムヘキモノトス、但シ斯ク囚人ヲ移轉セシムルニ就テ要スル所ノ費

用ハ合衆國々庫ノ支辨タルヘキモノトス。

本條ノ條
數ハ原書
ノ儘

第四千二百六十三條

乗客ヲ搭載シテ合衆國ト歐羅巴ノ間ヲ往來スル船舶ノ長タラン者ハ、乗客ヲシテ清潔法ニ注意シテ、衛生ノ途ヲ重セシムヘキ習慣ヲ養成スルコトニ就テ力ヲ盡クサルヘカラス、乃チ斯ル衛生及清潔法ノ概要ヲ紙片ニ記載シテ船中最見易キ所ヘ揭示シ置カンコトヲ要ス、而シテ此揭示ハ出帆前ヨリ航海中ヲ通シテ其儘ニ爲シ置クモノトス、其他船長ハ乗客室ヲシテ常ニ清潔ニシテ衛生上ニ適セシムヘキ様注意センコトヲ要ス、

又タ専ラ乗客用ニ充テタル船舶ノ持主ハ甲板及乗客室ノ構造ヲシテ充分ニ清潔法ヲ行ヒ得ヘキ様爲シ置カサルヘカラス、其他専ラ乗客用ニ供スヘキ便所ハ安全ニシテ且ツ便利ノ箇所ニ設ケ、乗客毎百名ニ就キ壹箇所ノ割合ナランコトヲ要ス又タ天候險惡ニシテ乗客カ寢具ヲ携ヘテ甲板上ニ出ル事能ハサル場合或ハ船長ノ意見ニテ必要ナリト認メタル場合ニハ鹽酸石灰若クハ其他有効ナル消毒液ヲ以テ甲板上ヲ清潔ナラシメンコトヲ要ス、然ルニ或ル船舶ノ長或ハ持主タランモノカ本條ニ規定シタル事項ヲ怠慢ニ付シテ實行セサルカ、若クハ此等ノ規定ニ違反シタル場合ニハ五十弗ノ罰金ニ處セラル、モントス、但シ船長若クハ持主ニシテ斯ル處分ヲ不當ナリト思惟シタラン場合ニハ、其來着港所轄ノ巡回裁判所若クハ地方裁判所ヘ控訴スルコトヲ得ヘキモノトス。

何人ニ限ラス檢疫規則中ノ何レニカ違反シテ其證憑充分ナル時ハ、三百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ若クハ三十日以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或ハ裁判所ノ見込ニ從ツテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、

コトアルヘシ、而シテ實際斯ル規則ノ違反者アリテ海軍病院課ノ醫官ヨリカ、税關部ノ或ル官吏ヨリカ、若クハ本條例第五條ノ規定ニ從ツテ行動スル所ノ或ル州ノ官吏ヨリ其所轄内ナル合衆國辯護士ノ許ヘ通告シ來リタル場合アラシカ、斯ル通告ヲ受ケタル辯護士タランモノハ其職責上適當ノ處分ヲ爲サ、ルヘカラス。

一千八百九十年三月二十七日發布ノ條例

或ル州ヨリ他ノ州ヘノ傳染病輸入豫防條例、及此等ノ條例違反者處罰ニ關スル件。

原文ニ一
條ヲ欠ク

今期參集ノ亞米利加合衆國々會上院及下院ニ於テ左記ノ事項ヲ議定ス、曰ク合衆國中或ル州、或ル地方若クハコロンビア中或ル部分ニ於テ虎列拉、黃熱、痘瘡若クハ「ペスト」發生シテ他ノ州、他ノ地方此クハコロンビア中他ノ部分ヘ蔓延スルノ虞アリト大統領ニ於テ見据ヘツキタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大統領ハ毎ニ左ノ如キ措置ヲ取ランコトヲ要ス、曰ク大藏大臣ヲシテ斯ル傳染病發生地ヨリ他ノ方面ヘ蔓延スルヲ豫防スル上ニ於テ必要ナリト認ムル規則章程ヲ編成シテ之ヲ公布セシメ、且ツ此等ノ規則章程實行ノ任ニ當ラシムヘキ視察官及其他ノ役員ヲ任命セシムルカ如キコト是レナリ、而シテ是等ノ傳染病豫防ニ關スル規則章程ハ大藏大臣ノ指揮ノ下ニアリテ海軍病院課ノ醫務總官タルモノ之カ編成ノ任ニ當ルヘキモノトス、然ルニ斯クノ如クシテ編成サレ公布サレタル規則章程ヲ故意ニ犯シタル人ニハ何人ニ限ラス、夫レノ處罰セラルヘキ者トス、即チ五百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ、若クハ二ケ年以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或ハ裁判所ノ見込ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ。

第二條 或ル檢疫所ノ役員若クハ役員トシテ行動スル所ノ者、或ハ合衆國ノ代表者トシテ檢疫所ノ事務ヲ取ル者、又ハ傳染病蔓延豫防上何等カノ幫助ヲ與フルモノニシテ、故意ニ合衆國ノ檢疫規則中ノ何レニカ違反スルカ、若クハ本條例第一條ニ掲ケタル規則章程ノ如キ大藏大臣ノ編成公布ニ係ルモノニ違反スルカ、或ハ法律上其上長官ヨリ命令サレタル事ニ違反シテ其證憑充分ナル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ三百弗以内ノ罰金ニ處セラレ、若クハ一ケ年以内ノ禁錮ニ處セラレ、或ハ裁判所ノ見込ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラルヘシ。

第三條 普通一般ノ運送業者若クハ其代理者或ハ被雇人等ニシテ故意ニ合衆國ノ檢疫法ニ違反スルカ、若クハ本條例第一條ニ違反シテ其證憑充分ナル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ五百弗以内ノ金罰ニ處セラル、カ、若クハ二ケ年以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或ハ裁判所ノ見込ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ。

一千九百一十一年三月二日發布ノ條例。

一千八百九十三年二月十五日承認サレタル條例ノ改正條例、即チ『海軍病院課ノ從來有スル檢疫上ノ權能ヲ一層増大ニシ、且ツ職責ヲ従前ヨリ一層重大ナラシムヘキ條例』ノ改正ニ係ル條例是レナリ。今期參集ノ亞米利加合衆國々會上院及下院ハ左ノ事項ヲ議定ス、曰ク一千八百九十三年二月十五日承認サレタル海軍病院課ノ從來有スル檢疫上ノ權能ヲ一層重大且ツ其職責ヲ従前ヨリ一層重大ナラシムヘキ條例ハ、今回之ヲ改正シテ左記ノ條項ヲ附加スルモノトス。

第十條 醫務總監ハ大藏大臣ノ承認ヲ得テ檢疫地域及檢疫船碇泊所ヲ指定シ之ヲ標識セシムルノ權能ヲ有スルモノトス、而シテ斯ク檢疫地域及檢疫船碇泊所ノ指定標識ノ方法ハ合衆國中到ル所ノ各檢疫所ニ適用スヘキモノトス、然ルニ或ル船舶、船舶ノ役員若クハ其他ノ人カ檢疫規則ヲ無視シ若クハ檢疫所ノ役員ノ許可ナクシテ濫リニ檢疫地域内若クハ檢疫船碇泊所内ニ入り込ミタリトセンカ、是レ檢疫法違反者トシテ夫レノ處罰セラルヘキモノトス、即チ三百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ、若クハ一ケ年以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或ハ裁判所ノ意見ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ、其他船舶ノ長、船舶ノ持主若クハ其他ノ者カ、本條例中ノ或ル規則ニ違反スルカ、若クハ本條例ニ基キテ編成サレタル傳染病輸入豫防規則ニ違反スルカ、或ハ船舶ノ健康状態及其乘客等ノ健康状態ニ關シテ詐僞ノ陳述ヲ爲シタル事充分ノ證憑アラニハ、五百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ、若クハ一ケ年以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或ハ裁判所ノ見込ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ。

第十一條 或ル外國港ヨリ出帆シタル船舶ニシテ本條例第二條ニ規定サレタル健康證書ヲ有セス、而シテ合衆國ノ或ル税關管轄區域内ニ來着スルモ、合衆國ノ或ル海港ニ入り込ムコトナク又タ入り込マントスルノ意ナシトセンカ、斯ル船舶ト雖モ尚ホ且ツ大藏大臣ノ定メタル規則ニ從ツテ檢疫處分ヲ受ケンコトヲ要ス、而シテ此等ノ處分執行ニ要スル所ノ費用ハ總テ其船舶ノ負擔タルヘキモノトス、若シ此等ノ船舶ニシテ斯ル處分ヲ受ケタルコトヲ不當ナリト思惟シタランニハ、合衆國ノ適當ナル地方裁判所ヘ控訴スルコトヲ得ヘシ。

地所及水面ヲ合衆國ノ所有トナシタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大藏大臣ハ自カラ適當ト
 思惟スル新聞紙ニ其旨廣告センコトヲ要ス、但シ其之ヲ廣告スル期間ハ一週間ニ一回ツ、トシテ引キ
 續キテ數週間ニ亘ルヘキモノトス、而シテ其廣告文ノ概要ヲ舉レハ左ノ如シ、曰ク爾々ノ地所及水面
 ヲ檢疫所及檢疫船碇泊所ノ敷地ニ充ル事、既ニ斯ル檢疫所ノ設立セラレタル以上ハ、船中ノ乗客若ク
 ハ水夫ノ中ニ黃熱ニ罹リタル場合アラシカ、斯ル船舶ハ先ツ此等ノ檢疫所ニ來リテ夫々規定ニ從ツテ
 檢疫處分ヲ受ケサルヘカラス、否ラスンハ合衆國ノ或ル海港ニ入ルコトヲ許サスト、尙ホ其他大藏大
 臣ハ必要ニ應シテ此等ノ檢疫所内ニ船舶及船荷等ヲ消毒スル装置ヲ爲サレルヘカラス、又タ乗客及水
 夫中ノ患者ヲ收容スヘキ病院ヲ建設シ且ツ之ニ附屬スル種々ノ設備ナカルヘカラス、又タ黃熱患者ト
 他ノ健康者トヲ全ク離隔セシムルノ方法ヲ設ケンコトヲ要ス、此外斯ル船舶、船荷、乗客及水夫等ヨ
 リ病毒ノ傳播セサル豫防策ヲ施コスハ勿論ナリト知ルヘシ。

第四條 或ル船舶、若クハ或ル船舶ノ役員、若クハ其他ノ人（州ノ衛生官若クハ檢疫官ハ此限ニアラス）
 カ檢疫規則ヲ無視スルカ、若クハ檢疫所及檢疫船碇泊所ノ掛員ノ許可ナクシテ濫リニ檢疫地域内カ若
 クハ檢疫船碇泊所内ニ入り込ムカ、或ハ此等ノ區域内ヨリ出帆セントスル場合アリトセンカ、是レ檢
 疫規則違犯者トシテ參百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ、若クハ一箇年以内ノ禁錮ニ處セラル、カ、或
 ハ裁判所ノ意見ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ、又タ或ル船舶ノ長若クハ持主ニシ
 テ左記ノ如キ規則違犯者ハ五百弗以内ノ罰金ニ處セラル、カ、若クハ一箇年以内ノ禁錮ニ處セラル、

カ、或ハ裁判所ノ意見ニテ罰金ト禁錮トヲ併セ課セラル、コトアルヘシ、曰ク本條例中ノ或ル規定ニ違
 犯スル事。一千八百九十三年二月十五日承認サレタル條例、即チ海軍病院課ニ對シテ從前ヨリ一層多
 大ノ權能ヲ與ヘ、且ツ一層多大ノ職責ヲ負ハシムヘキ條例中ノ或ル規定ニ違犯スル事、斯ル條例ニ基
 キテ編成サレタル船舶検査等ニ關スル或ル規定ニ違犯スル事。合衆國傳染病豫防規則ノ何レカニ違犯ス
 ル事。斯ル船舶ノ衛生状態及乗客條ノ衛生状態ニ就テ詐僞ノ申立ヲ爲シタルカ如キコト是レナリ。

第五條 檢疫所及檢疫ニ關スル種々ノ設備カ州若クハ地方廳ノ手ニ於テ既ニ整フタル場合アリトセンカ、
 斯ル場合ニ於テハ大藏大臣ハ更ニ檢疫所及檢疫ニ關スル諸設備ニ要スル地所其他檢疫船碇泊所等ヲ選
 定シ且ツ之カ設計ヲ爲スコトヲ見合セ、而シテ其既ニ成立セル檢疫所等ヲ合衆國ニ讓リ受クヘキ目的
 ヲ以テ其實況ヲ調査センコトヲ要ス、既ニシテ其調査ノ結果適當ナル箇所ト認定シ、且ツ其所有者タル
 地方廳モ亦タ容易ク讓リ渡シ得ヘキ模様ナルコトヲ確カメ、且ツ愈ヨ之ヲ合衆國ノ所有ト爲シテ本條
 例ノ規定スル所ニ從ツテ檢疫所ト爲シタランニハ、傳染病ノ侵入ヲ豫防スル効果ヲ收メ得ヘシトノ見
 据ツキタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ大藏大臣ハ相當ノ價格ヲ以テ之ヲ買收センコトヲ要ス。

第六條 本條例ノ規定スル所ニ從ツテ右ノ如ク斯ニ設立セラレタル檢疫所、即チ檢疫ニ要スル或ル陸地及
 水面ヲ合衆國ノ所有ニ歸セシムルコト、ナリタリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ毎ニ或ル代價ヲ支拂ハ
 サルニ先ンシテ、前所有者ニ交渉ノ上其箇所ニ關スル裁判權ヲ合衆國ニ移サンコトヲ要ス。

第七條 本條例ノ主眼トスルハ概シテ黃熱及其他ノ傳染病ノ合衆國ニ輸入セントスルヲ豫防スルニアリ、

且ツ州若クハ市ノ衛生局ト協同一致シテ傳染病ノ輸入ヲ豫防シ、一ノ州ヨリ他ノ州ヘ傳播スルヲ防止シ、且ツ其病原ヲ撲滅スル等皆ナ其主眼トスル所ナリ、檢疫所ヲ設クルノ主意斯クノ如クナルカ故ニ既ニ設立セラレタル檢疫所ヲ買收スルニ就テ相當ノ代價ヲ仕拂フハ當然ナリト謂ツヘキナリ、乃チ既設ノ檢疫所ヲ買收スルコハ五十萬弗若クハ必要ニ應ジテヨリ多クノ金額ヲ仕拂フヘキナリ、但シ此等ノ金額ハ大藏省ニ於テ之カ爲メニ特ニ準備サレタル資金ヲ以テ仕拂フヘキモノナリ。

大藏省書記局

一千九百十年十月二十日華盛頓府ニ於テ

公衆衛生及海軍病院課ノ醫務總監ノ獎言及一千八百九十三年二月十五日國會ノ承認ヲ得タル條例、即チ『海

軍病院課ニ對シテ從前ヨリ一層多大ノ檢疫ニ關スル權能ヲ與ヘ及ビ從前ヨリ一層多クノ職責ヲ蒙ラスヘキ條例』及其他ノ檢疫規則ニ從ツテ左記ノ如キ規則ヲ編成シテ茲ニ之ヲ公布ス、但シ從來公布サレタル規則ニシテ本條例ト抵觸スルモノハ皆ナ是レ廢止タルヘナモノトス。

大藏大臣 フランクリン、マクヅヅ井、

檢疫規則

檢疫ニ付スヘキ疾病

第一條 檢疫規則ニ該當スヘキ疾病ハ左ノ數者ナリトス、曰ク虎列拉、黃熱、痘瘡、窒扶私熱、癩及「ベ

スト」是レナリ。

外國ノ規則

外國港及合衆國ノ所領内及附屬地ノ海港ニ於テ遵守スヘキ檢疫規則。

健康證書

第二條 或ル外國港若クハ合衆國ノ所領内又ハ附屬地ノ或ル海港ヨリ合衆國ノ或ル海港ニ向ツテ出帆スル所ノ船舶ノ長タルモノハ、合衆國ノ適當ナル官吏ヨリ法律ヲ以テ定メラレタル健康證書正副二通ヲ受ケサルヘカラス、但シ第四條ニ規定セラレタルモノハ此限ニアラス。所謂ル健康證書ノ様式ハ左ノ如シ。

亞米利加合衆國

様式 一千九百三百七號

正健康證書

予(……)港ニ於テ健康證書ヲ發スヘキ權能ヲ有スル者(ハ今マ左記ノ状態ニアル船舶カ……)港ヨリ出帆スルコトヲ證明ス。

船舶ノ名……、其本國……、船籍登記番號……、噸數……、鐵製ナルカ若リハ木製ナルカ、船荷ヲ積ミ込ムヘキ箇所ノ數……、下等船客ノ室數……、水夫ノ室數……、醫官ノ氏名……。

船中役員ノ員數。水夫(小役員ヲモ含ム)ノ員數。乗客ノ員數。一等室、二等室及下等ノ員數。役員ノ家族ノ員數。船中總人員ノ數。

合衆國ヲ目的地トセル乗客ノ員數、此等ノ乗客ニ充テタル一等室、二等室及三等室ノ員數。是レヨリ先キニ立チ寄りタル海港。

前航海中ニ於ル發病數及其疾病ノ性質。

當港碇泊中ニ於ル發病數及其疾病ノ性質。

船舶ハ……間ヲ往來シテ……商業ニ従事ス。

船荷ノ性質、其衛生上ノ沿革及其衛生狀態。

飲料水供給ノ水源及其健全。

食物供給ノ出所及其健全。

役員及水夫ノ衛生上ノ沿革及其健康狀態。

二等室以上ノ乗客ノ衛生上ノ沿革及其健康狀態。

下等乗客ノ衛生上ノ沿革及其健康狀態。

此等ノ乗客携帶品ノ衛生上ノ沿革及其健康狀態。

船舶ノ港内等ニアルノ際海岸ヨリノ距離如何程。

船舶ノ港内ニアリシ時日。

海岸ト交通ノ模様。

船舶ノ衛生狀態。

港内ニ碇泊中衛生的措置(行ハレタランニハ)海港及其隣接地ノ衛生狀態。

……月ノ間「マラリア」發生——死亡。

……日ヲ以テ終末トシテ前二週間内ニ於ケル左記ノ疾病發生度數及其死亡數。

病名	發病度數	死亡數
黃熱
亞細亞虎列拉
歐羅巴虎列拉
ハ輕症虎列拉
痘瘡
室扶熱
「ヘスト」
癩

出帆港及其隣接地ニ於ル公衆衛生ニ關ス狀態。

右ノ如キ疾病ノ發生及死亡者更ニ之レナキ場合ニ於テハ其事ヲ記載セサルヘカラス。

予ハ此船舶カ一千八百九十三年二月十五日發布ノ條例ニ從ツテ編成サレタル檢疫規則ニ善ク該當シ且ツ

……ヲ經テ合衆國ノ……ニ向ツテ當港ヲ出帆シタルコトヲ茲ニ證明スルモノナリ。

.....年.....月.....日自カラ調印シテ手ツカラ之ヲ交付ス。

(領事館ノ役員記名調印)

第三條 茲ニ或ル船舶アリテ或ル外國港ヨリ若クハ合衆國ノ所領地或ハ附屬地ニ於ル或ル海港ヨリ出帆シ
 其中途何レカノ海港ニ立チ寄りテ後合衆國若クハ其所領地或ハ其附屬地ニ於ル或ル海港ニ向ツテ航行
 スルモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此等ノ船舶ハ右夫レノ海港ニ於テ二重ニ副健康證書ヲ
 受ケサルヘカラス、但シ此健康證書ハ法律ニ依リテ定メラレタル通り合衆國ノ適當ナル官吏ノ調印シ
 タルモノタラサルヘカラス、然レトモ此等ノ船舶カ最初健康證書ヲ受ケタル海港出帆後、中途ニ於テ
 檢疫規則ニ該當スヘキ疾病カ其船中ニ發生シタルカ、或ハ感染船舶ト認定シ得ヘキ事實アリタリトセ
 ンカ、斯ル場合ニ於テハ必要ナリト思惟スル衛生的措置ヲ施コスニアラスンハ、副健康證書ヲ渡スヘ
 カラサルモノトス。

副健康證書ノ様式ハ左ノ如シ。

亞米利加合衆國

副健康證書

.....港

.....船ハ.....ヨリ亞米利加合衆國.....ヘ向ツテ出帆スルモノナリ。

海港及隣接地ノ健康狀態。

海港及隣接地ニ流行セル疾病。

.....月間「マラリア」發生及死亡。

.....日ヲ以テ終末トセル前二週間内ニ左記ノ疾病ノ發生度數及死亡數。

病	名	發生度數	死亡數
黃熱	亞細亞虎列拉
	歐羅巴虎列拉
	輕症虎列拉
痘瘡	瘡
室扶私熱	熱
「ベ」	「ト」
癩

注意(茲ニ記載スヘキ港ニ於ル公衆
 衛生狀態、即チ發生若クハ死亡者ナ
 クンバ其由記入セサルベカラス)

當港ニ上陸シタル乗客及水夫ノ員數及衛生狀態。

一等室ノ員數.....衛生上ノ沿革及狀態。

二等室同上

下等室同上

水夫室同上

注意、若シ乗客若クハ水夫中疾病ニ罹リタルカ爲メ上陸シタランニハ其病名ヲ示スヘシ。

當港ニ於テ乗船シタル乗客及水夫ノ員數及衛生狀態及其携帶品ノ衛生狀態。

此等ノ乗客ニ充ツヘキ一等室ノ數……衛生狀態及衛生上ノ沿革。

同二等室同上。

同下等室同上。

合衆國ヲ目的地トナセル一等室、二等室及下等室ノ乗客數。

水夫ノ員數、其衛生狀態及衛生上ノ沿革、其携帶品ノ衛生狀態。

乗客ノ總數……水夫ノ總數……

港内ニ碇泊中受ケタル衛生的處分。

在港中船舶所在ノ箇所ト海岸トノ距離……。

在港ノ時日……。

海岸ト交通ノ模様……。

當港ニ於テ積ミ込ミタル船荷ノ性質、衛生上ノ沿革及狀態……。

予ハ又當港ハ於テ乗リ込ミタル乗客、其携帶品及船荷等ニ關シテハ此船舶カ夫レノ成規ニ適シタル行動ヲ取リタルコトヲ證明ス、即チ一千八百九十三年二月十五日發布ノ條例ニ基キテ編成サレタル規則章程ニ該當シタル行動ヲ取リタルコトヲ證明ス。

予自カラ調印シテ之ヲ交付スルモノナリ。

……年……月……日

(領事館役員調印)

第四條 一千八百九十四年八月十八日國會ノ承認シタル條例ハ左記ノ如キ事項ヲ規定セリ、曰クセント、

クロイキス河、セント、ローレンス河、ナ井アガラ河、デトロキト河、セント、クレアー河及セント、マリーリス河ノ加奈太側ニ於ル港ト同シク此等ノ河ノ合衆國側ニ於ル隣接セル港トノ間ヲ往來スル船舶。オンタリオ、イリー、セント、クレアー、ホルン、シウベリオル、レーニー、レーキ、レーキ、フフ、ゼ、ウーツ、レーキ、チャムブレイン等ノ諸ロノ湖水ニ於ル港及英領コロムビアニ於ル港ト合衆國側ニ於ル隣接セル港トノ間ヲ往來スル船舶。リオクランデ河、墨士哥側ニ於ル港ト合衆國側ニ於ル隣接セル港トノ間ヲ往來スル船舶。此等ノ船舶ハ皆ナ是レ一千八百九十二年二月十五日發布ノ條例第二條ノ規定ニ該當スヘカラサルモノトス、抑モ此條例ナルモノハ海軍病院課ニ對シテ從前ヨリ一層多大ナル檢疫的權能ヲ與ヘ、且ツ從前ヨリ一層重大ナル職責ヲ蒙ラスモノ是レナリ、而シテ或ル外國港ヨリ合衆國ノ或ル海港ニ向テ出帆セントスル船舶ハ領事若クハ醫官ヨリ健康證書ヲ受ケサルヘカラサル規定ハ畢竟スルニ此條例ニ基ケルモノニ外ナラス、然レドモ右ニ掲ケタルカ如キ兩間ヲ往來スル船舶ニ對シテハ斯ル規定ヲ適用スヘキモノニアラストス、但シ一概ニ然カ云フヘカラサル場合アリ他ニアラス右ニ掲ケタル船舶カ外國港ヲ出帆セントスルノ際、其港ニ於テ檢疫規則ニ該當スヘキ疾病ノ流行

シ居ル場合ナランニハ、合衆國ノ領事若クハ醫官ヨリ正健康證書カ若クハ副健康證書ヲ受ケサルヘカ
ラス、但シ此等ノ證書ノ様式ハ大藏大臣ノ定メタル所ニ從ハンコトヲ要ス。

外國及島國ノ規則

船舶検査ノ事、即チ外國港及合衆國ノ所領地若クハ附屬地ヨリ合衆國ノ海港、其所領地若クハ其附屬
地ニ於ル海港ニ向ツテ出帆セントスル船舶ニ對シテ検査ヲ行フ事。

第五條 健康證書ヲ發スル官吏ハ自カラ必要ト認メタランニハ、左記ノ如キ事實ヲ充分ニ確カメンコトヲ
要ス、曰ク此證書ニ記載サレタル事柄ハ皆ナ是レ正確ニシテ毫モ偽リナキコトヲ確カムルコト是レナ
リ、而シテ此等ノ健康證書ヲ受クヘキ船舶ニシテ規則ニ該當セサル所アランニハ、法律上正健康證書
若クハ副健康證書ヲ交付セサルヲ適當トス、即チ此等ノ船舶、乗客、水夫及船荷ニシテ合衆國ノ検査
法及之ニ關スル規則ニ該當セサル以上ハ、此等ノ證書ヲ交付スヘキモノニアラサルナリ。

第六條 検査スヘキ船舶ハ概ネ左ノ如シ。

- (イ)、虎列拉、黄燒、「ペスト」(人類ニ關スルモノニテモ鼠族ニ關スルモノニテモ)痘瘡若クハ窒扶私熱
カ流行シ、之カ爲メニ特ニ醫官ノ任命サレタル海港ヨリ來着シタル船舶ハ皆ナ是レ検査スヘキ事。
- (ロ)、下等乗客ヲ搭載シタル船舶ハ皆ナ是レ検査スヘキ事、然レトモ此等ノ船舶ニシテ若シ健康港ヨリ
來着シタルモノナランニハ、其検査ハ下等乗客及其居室ノミニ止マラン事ヲ要ス。

第七條 所謂ル船舶ノ検査ナルモノハ其船體、船荷、乗客、水夫ニ此等ノ者ノ携帶品、荷物送狀其他ノ書

類、食物、給水、海岸トノ交通ノ模様、荷積ノ有様、鼠族其他ノ蟲類カ襲來スルノ虞ナキカ等仔細ニ
之ヲ視察シ、果シテ検査法ニ該當シ居ルヤ否ナヲ取り調フルコト是レナリ。

第八條 船舶ノ検査ハ成ルヘク出帆間近ニシテ晝間之ヲ行ハンコトヲ要ス、且ツ從來ノ乗客ハ尙ホ未タ上
陸セス、新タル船客ハ尙ホ未タ乘リ込マス、而シテ水夫甲板ニアルノ場合之ヲ行ハンコトヲ要ス、又
タ斯ル検査ヲ行フタル後ハ健康證書ヲ發スル官吏ノ許可アルニアラスンハ、此等ノ船舶ハ他ト交通ス
ルコト能ハサルモノトス。

検査法一般ノ要求

第九條 船舶ハ船荷ヲ積ミ込マサル前若クハ乗客ヲ搭載セサル前、器械力ヲ用ヒテ其全部ニ對シテ清潔法
ヲ行ハサルヘカラス、殊ニ船艙、前甲板及下等室ハ最モ注意ヲ密ニシテ清潔法ヲ行ハンコトヲ要ス。
第十條 船中ニテ最モ傳染病ニ感深シ易キカ所ハ、何レモ皆ナ健康證書ヲ發セサル前消毒センコトヲ要ス。
第十一條 空氣ノ存在セル箇所、換氣法、食物、給水、病院設備其他乗客ノ健康及怡樂ヲ増進スヘキ諸設
備ハ、一千八百八十二年八月二日國會ノ承認シタル條例、即チ「乗客海上運輸取締條例」ノ規定スル所ニ
從ツテ整ヒ居ランコトヲ要ス。

第十二條 街路掃除ノ塵芥、市邑掃除ノ塵芥若クハ有機性廢棄物ニ屬スルモノハ、何レノ海港ヨリスルモ
船舶ノ底積ト爲スコトヲ得ス。

第十三條 寢具、室内ノ粧飾品、汚穢セル着類、人ノ携帶品、苦クハ此等ト同種類ノ物品ナルモ古手ニシ

テ虎列拉、痘瘡若クハ窒扶私ノ流行地ヨリ來着シタルカ、或ハ其出所不明ニシテ、領事若クハ醫官ノ意見ニテ病毒感染ノ恐アリト認メタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ之ヲ船舶ニ積ミ込マサル以前消毒セシメサルヘカラス、其他窒扶私熱ノ場合ナランニハ其病原蟲滅殺ヲ計ラサルヘカラス、又タ以上記載シタル物品ト同一ナル物品カ「ベスト」流行ノ地方ヨリ來着シタル場合ニハ、之ヲ検査シ必要ナリト認メタランニハ消毒法ヲ行ヒ且ツ其病原蟲ヲ滅殺センコトヲ要ス。

第十四條 傳染病ノ發生セサル健康地ヨリ船積ニセラレタル物品ニシテ、途中傳染病感染港ヲ經過シテ來着シタラン場合、其途中ニテ病毒感染シタル虞ナシト認定シタランニハ、何等ノ禁制セラル、コトナクシテ收受セラルヘキモノトス。

第十五條 以上述ヘタル規則ハ既ニ大藏大臣ヨリ布告シタル或ル規則ニ何タル影響ヲモ及ホスヘキモノニアラス、即チ牛革輸入ノ事ニ關シテ農務大臣ヨリ要求ニ應ジテ大藏大臣ヨリ布告シタル規則ノ如キ是ナリ。

第十六條 傳染病感染ノ海港若クハ其他ノ場所ヨリ船積ニサレタルカ、或ハ斯ル海港若クハ場所ヲ經過シタル物品ニシテ、領事若クハ醫官カ傳染病感染ノ虞アリト認定シタラン場合ニハ消毒法ヲ施コサンコトヲ要ス。

第十七條 傳染病ニ感染セラレタリト認定サル、モ消毒シ難キ物品ハ船積ト爲スコトヲ許サス。

第十八條 此等ノ規則實行ヲ便ナラシメンカ爲メニ乗客ヲ分チテ二種トス、即チ一二等客ト下等客トノ二

種是レナリ。

第十九條 檢疫的疾病ノ發生セル海港ニ於テハ出來得ヘキ丈ケ乗客ヲ搭載セシメサランコトヲ要ス、又タ斯ル海港ノ海岸ト船舶トハ出來得ヘキ丈ケ交通ノ少ナカラシムコトヲ要ス、尙ホ其他斯ル海港ニ船舶ノ碇泊中乗組員ヲ上陸セシメサルヲ當然ナリトス。

檢疫的疾病ニシテ傳染性ノモノ發生セル海港ヨリ乗客ヲ搭載シテ航海スル船舶ニハ醫官ヲ乗り込マセンコトヲ要ス。

第二十條 檢疫的疾病即チ猩紅熱、麻疹、實布埤利亞其他傳染性疾病ニ罹ルモノハ乗船セシムルコトヲ得ス。

第二十一條 合衆國ヲ目的地トセル下等乗客ノ行李ニハ表記ヲ付センコトヲ要ス、若シ其行李ニシテ佳良ナル衛生状態ナランニハ、赤色ニテ其港ノ名、其船舶ノ名、筆太ニテ「検査済」ノ文字、検査ノ時日ヲ表記シ且ツ合衆國ノ領事若クハ醫官ノ調印ヲ爲サンコトヲ要ス。且ツ消毒サレタル行李ハ皆ナ是レ黄色ニテ其港ノ名、其船舶ノ名、筆太ニテ「消毒済」ノ文字、消毒法實行ノ時日ヲ表記シ、且ツ合衆國ノ領事、若クハ醫官ノ調印ヲ爲サン事ヲ要ス、而シテ斯ル表記ノ餘白ニ左記ノ如キ事ヲ付記センコトヲ要ス、曰ク領事若クハ醫官ノ調印ナキ場合ハ正當ナル表記ト云フヲ得ス。

第二十二條 各下等乗客ハ左記ノ如キ検査「カード」ナルモノヲ備ヘ置カンコトヲ要ス、蓋シ此「カード」ナルモノハ領事若クハ醫官ノ調印シタルモノニシテ、一家ノ長及其家族ノ各個ニ交付センコトヲ要ス。

検査カード

(移住民及下等乗客)

出帆ノ港名..... 出帆ノ月日.....
 船舶ノ名..... 最近ノ常住所.....
 移住スヘキ場所.....

検査済ノ事..... 合衆國何々港ニ於テ検査的検査済
 領事若クハ警官ノ調印 月 日 月 日 港ニ於テ移民局ノ検査済

(乗組ノ前若クハ後ニ於テ船中ノ醫師ノ手ニテ左記ノ事項ヲ記入センコトヲ要ス)
 船荷目録..... 船荷目録ノ番號.....

碇泊所	船舶ノ	第一日同二日同三日同四日同五日同六日同七日同八日同九日同十日同十一日同十二日同十三日同十四日
番號	検査	醫師ハ検査毎ニ何等カノ印ヲ付スヘキ事

第二十三條 乗客、水夫、商品及其他ノ船荷ニシテ健康地ナル海港ヨリ搭載サル、ト雖モ、元ト是レ傳染病流行地ヨリ來リタルモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ傳染病流行地ナル海港ヨリ搭載サル、モノト全ク同一ナル禁制ノ下ニ置カレンコトヲ要ス。

外國及島國ノ虎列拉ニ關スル特別ナル規則

第二十四條 虎列拉ノ發生シ居ル海港ニ於テ飲料水及食物ノ供給ヲ得ント欲スル場合ニハ、此等ト共ニ病毒ヲ齎ラシ來ラサル様特別ノ注意ヲ拂ハサルヘカラス、即チ飲料水ニシテ清良ナルコト判然セサル場合ニハ先ツ之ヲ煮沸セサルヘカラス、又タ食物ハ充分ニ善ク調理シテ蠅杯ノ來リ觸レサル様豫防ニ注意セシコトヲ要ス。

第二十五條 船中ノ便所ハ其排泄物輸送ノ管ト共ニ器械力ニテ清潔法ヲ行ヒ得ヘキ構造ナランコトヲ要ス
 第二十六條 萬止ヲ得サル場合ヲ除クノ外虎列拉ノ病毒感染ノ虞アル水源ヨリ船ノ底積ニスル水ヲ汲ム込ムヘカラス、萬止ヲ得スシテ然カスル場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ其由健康證書面ニ明記シ置カンコトヲ要ス。

第二十七條 左記ノ如キ食品ニシテ虎列拉ノ發生地ヨリ來ルカ、或ハ斯ル發生地ヲ經過シ來リテ病毒感染ノ虞アランモノハ、之ヲ船舶ニ搭載スルコトヲ得ス、曰ク生肉、膾詰肉、家禽肉、新鮮ナル牛酪牛乳(共ニ消毒セサルモノ)新鮮ナル乾酪ノ類是レナリ、然レトモ新鮮ナル果物及野菜類ニシテ好シ虎列拉發生地ヨリ來レリトスルモ、視察官カ検査ノ上病毒感染ノ虞ナシト認定シタル場合ニ限リテ搭載スルコトヲ得ヘキモノトス。

第二十八條 或ル外國港若クハ其他ノ箇所ニ於テ收集セラレ且ツ荷造リサレタル總テノ襪履及纖維性ノ物品ニシテ、製紙ノ材料及其他ノ目的ニ充ツヘキモノハ、合衆國行トシテ船舶ニ搭載スルニ先タチテ、成規ノ方法中ノ一ニ從ツテ消毒センコトヲ要ス、但シ左ニ記載スルカ如キ除外例ナクンハアラス、綿、古

網、新綿等ヲ荷捆ト爲スニ用フル所ノ麻布製袋類若クハ織物工場ヨリ出ル麻片等ハ消毒ニ付スヘキ限リニアラス。而シテ以上掲ケタル物品ノ消毒ニ付スヘキモノハ、合衆國ノ領事若クハ醫官ノ監督ノ中ニアリテ消毒法ヲ執行サレンコトヲ要ス、既ニシテ消毒済トナリタランニハ、消毒法執行済ノ證書ヲ交付スヘキモノトス、蓋シ此證書ナルモノハ合衆國ノ檢疫規則ニ從ツテ消毒シタルコトヲ證明スヘキモノニシテ、之カ消毒法執行ヲ監督シタル領事若クハ醫官タルモノ之ニ調印センコトヲ要ス、且ツ此消毒證書ナルモノハ正副二通ヲ交付スヘキモノニシテ、内正證書ハ荷受人ヘノ送狀ヘ添付スヘク、副證書ノ分ハ此等ノ物品ヲ輸送スル船舶ニ交付サレタル健康證書ニ添付シ置カンコトヲ要ス。

除外例 加奈陀地方ヨリ直接ニ合衆國ニ向ツテ航行スヘキ船舶ニ積ミ込ミタル物品ハ除外例トシテ何等ノ禁制ヲモ受ケスシテ可ナリ、但シ此等ノ物品ハ實際加奈陀地方ニ産出シタルモノニ相違ナク、決シテ外國ヨリ船積ニシテ加奈陀ニ乘リ、夫レヨリ合衆國ヘ回送シタルモノニアラス、且ツ此等ノ物品ヲ收集シ或ハ取り扱フタル海港若クハ場所ハ、之ヲ船積ニスル當日ヨリ以前ニ溯ホリテ三十日以内ニ、曾テ檢疫的疾病ノ發生シタルコトナシト宣誓ノ上證明シ、來着港稅關ノ收稅吏カスル證明ノ全ク事實ニ相違ナシト認定シタル場合ニ於テ初メテ此除外例ニ該當スヘキモノトス。

第二十九條 虎列拉發生地ヨリ來レル下等乘客及水夫ハ、病毒感染ノ虞ナキ適當ナル屋舎若クハ假小屋ニ五日間留置センコトヲ要ス、尙ホ其携フル所ノ行李ノ如キモ之ヲ検査シ、必要ト認めタラン場合ニハ消毒法ヲ行ハンコトヲ要ス。

第三十條 虎列拉發生セサル地方ヨリ來レル下等乘客及水夫ニシテ虎列拉發生地ナル海港ヨリ乘リ込ミタルモノナリトセンカ、此等ノ乘客水夫ノ乗船ノ際病毒感染ノ恐ナク、此等ノ人ト虎列拉發生地トノ交通ヲ許サレス、殊ニ斯ル傳染病發生地ヨリ食料品ノ供給サレタル事ナシトノ事實證明サレタランニハ兎ニ角、左モナキ以上ハ前條ノ規定ニ從ツテ留置等ノ處分ヲ受ケサルヘカラス。

第三十一條 虎列拉發生地ヨリ來レル二等以上ノ乘客ニシテ健康ナル若クハ傳染病發生ノ海港ヨリ乗船セントスルモノハ、其乗船前五日間何々ノ箇所ニ居タリシ由ヲ充分ニ證明センコトヲ要ス、而シテ若シ此際其携フル所ノ行李ニシテ病毒感染ノ虞アランニハ之ニ對シテ消毒法ヲ行フヘク、且ツ此等ノ乘客ハ醫師監視ノ下ニ留置センコトヲ要ス、但シ其留置期間ハ其病毒發生期間ニ相當スヘキモノトス。

第三十二條 右ニ掲ケタル乗客カ假小屋若クハ其他ノ屋舎内ニ留置セラレ居ル間ニ虎列拉發生シタル場合アラシカ、斯ル場合ニ於テハ其被留置人中新タニ發生シタル傳染病ニ接觸シタラント認定サレタランモノハ、若干ノ時日ヲ經過スルマテ及必要ナル衛生上ノ處分ヲ結了スルマテ、乗船セシムルコトヲ得サルモノトス、所謂若干ノ時日トハ傳染病發生最後ノモノヨリ起算シテ發生シ得ヘキ期間内ナリト知ルヘシ、之ヲ換言スレハ此發生期間ヲ經過スルニアラスンハ、乗船スルコトヲ許サ、ルコト是レナリ。

外國及島國ノ黃熱ニ關スル特別ナル規則

第三十三條 黃熱ノ發生セル海港ニ於テハ蚊族(「ステゴミア」)ノ來リ侵サ、ル様豫防策ヲ施スコト最モ肝要ナリ、乃チ水槽、水ヲ入ル、「バケツ」其他船中ニテ水ヲ貯ヘ置ク所ハ、蚊族養成所トナラサル様、充

分ニ注意スル所ナクハアルヘカラス、若シ船舶ノ碇泊セル箇所ガ海岸ニ近接シテ検査官ノ意見ニテ、蚊族陸上ヨリ來襲スルノ虞アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ船中ニテ須ラク蚊族退治法ヲ施コサルヘカラス。

第三十四條 検査官ノ意見ニテ乗客及水夫中眩カニ黄熱ノ病毒ニ接觸シタト認定セラル、者（例之ヘハ黄熱ノ發生スル屋舎若クハ地方ヨリ來リタルモノ、如シ）ハ、其接觸シタリト思惟セラル、日ヨリ起算シテ六日間ハ乗船セルコトヲ許サス。

外國及島國ノ「ベスト」ニ關スル特別ナル規則

第三十五條 「ベスト」（人類ニ關スルモノト鼠族ニ關スルモノトヲ問ハス）ノ發生セル海港若クハ其他ノ場所ニ於テハ、鼠族、蚤其他ノ蟲類ノ船中ニ入り來ルヲ豫防スルニ就テハ各種ノ手段ヲ取ラサルヘカラス、凡ソ鼠族ノ入り來ルヘキ海岸、船渠等ニ碇泊スヘカラス、其他船中ニ鼠族ノ入り込マサル様充分ニ注意セサルヘカラス。

第三十六條 海岸ニ網ヲ結ヒ着ケテ船舶ヲ繫留スル場合ニハ、陸上ノ鼠族ヲシテ此網ヨリ船中ニ入り込マシメサル方法ヲ取ラサルヘカラス、乃チ其方法トシテハ新タニ「ダール」ヲ以テ其網ヲ塗り、或ハ網ノ途中ニ罌ノ如キモノヲ設ケ夫レヨリ以內ニ來ルコトヲ能ハサラシムルカ、其他適當ノ手段ヲ取ランコトヲ要ス。

第三十七條 船舶ノ船渠ニ入りタル場合モ亦タ是レ其繫留網ニ就テハ前條ノ如キ方法ヲ取ランコトヲ要ス。

ス、且ツ出帆前ニ於テ船中到ル所薰蒸法ヲ用ヒテ鼠族其他ノ蟲類滅殺法ヲ施コサン事ヲ要ス。

第三十八條 今茲ニ他ヨリ一ノ外國港ニ來着シタル船舶アランニ、此船舶ハ是レヨリ先キ「ベスト」發生港ニ碇泊中鼠族及蚤類ノ侵入ヲ豫防センカ爲メ、適當ナル方法ヲ取ラサリトセンカ、斯ル船舶ハ斯ル鼠族等ヲ滅殺センカ爲メニ薰蒸ニ行ハサルヘカラス。

第三十九條 鼠族若クハ鼠族ニ寄生スル蚤類ノ潜伏スル所ノ物品若クハ潜伏シ易キ物品ハ之ヲ船舶ニ積ミ込ムコトヲ得ス、但シ鼠族若クハ之ニ寄生スル蚤類カ化學作用、薰蒸法等ニテ驅除セラレタルカ、若クハ之ヲ船積ニスルニ先ンシテ十五日間鼠族等ノ接近スルコトヲ豫防シタル場合ハ此限ニアラス、而シテ鼠族及蚤類ノ棲息シ易キト否ラサルトハ、物品ノ性質如何ニ依リテ判定シ得ヘキナリ、例之ヘハ革類ヲ束ネタル荷物、穀物ノ袋類ノ如キハ最モ鼠族等ノ棲息シ易キモノナレハ、其ノ驅除法ニ就テ注意ヲ密ニセスンハアルヘカラス。

船舶ニ積ミ込ムヘキ荷物カ穀物其他鼠族ノ餌食トナルヘキモノナランニハ、鼠族驅除ニ就テ特ニ深キ注意ヲ拂ハサルヘカラス、

化學作用ニ從ツテ製成サレタル革類ハ鼠族若クハ鼠族ニ寄生スル蚤類ノ棲息スルニ不便ナルモノナリ、又タ一枚ツ、ニナリテ束ネラレサル革類ハ、束ネテ荷捆ニシタルモノヨリ鼠族等ノ棲息シ難キモノト知ルヘシ。

第四十條 検査官ノ意見ニテ乗客及水夫ニシテ眩カニ「ベスト」ノ病毒ニ接觸シタリト認定セル、者（「ベ

トニ感染サレタル屋舎若クハ地方ヨリ來レル者ノ類ハ其接觸シタリト認定サル、當日ヨリ起算シテ七日間ハ乗船スルコトヲ許サス、但シ近キ頃既ニ「ベスト」ニ罹リテ免疫サレタル者、若クハ豫防注射ヲ行ハレタルモノハ此限ニアラス、又タ「ベスト」ニ感染港ヨリ來着セル荷相ハ皆ナ是レ検査ニ付スヘク、且ツ必要ト認めタランニハ消毒法ヲ行ヒ鼠族退治法ヲ執行センコトヲ要ス。

外國及島國ノ痘瘡ニ關スル特別ナル規則

第四十一條 下等乗客及水夫ニシテ痘瘡ノ發生傳播シ居ル地方ヨリ來着セルカ、若クハ痘瘡患者ニ接觸シタルモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其乗船スルニ先ンシテ種痘セシメサルヘカラス、但シ是レヨリ先キ天然痘ニ罹リタルカ、若クハ最近一ケ年内ニ種痘シテ免疫サレタルモノナリト證明スル場合ハ此限ニアラス、又タ其携フル所ノ荷相ノ如キハ検査ノ上必要ト認めタランニハ消毒ニ付センコトヲ要ス、

外國及島國ノ窒扶私熱ニ關スル特別ナル規則

第四十二條 検査官ノ意見ニテ來着セル下等乗客及水夫ガ窒扶私熱ノ病毒ニ接觸シタルモノト認定シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其病毒ニ接觸シタリト認定サル、當日ヨリ起算シテ少ナクモ十二日間ハ乗船スルコトヲ得ス、且ツ其携フル所ノ荷相ノ如キモ夫々乗船セサルニ先ンシテ消毒法ヲ行ヒ且ツ病原菌滅殺法ヲ行ハンコトヲ要ス。

外國及島國ノ癩病ニ關スル特別ナル規則

第四十三條 癩患者タル外國人ハ合衆國ヲ目的地トシテ航行スヘキ船舶ニ乗り込ムコトヲ得ス。

外國及島國ニ關スル記録報告等ノ事

第四十四條 検査官タル者ハ其事務局ニ検査シタル各事項及自カラ交付シタル各免疫證書等ノ記録、其他各消毒證書及各健康證書等ノ寫ヲ存シ置カンコトヲ要ス。

且ツ検査事務局ニ於テ取り扱フタル事柄ハ詳細ニ每週華盛頓ナル醫務總監ノ許ヘ報告センコトヲ要ス。

第四十五條 一千八百九十三年二月十五日合衆國々會ニ於テ承認サレタル條例ニ從ツテ任命ヲ受ケタル醫

官タル者ハ、右ニ記載シタル職責ノ外尙ホ左記ノ如キ職責ヲ有スルモノトス、曰ク自家ノ管轄内ニ於ケル衛生状態及公衆衛生海軍病院課ノ衛生行政ニ關スル事柄ヲ公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監ニ隨時報告スルコト是レナリ。

海上ニ於テ注意ヲ要スヘキ事項

第四十六條 船長タランモノハ船中ニ於テ左ニ列記スル事柄ニ就テ常ニ注意センコトヲ要ス。

(イ) 便所、前甲板及船底、殊ニ病毒感染ノ虞アル部分ハ消毒シ且ツ屢々清潔法ヲ行ハンコトヲ要ス

(ロ) 航行中船内到处ノ部分皆ナ是レ空氣流通ノ便ヲ善クシ、清潔法ヲ最モ嚴重ニ勵行シ、鼠族、廿日

鼠、蚤、蠅、蚊其他總テノ蟲類ノ滅殺法ヲ施コサンコトヲ要ス

(ハ) 傳染病ニ罹リタルモノアラン場合ニハ之ヲ隔離シテ、水夫中ノ一人ヲシテ之カ看護慰藉ノ任ニ當ラ

シメンコトヲ要ス、但シ此際出來得ヘクハ該傳染病ニ免疫シタル水夫ヲシテ之ニ當ラシメンコトヲ

勤ムヘシ。

(ニ) 病者若クハ其看護人ト其他ノ者トハ出來得ヘキ丈ケ交通ヲ避ケシメンコトヲ要ス。

(ホ) 患者及看護人ノ着用シタル衣類、肌着其他寢具等ハ熱湯若クハ或ル消毒液ニテ消毒センコトヲ要ス。

(ヘ) 離隔セラレサル前患者ノ居タル室内ハ消毒シテ充分ニ清潔法ヲ行ハンコトヲ要ス、其他病毒ヲ他ニ

傳播シ易キ物品ハ瓦斯消毒ヲ行フノ場合、其室内ニ留メ置カンコトヲ要ス。

(ト) 麻刺利亞、若クハ黃熱ニ罹ルモノハ蚊帳ノ内ニ臥サシメ、且ツ其室内ヘハ蚊族ノ侵入シ得サル程目

ノ微細ナル網ヲ其周邊ニ張り置カンコトヲ要ス、此外船中ニ存在スル蚊族ハ菊粉ヲ燒クカ若クハ硫黃

薰蒸ニテ滅殺センコトヲ要ス、又タ蚊族ノ原蟲ナル子カ水桶其他船舶ノ周邊ナル水溜等ニ發生シ居

ル場合ニハ、之ハ石油ヲ灑キカケテ滅殺センコトヲ要ス、若シ此事ノ行ハレ得サル場合ニハ孵化シタ

ル蚊族ノ外出シ得サル様、外部ヨリ網ヲ張り回サンコトヲ要ス。

(チ) 「ベスト」發生ノ場合ニ於テハ特ニ鼠族、廿日鼠、蚤、蠅其他ノ蟲類ノ滅殺法ヲ施コサンコトヲ要ス

窒扶私發生ノ場合ニ於テハ消毒法ノ外病原菌滅殺法ヲ行ハンコトヲ要ス。

(リ) 虎列拉、窒扶私熱若クハ赤痢發生ノ場合ニ於テハ、飲料水ヲ沸煮シテ之ヲ用ヒ食物ハ充分ニ善ク調

理セサルヘカラス、又タ患者ノ排泄物ハ直チニ消毒シテ船外ニ放棄センコトヲ要ス。

(ヌ) 第四十七條 船中ノ醫員ハ毎日一回船舶(下等ヲモ含ム)ヲ検査センコトヲ要ス。

第四十八條 虎列拉、黃熱、痘瘡、窒扶私熱、「ベスト」若クハ其他ノ傳染病カ航海中船中ニ發シタル場合

アラシカ、斯ル場合ニ於テハ此等ノ疾病ノ徵候アル者ヲシテ直チニ適當ナル箇所ニ離隔セシメンコトヲ

要ス、斯クテ此船中ノ醫師ハ此旨直チニ船長ノ許ヘ届ケ出ツヘク、船長ハ此届出ニ接スルト均シク之ヲ

航海日誌ニ記入セノコトヲ要ス、而シテ此等ノ病毒ニ接觸シタル物品ニシテ他ニ此病毒ヲ傳播スルノ虞

アルモノハ、之ヲ滅却スルカ若クハ消毒センコトヲ要ス。

第四十九條 病院ハ患者殘ラス退院シテ全ク空虛トナルト均シク消毒セサルヘカラス。

第五十條 患者ノ死體ハ黃熱患者ノ死體ノ外之ヲ洗フコトヲセス、強烈ナル消毒液中ノ或ルモノヲ以テ飽

和サレタル「シート」ニテ包ミ回シテ之ヲ水葬ニ附スルカ、若クハ之ヲ棺ニ納メテ毫モ空氣ノ侵入セサル

様堅ク密閉センコトヲ要ス。

第五十一條 船中ノ醫師タランモノハ其船中ニ於テ發生シタル疾病ニ就テハ、皆ナ是レ完全ナル臨床的記

録ヲ調製シ置キ、而シテ來着港ノ檢疫官ニ之ヲ示サンコトヲ要ス。

第五十二條 左記ノ如キ消毒液ハ航海中用ヒテ然ルヘキモノトス。

強性消毒液ノ方式

昇。汞。

昇。汞。

鹹 水

右 混 和

石 炭 酸

一 分

五〇〇分

亞留格保爾

石炭酸(純粹ノ)

右混和

尙ホ淡水ヲ加フ

弱性消毒液ノ方式

昇汞

昇汞

鹹水

石炭酸

石炭酸(純粹ノ)

淡水

「フェルマリン」

「フォルマリン」

水

五〇分

九〇〇分

一分

一、〇〇〇分

二五分

一、〇〇〇分

五〇分

九五〇分

而シテ船中ニ此等ノ消毒液ノ原料ヲ積ミ込ムノ割合ハ左ノ如シ、乗客每一千人ニ就テ水銀 十封度、石炭酸十封度、亞留格保爾十封度、「フェルマリン」十封度、硫黄百封度、菊粉五十封度、直徑殆ント

十二吋ノ和蘭製ノ竈十二個ノ如キ是レナリ。

内國ニ關スル規則

合衆國ノ海港、境域内、所領地及附屬地ニ於テ遵守スヘキ檢疫規則

緒言

第五十三條 内國中重モナル海港ニハ檢疫所ヲ設ケンコトヲ要ス、而シテ此等ノ檢疫所ニハ船舶、乗客、

水夫及船荷等ヲ検査スヘキ種々ノ設備夫レレ整ヒ居ランコトヲ要ス。

第五十四條 右ニ掲ケタル諸設備整ヒ居ラサル海港ニ於テハ皆ナ是レ検査所ナカルヘカラス、而シテ各海

港ニ於テ年ヲ通ツテ検査部ヲ置カンコトヲ要ス。

第五十五條 檢疫所ノ設備ヲ完全ナラシメント欲セハ左ニ列記スル所ノ設備充分ニ整ヒ居ランコトヲ要ス

曰ク器械力ニテ船舶ニ清潔法ヲ行ヒ得ヘキ装置、蒸氣力、硫黄、「フェルマリン」、消毒液、其他規定ノ方
法ニ從ツテ消毒法ヲ行ヒ得ヘキ装置。臨床的施術所、傳染病患者及疑似症患者ヲ收容スヘキ病院。疑似

患者臨時留置所。火葬場。清良ナル飲料水ノ供給。下水疏通ノ適當ナル方法等是レナリ。

第五十六條 黄熱流行區域内ニ於ケル檢疫所々員及果物船、其他黄熱流行地ナル海港ヨリ南部ノ海港ニ向

ツテ航行スヘキ船舶ハ黄熱ノ免疫者タランコトヲ要ス。

第五十七條 凡ソ檢疫所ニ於テ取り扱フ所ノ物品中病毒傳播ノ虞アルモノハ該檢疫所ノ雇人ノ外取り扱ハ

シムヘカラス、但シ該檢疫所ニ於ル船舶ノ水夫ノ手ヲ借ラサルヘカラス場合ハ此限ニアラス。

第五十八條 茲ニ或ル海港ニ來着シタル船舶アリ、此船舶ハ來着港ヨリ餘程隔タリタル國立檢疫所ニ於テ
 検査ヲ受ケタル場合アリトセンカ、斯ル船舶ハ復タ地方檢疫官ノ手ニテ検査セラル、コトアルヘシ、
 シテ此地方檢疫官ノ衛生上ノ見地ヨリ該船舶ノ入港スルヲ不可ナリト認メタル場合アランニハ、先ツ其
 船舶ヲ差シ留メ置キテ此旨直チニ電報(此便アラハ)ヲ以テ公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監ノ許ヘ通報セ
 ンコトヲ要ス。

第五十九條 今マ左ニ記載セントスル規則ハ檢疫規則ノ要求スル最低度ニシテ、如何ナル場合ト雖モ此丈
 ケノ規則ハ遵守セシメサルヘカラス、又々州若クハ地方廳ニ於テ特別ノ理由アル場合自カラ適當ト思惟
 スル規則ヲ追加スルモ妨ケナキモノトス。

第六十條 合衆國、其所領地若クハ其附屬地ニ於ル海港ニ來着シテ檢疫處分ヲ受クベキ各船舶ハ、檢疫證
 書ヲ交付セラル、マテハ尙ホ檢疫中ニ屬スルモノトス、而シテ斯ク檢疫中ニ屬スル船舶ハ日出ヨリ日没
 マテ其船首ニ黄色ノ旗ヲ翻スヘク、尙ホ其他ノ檢疫規則ヲ守ラサルヘカラス。

第六十一條 合衆國ノ海港ニ來着スル船舶ニシテ左記ノ事項ニ該當スルモノハ、其入港スルニ先ンジテ檢
 疫官ノ検査ヲ受ケンコトヲ要ス。

- (イ) 外國港ヨリ來着スル總テノ船舶、但シ本條例第四條ニ該當スルモノハ検査ヲ受ケスシテ可ナリ。
- (ロ) 患者ヲ搭載スル或ル船舶。
- (ハ) 虎列拉、ペスト、黄熱ノ發生セル内國ノ海港若クハ痘瘡、室扶私熱ノ流行セル其内國ノ海港ヨリ來着

セル船舶。

(ニ) 黄熱感染ノ疑ヒタル海港ヨリ來着セル船舶ニシテ消毒法ヲ行フタルコトナク、マレーランドノ南境
 北部ニ當レル或ル海港ニ入り込ミタランニハ第二回ノ検査ヲ受ケサルヘカラス、但シ此船舶カ同一ノ
 緯度ヨリ以南ノ或ル海港ニ入ラサルニ先シテ此検査ヲ行ハンコトヲ要ス。

第六十二條 右ニ掲ケタル規則ニ從ツテ検査ヲ行ハン日没マテノ間ナランコトヲ要ス、但シ船
 舶ノ災厄ニ罹レル場合ハ此限ニアラス、此外或ル期間内ニ腐敗枯死スル果物類ヲ積ミ込メル船舶、及大
 藏大臣ノ定メタル規則ニ從ツテ乗客ヲ搭載シ一定ノ航路ヲ取レル船舶ハ例外ニ屬スルモノト知ルヘシ。

第六十三條 船舶ヲ検査スルニ就テハ其船舶ノ健康證書、航海中治療シタル病床日誌、水夫及乗客ノ人員
 表及積荷目録等ヲ検査スヘク、其他必要ト認メタランニハ航海日誌ヲモ検査センコトヲ要ス、而シテ水
 夫乗客等ハ悉皆之ヲ一ヶ所ニ集合セシメテ、其人員表ヲ對照比較シテ其間差異アルヤナキヤヲ確カメン
 コトヲ要ス、又タ船荷目録中ニ檢疫規則ニ從ツテ消毒法ヲ行フヘク襪履及其他ノ物品之レアラン場合ニ
 ハ合衆國ノ領事若クハ醫官ノ調印シタル消毒濟證書ヲ出サシメテ検査センコトヲ要ス、若シ此際斯ル證
 書ヲ差シ出ササル場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ來着港稅關ノ收稅吏ヨリ此旨檢疫官ニ通報センコト
 ヲ要ス、而シテ檢疫官ハ之ニ對シテ適當ノ處置ヲ取ランコトヲ要ス。

第六十四條 合衆國內ノ或ル海港若クハ其他ノ場所ニ於テ、檢疫官トシテ行動スヘキ適當ノ權能ヲ有スル
 合衆國ノ醫官タル者ハ、合衆國ノ檢疫法及之ニ關スル規則ヲ施行スルニ際シテ、其關係者ヲシテ宣誓ノ

上事ヲ述ヘシムルコトヲ得ヘキモノトス。

第六十五條 檢疫官、其部下ノ雇人、合衆國ノ税關吏若クハ水先案内ヲ際クノ外何人タリトモ、檢疫ニ屬スル或ル船舶ニ入り込ムコトヲ得ス、但シ檢疫官ノ検査シテ檢疫證書ヲ交付シタル場合ハ此限ニアラス又タ斯ル船舶中ニアトモノハ何人ヲ問ハス、檢疫官ノ意見ニテ船舶ノ掛員ト同一ノ規則ノ下ニ處分セラレ、コトアルヘシ。

第六十六條 曳船若クハ其他ノ船ニシテ検査ヲ受クヘキ船ト交通シタルモノハ均シク検査ヲ受ケンコトヲ要ス。

第六十七條 移住民ヲ搭載スル船舶ニシテ檢疫所ニ來着シタル際、其來着前ノ航海中其船内ニ於テ虎列拉痘瘡、窒扶私熱、若クハ「ベスト」ノ發生シタル事判明シタランニハ、大藏省ノ定メタル規則ニ從ツテ檢疫處分ヲ爲シテ檢疫證書ヲ交付センコトヲ要ス、而シテ檢疫官ハ斯ル手續ヲ爲シタルコトヲ來着港ノ移民取締所ヘ通報センコトヲ要ス、移民取締所ハ斯ル通知ニ接シタランニハ其移住民ノ目的地トセル諸州ノ州立衛生局ヘ其旨通告センコトヲ要ス、而シテ其之ヲ通告センニハ郵便若クハ電報ヲ以テスヘク、其通告スヘキ事項ハ移住民出發ノ時日航路其人員、其州ノ目的地點、及之ヲ搭載シタル船舶ハ爾々ノ傳染病ノ爲メニ檢疫法ヲ行ヒタリ云々之レナリ、此ニ於テカ州立衛生局ノ官吏ハ斯ル移住民ノ來着シタル場合ニ、自カラ必要ナリト思惟スル看守法ヲ施コスコトヲ得ヘキナリ。

第六十八條 檢疫所ニ來着セル船舶中ニ一種ノ疾病アリ、其疾病ハ傳染性ノモノナレトモ檢疫規則ニ該當

スヘキモノニアラストセンカ、斯ル場合ニ於テハ檢疫官ハ速カニ其旨地方衛生局ニ通知センコトヲ要ス左スレハ地方衛生局ニ於テ斯ル患者ノ上陸セサルニ先ンシテ夫々適當ノ手段方法ヲ取ルコトヲ得ヘキナリ。

檢疫ノ事

第六十九條 來着セル船舶ニシテ左記ノ事項ニ該當スルモノハ檢疫セラレヘキモノトス。

- (イ) 船中ニ檢疫の疾病ノ發生シ居ルコト、若クハ航海中斯ル疾病ノ發生シタルコト。
- (ロ) 檢疫官カ檢疫の疾病ノ感染シタルモノト認定シタル或ル船舶。
- (ハ) 檢疫期間中即チ年ノ四月一日ヨリ十一月一日ニ至ルノ期間中ニ、回歸線内ナル米國ノ或ル海港ヨリヴァーデニアノ南境ノ南部ナル海港ニ來着セル船舶、但シ此船舶ノ出帆港ニ於テ黃熱ノ發生シ居ラサル場合ハ此限ニアラス。
- (ニ) 年ノ五月十五日ヨリ十月一日ニ至ルノ期間中ニ、回歸線内ナル米國ノ或ル海港ヨリヴァーデニアノ南境ノ北部及マレーラントノ南境ノ南部ナル海港ニ來着セル船舶、但シ此船舶ノ出帆港ニ於テ黃熱ノ發生シ居ラサル場合ハ此限ニアラス。
- (ホ) 檢疫期間中ニ黃熱ノ發生シ居ル海港ヨリ出帆シテハ(ハ)項及(ニ)項ニ記載サレタル南部ノ海港ニ來着セル船舶、但シ此船舶カ或ル海港ニテ燻蒸消毒ヲ受ケテヨリ六日間ヲ經過シタルノミニシテ、合衆國ノ檢疫官若クハ醫官ヨリ交付サレタル消毒證書ヲ示ス場合ハ此限ニアラス。

(へ) 黄熱ノ發生シ居ル海港ヨリ出帆シテ北部ナル海港へ來着セル船舶ナリトモ、其航海ノ途中ニ於テ發病者一人モ之レナカリシトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其前港出帆當日ヨリ起算シテ滿六日間檢疫所ニ其乗組人ヲ留置センコトヲ要ス。

(ト) 檢疫セラルヘキ來着船ノ曳船及此來着船ト交通シタル其他ノ船舶ニシテ、病毒感染ノ虞アリト認定セラレタルモノハ檢疫セラルヘキモノトス。

第七十條 果物商業ニ従事セル船舶ニシテ大藏大臣ヨリ布告シタル條例規則ニ善ク該當シタラン場合ニハ留置處分ヲ受ルコトナクシテ直チニ入港スルコトヲ得ヘキモノトス。

檢疫所ニ於テ施行セラルヘキ事項ノ概要

第七十一條 檢疫官ノ意見ニテ水洗案内モ亦タ是レ病毒感染ノ虞アリト認定シタル場合ニハ、檢疫所ニ留置センコトヲ要ス、但シ其留置期間ハ其船舶ノ檢疫セラル、疾病ノ發生期ニ相當スヘキモノトス、其他水先案内ノ所有物ニシテ消毒スルノ必要アリト認めタランニハ然カスヘキモノトス。

第七十二條 檢疫中ノ或ル船舶ト外部ノ或ル人若クハ或ル場所トノ直接ノ交通ハ之ヲ許サス斯ル交通ハ如何ナル場合ト雖モ檢疫官ノ監視ノ下ニアラサル以上ハ許スヘカラサルモノトス。

第七十三條 船舶ノ底積ニシタル街路掃除ノ塵芥類若クハ其他ノ有機性廢棄物ハ皆テ檢疫所ニ於テ取り棄テサルヘカラス。

第七十四條 船舶ノ底積ニシタルモノニシテ苟クモ病毒感染ノ恐れアルモノハ、之ヲ消毒セサル以上ハ檢疫所以外ニ移スルコトヲ得ス。

第七十五條 船舶ノ掛員カ檢疫所ニ留置セラレ居ル間ニ、船舶ノ消毒等夫々執行シタル後更ニ水夫等ヲ乗リ込マシムル場合ニハ、檢疫官タル者須ラク注意ニ密ニスル所ナクンハアルヘカラス、是レ他ナシ其船舶ヲシテ再ヒ病毒ニ感染セシムヘキ恐れアレハナリ。

第七十六條 或ル一國政府ノ設立シタル檢疫所ニ留置セラル、船舶ハ、隨時醫務總監ヨリ發布セラレタル追加ノ法令規則ニ從ハンコトヲ要ス。

第七十七條 船舶カ檢疫所ヨリ解放セラル、場合ニハ衛生掛ヨリ檢疫證書ナルモノヲ交付センコトヲ要ス而シテ此證書ノ様式ナルモノハ公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監ノ定ムル所ニ從ハンコトヲ要ス、又タ此證書面ニハ左記ノ如キ事柄ヲ記載スヘキモノトス、曰ク此船舶ハ大藏大臣ノ定メタル檢疫規則ニ善ク適合セル事、檢疫官ノ意見ニテ此船中ニハ檢疫的疾ノ罹ルモノ之レナキ事、此船舶ハ其目的地タル海港(海港ノ名ヲ餘白ニ記載センコトヲ要ス)ニ入り込ミ得ヘキ檢疫證書ノ交付ヲ受ケタル事等是レナリ。

第七十八條 留置セラレタル者ハ日々二回宛醫師ノ診斷ヲ受クヘク、且ツ常ニ其醫師ノ監督ノ下ニ置カルヘク、而シテ檢疫期間内ハ團體ト團體トノ間ニ交通スルコトヲ許サス。

第七十九條 感染船舶中ニ在ル所ノ物品ハ消毒スルニアラスンハ留置所ニ運ヒ去ルコトヲ許サス。

第八十條 船中到ル所ノ箇所及乗組員ノ身體ハ日々清潔法ヲ勵行センコトヲ要ス、其他病毒感染ノ疑ヒアル箇所ハ消毒センコトヲ要ス。

第八十一條 適當ナル大便所及小便所ノ設ケアラシムコトヲ要ス。

第八十二條 或ル團體中ニ傳染病ニ罹リタル者アラン場合ニハ、直チニ其患者ヲ病院ニ入レテ之ヲ隔離シ團體中自餘ノ者ハ適當ニ之ヲ處分シ、出來得ヘクンハ之ヲ他ニ移シ、而シテ其箇所ニ消毒法ヲ行ハンコトヲ要ス。

第八十三條 醫師、病院ノ掛員及檢疫所、其他ノ箇所ニ留置セラレタル者ノ間ニ行ハル、交通ハ出來得ヘキ丈ケ少ナカラシムコトヲ要ス。

第八十四條 恢復期ノ患者ハ若干ノ日數經過シテ其病毒他ニ感染スルノ虞ナキニ至ラサル以上ハ、檢疫所ヨリ解放スルヲ許サス、而シテ他ニ感染スルノ虞ナキヤ否ナヲ見定ムルハ微菌的試験ノ結果ニ從フヘキモノト知ルヘシ。

第八十五條 一旦檢疫所ニ收容サレタル者ハ最後ノ發病以來發病期間經過スルニアラサル以上ハ解放スルコトヲ許サス。

第八十六條 黃熱以外ノ檢疫的疾病ニ罹リテ死シタル者ノ遺骸ハ、一箇年ヲ經過スルニアラスンハ檢疫所ヨリ解放セサルモノトス、而シテ斯ル死體ハ空氣ノ流通セサル様密閉シタル棺ニ納メ、其外部ハ之ヲ消毒センコトヲ要ス。

若シ又タ航海中若クハ檢疫所ニ來着スルノ際、黃熱以外ノ檢疫的疾病ニ罹リテ死亡シタル者ノ遺骸ハ、行ハレ得ヘク且ツ檢疫官等ノ承認ヲ得タランニハ火葬ニ附センコトヲ要ス、若シ然カスルコト能ハサル

場合ニハ豫シメ死體ヲ洗フコトヲ爲サス、五百倍ノ昇汞水ヲ浸シタル「シート」ヲ以テ其死體ヲ蔽ヒ、其周邊ニ苛性石灰ヲ施コシテ埋葬センコトヲ要ス。

第八十七條 檢疫官タルモノハ檢疫法違反者アル場合ニハ其都度々々大藏大臣ニ報告スヘク、且ツ檢疫上ノ事實ヲ公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監ノ許ヘ報告センコトヲ要ス。

第八十八條 來着シタル船舶ニシテ前述シタル健康證書ヲ有セサル場合アランニハ、檢疫官タル者其旨稅關ノ收稅吏ノ許ニ報告センコトヲ要ス。

第八十九條 以上掲ケ來リタル規則ニ從ツテ検査ヲ受クヘキ船舶ハ皆ナ是レ來着港稅關ノ收稅吏ニ前述シタル檢疫證書ヲ示サ、ルヘカラス。

虎列拉ニ關スル特別ノ規則

第九十條 前段ニ掲ケタル規則中ノ所謂ル疾病發生期間ナルモノ、虎列拉ノ場合ニ於テハ五日間ナリトス

第九十一條 船舶中ニ虎列拉感染港ヨリ搭載シタル乗客アラン場合ハ、檢疫證書ヲ交付セサルニ先ンシテ下痢症ニ罹リタル者ニ就テ細菌的試験ヲ行ハンコトヲ要ス。

第九十二條 船中ニ於テ虎列拉發シタラン場合ニハ乗客及水夫ノ全部ヲ其船ヨリ他ニ移シ、患者ハ之ヲ病院ニ入ラシメンコトヲ要ス、但シ船中ノ取締等ヲ司トルモノハ他ニ移ラシムヘキ限リニアラス、又タ病毒感染ノ疑ヒアルモノハ殊ニ嚴重ニ之ヲ隔離シ、自餘ノモノハ少人數ツ、一團體トシテ分居セシメ、而シテ其團體ト團體トノ間ノ交通ヲ禁止センコトヲ要ス、殊ニ病毒ヲ傳播セシムヘキ處アルモノハ斯ル離

隔所ニ入ラシムヘカラス、但シ沐浴シ且ツ衣服等モ着替ヘテ感染ノ憂ヒナキ場合ハ此限ニアラス、此外
病毒傳播ノ虞アル物品ハ離隔所ニ持チ來ラシムヘカラス、殊ニ食物及飲料水ニ就テハ最モ嚴重ニ注意セ
サルヘカラス。

第九十三條 飲料水及食物ノ供給ニ就テハ病毒感染ヲ豫防センカ爲メニ、極メテ嚴重ニ取り締ランコトヲ
要シ、及ヒ名團體ヘ別々ニ供給センコトヲ要ス。

第九十四條 檢疫所ニ留置セラレタルモノニ供給スヘキ食物ハ、其性質單純ニシテ其量充分ナルヘク、調
理法其宜シキヲ得タルモノナランコトヲ要ス、果物及調理セサル野菜類ハ之ヲ供給スルヲ許サス。

第九十五條 蠅若クハ其他ノ虫類ノ媒介ニ依リテ病毒感染セサル様豫防スルコトニ就テハ最モ深キ注意ヲ
拂ハサルヘカラス。

第九十六條 虎列拉病ニ關シテ檢疫所ニ留置セラレタル者ノ排泄物ハ、最終ノ處分ヲ爲スニ先ンジテ消毒
センコトヲ要ス。

第九十七條 船舶ニ供給セラル、水ニシテ病毒感染ノ疑ヒアル場合ニハ、之ヲ消毒スルカ若クハ直チニ取
リ替ヘンコトヲ要ス、又タ水桶及「タンク」ノ類ハ消毒シテ之ヲ用フヘク、若シ在來ノ水ヲ用ヒントスル
場合ニハ之ヲ煮沸センコトヲ要ス。

第九十八條 乗客及水夫ノ手荷物等ニシテ病毒感染ノ虞アリト認定セラル、モノハ消毒センコトヲ要ス。
第九十九條 船荷中既ニ病毒ニ觸接シ且ツ之ヲ他ニ傳播スルノ虞アルモノハ消毒セサルヘカラス。

第一百條 乗客ノ居室及其室内ニアル諸物品、其他船中病毒感染ノ虞アリト思惟セラル、箇所ハ皆ナ消毒セ
サルヘカラス。

第一百一條 虎列拉感染港ニ於テ船舶ノ底積ノ水ヲ汲ミ込ミタランニハ、來着港ニ於テ之ヲ海中ニ放棄スヘ
ク、且ツ其放棄スヘキ水ハ淡水ト鹹水トヲ問ハス豫シメ消毒センコトヲ要ス、又タ病毒感染シタリト認
定サル、底積水ヲ以テ來着シタル船舶ハ、之ヲ放棄シ得ヘキ設備整ヒタル海上ヘ立チ歸ラサルヲ得ス、
又タ出來得ヘク「タンク」ハ再ヒ海水ヲ汲ミ込マサルニ先ンシテ消毒センコトヲ要ス。

黃熱ニ關スル特別ノ規則

第一百二條 前段ニ掲ゲタル規則中ノ所謂ル疾病發生期間ナルモノ、黃熱ノ場合ニハ六日間ナリトス。

第一百三條 船舶ノ航海中何レノ時ニカ其船中ニ於テ黃熱ノ發生シタラン場合ニハ左記ノ如キ處分ヲ爲サン
コトヲ要ス。

(イ) 最モ注意ヲ密ニシテ乗組全員ノ視覺及體温ニ就テ診察センコトヲ要ス。

(ロ) 患者ハ直チニ船ヲ去ラシメ「ステゴミア」蚊族ヲ來襲セサル様目ノ微細ナル網ヲ張り且ツ離隔所ニ移
サン事ヲ要ス。

(ハ) 出來得ヘク「ハ」患者以外ノ者モ其船ヲ去ラシメ六日間ノ監視ニ附センコトヲ要ス、但シ此六日間ハ
最後ノ發病當日ヨリ起算スルモノトス。

(ハ) 監視中ノ者ニシテ其體温三十七度六以上ニ昇リタラン、モノハ之ヲ隔離所ニ移サンコトヲ要ス。

(ホ) 此船舶ノ碇泊スル所ハ人家アル海岸ヨリ少ナクモ三百米突隔リ居ランコトヲ要ス。

(ヘ) 此船舶ハ出來得ヘクンハ其船荷ヲ陸揚ケセサルニ先ンシテ蚊族退治ノ爲メ煙蒸法ヲ施コサンコトヲ要ス、若シ其船荷陸揚前煙蒸法ヲ施コスコト能ハスンハ、檢疫官監督ノ下ニ其船荷ヲ陸揚ケセンコトヲ要ス、且ツ之ヲ陸揚ケセンニハ左ノ規定ニ從ハサルヘカラス曰ク、(一)、船荷陸揚ニ使用セラル、人夫ハ免疫シタルモノナランコトヲ要ス、(二)、免疫セラレサルモノヲ使用スル場合ニハ其陸揚ケスル時間中檢疫官監視ノ下ニアランコトヲ要ス、而シテ斯ク監視セラル、コトハ最後ノ發病當日ヨリ起算シテ六日間ナリト知ルヘシ。

第一百四條 船舶ノ碇泊セル箇所カ黃熱感染港若クハ其感染ノ疑ヒアル港ノ海岸ニ接近シ居リテ、「ステゴミア」蚊族ノ來襲シ易キ處アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ前項(イ)、(ハ)、及(ヘ)、ニ記載シタル處分法ニ從ハンコトヲ要ス。

第一百五條 南部ノ海港ニ來着セル船舶アリ、此船舶ハ好シ病毒感染港若クハ感染ノ疑ヒアル港ヨリ來リタリトスルモ、其出帆前、其航海中若クハ來着ノ時ニ於テモ曾テ黃熱ノ爲メニ斃レタルモノナク又タ黃熱ノ發生シタルコト曾テ之レナク、「ステゴミア」蚊族ノ來襲シ得ヘキ程海岸ニ接近シテ碇泊シタルコト曾テ之レナク、恰カモ其出帆前ニ於テ合衆國ノ其筋ヨリ任命サレタル醫官ノ監督ノ下ニ煙蒸消毒法ヲ施コシタルコト等ノ事實ヲ檢疫官ニ於テ確カメタリトセンカ、而シテ斯ル船舶カ其目的地タル合衆國ノ或ル海港ニ來着シ、其衛生上ノ沿革及狀態ニ於テ不都合ナル所ナカラン場合ニハ左記ノ如キ處分ヲ受タヘキ

モノトス。

(イ) 出帆後六日若クハ六日未滿ニシテ來着シタル場合ニハ、檢疫官ノ意見ニテ或ハ煙蒸消毒法ヲ施コシ或ハ施コサス、出帆後滿六日間以上ヲ計上スルマテ留置スルコトナクシテ檢疫證書ヲ交付スヘキモノトス。

(ロ) 出帆後六日以上十二日以内ニ來着シタル場合ニハ、直チニ煙蒸消毒法ヲ施コシ留置スルコトナクシテ檢疫證書ヲ交付スヘキモノトス。

(ハ) 出帆後十二日以上經過シテ來着シタル場合ニハ、第一百三條(イ)、(ハ)、及(ヘ)、ノ項ニ規定サレタル處分法ヲ受クヘキモノトス、蓋シ斯ル處分法ヲ受ケシムル所以ハ他ニアラス、出帆後斯ル時日ヲ經過スル内ニハ一旦黃熱ニ罹ルモ全癒シテ、來着スルマテニハ一ノ患者之レナキニ至レルモ、其病毒ハ其船中ニ存留シ居ルヤモ知ルヘカラス、然レトモ斯ル場合ニ於テハ檢疫官ニ於テ之ヲ認定スルナノ由ケレハナリ。

第一百六條 或ル船舶ニシテ好シ黃熱感染ノ海港若クハ黃熱感染ノ疑ヒアル海港ヨリ出帆シテ、檢疫期間中マレーランド南境ノ南部ナル合衆國ノ海港ニ來着シタリトスルモ、左記ノ如キ狀態ニアラン場合ハ留置スルコトナクシテ通過セシムヘキモノトス。

(イ) 此船舶ハ元ト開放セル海港中其筋ヨリ指定サレタル箇所ニ碇泊シタルモノナラサルヘカラス、其水夫ハ出帆港ノ海岸ニ上リタルコト曾テ之レナキ事、「ステゴミア」蚊族ノ進入ヲ豫防センカ爲メニ種々

ノ手段方法ヲ取りタルコト、殊ニ此等ノ蚊族ヲシテ水夫ニ接近セシメサル様注意ヲ密ニシタル事。

(ロ) 此船舶ニ乗リ込マンカ爲メ海岸ニ來リタルモノハ黃熱ノ免疫者タラサルヘカラス、若クハ此船舶ニ乗リ込マント欲スル當日ヨリ以前ニ溯ボリテ、六日間會テ黃熱ニ接觸シタルコトナキモノナランコトヲ要ス。

(ハ) 合衆國ノ其筋ヨリノ任命サレタル醫官ヨリ交付セラレタル一種ノ證書ヲ有シ居ラサルヘカラス、即チ此證書トハ右ニ掲ケタル事實ノ全ク相違ナキコトヲ證明スルモノ是レナリ。

第七條 黃熱ニ就テ免疫セラレタルコトヲ自カラ證明シ、檢疫官此證明ノ全ク事實ニ相違ナキコトヲ認ムルカ、若クハ黃熱ニ感染シ得ヘキ場合ニ遭遇シタルコト之レナキモノハ、皆ナ是レ直チニ上陸スルコトヲ許サル、モノトス。

第八條 船中到ル所皆ナ同時ニ蚊族滅殺法トシテ硫黃燻蒸法ヲ施コサンコトヲ要ス、但シ之ヲ二時間持續セシメンコトヲ要ス、若シ硫黃燻蒸法ハ船中ニ積ミ込メル物品ヲ害スルノ恐レアル場合ニハ、「ブレスリウム」粉、若クハ「カムホフヘール」等ヲ代用センコトヲ要ス。

「ベスト」ニ關スル特別規則

第九條 前段ニ掲ケタル規則中ノ所謂ル疾病ノ發生期間ナルモノ、「ベスト」ノ場合ニ於テハ七日間ナリトス。

第十條 乗客若クハ鼠族中ニ於テ「ベスト」ニ罹リタルモノアラン場合、其船舶ハ左記ノ如キ處分ヲ受ケ

ンコトヲ要ス。

(イ) 最モ注意シテ診察ヲ爲ス事。

(ロ) 患者發生シタランニハ直チニ之ヲ上陸セシメテ之ヲ離隔センコトヲ要ス。

(ハ) 船中ニ居ル所ノ鼠族ハ出來得ヘキ丈ケ速カニ之カ滅殺法ヲ實行セサルヘカラス而シテ鼠族撲滅上必要ナリト認メタランニハ、船荷ノ一部分カ若クハ全部ヲ他ニ移サ、ルヘカラス、又タ鼠族ヲシテ海岸

ニ行カシメサル様適當ナル手段ヲ取ラサルヘカラス。

(ニ) 五日間ヲ下サル期間中監視ニ付セラルヘキ船員ナルモ、檢疫官ノ見込ニテ此期間ヲ尙ホ不足ナリト思惟スル特別ノ場合ニハ、延長シテ七日間ト爲スコトヲ得ヘシ。

(ホ) 水夫及乗客ノ着シタル汚穢セル襦衣、身ニ纏ヘルモノ其他ノ物品等ニシテ、檢疫官ノ見込ニテ病毒

感染ノ虞アリト思惟スル場合ハ、消毒法ヲ施コシテ病原菌ヲ滅殺セサルヘカラス。

(ヘ) 檢疫官タルモノハ如何ナル場合ト雖モ檢疫證書ヲ交付スルニ先ンシテ、船舶中ニ鼠族及其他病原菌タルヘキモノ之レナキコトヲ確カメサルヘカラス。

第十一條 「ベスト」(人類ニ關スルモノト鼠族ニ關スルモノト)間ハ(一) 感染港ヨリ出帆シタル船舶ニシテ、鼠族若クハ他ノ病原菌進入ヲ豫防スルニ就テ適當ナル手段方法ヲ取ラス、又合衆國ノ其筋ヨリ任命サレタル醫官ノ監督ノ下ニアリテ之カ滅殺法ヲ行ハサリシモノトセンカ、斯ル船舶ハ左記ノ如キ處分ヲ受ケンコトヲ要ス。

(イ) 最も注意シテ診察ヲ爲ス事。

(ロ) 鼠族ヲ滅殺センカ爲メニ燻蒸法ヲ施コス事。

第百十二條 「ベスト」感染港ヨリ出帆シタル商船ハ毎六ヶ月以内ニ一回鼠族退治法ヲ施コサルヘカラス
但シ此鼠族退治法トシテハ船舶ノ積荷ヲ陸上ケシテ其全ク空虛トナリタル場合燻蒸法ヲ行フヲ以テ最良
トス。

第百十三條 積荷ナキ船舶ニ對シテ「ベスト」豫防法ヲ行ハンニハ、船中到ル所同時ニ硫黄燻蒸ヲ施コサン
コトヲ要ス、但シ此燻蒸法ハ六時間持續セシメンコトヲ要ス。

第百十四條 積荷アル船舶ニ對シテハ船中ノ局部々々ニ於テ硫黄燻蒸ヲ行ハンコトヲ要ス、但シ六時間乃
至十二時間持續セシムベキモノトス。

第百十五條 感染船舶ハ其積荷ノ全部若クハ一部分ヲ他ニ移サシメテ以テ、局部々々ヲ消毒センコトヲ要
ス。

第百十六條 如何ナル船舶ト雖モ皆ナ是レ石炭酸ヲ以テ消毒センコトヲ要ス、而シテ其方法ハ第百八十五
條ノ規定ニ從ハンコトヲ要ス、但シ航海中人類若クハ鼠族中ニ「ベスト」ノ發生シタル船舶ハ此限ニアラ
ス。

痘瘡ニ關スル特別規則

第百十七條 前段ニ掲ケタル規則中ノ所謂ル疾病ノ發生期間ナルモノ、痘瘡ノ場合ニ於テハ十四日間ナリ

トス。

第百十八條 痘瘡患者ヲ搭載シタル船舶若クハ航海中ニ痘瘡患者ノ發生シタル船舶ノ來着シタル場合ニハ、
斯ル疾患ニ接觸シタル船員ニ對シテ種痘ヲ行ハサルヘカラス、若クハ最後ノ接觸當日ヨリ起算シテ十四
日間ハ檢疫所ニ留置セサルヘカラス、但シ來着ヨリ以前ニ溯ホリテ一ケ年以内ニ種痘善感ノ證據充分ナ
ルカ。若クハ天然痘ニ罹リタル證據充分ナル場合ハ此限ニアラス。

第百十九條 船中ニ痘瘡患者發生シタルモ適當ニ之ヲ隔離シ、其他此疾病ノ傳染ヲ豫防センカ爲メニ適當
ナル手段方法ヲ取リタリトセンカ、斯ル場合ニ就テハ其患者ヲ他ニ移シ、患者ノ居タル室、其手荷物及
疾患者ニ接觸シタリト思惟セラル、物品ハ皆ナ之ヲ消毒スヘク、又々第百十八條ニ該當スル船員ニハ種
痘センコトヲ要ス。

第百二十條 來着シタル船舶中ニ痘瘡患者アルモ、適當ニ之ヲ隔離セス其他傳染豫防ノ方法手段ヲ取リタ
ルコト之レナシトセンカ、斯ル場合ニ於テハ檢疫官ノ意見ニテ其病毒ニ接觸シタリ認定セラル、モノハ
皆ナ是レ檢疫所ニ留置センコトヲ要ス、但シ是レヨリ先キ天然痘ニ罹リタルカ、若クハ來着當日ヨリ以
前ニ溯ホリテ一ケ年以内ニ適當ニ種痘シタル證據充分ナル場合ハ此限ニアラス。

第百二十一條 船員等ノ居室及其室内ノ諸物品、若クハ船中病毒ニ接觸シタリト認定セラル、箇所ハ皆ナ
悉ク消毒セサルヘカラス。

第百二十二條 乗客及水夫ノ荷物及手荷物ニシテ病毒ニ接觸シタリト思惟セラル、モノモ亦タ是レ消毒セ

サルヘカラス。

五四二

窒扶私熱ニ關スル特別規則

第二百二十三條 前段ニ掲ケタル規則中ノ所謂ル疾病ノ發生期間ナルモノ、窒扶私ノ場合ニ於テハ十二日間ナリトス。

第二百二十四條 船舶中ニ好シ窒扶私患者之レアルモ適當ニ離隔セラレ、其他ノ衛生狀態其宜シキヲ得タル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其患者ヲ他ニ移シ其居室及其室内ニアル諸物品ニ對シ消毒法ヲ行ヒ、病原菌ノ滅殺ヲ計レハ足ランノミ決シテ其他ノ檢疫的處分ヲ爲スノ必要ナキモノトス。

第二百五條 然レトモ右ノ如キ事實ニ反シテ窒扶私患者アルモ之ヲ離隔スルコトヲセズ、若クハ此疾病ガ人ヨリ人ニ傳染シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其船舶ハ夫々檢疫的處分ヲ受ケサルヘカラス、即チ其患者ハ之ヲ他ニ移シ、且ツ此等ノ病毒ニ接觸シタルモノハ皆ナ之ヲ留置シテ監視ニ付センコトヲ要ス。

第二百十六條 船舶ノ衛生狀態其宜シキヲ得シテ窒扶私患者發生シタラン場合ニハ、夫々檢疫處分ヲ行ハンコトヲ要ス、即チ清潔法及消毒法ヲ充分ニ實行シ、且ツ病原菌滅殺法ヲ施コシ、患者ハ之ヲ離隔病院ニ收容シテ治療ヲ加ヘ、又チ病毒ニ接觸シタルモノハ之ヲ留置シテ監視ニ付センコトヲ要ス。

第二百十七條 乗客及水夫ノ荷物及手荷物ニシテ病毒ニ接觸シタルモノハ、皆ナ之ヲ消毒シテ病原菌滅殺ヲ計ランコトヲ要ス。

第二百十八條 右ノ外船員ノ居室及其室内ノ諸物品、或ハ船中其他ノ局部ニシテ病毒ニ接觸シタランニハ之ヲ消毒シテ病原菌滅殺法ヲ行ハンコトヲ要ス。

癩病ニ關スル特別規則

第二百十九條 癩患者ヲ搭載シタル船舶ノ來着シタル場合ニハ、其患者及其患者ノ荷物ヲ檢疫所ニ移シ後初メテ檢疫證書ヲ交付スヘキモノトス。

第三十條 外國人タル癩患者ハ上陸スルコトヲ許サス。

第三十一條 癩患者カ乗客中ノ外國人ニシテ外國港ヨリ來リタルモノナランカ、斯ル場合ニ於テハ合衆國ノ移民規則ニ從ツテ處分セラレヘキモノトス、而シテ癩患者トシテ證明書ヲ交付シ其旨最近ノ移民取締所ヘ通知センコトヲ要ス。

第三十二條 若シ癩患者カ外國人ニシテ水夫ノ一人タリ、而シテ其船舶カ一ノ外國港ヨリ來リタルモノナリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此患者ヲ檢疫所ヘ留置センコトヲ要ス、但シ其留置中ニ要スル所ノ費用ハ其船舶ノ負擔タルヘキモノトス、而シテ此船舶ノ出帆セントスル場合ニハ再ヒ此患者ヲ搭載シテ立チ去ランコトヲ要ス、抑モ斯ル癩患者ノ來着シタル場合ハ直チニ來着港ニ於ル稅關ノ收稅吏ノ許ヘ通知センコトヲ要ス、而シテ此收稅吏ハ其船舶ヨリ此船出帆セントスル場合ニハ、此外國人タル癩患者ヲ再ヒ乘リ込マシムヘシトノ誓約書ヲ差シ出サシメンコトヲ要ス。

加奈太領及墨士哥領ニ於ル取締規則

五四三

第三百三十三條 合衆國ヲ目的地トシテ出發セル外國ノ移住民カ加奈太領若クハ墨士哥領ノ海港ニ來着シタル場合ニ於テ、實行シ得ヘクシテハ左ノ如キ措置ヲ取ランコトヲ要ス、曰ク此等ノ海港ニ於ル合衆國ノ領事若クハ警官ハ斯ル移住民ノ検査ヲ行ハンコトヲ要ス、但シ此検査ヲ行フヘキ手續等ハ合衆國ノ海港ニ適用スヘキモノト全ク同一ナル衛生上ノ規則ニ從ハンコトヲ要ス。

第三百三十四條 右ニ掲ケタルカ如キ外國ノ移住民ノ來着セル加奈太港若クハ墨士哥港ニ駐在セル合衆國ノ領事若クハ警官ハ、斯ル移住民ニ對シテ検査「カード」ヲ交付センコトヲ要ス、而シテ合衆國ヲ目的地トセル移住民ノ外國港ニ來着セル場合ニハ、其來着港ノ要求スル所ニ從ツテ其荷物ニ表記ヲ付セシメンコトヲ要ス。

第三百三十五條 此等ノ移住民中檢疫的疾疾病ニ罹ル者アルカ、若クハ感染シ居ルナラント認定セラル、モノアラシカ、斯ル者ハ其入港ヲ禁止サル、カ、若クハ他ニ傳播スルノ危険全ク之レナキニ至ルマテ、檢疫的監視ノ下ニ在ラシメンコトヲ要ス。

第三百三十六條 荷物若クハ其他ノ手荷物ニシテ病毒感染ノ虞アリト認定セラル、モノハ夫々ノ規定ニ從ツテ消毒セラル、ニアラスンハ入港スルコトヲ許サス。

第三百三十七條 虎列拉流行地ヨリ來リタラン者ハ何人ト雖モ入港スルコトヲ許サス、但シ最終ノ病毒ニ接觸シタリト思惟セラル、當日ヨリ起算シテ既ニ五日間ヲ經過シ、且ツ其荷物等消毒セラレタル場合ハ此限ニアラス。

第三百二十八條 檢疫期間中黃熱流行地ヨリ來リタルモノアラシカ、斯ル者ハ其出發後滿六日ヲ經過スルニアラスンハ入港スルコトヲ許サス。

第三百二十九條 痘瘡流行地ヨリ來リタランモノハ、先ツ種痘スルニアラスンハ入港スルコトヲ許サス、但シ是レヨリ先キ既ニ痘瘡ニ侵サレタルコトアルカ、若クハ最近ノ種痘善感者ハ此限ニアラス、又タ痘瘡流行地ヨリ來レル者ノ荷物ハ之ヲ検査シ、必要ナリト思惟シタランニハ消毒センコトヲ要ス。

第三百四十條 室扶私熱流行地ヨリ來リタランモノハ、最後ノ病毒ニ接觸シタリト認定セラル、當日ヨリ起算シテ十二日間經過シ、其荷物ハ消毒セラレ、病原菌滅殺法行ハレタルニアラスンハ入港スルコトヲ得ス。

第三百四十一條 「ベスト」流行地ヨリ來リタランモノハ、最後ノ病毒ニ接觸シタリト認定セラル、當日ヨリ起算シテ七日間經過シ、其荷物消毒セラレテ病原菌滅殺法行ハレタルニアラスンハ入港スルコトヲ許サス。

第三百四十二條 普通ノ貨物運搬業者ニシテ傳染病感染シ居ルカ若クハ感染ノ疑ヒアルモノハ、他ニ傳染スルノ虞ナカラシムヘキ處分ヲ受ルニアラスンハ、合衆國ニ入り込ムコトヲ許サス。

第三百四十三條 商品若クハ人ノ手荷物等ニシテ病毒感染ノ虞アランモノハ、消毒スルニアラスンハ合衆國ニ入り込ムコトヲ許サス。

第三百四十四條 加奈太ニ於テ收集サレ且ツ荷相トナシタル襪ニシテ、其收集若クハ荷相トナシタル海港

若クハ其他ノ箇所ハ、之ヲ船積ニスル當日ヨリ以前ニ溯ホリテ、三十日間檢疫的疾病ノ曾テ發生シタルコトナシトノ證明書ヲ携ヘ居ラン場合ニハ、差シ支ヘナク入港セシムルモノトス、然レトモ此等ノ艦樓ニシテ外國ノ港ニ於テ船積トナシ、加奈太ヲ經由シテ來リタラン場合ニハ直チニ入港スルコトヲ許サス但シ合衆國ノ領事若クハ醫官ヨリ交付サレタル消毒法ノ證明書ヲ携ヘ居ルカ、若クハ其來着港ニ於テ此荷棚ヲ解キテ消毒法ヲ行フタル場合ハ此限ニアラス。

第四百十五條 右ニ掲ケタル外特ニ明記セラレサル場合ニ於テハ、加奈太領及墨士哥領ノ各所ニ在リテ既定ノ海港檢疫規則ヲ適用センコトヲ要ス、而シテ隨時施コスヘキ消毒法ハ此等ノ規則ノ定ムル所ニ從フヘキモノトス。

海軍ノ船舶ニ關スル特別規則

第四百十六條 合衆國海軍ニ屬スル船舶ハ檢疫規則ニ關シテ左ニ記載スルカ如キ除外例ヲ與ヘラル、モノトス、然レトモ合衆國ノ或ル海港ニ來着シタル場合ニハ檢疫的検査ヲ受ケサルヘカラス。

第四百十七條 合衆國海軍ノ醫官ヨリ其管轄ニ屬スル船舶及船員ノ衛生的沿革及衛生狀態ニ關スル證明書ヲ交付セラレタランニハ、檢疫官カ實際其船舶ニ臨ンテ検査ノ上交付セラレタル證明書ト全ク同一ノ効力アルモノトス。

第四百十八條 合衆國海軍ノ船舶ニシテ好シ傳染病感染ノ海港ニ來着スト雖モ、病毒ヲ傳播スヘキモノト交通ヲ爲サ、リシ場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ通常商船等ニ施行スヘキ消毒法及留置處分等ハ

受ケスシテ差シ支ヘナキモノトス。

州及地方ノ檢疫的視察

第四百十九條 公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監タランモノハ、一千八百九十三年二月十五日發布ノ條例ニ從ツテ其身ニ負擔スヘキ職責ヲ遂行センカ爲メニ、躬カラ爲スカ若クハ公衆衛生海軍病院課ノ役員ヲシテ左ノ如キ事ヲ爲サシメンコトヲ要ス、曰ク合衆國(國家、州及地方ヲ含ム)ノ海港檢疫狀態ヲ視察シ以テ大藏大臣ヨリ發布セラレタル檢疫規則カ果シテ能ク實行セラレ居ルヤ否ナラ確カムルコト是レナリ、此外右醫務總監ナルモノ若クハ此總監ヨリ任命サレタル役員ハ、自家ノ意見ニ從ツテ來着セル船舶若クハ檢疫所ニ留置セラレタル或ル船舶ニ臨ミ、其他檢疫所中ノ各所ヲ視察シ以テ檢疫規則カ果シテ能ク實行セラレ居ルヤ否ナラヲ視察スヘク、又タ必要ナランニハ實況如何ヲ證明スヘキ見込ヲ以テ然カ爲サンコトヲ要ス。

第四百十條 公衆衛生海軍病院課ノ醫務總監ハ自家ノ意見ニテ公衆衛生ノ利益上ヨリ打算シテ然カ爲スヲ必要ナリト思惟シタラン場合ニハ、大藏大臣ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ實行スルコトヲ得ヘシ、曰ク茲ニ一ノ感染船舶アリ之ニ對シテ適當ナル處分ヲ爲スニハ最近ノ檢疫所(中央政府ノ設立、州ノ設立若クハ地方ノ設立ノ内何レニテモ苦シカラス)ヘ回航セシムルヲ以テ至便ナリト思惟シタランニハ然カ爲スコトヲ得ヘキモノトス。

合衆國檢疫規則中ニ定メタル消毒法及消毒スル原料ヲ製出スル適當ナル方法等ノ事

有形的消毒法

第五百五十一條

燒却ノ事、是レハ消毒法トシテ無論有効ナルモノナレトモ稀レニ行フヘキモノトス。

第五百五十二條

沸煮ノ事、此方法ハ甚タ有効ニシテ手廣ク適用セラル、モノナリ、而シテ此沸煮消毒法ヲ行ハンニハ其消毒スヘキ物ヲ熱湯(攝氏百度)中ニ浸シ置クコト十分間以上ナランコトヲ要ス、且ツ其面ノ磨滑セル鋼鐵製ノ物、物ヲ切斷スル器械若クハ其他ノ道具類ヲ消毒セントスル場合ニハ、此熱湯中ニ一「プロセント」ノ炭酸遭達ヲ加ヘンコトヲ要ス。

第五百五十三條 蒸溜消毒ノ事。

(イ) 蒸溜(壓力ヲ加ヘサル)ヲ流展セシムル事、蓋シ斯ル蒸溜ノ流展法其宜シキヲ得タランニハ消毒ノ効用最モ著シキモノト知ルヘシ、而シテ其蒸溜ノ温度ハ攝氏百度ニシテ三十分間持續セサルヘカラス。

(ロ) 真空ナシニ壓力ヲ加ヘタル蒸溜ノ事、毎方吋ニ就キ十五封度ノ壓力ヲ加ヘラレタル蒸溜ニテ二十分間持續シテ消毒シタランニハ、病原菌ヲ滅殺スルコトヲ得ヘキナリ、但シ此消毒法ニ着手スルノ際此

裝置ヨリ全ク空氣ヲ排除セサルヘカラス、若シ此消毒法ニ着手スルモ實際豫定ノ壓力ヲ生セシムルコト能ハサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ前者ヨリ一層長キ時間ニ亘リテ消毒シタランニハ、前者ト全ク同一ノ結果アルモノト知ルヘシ。

(ハ) 真空ヲ生シ壓力ヲ加ヘタル蒸溜ノ事、真空ヲ生セシメ特別ノ裝置アル蒸溜消毒法ハ加壓力蒸溜消毒法中ノ最良ナルモノト謂ツヘキナリ、蓋シ此真空裝置ノ目的ハ空氣ヲ排除シテ蒸溜ヲ最深ク進入セ

シムルニアレハナリ、而シテ此消毒法ハ每方吋ニ就テ十封度ノ壓力ヲ加ヘテ後、二十分間持續セシメンコトヲ要ス。

亞硫酸消毒法

第五百五十四條

亞硫酸消毒法ハ固ヨリ有効ナルモノナレトモ濕氣ナクンハアルヘカラス、而シテ此消毒法ハ物ノ表面ノミヲ消毒スルニ止マリテ其内部ニ入り込ムヘキモノニアラス、又タ燻燒スヘキ硫黃ノ量如何ト云フニ、一千立方呎毎ニ五封度ヲ要シ、尙ホ四・五「パーセント」ノ空氣ナカルヘカラス、蓋シ此量ノ硫黃アラハ一「ピント」(我カ三合餘ニ當ル)ノ水ヲ蒸發セシムルニ足ルヘキ程ノ熱ヲ生シ得ヘケレハナリ、此消毒法ヲ二十四時間以上持續セシメタランニハ病原菌ヲ滅殺スルニ足ルヘキナリ、然レトモ蚊族其他ノ蟲類ヲ退治センニハ尙ホ一層短時間ニシテ足ルヘキモノト知ルヘシ。

第五百五十五條

斯クテ硫黃ハ淺キ鐵製ノ竈(和蘭竈)ニテ燻燒スヘキモノトス、但シ一竈ニ就テ三十封度以内ノ硫黃ヲ燻燒スルコト、ナシ、皆ナ水ヲ盛リタル器内ニ置カンコトヲ要ス、然レトモ斯ク大ナル少數ノ竈ニテ燻燒センヨリ一層小形ナル多數ノ竈ニテ燻燒セン方時間モ一層短カクシテ結果モ一層良好ナルモノト知ヘシ、而シテ硫黃竈ノ所在地ハ消毒セントスル室内ノ下底ヨリ幾干カ高キ所ナランコトヲ要ス是レ硫黃燻燒法ノ効力ヲ一層多大ナラシメンカ爲メナリ、所用ノ硫黃ハ微細ノ粉末ニシテ亞留格保爾ヲ以テ點火スヘキモノトス、然レトモ此消毒法ヲ施行スル場合ニハ船舶ノ積荷ニ火ヲ移シテ損失セシメサル様特別ニ注意センコトヲ要ス、或ハ特別ナル竈ニテ硫黃ヲ燻燒シ強力ナル團扇ヲ以テ煽キツ、之ヲ布

散セシメンコトヲ要ス、此消毒法ハ殊ニ荷物運送船ニ適用スヘキモノトス。

第五十六條 前條ニ掲ケタル亞硫酸ノ代リニ溶體亞硫酸ヲ消毒劑トシテ用フルコトアリ、蓋シ此溶體亞硫酸ナルモノハ前條ニ掲ケタル亞硫酸一封度毎ニ溶體瓦斯ニ封度ヲ混和シタルモノ是レナリ。

第五十七條 亞硫酸消毒法ヲ實行スル内ニモ特別ニ必要ヲ感スルノ場所アリ、即チ船艙、貨物列車、密閉セラル、局所等ニシテ瓦斯ノ爲メニ傷害ヲ受クヘキ物品ノ在ラサル所是レナリ、抑モ亞硫酸ナルモノハ織物類ヲ腐蝕セシメ、植物性苦クハ「アニリン」性ノ顔料ヲ以テ色彩ヲ施コシタル物質ヲ害シ、其他麻布類綿布類ヲ腐蝕セシメ、種々ノ金屬ハ概シテ之ハ爲メニ損害ヲ受クヘキモノナレハ、此邊ニ就テハ豫シメ注意スル所ナクンハアルヘカラス、然レトモ此消毒法ヲ施コシタランニハ大概ノ動物ハ速カニ滅殺セラルヘキナリ、殊ニ鼠族其他ノ蟲類ヲ絶滅スルニハ最モ効力アルモノト謂ツヘキナリ。

「フホルマリン」瓦斯消毒法

第五十八條 「フホルマリン」瓦斯消毒法ハ左ニ記載スル方法中ノ何レカニ從ツテ實行シタランニハ有効ナルモノト知ルヘシ、「フホルマリン」瓦斯消毒法ノ利益アルコトハ織物類ノ纖維ヲ害セス諸ロノ色彩ヲ損セシメサルコト是レナリ、然レトモ鼠族、廿日鼠、其他「トコムシ」ノ類ヲ滅殺スルモノニアラス、又タ巨艦ノ船艙ニ適用スヘキモノニアラス、室内、衣服其他織物類ノ消毒法ニ適用スヘシト雖モ、寢具室内ノ粧飾品其他消毒劑ノ深入ヲ要スヘキ物品ニ適用スヘキモノニアラス。

第五十九條 「フホルマリン」溶液ハ概シテ四十「パーセント」ノ「フホルマン」ヲ含メルモノニアラス、而

シテ時間ノ經過スルニ從ツテ其効力薄ラキ來ルモノト知ルヘシ、故ニ此消毒劑ハ規則中ニ定メラレタル量ヨリ幾分カ増加シテ用ヒスンハ其効力自カラ薄キモノト知ルヘキナリ、但シ此消毒劑ノ極メテ新製ニ屬スル分ハ此限ニアラス。

第六十條 「フホルマリン」瓦斯ヲ散布センニハ左記ノ方法ニ從ハンコトヲ要ス。

- (イ) 加壓蒸散鍋 二時間乃至十二時間曝露
- (ロ) 發生燈 六時間乃至十八時間曝露
- (ハ) 噴霧法 十二時間乃至廿四時間曝露
- (ニ) 一部分真空中ニ於ル「フホルマルデヒド」及乾熱 一時間曝露
- (ホ) 化學的方法 ラツセル氏過「マンガン」酸鹽方法(第六十六條參照)ウオルカー氏「フホルマリン」硫酸「アルミニウム」石灰方法(第六十六條參照)ノ如キモノ。

第六十一條 前條規定ノ最短曝露時間ハ表面滑澤堅硬ニシテ構造緻密ナル空室ニ之ヲ適用シ、最長曝露時間ハ織物其他同種類ニシテ多少ノ滲透ヲ要スル物品ニ對シテ之ヲ適用スヘキモノトス。

第六十二條 加壓蒸散鍋、左ニ細説スルカ如キ方法ニ從ツテ適用シタランニハ、著シキ滲透力ヲ有スルモノトス、曰ク室若クハ房ハ戸及窓ヲ普通ニ閉鎖スルノ外何等特別ノ準備ヲ爲スヲ要セス、又タ通常ノ割レ目、孔隙ヲ糊閉シ卷緊ヲ以テ之ヲ閉塞スル等ノ必要ナシ、戸棚押入ノ戸箆筒ノ抽斗等ハ之ヲ開放シ置カンコトヲ要ス、而シテ此方法ヲ適用センニハ「フホルマリン」(四十%)ニ塩化「カルシウム」(二十

%)ノ如キ中性鹽類ヲ加へ、四十五封度以上ノ壓力ノ下ニ其瓦斯ヲ發散セシメントヲ要ス、但シ瓦斯カ其水溶液ヨリ分離シタル後ハ、其壓力ヲ降下セシメ而シテ所要ノ濕氣ヲ供給センカ爲メニ水蒸氣ヲ散布センコトヲ要ス、一千立方呎ニ就テ「フホルマリン」十「オンス」以上ヲ用ヒ、而シテ此方法ノ完了後三時間乃至十二時間該室ヲ閉鎖シ置カサルヘカラス、又タ廣大ナル室内ニ此方法ヲ用ヒント欲スル場合ニハ、相互ニ可及的隔離セル數箇所ヨリ瓦斯ヲ導入センコトヲ要ス、而シテ衣類及織物類ニ對シテ充分ニ消毒法ヲ行ハント欲セハ、此等ノ物品ヲシテ斯ル消毒法ヲ行フ室内ニ懸吊シ置カサルヘカラス。

第六十三條 燈若クハ發生器、此方法ヲ行ハニハ木精ノ不完全酸化ニ由リ「フホルムアルデヒド」ヲ要スルノ裝置ヲ要シ、其使用ニ際シテハ室又ハ房ヲ可及的密閉セサルヘカラス、而シテ之ニ要スル木精ノ量如何ト云フニ、一千立方呎ニ就テ木精二十四「オンス」ヲ酸化セシメ、第六十條ノ規定ニ從ツテ六時乃至十八時間該室ヲ閉鎖シ置カントヲ要ス、但シ此方法ハ僅カニ臭氣ヲ留ムルニ過キサカ、或ハ全ク臭氣ヲ留ムルコトナカルヘシ、又タ衣類及織物類ニ對シテ之ヲ適用セントスル場合ニハ、此等ノ物品ヲシテ密閉シタル室内ニ懸垂セシメ充分スル瓦斯ニ擔觸セシメサルヘカラス、(尙ホ第六十一條ヲ參照セヨ)而シテ此方法ニ使用スル木精ハ九十五%ノ強度ヲ有シ、又五%ヲ踰ヘサル「アセトン」ヲ合マンコトヲ要ス。

第六十四條 室内ニ懸ケタル「シート」ニ對シテハ「フホルマリン」(四十%)ヲ噴霧シ該液カ小滴露トナリテ「シート」上ニ殘留スルニ至ラシメントヲ要ス、蓋シ毎一千立方呎ニ就キ「フホルマリン」(四十%)十「オンス」以上ヲ噴霧センコトヲ要ス、而シテ此方法ニ從ツテ「シート」上ニ滴露或ハ流走スル凝滴ナクシテ約五「オンス」ノ液ヲ保持セシメントヲ要ス、又タ此方法ヲ適用セントスル場合ニハ嚴重ニ其室ヲ密閉シ置キ十二時間ハ開放スヘカラス、而シテ此方法ハ二千立方呎以内ノ室若クハ房ニ限リテ適用スヘク「フホルマリン」ハ其他壁、床及室内ニ於ル物品等ニモ噴霧スルコトヲ得ヘシ。

此方法ハ華氏七十二度以下ノ如キ低溫度ニ於テハ妨碍アリテ行ハルヘキモノニアラス、是レ他ナシ華氏四十三度乃至四十五度ニテハ實ニ僅些ノ「フホルムアルデヒド」ヲ生スルニ過キスシテ、「フホルムアルデヒド」カ「シート」上ニ集積作用ヲ起スヲ以テナリ。

第六十五條 不完其空中ニ於ル「フホルムアルデヒド」及乾熱、此方法ハ卓越シタル滲透力ヲ有スルカ故ニ特ニ衣類及行李ニ適用スヘキモノトス、此方法ヲ實行スルニ就テ必要ナル條件ヲ舉レハ左ノ如シ、
(一)、攝氏六十度ノ乾熱ヲ一時間持續セシムル事、(二)、十五吋ノ真空、(三)、一千立方呎ニ就キ三十「オンス」以上ノ「フホルマリン」(四十%)ヲ用ヒ之ニ中性鹽類ヲ和シ、加壓蒸散鍋ニテ「フホルムアルデヒド」ヲ發生セシムル事、(四)、以上ノ全操作ヲ施行シツ、一時間完全ニ曝露スルコト是レナリ。

第六十六條 化學的方法ヲ舉レハ左ノ如シ。

(一) 「フホルマリン」過「マンガン」酸鹽法「フホルマリン」ヲ過「マンガン」酸「カリウム」ノ結晶上ニ注ケハ劇烈ナル反應ヲ起シ「フホルムアルデヒド」ヲ遊離ス、此反應ハ僅カニ五分間ニシテ結了シ原料ノ適當ナル量ヲ使用スレハ其殘渣殆ンド乾燥ス、其比列ハ過「マンガン」酸「カリウム」ノ一封度ニ對シテ「フ

ホルマリン」ニ「バイント」ヲ要シ、攝氏六十度若クハヨリ以下ノ温度ニ於テハ一千立方呎ノ空間ニ對シ「ホルマリン」ニ「バイント」ヲ使用セサルヘカラス、尙ホヨリ高キ温度ニ於テハ「ホルマリン」ノ量ヲ一層減少スルコトヲ得ヘシ、然レトモ一千立方呎ニ對シ十「オンズ」ヲ下ルヘカラス、而シテ此方法ハ急速ニ瓦斯ヲ放散スルカ故ニ極メテ有効ナリト雖モ、發火スルノ危険アルヲ以テ須ラク警戒セスンハアルヘカラス、是レ他ナシ「ホルムアルデヒド」瓦斯ハ比較的乾燥状態ニアルカ爲メ、點火セル磷寸、「ラング」等ニ接觸スレハ燃燒スルノ恐れアレハナリ。

(二)

「ホルマリン」硫酸「アルミニウム」石灰法、二分ノ熱湯ニ一分ノ硫酸「アルミニウム」ヲ加ヘタル液一分ヲ更ニ「ホルマリン」二分ニ混和シテ得タル第二液ノ一分ヲ取り之ヲ搗碎小粒トナセル生石灰ノ二分ニ注ケハ、約二十分間ニテ全ク「ホルムアルデヒド」ヲ發散スヘシ、此方法ハ前記ノ方法ニ比スレハ同量ノ「ホルマリン」ヨリ發生ス「ホルムアルデヒド」瓦斯ノ量半ハニモ達セサルヲ以テ、其効力弱ク華氏六十度以下ノ温度ニ於テハ、一千立方呎ノ空間ニ對シ「ホルマリン」ニ「バイント」ヲ使用セサルヘカラス。

火災ニ就テ警戒ヲ加フルノ必要アリト雖モ、瓦斯ト共ニ多量ノ水蒸氣ヲ放散スルカ故ニ、過「マンガ」酸「カリウム」塩法ニ比スレハ其危険ナルコト明カニ少ナシ。

第百六十七條 「亞硫酸」及「ホルムアルデヒド」ニ曝露セラル、規定時間ハ、芽胞ヲ有セサル有機體ニ屬スル細菌的傳染病毒ヲ撲滅スル度合ヲ以テ足レリトス、但シ是レハ傳染病毒カ物ノ表面ニ現存スル場合ナリト知ルヘシ、然レトモ若シ其室ノ構造カ一種特別ニシテ瓦斯ノ散布ヲ妨クルカ、若クハ其室内甚ハタ不潔ナルカ、或ハ其他ノ事情アリテ瓦斯消毒ノ行ハレ難キ場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ適宜ニ曝露時間ヲ延長スルカ、若クハ其他ノ方法ヲ代用セサルヘカラス。

化學的溶液

第百六十八條 昇汞。昇汞ノ有効ナルコトハ最モ確實ニシテ、應用ノ途廣キ消毒劑ナリ、然レトモ蛋白質ノ現存スル場合ニ於テハ、滲透スヘキ物質ニ對シテ昇昇ハ信賴シ難キモノナリ、而シテ昇汞ハ一千倍溶液ヲ供用スヘク又タ之ヲ溶解センニハ海水ヲ用ヒ、又ハ其用水一千分ニ就テ二分ノ食鹽若クハ鹽化「アムモニウム」ヲ加フレハ容易ク溶解スヘシ。

第百六十九條 石炭酸。五%ノ石炭酸(第五十二條參照)ハ昇汞ニ代用スルコトヲ得ヘシ、而シテ表面ノ研磨セル金屬、光澤アル製作品ヲ損傷スルノ虞ナキカ故ニ、船舶ノ客室及居室等ニ適用スヘキモノナリ。

第百七十條 「ホルマリン」。四十%ノ「ホルムアルデヒド」ヲ含有スル「ホルマリン」ハ五%ノ溶液トナシテ昇汞若クハ石炭酸ニ代用スルコトヲ得ヘシ、而シテ損傷性ヲ有セサルカ故ニ物ノ表面、排泄物、織物其他ノ諸物品ノ消毒用トシテ重要ナルモノナリ。

檢疫上消毒藥ノ應用

第百七十一條 鐵造船ノ船艙ニシテ空虛ニナリタル場合ニハ、左記ノ方法ノ何レカニ依リテ消毒センコトヲ要ス。

(イ) 空間一千立方呎ニ就キ五封度ノ硫黄ヲ燃燒シ若クハ亞硫酸液十封度ヨリ發生セシメタル亞硫酸ヲ用フヘシ、但シ二者何レノ場合ニ於ルモ充分ナル濕氣存在シ居ランコトヲ要ス、而シテ曝露時間ハ二十四時間トス。(第百五十四條參照)

(ロ) 一千倍ノ昇汞溶液洗滌スル事。

第百七十二條 木造船ノ船艙ニシテ空虛ニナリタル場合ニハ、左ノ方法ニ依リテ消毒センコトヲ要ス。

(イ) 前條規定ノ亞硫酸ヲ用ヒ次ニ。

(ロ) 昇汞溶液ヲ以テ洗滌スル事。

第百七十三條 貨物船ノ船艙ニシテ其貨物ヲ他ニ移シ難キ場合ニ於テハ、其容積ノ四%以上ニ相當スル亞硫酸ヲ以テ可及的廣ク消毒センコトヲ要ス、但シ亞硫酸ヲ發生セシメンニハ適當ノ爐ヲ用ヒテ貨物ヲ燒カシメサル様注意センコトヲ要ス。

第百七十四條 居室、客室及前甲板ハ左記ノ方法ノ一若クハ二以上ニ從ツテ消毒センコトヲ要ス。

(イ) 亞硫酸、但シ此瓦斯ノ爲メ物品ヲ損傷セシメサル様注意セサルヘカラス。

(ロ) 「フォルムアルデヒド」瓦斯。

(ハ) 一千倍ノ昇汞溶液、五%ノ「フォルマリン」溶液若クハ五%ノ石炭酸溶液ヲ以テ洗滌スル事、但シ表面ノ研磨サレタル木類、光澤アル金屬其他金屬性鹽類ニテ損傷セラルヘキ物品ニハ石炭酸ヲ用ヒンコトヲ要ス。

前甲板、下等室其他不衛生ノ状態ニアル居室ハ先ツ(イ)法ヲ行ヒ次ニ(ハ)法ヲ施シテ消毒セサルヘカラス

第百七十五條 褥床、枕及重キ織物類ハ左記ノ方法ニ從ツテ消毒センコトヲ要ス。

(イ) 煮沸法。

(ロ) 流通蒸氣即チ壓力ヲ加ヘサル蒸氣。

(ハ) 加壓蒸氣。

(ニ) 眞空ニ連續セル特別装置中ニ於ル蒸氣。

第百七十六條 衣類、織物類、窓掛、壁掛等ハ其状態如何ニ應シテ上記ノ(イ)法ヨリ(ニ)法ニ至ルマテノ

内何レニカ從ツテ消毒スヘク、若クハ「フォルムアルデヒド」ヲ用フヘク、若シ又タ物品ノ性質ニシテ亞硫酸ノ爲メニ損傷セサルモノナランニハ、亞硫酸ヲ用フルモ不可ナキナリ。

第百七十七條 蒸氣ノ爲メ損傷セラルヘキ物品、例之ヘハ、毛、皮革、皮、護謨、鞆、帽子類、書籍、絹布類、美麗ナル毛布類ノ如キモノハ、蒸氣消毒ヲ施コスヘカラス、蓋シ此等ノ物品ニ對シテハ「フォルムアルデヒド」瓦斯若クハ本規則中ニ於テ定メラレタル方法ニ從ツテ適當ナル消毒法ヲ行ハンコトヲ要ス此外濕潤法ニテハ損傷セラルヘキ物品ナランニハ、瓦斯消毒ヲ行ハンコトヲ要ス。

第百七十八條 衣類、織物、行李等ニシテ清潔ニ且ツ良好ナル状態ニアルモ、傳染毒病汚染ノ疑ヒアラシキ場合ニハ、第百六十條ニ規定サレタル(イ)、(ロ)若クハ(ハ)ノ何レカニ從ツテ發生シタル「フォルムアルデヒド」瓦斯ヲ以テ消毒センコトヲ要ス、是レ有効ニシテ損傷セラル、コト極メテ少ナキモノト知ルヘシ。

第七十九條 患者ノ排泄物ヲ以テ汚染セラレ或ハ病毒ノ深く侵入スルナラントノ疑ヒアル織物類ハ、左記ノ方法ニ從ツテ消毒セサルヘカラス。

(イ) 煮沸。

(ロ) 蒸氣。

(ハ) 消毒液ノ一ニ浸漬スルコト。

第八十條 割烹器具及食器ハ常ニ熱湯中ニ浸漬スルカ、若クハ蒸氣ヲ以テ消毒セサルヘカラス。

蚊族、鼠族其他ノ惡蟲撲滅劑及檢疫上ニ於ル此等撲滅劑ノ應用、

第八十一條 亞硫酸。第五十四條並第五十五條ノ規定ニ從ツテ製出セラレタル亞硫酸ハ總テノ動物ヲ滅殺スルニ足ル。

第八十二條 船舶中ニ於ル黃熱感染ノ場合ニハ、容積二%ノ亞硫酸瓦斯ヲ以テ到ル所同時ニ燻蒸シテ、二時間曝露センコトヲ要ス。

第八十三條 船舶中ノ「ペスト」ニ對シテ亞硫酸消毒法ヲ施コサンニハ左記ノ如ク爲サンコトヲ要ス。

貨物ナキ場合。二%ノ亞硫酸瓦斯ヲ以テ到ル所同時ニ燻蒸シ六時間曝露センコトヲ要ス。

貨物アル場合。四%ノ亞硫酸瓦斯ヲ以テ燻蒸シ荷物ノ多寡ニ準據シテ六時間乃至十二時間曝露センコトヲ要ス。

病毒感染ノ船舶ハ貨物ノ一部分若クハ全部ヲ積ミ卸シテ充分ノ効果ヲ收メンカ爲メニ區分燻蒸法ヲ施コ

サンコトヲ要ス。

第八十四條 除蟲菊。或ル箇所ノ蚊族ヲ滅殺センカ爲メニ硫黃燻蒸ヲ施コシタランニハ。其箇所ニ在ル物品ヲ損傷スルノ虞アリトセンカ、斯ル場合テハ除蟲菊ヲ燃燒シテ以テ其蚊族ヲ滅殺センコトヲ要ス。

一千立方呎ノ空間ニ對シ四封度ノ除蟲菊ヲ用ヒテ二時間曝露シタランニハ蚊族ヲ全滅セシムルコトヲ得ヘキナリ、然レトモ此際逃避シタル蚊族ノ掃蕩滅殺ニ就テ最モ深く注意セサルヘカラス。

除蟲菊ハ壁上、紙類ニ汚染スヘキモノナレハ此邊注意センコトヲ要ス。

第八十五條 炭素ノ酸化物ハハムブルグニ於テ使用セラル、カ如ク使用セラレタランニハ、鼠族ヲ滅殺スルニ足ルヘシト雖モ、蚤其他ノ昆蟲ヲ殺スニ足ラス、蓋シ此種ノ酸化物ハ特殊ノ裝置ヲ用ヒテ炭、骸炭、若クハ木炭ヲ燃燒シテ之ヲ得ヘク、而シテ此瓦斯ハ約五%ノ一酸化炭素、十八%ノ二酸化炭素及七十七%ノ窒素ヨリ成ルモノト知ルヘシ。

一千立方「メートル」ノ空間ニ對シ炭、骸炭、若クハ木炭ノ二十「キログラム」ヲ用フヘク、而シテ此瓦斯ハ二時間船内ニ留マラシメ、之ヲ散解セシメンニハ七時間乃至八時間ヲ費ヤサシメンコトヲ要ス、但シ此比例ハ一千立方呎ノ空間ニ對シ炭(骸炭)ノ一封度ト三分ノ一ヲ用フルト同一ナルモノト知ルヘシ、且ツ此瓦斯ハ人類ニ取リテ甚タ危険ナルカ上ニ毫モ臭氣ナクシテ其存在ヲ認メ難キカ故ニ、少量ノ亞硫酸ヲ混和シテ其存在ヲ知ラシムルノ方法ヲ取ラサルヘカラス、又タ此瓦斯ハ蚤ヲ滅殺スルコト能ハサルカ故ニ、船中ニ於ケル鼠族間ニ「ペスト」發生シタル場合ニハ此瓦斯消毒ニ信賴スルコトヲ得ス、是レ他ナシスル

消毒後病毒感染ノ蚤ハ船中ニ入り込ミ來ル鼠族ニ其病毒ヲ移スヘキ處アレハナリ。

第百八十六條 明カニ動物ヲ滅殺スルニ足ルヘキ消毒劑トシテ指名サレタル物品ハ、適用スヘキ場合ニ際シテ其目的通りト使用センコトヲ要ス、例之ヘハ寢具、織物等ニ對スル蒸氣消毒ノ如キモノ是レナリ、「フホルムアルデヒド」ノ如キハ此目的ニ對シテ適用スヘキモノニアラス。

第百八十七條 褥床、枕及織物類ニ對シテ消毒シテ並害蟲滅殺ヲ要スル場合ニハ蒸氣力ヲ用フヘシ、是レ兩目的ヲ達シ且ツ適當ナル方法ナレハナリ。

第百八十八條 「チアン」水素酸瓦斯ハ總テノ動物ノ生命ヲ絶ツニ足ルヘク、而シテ何等ノ物質ヲモ損傷スヘキモノニアラス、今マ左記ノ物品ヲ混和スレハ最モ容易ク此瓦斯ヲ發生セシムルコトヲ得ヘシ。
「チヤン」加里

水	九
硫	六
酸	四

先ツ熱ニ耐ヘ得ヘキ器中ニ於テ硫酸ヲ稀薄ニシ、直チニ「チヤン」加里ノ全部ヲ此酸中ニ投センコトヲ要ス、而シテ此際瓦斯ノ發生甚タ速カナルカ故ニ作業家ハ即時立テ去ルヘキ準備ナカルヘカラス、フルト「氏」ハ「チアン」加里ヲ袋ニ入レ外側ヨリ絲ノ作用ニテ低下シ酸中ニ入ル、ノ手段ヲ取ランコトヲ獎言シタリ。
一千立方呎ニ對シ「チアン」加里約十「オンス」ヲ用フヘシ。

勿論此方法ハ蚊族若クハ其ノ他害蟲(特ニ居室區域内ニ於ル)ヲ滅殺スルノ必要アルノ際施行スルヲ適當ト爲スヘシ、然レトモ此使用法ニ經驗アル者之ヲ操作シ、且ツ施後行最モ嚴重ニ警戒ヲ加フルニアラスンハ甚ハタ危険ナリト謂フヘシ、但シ此「チアン」水素瓦斯ハ動物ヲ滅殺スルニ有効ナルモ、病原菌ノ撲滅劑トシテハ僅些ノ價值アルニ過キス。

○上海港衛生上取締規則

用語ノ解釋

第一 『海港衛生官』、其筋ヨリ任命サレタル醫官、代理海港衛生官、若クハ臨時衛生事務ヲ取り扱フヘク任命サレタル醫官等はレナリ。

第二 『傳染病感染船舶』、吳淞外ニ來着セル船中ニ傳染病患者アルカ、或ハ來着ノ日ヨリ以前ニ溯ホリテ十日以内ニ傳染病ニ罹リタルモノアルカ、傳染病ニ罹レリト疑フヘキ理由アルモノ、或ハ死者アリテ其死因傳染病ト疑フヘキ理由アルモノ船中ニアリタ場合ニハ皆ナ之ヲ傳染病感染船舶ト云フ、但シ所謂傳染病トハ虎列拉腸窒扶私、黃熱、「ペスト」、痘瘡、猩紅熱若クハ其他ノ傳染性疾病ヲ總稱スルモノト知ルヘシ。

第三 『疑似船舶』、左記ノ如キモノヲ稱シテ疑似船舶ト云フ、曰ク傳染病ノ發生セル港ヲ出帆シテヨリ十日以内ニ吳淞外ニ來着セル(其途中他ノ港ニ立チ寄ルト立チ寄ラサルト問ハス)船舶、若クハ最後ノ港ヲ出帆シテヨリ來着セルマテノ航行中ニ死者アリタル場合ノ如キ、皆ナ之ヲ稱シテ疑似船舶ト云フ。

第四 『檢疫碇留所』、カンボシヤノ南西部ニ當レル箇所ヲ檢疫碇留所ト定メ、二個ノ白色浮標ヲ以テ其區域ヲ表示スルモノトス。

規則

第一 此規則ハ稅關監督及條約國領事團ニ於テ之ヲ司トルモノトス。

(イ) 必要ト認メタル場合ニハ或ル港ヲ傳染病流行港ト布告スヘキ事。

右布告ヲ撤回スヘキ事。

(ハ) 傳染病輸入ヲ豫防スルニ就テ適當ナル方法手段ヲ取り、又々當港ニ於テ傳染病發シタル場合ニハ、之ヲ他ニ輸出セシメサル様相當ノ處分ヲ爲スヘキ事。

或、傳染病流行港ト布告スヘキ事、斯ル布告ハ某港ニ「ベスト」、虎列拉、窒扶私、黃熱、痘瘡若クハ猩紅熱ノ内何レカ發生シタル場合ニ發スヘキモノトス、但シ傳染病流行期間ト目スヘキモノアリ、稅關附醫官若クハ港灣衛生官ヨリ發シタル毎週ノ報告中ニ、最初ノ發病以來日々平均三名ノ新患者ヲ生スル期間ハ、流行期間ト見做サル、モノト知ルヘシ。

右ノ布告ハ海港公示局ノ手ヲ經テ公表セラルヘキモノトス、即チ上海委員會ヨリ傳染病流行港ノ布告若

クハ此布告ノ撤回ニ就テハ、其傳染病流行港ニ於ル稅關委員會へ通告センコトヲ要ス。

第二 吳淞、へ近ヨリ來レル傳染病、感染船舶及疑似船舶ハ其船首ニ檢疫旗(一見直チニ人目ニ觸ルヘキ様檢ノ字ヲ印シタルモノ)ヲ掲ケ、彼ノ檢疫碇留所外ニ碇留シテ海港衛生官ノ檢疫ヲ受ケンコトヲ要ス、且ツ其船首ニ掲ケタル檢疫旗ハ、檢疫濟ノ證書ヲ渡サル、マテハ其儘ニ掲ケ置カンコトヲ要ス。

第三 海港衛生官ノ許可アルニアラスンハ、何人ト雖モ傳染病、感染船舶若クハ疑似船舶ニ乘リ込ミ、若クハ斯ル船舶ヨリ上陸スルコトヲ得ス、又タ斯ル許可アルニアラスンハ斯ル船舶ヨリ其積荷物ヲ陸揚ケシ若クハ更ニ荷物ヲ積ミ込ムコトヲ得ス。

第四 傳染病、感染船舶若クハ疑似船舶ニ雇ハレタル水先案内ハ、海港衛生官ノ許可アルニアラスンハ上陸スルコトヲ得ス、又タ斯ル船舶入港ノ際曳船ヲ用ヒタラン場合ニハ其間ニ於ル交通ハ如何ナリシヤ、又タ衛生上ノ規則果シテ善ク勵行サレタルヤ否ナヲ視察センコトヲ要ス、是レ海港衛生官ノ職責ナリトス。

第五 海港衛生官ノ船舶視察時間ハ午前六時ヨリ午後六時マテト定ム、但シ船舶ノ來着後出來得ヘキ丈ケ速カニ視察センコトヲ要ス、而シテ斯ル視察ニ際シテ船長タランモノハ、衛生官ノ要求ニ應ジテ船中ノ役員、水夫及乗客等ヲ集合セシムルコトアルヘク、其他船中ノ視察検査ニ就テハ諸事便宜ヲ與フヘク、又タ船中ノ過去及現在ノ衛生状態ニ關シテ自分ノ知了シ得ル限りハ、衛生官ニ之ヲ申告センコトヲ要ス。通常船舶ノ検査時間ハ午前六時ヨリ午後六時マテノ間ナルカ、時ニ或ハ此時間外ニ検査ヲ行フコトナクンハアラス、船主若クハ船ノ管理人タル者カ一定ノ時間外ニ検査ヲ受ケント欲スル場合ニハ、吳淞へ來

着ノ豫定時間ヲ海港監督ノ許ヘ通知シテ爾々ノ時間ニ検査ヲ受ケ度旨願ヒ出シコトヲ要ス。
 海港衛生官ノ所在ニ關スル夜間ノ目標ハ、三個ノ赤色燈光ヲ以テ之ヲ表示スルモノトス、但シ此燈光ハ三個各々六呎ツ、隔タリテ一直線ニ下垂セルモノト知ルヘシ、且ツ斯ル燈光ニ加フルニ長ク曳ケル汽笛ヲ用フヘキモノトス。

第六 疑似船ヲ検査シタルノ結果毫モ傳染病發生ノ痕跡之レナシトセンカ、斯ル場合ニ於テハ直チニ検査濟ノ證書ヲ交付シテ之ヲ開放スヘキモノトス、然レトモ肺「ベスト」ノ流行セル海港ヨリ來着セル船舶ハ其海港出帆以來滿七日經過スルニアラスンハ検査濟證書ヲ交付セサルモノトス、若シ又タ疑似患者アリタラン場合ニハ傳染病感染船舶トシテ取り扱ハルヘキモノトス。

第七 傳染病感染船舶取扱ニ關シテハ海港衛生官ヨリ指揮ヲ下シテ左記ノ如キ處置ヲ取ランコトヲ要ス、曰ク斯ル船舶ヲ検査留所ニ廻送シテ隔離セシムル事、傳染病患者及疑似患者ヲ隔離セシムル事、及船舶ヲシテ清潔法ヲ行ハシムル事、而シテ斯ル隔離及清潔法執行ヲ命セラレタル日ヨリ計算シテ十日以内ニ清潔法等ヲ行ハサル場合ニハ、之ヲ開放スルコトヲ得ザルモノトス。

傳染病患者ノ排泄物及其身ニ纏ヒタル衣服、寢具等ハ豫シメ充分消毒スルニアラスンハ之ヲ船外ニ放棄スルコトヲ得ス、又タ廢滅セシムヘキ必要アルモノヲ同シク船外ニ投棄スルコトヲ得サルモノトス。

第八 上海港若クハ吳淞港ニ碇留中ナル船舶中ニ於テ、本規則中用語ノ解釋第二項ニ記載サレタル傳染病中ノ或ルモノカ發生シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其旨直チニ海港監督ノ下ニ届ケ出テン

コトヲ要ス、乃チ海港監督ハ斯ル届出ニ接スルト均シク海港衛生官ノ意見ニ從ツテ斯ル船舶ヲ彼ノ検査留所ノ方ニ差シ廻スカ、若クハ其他ノ隔離方法ヲ取ランコトヲ要ス。

第九 「ベスト」流行ノ海港ヨリ來着シタル船舶ニシテ、既ニ検査濟ノ證書ヲ得タランニハ、或ル箇所ニ碇留シテ端艇ヲ用ヒテ船荷ヲ陸揚ケシ若クハ積ミ込ムコトヲ得ヘシ、但シ斯ル場合ニハ決シテ鼠族ヲ往來セシメサル設備ナカルヘカラス。

然レトモ右ノ如キ船舶カ波止場ノ側ニ繋リテ、船荷物ヲ積ミ卸シ若クハ積ミ込ムニ就テハ左記ノ如キ條件ニ從ハシコトヲ要ス。

(一) 煙蒸消毒執行濟ノ證明書ヲ示サンコトヲ要ス、即チ此證明書ナルモノハ其消毒法ヲ執行シタル海港ノ衛生局ノ調印シタルモノニシテ、總テ荷物ノ積置場、水夫等ノ居所、下等船客ノ室内、船ノ物置場其他海港衛生官カ必要ト認メタル箇所カ、皆ナ是レ適當ニ煙蒸消毒法ヲ執行シタルコトヲ證明スルモノ是レナリ。

(二) 此等ノ船舶ト波止場トノ中間ニ浮遊セル防衝材若干數設ケアラシコトヲ要ス、若クハ其中間ノ距離少ナク四呎アルヘキ防衝綱アラシコトヲ要ス、但シ斯ル防衝綱ハ船舶ノ方ニ附着セスシテ波止場ノ方ニ附着スヘキモノトス。

(三) 斯ル船舶ヲシテ波止場ニ繋留セシムヘキ綱具等ハ、總テ鼠族ノ往來シ得サル設備ナカルヘカラス、即チ海港監督ノ認許シタル雛形ニ從ツテ之カ設備ヲ爲サンコトヲ要ス。

(四) 荷相中蠟族ノ潜伏シ居ルナラントノ疑ヒアル場合ニハ、其荷相ヲ解キテ検査センコトヲ要ス、而シテ果シテ鼠族潜伏シ居タランニハ夫々消毒法ヲ行ハサルヘカラス。

(五) 船舶ニシテ荷物ノ積ミ卸シ又ハ積ミ込ヲ爲サス、荷物ノ積入口及人ノ出入口ヲ閉塞シタル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ其内一ノ出入口ハ必ラス之ヲ明ケ放チ置カンコトヲ要ス、而シテ夜間ニアリテハ其入口ノ所在ヲ表示センカ爲メニ二個ノ白色燈火ヲ揚ケンコトヲ要ス、但シ此燈火ハ入口ノ兩側ニ各々一個ツ、ヲ點スルモノトス。

此等ノ船舶カ其輸入ノ荷物ヲ夫々陸上ケシタル後、直チニ燻蒸消毒ヲ行フタランニハ、何等ノ制裁ヲ加ヘラル、コトナク再ヒ船荷ヲ積ミ込ムコトヲ得ヘシ、但シ右ニ述ヘタル細則(二)、(三)及(五)ニ載記シタル場合ハ此限ニアラス。

第十 下邊ニ記載スル所ノ物品ヲ輸入セントスル場合ニハ左ノ如キ取締法ニ從ハサルヘカラス。

- (甲) 傳染病流行地ト布告サレタル港ヨリ輸入シタルモノ。
- 輸入品ニシテ左記ノ條件ノ具備シタランモノハ妨ケナキモノトス。
- (一) 毛革、皮類、髮毛等ニシテ消毒済ノ證明書ヲ有スル場合、但シ此證明書ハ之ヲ船積ニセル港ノ醫官ヨリ交付サレタルモノナラン事ヲ要ス。
- (二) 生果物、林檎、「バナナ」、「シトロロン」、「葡萄」、「レモン」、「柘榴」、「枇杷」、「マンゴウ」、「橄欖」、「ヲリーブ」
- 橙子、桃、梨、「バインアップル」等ニシテ皆ナ是レ新鮮ナルカ上ニ船荷物トシテ充分ニ荷造ヲ爲シ

海港醫官ヨリ虎列拉流行地ニ産出シタルモノニアラストノ證明書ヲ受ケタルモノ。

- (三) 野菜類、塊莖、根類、球根及筍等ニシテ船荷物トシテ充分ニ荷造リシタルモノ。
- (四) 砂利、海濱ヨリ取リタルモノニ相違ナシトノ證明書ヲ海港醫官ヨリ受ケタルモノ。

左記ノ如キ物品ハ輸入スルコトヲ禁止セラル、モノトス。

- (イ) 襪及古紙。
- (ロ) 果物、杏、櫻實、無花果、甜瓜、梅、莓、蕃柿及表皮ノ薄キ果物。
- (ハ) 野菜類、「オランダダミツバ」、「蒿苣」、「キタヂサ」及他ノ葉類野菜。
- (ニ) 或ル種類ノ植物ニシテ土杯ノ附着シタルモノ。
- (ホ) 土及肥土。
- (ヘ) 死體ヲ納メタル棺。

(乙) 傳染病流行地タル布告ノ解除サレタル港ヨリ輸入シタルモノ。

輸入品ニシテ左記ノ條件ノ具備シタランモノハ妨ケナキモノトス。

○ 襪及古紙、之ヲ船積ニセル港ノ衛生試験所ニ於テ消毒法ヲ行ヒタル後、海港消毒醫官ヨリ證明書ヲ受ケタルモノ。

○ 死體ヲ納メタル棺、海港醫官ノ證明書アルモノ、此證明書ノ主意ハ此棺ノ製造ハ堅固ニシテ此死人ハ少ナクモ六箇月前ニ死シタルコトヲ證明スルニアリ、而シテ此棺ハ年ノ十二月、一月、二月ノ三箇月

間ヲ限リテ輸入スルコトヲ許サル、モノトス。

○土及肥土、土及肥土ノ少量カ植物ニ附着シタル儘適當ナル荷造リヲ爲シ、海港醫官ヨリ此等ノ土及肥土ハ「ベスト」流行地ヨリ得タルモノニアラストノ證明書ヲ受ケタルモノハ輸入スルコトヲ許サル、モノトス。

危険ナリト見做サル、物品。

粗糲ナル麻製ノ古袋ハ傳染病流行地ト布告サレタル港ヨリ來ルト、斯ル布告ノ解除サレタル港ヨリ來ルトヲ問ハス、皆ナ是レ輸入スルコトヲ禁止セラル、モノトス。

但シ海港醫官ノ消毒證明書ヲ有スルカ、若クハ以前此等ノ袋中ニアリシモノカ決シテ有害物ニアラサルコト、検査ノ結果判明シタラン場合ハ此限ニアラス。

第十一 以上掲ケタル規則ニ違犯スルモノハ何人ニ限ラス、之カ裁判權ヲ有スル官衙ニ於テ處決セラル、モノトス。

衛生救護所

費用表

午前六時ヨリ午後六時マテノ間ニ行ハル、船舶ノ醫學的特別検査料
二五、〇〇

(但シ検査ニ關スル船舶ハ手数料ヲ要セスシテ日々検査セラルヘキモノトス)

船長若クハ船舶附屬ノ醫師ノ要求ニ應スル検査醫員ノ特別往診料

五、〇〇 (一回毎ニ)

救護所ニ於ル治療費(醫師ノ診察料、藥價、食費等ヲ含メルモノト知ルヘシ)

外 國 人	每日 三、〇〇
傳染病ニ罹レル印度人	同 二、〇〇
疑似病ニ罹レル印度人	同 一、五〇
傳染病ニ罹レル支那人	同 一、〇〇
疑似病ニ罹レル支那人	同 〇、五〇

船中ニ於ル治療費(醫師ノ診察料、藥價等ヲ含メルモノト知ルヘシ)

外 國 人	每日 二、〇〇
印 度 人	同 一、〇〇
支 那 人	同 〇、五〇

(但シ患者カ同船中ノ醫師ノ診察ヲ受ケタル場合ハ更ニ費用ヲ要セス)

船舶ヨリ他ニ移サレタル物品ノ消毒法ヲ行ヒタル場合ニハ、第一回ノ消毒ニ對シテ二噓ヲ納付シ、第二回ヨリ以上ハ一回毎ニ一噓ヲ納付センコトヲ要ス。

船室等ノ消毒法ニ就テハ實費ヲ納付スヘキモノトス。

下等船客ニシテ其荷物ト共ニ上陸シ一時離隔所ニ收容サレタル場合ニハ、一人ニ付一晷ヲ納付スヘキモノトス、但シ此内ニハ左記ノ如キ費用ヲ含マレ居ルモノト知ルヘシ。

(イ) 同所ニ收用中ノ食費及宿料。

(ロ) 上海マテノ船賃及運身賃。

(ハ) 荷物ノ消毒費。

但右ノ内(ロ)項ノ不必要ナル場合ニハ一名ノ乗客ニ就キ〇、七五ヲ納付スレハ足レリ。

汽船ガ炭酸瓦斯ヲ以テ煙蒸消毒ヲ行フノ際注意スヘキ規則及警戒。

第一 此煙蒸消毒ヲ行ハント欲スル場合ニハ、船中各部ニ於ル何人ト雖モ皆ナ立チ去ラサルヘカラス、此事ヲ普テ船中到ル所ニ知ラシメンカ爲メニ號鐘ヲ打チ鳴ラシ、且ツ睡眠中ノモノヲ探シ求メテ速カニ立チ去ラシメサルヘカラス。

第二 空氣穴及窓等ハ殘ラス之ヲ鎖閉センコトヲ要ス。

第三 各部ノ中間ナル開キ戸等ハ皆ナ之ヲ開放シテ消毒瓦斯ノ充分行キ互ル様爲サ、ルヘカラス。

第四 上甲板ノ昇降口杯ハ防水布様ノモノヲ以テ二重ニ閉鎖シ置カンコトヲ要ス。

第五 船艙ノ消毒ニ就テ其昇降口ノ開閉ハ全ク消毒掛官ノ指揮ニ從ハサルヘカラス。

第六 煙蒸消毒ノ全ク結了シタル後昇降口ヲ開クコトニ就テハ勿論消毒掛官ノ訓令ニ從ハサルヘカラス、

若シ此訓令ニ從ハサル場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ此消毒ヲ再ヒスルコトアルヘシ。

第七 煙蒸消毒後鼠族ノ死體發見セラレタル場合アランカ、斯ル場合ニ於テハ決シテ之ヲ船外ニ投棄スヘカラス、必ラス斯ル死體探索ノ爲メ乘リ込ミ來レル掛官ノ手ニ渡スカ、若クハ燒却セサルヘカラス、但シ此際死體ノ數ヲ一々帳簿ニ記載シ置カンコトヲ要ス。

第八 此煙蒸消毒執行中何人ト雖モ船中ニアリテ働クヘカラス、即チ一小室、乘客室、荷物置場其他船ノ下層ニアリテ幾分カ密閉サレタル箇所ニ於テ何等カノ勞ニ服スヘカラス、是レ他ナシ此瓦斯ハ其存在ヲ認ムルニ足ルヘキ何等ノ臭氣ナク、又タ何レノ箇所ニモ入り込ミ易クシテ、人ヲシテ假死シセシムルノ危険アレハナリ。

第九 船艙ト或ル乘客室トノ中間ニ瓦斯漏洩ノ恐れナキヤ否ナキニ就テハ、最も深ク注意スル所ナクンハアルヘカラス、若シ瓦斯漏洩スルノ疑ヒアルカ、或ハ漏洩シ易カルヘシト認メラル、場合アリトセンカ、斯ル場合ニ於テハ煙蒸消毒法カ最も完全ニ執行サレ、船艙ノ換氣法善ク行ハル、ニアラスンハ、其乘客室ニ何人ヲモ入ラシムヘカラス。

第十 煙蒸消毒法ヲ執行シタル後船艙ヲ開放スル場合ニハ、換氣法ニ就テ最も深キ注意ヲ拂ハサルヘカラス蓋シ此消毒瓦斯ナルモノハ普通ノ空氣ヨリ一層重キモノニシテ下底ニ沈メテ停滯シ易キモノナリ、故ニ空氣ヲ最も善ク流通セシメテ以テ此瓦斯ヲ驅逐セサルヘカラス、此瓦斯ノ尙ホ停滯シ居ルニモ拘ラス之ニ入り込マンハ危険ナリト云ハサルヘカラス、水夫、仲仕人足、苦力、及其他ノモノハ須ラク戒ムル

所ナクンハアルヘカラス。

第十一 以上掲ケタル訓誨ニ善ク注意シテ之ヲ守リタランニハ、薰蒸消毒ノ危険甚ハタ少ナク安全ニシテ速カニ善ク實行セララルヘキナリ。

○獨逸帝國衛生局四半年報

(千九百十一年) 四十卷第一號

本翻譯ニ於テ用キラレタル譯語ノ重ナルモノ下ノ如シ。コレハ便宜上、假定シテ用キタルモノナリ。但シ全文中ホ、一貫セル故、右方ニ記セル日本語アル時ハ左方ノ原語ヲ意味スル者ト見ヨカシ。

- Genesungsheime 恢復期療院
- Erholungsheime od. = stadt 恢復患者療養所
- Sieche 痲疾
- Siechen = haus od. = anstalt 痲疾病院又ハ痲疾療院
- Pflege = anstalt 看護病所
- = heim 看護院
- = haus 箱狀家屋(一ヶ所)
- Kastenbäuten

- Leitender arzt 主任醫師(一ヶ所)
- Leiter 指揮者又ハ院長
- Tageraum 晝間室
- Aufzug 起重機(Craneニ非ス昇降機ノ小ナル如キモノカ)
- Stationküche 常設庖厨
- Behandlungsraum 治療所
- Versorgungshaus 療養所(救護所)

輕症患並ニ慢性病患者ニ關スル簡易病院ノ建設

調査委員グローバー博士(エツセン)ノナセル報告ノ要旨下ノ如シ

一、普通病院ノ建設並ニ維持費用ノ必然的增加及ヒ是等病院ヲ出來得ル限り普及セシメントスル希望ハ、寧ロ是等普通病院ヨリシテ高價ノ設備ヲ要セサル患者ヲ分離セシメントスル必要ヲ生スルニ至レリ。是等ハ主トシテ或種ノ輕症患者ニシテ特ニ恢復期患者、慢性病者並ニ痲疾病者等トス是等ノ患者ニ對シテハ只特ニ簡易ナル病院ノ建設ヲ以テ足ルヘキ也。

二、コノ種ノ病院建設ニ對スル希望ニ多クノ理由アルト共ニ、又二三ノ重要ナル困難モ存在セリ。即チ半ハ恢復シ、或ハ長ク病床ニアル多數ノ人々ヲ統御スルノ困難、神經質ノ人々相互間ニ於ケル病徵ノ精神的傳染、同一患者ヲ二個ノ病院ニ收容スルコトヨリ生スル入院期間ノ増加、並ニ社會的ニ種々憂フヘキ

病院ノ現状等ナリトス。

五七四

三、今日迄存在スル此種ノ病院ハ各地方ニ於テ種々異レリト雖、衛生上批難ヲ免レサル部分アルヲ以テ、吾人カ希望ヲ滿ス事能ハサル也。加フルニソノ管理者ノ種々ナルヨリシテコレヲ遺憾ナク利用スル事モ困難ナリトス。一地方若クハ一州ニ於テ、一醫師ノ下ニ全病院制度ヲ統一セシムル事ハ、切望ニ堪エサル所トス。

四、コノ種ノ病院カ現存スル普通病院又ハ今後設置セラルヘキ同病院ニ併置セラルヘキカ、又ハ之ト離レテ大都市ヲ距ル遠キ田舎ニ設置セラルヘキカハ、地方地方ノ事情ニヨリテ定メラレサルヘカラス、多數患者ヲ收容スル場合ニハ、寧ロ後者ヲ可トセン。コレニ就テハ多クノ町村——特ニソノ小ナルモノ——ハ協同シテ設立スルヲ利益アリトスヘシ。

六、必要ナル建物ハ、簡易ニシテ久シキニ堪エ且ツ常ニ清潔ニ維持セラレ得ルモノナラサルヘカラス。輕症患者ニ對スル家屋ハ、寧ロ住家的ニ、慢性病患者ニ對スル家屋ハ、寧ロ看護院のタルヘシ。現時ノ廊下式ナル意味ニオケル數層ヨリナル箱狀家屋ハ、一般ニ採用スル事ヲ得ヘシ。一般病院ニ於テ必要ナル室モ、コノ種ノ病院ニ於テハ多數省略スル事ヲ得。全病院ニ於ケル全患者ヲ特別ナル醫務室ニ集中シテ診療スルハ便利ナリ、只慢性ノ結核患者ニ對シテハ特別ナル建設物中ニテ簡易ナル消毒法ノ設備ヲナササルヘカラス。

七、診療室ノ外、特別ナル醫學的設備ハ省略スル事ヲ得。只死亡者ヲ特別ナル解剖室ニ於テ病理解剖的ニ研究スルハ、切望ニ堪エサル所也。而シテコノ解剖室ハ場合ニヨリ其ノ地方ノ普通病院ノ解剖室ト連絡セシムル事ヲ得。

八、是等輕症及ヒ慢性病患者ニ對スル病院ニ於テ醫務上ノ簡易ヲ期センカタメ、入院ヲ許可セラルヘキモノハ、必ス一度普通病院ニ入院シタルモノ又ハ、カシコニテ診察ヲ經タル者タルヘキ必要アリ。但シ兩病院ノ連絡ハ充分密ニ行ハルル事難シ。最モ好都合ナルハ、普通病院ノ院長カ——出來得ヘキ際ハ、必醫師タラサルカヘラス——同時ニ輕症並ニ慢性病患者病院ノ院長タル事ナリ。カクノ如クニシテ治療方法、入院ノ期間、人員ノ取締、管理ノ監督ニ至ル迄、兩院同一ノ步調ヲ以テ進ム事ヲ得。其他教育アリ、適任ナル醫師ヲ必要トス。

九、兩院ヲ密接ナル關係ニ置クハ、又材料食料等ノ購入ノ際ニ大ナル利益アリ、又輕症、慢性兩患者トモ病院ノタメ勞働ニ從事スル様、勸誘スルヲ要ス。

十、輕症並ニ慢性病患者病院ノ費用ハ出來得ル限り費澤ヲ省クヘク、普通病院ノ今日ノ費用ニ比シ、著シク少額ニテ足ルヘシ。建設費ハ土地ノ價格ニヨリ、病床一個ニ付、各種ノ設備ヲ合セ、三千マルクヨリ最高四千マルクニテ足ルヘシ經營費モ亦著シク低減スル事ヲ得。

十一、輕症並ニ慢性病患者病院ノ建設ハ普通病院ノ建設並ニ併用ヲ無用ナラシムル者ニ非スシテ、只普通病院ノ高價ナル設備ヲ要セサル患者ヲ是等病院ヨリ取り除クニ過キササルヲ以テ、結局是等普通病院ハコノ種ノ患者ヲ收容スルノ負擔ヲ免ルルニ過キス。而シテ普通病院ハ、現今ノ科學上並ニ衛生上ノ要求ヲ

五七五

満足セシメサルヘカラサルヲ以テ、之ニ由リ普通病院ノ新設並ニ經營費ハ、多大ノ節減ヲ來スヘシ。

調査委員グローバー博士(エツセン)

諸君、余ハ諸君カ余ニ輕症並ニ慢性病患者簡易病院ノ建設ニ關スル報告ヲ提出スヘク委任セラレシ原因ヲ以テ、年々ドイツ國並ニソノ市町村ニヨリ新病院ノ建設、舊病院ノ擴張、及ヒ其經營ニ支出セラレル金額ノ莫大ナルニ基ツクナルヘシト想像スルモ、謬リナカラント信ス。實ニ現今ノ病院建築費ハ最近十年ニ於テ著シク増加セリ。而シテソノ原因ヲ詳説スルハ、茲ニナスヘキ限ニ非ストイヘトモ、人若シ漸ク二十年前ニ於テ當時模範病院タリシニウルンベルヒ病院カ病床一個ニ對シ四十マルクノ割ニテ建設セラレシ事並ニ今日ドイツ國ニオケル病院ハソノ建設ニ、コノ二倍以上ノ金額ヲ費ササルヘカラサル事ヲ思ヒ、更ラニ外國ニ於テハ、ハルカニコノ額ヲモ超過セルニ思ヒ至ラハ、如何ニシテコノ過大ノ負擔ヲ減センカト考フルハ必要且有利ナル問題ナルヲ見ルヘシ。勿論コノ原因タル、最近二十年間ニ金錢ノ價ノ著シク下落セル事、及ヒ勞働ノ騰貴セルニアルヲ疑フヘカラストイヘトモ、ソノ主因タルヤ醫學、衛生學並ニ建築術ノ進歩カ、病院ノ建築ヲシテ高價ナラシメシ事ニ由ラサルヘカラス。而シテ人ハコノ費用タル已ニ今日ノ狀況ニ在リテハ、病院ノ建築ニ於テモ亦其經營費ニ於テモ、寧ろ増加ヲ來ストモ、低減ヲ來ス事ナキヲ公言シテ可ナルヘシ。故ニ若シ、人ソノ節減ヲ來サント努力セハ、彼實ニヨク國家並ニ市町村代表者ノ意見ヲ了解セル者ト云フヘシ。

是等ノ希望ニ加フルニ病院醫師ノ希望モアリ。如何トナレハ病院建築費用ノ高價トナルニ從ヒテ、ソノ維持並ニ新築モ困難トナルヘク、且醫師モ己レノ使用シ得ル金額ヲ以テ日進月歩ノ學術カ疾病ノ診斷並ニ治療上ニ加フル要求ニ應スル事困難トナレハナリ。

久シキ以前ヨリ余ハ日々エナ及ヒエツセンニ於ケル病室ヲ見舞フ毎ニ、常ニ下ノ如クニ感シテ忸怩タリキ。即チカシコニ入院スル患者ノ凡テノ者、必スシモ、現今ノ病院ヲシテ、カク高價ニ贅澤ナラシムル設備ノ全部ヲ要スル者ニ非ス、アル患者ハ、漸クソノ一部分ヲ要スルニスキス、或ル種ノ輕症患者ハ只簡單ナル治療若シクハ局部ノ治療ヲ以テ直チニ癒スニ足ルヘク、之レニ反シ他ノ患者ハ、ソノ疾病不治ナルカ若シクハ、數月若シクハ、數年ノ長期ヲ經テ初メテ癒ユルナリ、カカル患者ハ、カクノ如ク多額ノ費用ヲ要スル病院ニ入院スル事ヲ要セス、ソノ治療並ニ看護ハ他ノ簡易ナル設備ヲ有スル病院ニテ足ルモノ也。現今ノ病院ニテハ、カクノ如キ患者ハ徒ラニ、治療速カナル重症患者ノ妨ヲナスニ止マル也。而シテ一方ヨリ考フレハコレラ患者ヲ長ク病院ニ留メ置クハ、ソノ患者ニ必要ナル程度以上ニ、入院料ヲ支拂ハシムル事トナル也。言ヲ換フレハ、若シカクノ如キ種類ノ患者ニ對シ、ソノ疾病ニ相應セル收容所ヲ設クルヲ得ハ普通病院ニオケル病床ノ數ヲ減スルヲ得ヘキ等也。カクテ病院ヲ二種ニ分ツ事ニ由リ根本的利益ノ生スルヲ見ル也。

余ハ以下述フル事ニ於テ主トシテ次ノ點ヲ考ヘン。即チ如何ナル方法ヲ以テ輕症並ニ慢性病患者ニ對シ、簡單病院ヲ建設スルヲ最良トナスヘキカ、而シテコノ際如何ナル利益ノ生スルヲ期シ得ヘキカ、之レナリ。最初ニ、カカル簡易病院ノ建設ニ關シ、費用減少ノ點以外ニ二三ノ理由ヲ述ヘン。余自身ノ經驗ニ由ル所

ヲ語ランニ現今ノ普通病院ニ在リテハ、上ニ述ヘタル如キ事情ニヨリ醫師ノ時間並ニ勞力ハ空費セラレ、之レヲ最モ甚ク且痛切ニ、要求スル重病患者ニハ屢々且大ニ不足ヲ告ケル事アリ。然レトモ、重輕症患者ノ取り扱フ不平等ニセントスル制度ハ屢々行ハレ難シ。

輕症並ニ慢性病患者ノ多數ナル事ニヨリ現今ノ病院ニアリテハ傳染ノ危險ハ大トナルモノ也。蓋シ輕症患者ハ、ソノ運動容易ナルヨリシテ、屢々傳染病患者ト接觸スベキヲ以テ也。ココニ余ノ傳染病トハ、固有ノ傳染病ノ他、アマリ他人ノ注意ヲヒカサル急性喉頭炎、急性關節レウマチス、及ヒ肺炎ヲ指ス也。之ニ反シ、重症並ニ慢性病患者ハ、彼等ノ入院期間ノ長キニ由リ、コノ點ニ於テ危險ヲ蒙ル事大ナル也。

多クノ病院ニ於テハ重症患者ヲ輕症患者ヨリ分チ彼等ヲ種々ノ分科ニ收容スル事已ニ實行セラレタル處也、人ハ屢々下ノ事ヲ觀察シタルナルヘシ、即チ輕症患者並ニ恢復患者ノ歡樂ハ云ハスモカナ。ソノ活潑ナルコトサヘ重症患者ノ客觀的並ニ主觀的安寧ヲ害スル事之レ也。就中、彼等ニ必要ナル醫學的並ニ看護的世話ヲ困難ニシ、加之不可能ニセリ。一方ニ於テハ重症患者ニ取リテハ、恢復期ニアル者、又ハ輕症患者ト同居セルカタメ、常ニ自己ノ恢復ヲ思ヒ焦ルルハイトモ悲シキ事ナルヘク、他方ニアリテハ輕症患者又ハ慢性患者ノ多クノ者、殊ニ神經ノ障害ヒステリー及ヒ神經衰弱症ノ人々ハ、重症患者ト共ニアリテハ、他人カ自己ノ苦痛ニ對シ、比較的注意ヲ拂ハサル様ニモ考フルニ至ルヘシ。サレハ恢復療院ニオケル醫師ノ經驗ニヨリ、タシカニ下ノ如ク云フヲ得ヘキナリ。即チコレヲ特殊病院ニアリテハ概シテ氣候狀態良好ナルヘク、且患者ハ普通病院ニオケル如キ不快ナル印象ヲ受ケサルヲ以テ、輕症患者ノ恢復ハ、普通病院ニオ

ケルヨリモ速ナルヘシト。設備ノ簡易ニ供フ居心地ノヨサ。自然ノ空氣ニ接スル時間ノ長サ、多少ハ己レノ力ニテナス仕事及ヒ之レニ似タル事情ハ、簡易病院ノ長所ナルヘシ。又親類縁者ノ訪問ノ少ナキ事ヤ、市中散歩ヲ渴望スル念少クナル事ヤ、殊ニアルコトヲ遠ケ得ル事ハ、更ラニ重大ナル影響アルヘシ。

然リト雖、マタ精確ナル觀察及ヒ研究ノ教フル所ニヨリソノ病症ノ到底恢復シ得ヘカラサル者マタソノ恢復ハ只年月ノ力ニ待タサルヘカラサル者又ハコレヲ補助的長期ノ治療ニ依テノミ變更シ得ル者等ニアリテハ、ソノ入院ハ只連續的ニ病院ノ力ト場所トヲ取り去ルニ過キス。特ニ治療ノ資ナキ病者ニアリテハ然リトス。病院ノ力ト場所トハ更ラニ急性ニシテ重症ナルモノニ要セラルルヤ明ケシ。カカル場合ニアリテハ病院ハアマリニ無益ノ重荷ヲ負ヒ、無効ノ勞力ヲ費セル事ハ古クヨリ人ノ心付ケル所也。之レニ對シ痲疾療院、看病院、養老院、及ヒ虛弱院等ハソノ活タル證明也。上記ノ如キ患者ヲ以テ病院ヲ充ス事ハ特ニ都會ニ於テハ、コノ目的ノタメニ特別病院ノ建設ノ必要ヲ示スモノト云フヘシ。吾人ハ後段ニ於テコノ兩種ノ患者ニ對シ特別病院ヲ建設スルノ利益ヲ説カム。

然レトモカクノ如キ病院ノ建設ニ對スル批難ノ醫師並ニ他ノ方面ヨリシテ呈出セラルル者少カラサレハ、ココニ短カク一二言ヲ述フヘシ。上記ノ如キ患者ヲ一ヶ所ニ集中スルノ困難ハ屢々彼等ノ間ニ嚴格ナル秩序ヲ維持スルノ容易ナラサル事ニ由リテ生スルナリ。半ハ若シクハ四分ノ三健康ナル人々ノ無爲ニ暮セル事ハ屢々萬種ノ妄想並ニ本能ノ發揮ヲ促シ、病院ノ安寧並ニ院ノ内外ニオケル居住者ノ幸福ニ害アリ、コレラノ秩序ヲ維持センニハ、ソノ收容人員ノ多數ナルヨリシテ困難多ク且ツ是等ノ秩序紊亂ハ傳染病ノ如

ク一人ヨリ一人ニ傳ハリ行ク也。コレヲノ危険ヲ豫防スルタメニ患者ニ仕事ヲ課スル事屢々人ノ考フル所也。カクノ如キ課業ニ患者ヲ強フル事ハ、今日ノ有様ニテハ、到底行ハルヘカラス。經驗ニ由レハアハレニモカクノ如キ勞働ハ、タトヘソノ大ニ患者ノ利益ヲ生スル場合ニ於テモ患者ノ肯セサル所ナリトス。醫師ノ觀察ニヨレハ、神經性患者ハ——將ニ彼等ノタメ吾人ノ新病院ハ必要アルモノナルカ——多クノ同一性質ノ患者ノ下ニ生活スル事頗ル危険ナリ。何トナレハ、精神的傳染ハ、彼等ニ同患者ノ思考狀態及ヒ自覺ノ傳染ヲ起スヘギヲ以テ也。コノ問題ハ已ニ現今ノ吾人ノ病院ニ於テモ重要トナリ來レリ。

醫師ノ側ヨリシテ繰リ返シ次ノ掛念カ余ニ告ケラレタリ。曰一患者ヲ最初アル普通病院ニ入院セシメ、次に恢復患者ニ對スル病院ニ移スハ、結局入院期間ヲ長カラシムルニ非スヤ。蓋シ兩病院ニ於テ醫師ハ各病症並ニ患者ノ特質ヲ知ルニ一定ノ期間ヲ要スレハ也ト、コノ掛念ハ、簡易病院ノ建設ニヨリテ頗ル多數ノ醫師ヲ要スヘシテウ問題ト等シク、適當ナル制度ヲ採用スル事ニヨリ避クルヲ得ヘシ。

痲疾病院ノ建設ニ關シ古クヨリ行ハレタル批難アリ。コノ批難ハ余ノ屢々經驗スル如ク、今モ尙行ハル。曰ク、カクノ如キ病院ニ入院セル事ハ患者カ多數ノ不治患者ニトリマカル事ニヨリテ不快ノ念ヲ起スヘク、入院ヲ欲セサルニ至ラント。而シテ患者ハ自己ニ不治ノ刻印ヲ銘セラルルヨリモ寧ロ好マシカラザル家内ノ看護ヲ選フヘク入院ヲ肯セサルニ至ルヘキ也ト。然レトモ眞ニヨク慢性病院ヲ識ル者ハ、只コノ入院ノ不肯ハ入院前ニノミ存スル者ナル事ヲ知レリ、患者ハ入院後シハラクニシテ反ツテ安樂ヲ感シ、彼等カ常ニ有セシ、ソノ病患ハ不治ナリトノ感念ヲ忘レ、之レヲ治愈シ得ヘシト思フニ至ルナリ。主任醫師ノ

目的ト職務タルヤ明カニ下ニアリ。即チコノ恢復ノ希望少クトモソノ重症ノ輕快スル希望ヲ以テ各人ノ心ヲ充ササルヘカラス、而シテコノ種ノ病院ニ屢々引用セラル、ダンテノ「凡テノ希望ヲ捨テヨ」ナル語句ヲシテ無意味ニ終ラシメサルヘカラス。コノ目的ノタメニ特ニ必要ナルハ、輕患者ト慢性病患者トヲ以テ同一ノ病院ニ收容スル事ナリ。コレ勿論同一ノ病室ニ收容スルニ如カス。只同一病院ニ收容スルニスキストイヘトモ以テ外部ニ對シ、入院コレ不治ノ證ナリトノ感念ヲ抱カシメサルニ足ルヘシ。此點ニ關シテハ文字ノ撰用モ亦重要ナルヘシ。慢性並ニ不治ナル語ハ避ケサルヘカラス。

經營上ニ關スル經濟上數個ノ理由モ亦カ、ル種類ノ病院ノ建設ヲ要求ス。上記ノ種類ノ患者ハ、之ノ營養品モ各人可成同一ノ者ニテ可ナルヘク、之ノ洗濯更衣モ亦急性重病並ニ傳染病患者ニ比シテ著シク少シ。若シコノ種ノ病院ニシテ田舎ニ存セン乎、多クノ場合ニ於テ或ル種ノ營養品ハ廉價ニ之ヲ得ヘシ。蓋シ、コノ理ノ一部ハ、食品特ニ農産物ハ、自己ノ農園ニ於テ生産スル事ヲ得ヘク、アル都合ヨキ場合ニ於テハ、入院患者ノ手ヲ以テスラ生産スルコトヲ得ヘキヲ以テ也。(吾人ハ今後カクアラン事ヲ望ム。)又コノ種ノ病院カ普通病院ト同一敷地上ニアル場合トイヘトモ、必需品ヲ協同シテ購入スルヲ以テ一時ニ多量ヲ需用スル點ヨリシテ經濟的ノ利益ヲ得ヘシ。

輕患者並ニ慢性病患者ニ對シ簡易病院ヲ建設セントスル考案ハ必スシモ斬新ナル者ニ非ス。只之ヲ以テ普通病院ト關聯セシメ、同一組織ノ下ニ置カムトスル考ハヤ、別ナリ。獨逸國並ニ他諸外國ニ於テ恢復期ニアル患者並ニ特ニ痲疾及ヒ慢性病患者ニ對シ、特別ノ療養所ハ早クヨリ行ハレタリ。實ニ吾人ハ現今病院

ノ起源ヲ以テ都市ニ於ケル痲疾病院ニ求メテ謬ナカルヘク、後者ハマタ更ニ之ヨリ古キベスト及ヒレブラ病院ヨリ發達セルモノナリ、コレヲノ病ノ消滅セル後世人ハ家庭ニ於テ看病スヘカラサル痲疾又ハ慢性病患者ヲカ、ル建設場ニ收容シタリ。獨逸國ニ於テハ、社會法律ノ結果、公共建物ニ於テ、病氣ノ治療ヲナサ、ルヘカラサル患者ノ數多大トナリ、病院ハ絶エス増加シ痲疾病院ハ變形セラレテ病院トナレリ。然ルニ歐洲中部ノ諸國ニ於テハ在來ノ有様ヲ維持スルモノ多シ。カクノ如クニシテ、英國ニ於テハ尙多數ノ小痲疾看病院ヲ見ルヘク、ソノ一部分ハ實ニ普通病院ノ附屬ト見ルヘキ也、カ、ル看病院ハ余カサキニ英國ヲ訪問セシ際ニ知リシ者ニシテ屢々批難スヘキ點少カラス。又患者ニ對スル簡易看病所トシテモ然リ。オランダ、スウイツル、オーストリアニオケル同一病院ハ、予カサキニ。宗務、文部醫務大臣、並ニエツセン市會ノ補助ニヨリ視察旅行ノ際ニ知リタリ。今コノ機會ヲ利用シテ大臣閣下、樞密顧問官キルヒナリ及ヒテトリツヒ氏並ニエツセン市長ニ對シ、コノ御補助ニ付テ深厚ナル感謝ヲ表セントス。本報告ノ詳細ヲ期センカタメニ行ハレシ、コノ視察旅行ノ結果ハ他日公表セラルヘキモ、本報告ニ對シ重要ナルモノハ本文中處々ニ挿入致スヘシ。只コ、ニ申述フヘキハ、コレヲノ病院ハ國々ヨリ多ク又ハ一般ニ宗教的特質ヲ帶ヒ一部特ニオランダニ於テハ、新教的特質ヲ帶フル事ナリ。之レニ反シ是等ノ國々ニ於テハ、屢々輕症患者ニ恢復患者ニ對スル現存ノ建物ハ富有ナル人々ノ私的組合ニヨリテ建設セラレ經營セラル、モノ多シ。

前世紀ニオケル大病院衛生學者ナルザイルシヨ、チームセンケルシマン等ハ屢々演說ニヨリ、著書ニヨ

リ、マタ本學會ノ會上ニ於テ病院ヲ區別シ、重病患者、輕症患者、急性患者、慢性患者ヲ別々ニ收容スルノ必要ヲ鼓吹シタリ。チームセンハミユンヘンニ於テ、彼レノ取扱フ恢復期ニアル患者ヲ普通病院ヨリシテ恢復患者療養所ニ移シタリ。然レトモコノ考ヘハ最近ニ至リ獨逸國ニ於テ甚タシク實現セラレ來レリ。ドスクエー氏ハニーダーシエーンハウゼンノノルドエンニ於テ、ベルリン市ノ補助ヲ得テ、經營スル輕症患者病院ニテ良好ナル結果ヲ得タリ。ゴツドシタインハ已ニ一九〇五年、彼レノ重要ナル論文「ベルリン」市自治體ハ果シテ公衆衛生並ニ疾病看療上ニ於テ必要ナル要求ヲ充セリヤニ於テ同一ノ考ヲ發表シ、彼レノ勸告ニ基ツキテ、シャロツテンベルヒノ市會ハ、ソノ病院敷地上ニ建設物ヲ設ケ專ラ輕症患者ヲ收容ストイフ也。ナーゲルシミットモ亦ベルリンニ於テ輕症患者ニ對シ簡易病院ヲ建設シ、之レヲ經營スル事ニ成功セリ。サラソンノテラツセンパウテンモ亦コノ種ニ屬ス。然レトモ、是等ハ只一少部分ノ企ニ過キス。コノ改良ノ必要ナルハ、余ノ示ス如ク疑モナク凡テノ普通病院ニ關スル也。

吾人カ如何ニシテカ、ル病院ハ簡易ニ組織セラレ、如何ナル設備カ普通病院ニ必要ナルモ、尙ヨク醫學上衛生學上カ、ル病院ニ省略セラレ得ヘキカヲ論スルニ先チ、簡單ニ如何ナル種類ノ病人カ主トシテ吾人ノ計畫スル病院ニ收容セラルヘキカヲ論スル必要アリ。コノ點ニ關シ、思フニ、詳細ナル部分ニテハ、各醫師ノ意見多ク異ナルヘシトイヘトモ、大體ニ於テハ多クノ醫師カ下ノ記述ニ一致スルヲ信セント欲ス。コノ種ノ病院ニ收容スルニ不適當ナル者トシテハ、凡テノ速カニ恢復スヘキ疾病ニシテ例ヘハ粘膜炎ノ如キ

即チ急性扁桃腺炎、急性氣管枝炎、其他コレ也。尙不適當ナルモノトシテハ、凡テノ重病患者並ニ入院前ニツノ不治ナル事明カニシテシカモツノ經過急ナルモノコレ也。

アル種ノ慢性ニシテ不治ノ病トイヘトモ、長期ノ運搬ニ堪エヌアリテ、コレラハ普通病院ニ收容セラレサルヘカラス。凡テノ重病患者ハソノ外科症タルト、内科症タルトニカ、ハラス、コノ種ノ病院ニ不適當ニシテ更ラニ各種ノ傳染病患者、殊ニ他ノ傳染的生物ニヨリテ惹起セラル、者ハ不適當ナリトス。只一ノ例外トスヘキハ、吾人カ後ニ見ル如ク特別ナル設備ノ下ニ於テ慢性状態ニアル肺結核ノ患者ハコレ也。

輕症患者部ニ屬スル者ハ凡テ重症經過後、恢復期ニ向ヘル患者コレ也。更ラニ長引ク病氣ニシテ一定時間ソ介抱ト簡易ニ行ハルヘキ醫學的取扱ノ他、特別ノ醫學的要求ヲ有セサル者モ之ニ屬ス。即チ例之、貧血症、痿黃病、長續性ノ輕症粘膜炎、身體機官ノ慢性疾患ニシテ特別ノ食餌ヲ要セサル者、例ヘハ、心臟及ヒ胃ノ疾病、更ラニ關節並ニ筋肉ノレウマチスの病患、最後ニ最モカ、ル病院ニ適セル神經衰弱並ニヒステリーノ多數患者コレ也。各専門ノ領域ニオケル疾病タトヘハ婦人病、耳科、眼科ノ患者モ亦カ、ル病院ニ收容スヘキカハ、各専門學者ノ說ニ從ヒ、其時コノ事情ニ任セテ可ナルヘシ。マタカノ皮膚及ヒ生殖器患者モ亦コノ輕症及ヒ慢性病患者病院ニ收容スルヲ利トスヘカラサルカハ、疑ノ存スル所ナルヘシ。マタル種ノ外科疾患、即チ長引キスル創傷並ニフェイステル治療ノ必要ナルモノ、並ニ小兒整形等ノ醫學的取扱ニ大形ノ器具ヲ要スルモノモ、コ、ニ收容シテ利アラシク。養老並ニ災禍保險ノ場合モコ、ニ收容セラルヘキカハ、全病院ノ指導者ノ判斷ニ從ヒテ實行セラルヘキモノナラム。

上ニ述フル所ハ主トシテ輕症患者部ニ收容セラルヘキ病患ニ就テナリキ。慢性病患者ニ關シテ述ヘンニ、コノ部ニ屬スル者ハ、凡テ現代ノ醫學ニヨリテ治癒ノ到底不可能ニシテ輕快ノ一時的ナリト見做スヘキモノ即チコレ也、コレニ數フヘキモノハ高度ノ老衰、關節、肺臟心臟ノ慢性疾患等ニシテ入院ヲ必要トスル者即チコレ也。コレラノ痼疾病院ニシテ、他人ニ對シ、カノ不快ナル感念ヲ與ヘサラントスルニハ、已ニ二三ノ地方保險會社ニ由リテ建設セラレタル老廢者病院ト協同セシムルヲ要ス。コレラノ病院ハマタ重症慢性ニシテ且一部必死ノ神經病患者ノ看護ニモ利用セラルヘシ。之ニ反シ精神病患者ハ、コレラノ病院ヨリ除カルヘキ也。カレ等ハ地方附屬ノ癲狂院ニ收容セラレサルヘカラス。收容患者ノ多數ハ惡生新生物(癌腫、肉腫)ヲ有スル者、或ハ骨系統ノ慢性炎ニシテ不治ノ疾患(結核並ニ骨髄炎)ニ惱ム者ナルヘシ。第三期ノ肺結核モ亦カ、ル病院ニ收容スヘク、コノ際ニハ、別個ノ部門、出來得ヘクンハ、特別ノ家屋ニ收容スルヲ可トス。

以上ノ記述ニヨリ局外者スラモ下ノ事實ヲ了解スルヲ得ヘシ。即チ今日高價ノ普通病院ニ收容セラル、大多數ノ各種患者ハ、實際普通病院ニ存スル設備ト注意トヲ要セサルカ又ハ、要スル事少ナクシテ、コノ結果輕症並ニ慢性患者簡易病院ニ收容セラレ得ヘキ事はレ也。

已ニ余輩ニシテ簡易病院建設ノ必要ヲ肯定セシメ得タリトスレハ、次テ余輩ハ建設地ノ撰定ニ關シテ述フル所アルヘシ。之ニ就テ事實二個ノ撰定アリ、即チ吾人ハ簡易病院ヲシテ普通病院ト同一敷地内ニ置クカ又ハコレト離シテ大都市ノ郊外即チ田舎ニオクカニ在リ。前者ニ在リテハコノ管理容易ニシテ全病院ノ警

見ニ利益アリ。然レトモ。ソノ危険タルヤ已ニ業ニ、コレノミニテモ著シク増大シツ、アル病院ヲシテ更ラニ増大セシムル恐之レ也。最良ノ學校教育アル人物ノ最良ノ指揮トイヘトモ、千五百個以上ノ病床ヲ有スル病院ヲ監督シ、指導セン事ハ特別ニ良好ナル組織の材幹ヲ有セル人ノ他ハ困難ニ屬ス。之ヲ田舎ニ設置スルハ地價ノ廉價ナル外、食料ノ價ノ底キ事、氣候ノ状態ノヨキ事(特ニ恢復シツ、アル者ニ對シ)並ニ自由時間ニ都會ノ誘惑ニ遠カレル事及ヒ患者自ラ農事牧畜ヲ行ヒ得ル事ノ利便アリ。若シ一ノ大ナル自治團體ノタメ若クハ、多クノ自治團體ノタメニ、一個ノ病院ヲ建設セントスレハ、如何ナル事情ノ下ニ於テモ之レヲ田舎ニ置クノ利ナルニ若カサルヘキ也。然リトイヘトモ、若シ二三百人ノ少數ナルコノ種ノ患者ニ對シ、永久的モシクハ一時的ノ病室ヲ建設センニハ之レニ要スル土地ヲ普通病院ノ敷地上ニ求ムルモ可ナルヘシ。サレト、思フニ、急チニシテ人ハ已ニ屢々起リシ如クニ、コレヲノ建物ハ當初收容セントシタル以外ノ人員ヲ以テ充タザル、事ヲ經驗スヘシ。マタ下ノ掛念モ全然ナシト云フヘカラス。即チコノ簡易病院ニ收容セラレシ患者ハ、費用及ヒ醫師ノ診察、普通病院ノ如ク周密ナラサルヲ以テ、普通病院ニ於ケルヨリモ疎外セラレシ如ク感シ不快ヲ催スヘキナリ、予輩ノ考フル所ニヨレハ、コノ種ノ病院ニシテ發展セン乎、ソハ必スヤ地ヲ田舎ニ求ムルニ至ルヘシ。

敷地ノ撰定ニ際シ、コノ種ノ病院ニテハ、普通病院ニ要セラル、凡テノ條件ニ適セン事ヲ求メス。只ソノ二三ニ適サハ、可ナルヘシ。天氣並ニ風ノ模様ヲ注意スヘク、下層土ノ状態ハ、地均シノ程度、地下室ノ模様、並ニ道路ノ有様ニ影響アルニ由リテ注意スヘシ。森林ノ近在ハ如何ナル事情ノ下ニ於テモ歡迎セラ

ルヘシ。利用セラルヘキ水力アラハ、ソノ傾斜ハ如何ニ緩ナルモ注意シテ利用セハ、動力發生上ニ於テ著大ノ節減ヲ得ヘシ。水利状態ハマタ飲用水ノ供給上、重大ナル關係ヲ有スヘキハ説クヲ須キス。最後ニ表土ノ種類モ勉メテ行ハシムヘキ農業即チ穀物野菜ノ栽培及ヒ家畜飼養ノタメニ大ナル關係アリ。ソノ收容患者ヲ供給スル地方トノ連絡モ亦特別ニ注意スヘキナリ、良好ナル車道ノ外、如何ナル天候ノ下ニ於テモ通過シ得ヘキ、歩道ノ必要ハ云フニ及ハス、マタソノ患者ヲ供給スル普通病院ト迅速ニシテ規則正シキ連絡ヲ有セサルヘカラス。コノ點ニテ電車鐵道又ハ乗合自動車ハ利用シ得ヘキ唯一ノ交通具タリ。馬車ニアリテハ、コレニ由リ輕重病患者共ニ多數ヲ運搬シ得ル様構造セラレサルヘカラス。

コノ種ノ病院ノ建築ニ關シ、建築委員ハ豫メソノ建物ノ保存期限ヲ確定シ置カサルヘカラス。若シ吾人ノ望ム所ニシテ十年二十年長クトモ三十年ノ後ニ止マラン乎、病室ニ廉價ニシテ而カモコレヲノ期限後必然腐朽スヘキ材料ニ由リテ構成セラル、モ可ナルヘシ。カクノ如キ建築物ハ工業界ヨリシテ全部取揃ヒタルモノ數種供給セラレソノ一部ハ實ニ運搬ニモ堪ユル也。予ハコノ種ノ者トシテデツカーノバラク並ニケルンニ於ケルバラック會社ノ建築材料ヲ指サント欲ス。予ハ信ス、コレヲノ建築物ハ只元來ノ病室ニ對スル一時的ノ間ニ合セトシテ用井ラルヘクコノ中ニ於テモ、疑モナク最モヨク活動スル事ヲ得ヘキ也是等ノ建築物ハ特ニ上ニ述ヘシ如ク大ナル普通病院ヨリ輕症並ニ慢性患者ヲソノ構内ニ存スルコノ種ノ病院ニ移シ看護セントスル際ニ用井テ利アリ。其他ノ場合ニ於テハ各建築技師ハ輕易ナル材料ヲ用井テ、廉價ニ一定年限ノ保存ニ堪ユル家屋ヲ建設シ得ルト信スルナルヘシ。

若シソレ永久的建築即チ三十年以上ノ使用ニ、堪ユル者ヲ撰ハン乎。ソハ堅牢其他ノ點ニ於テ異レル設備ヲ要スヘシ。古代ノ痲疾病院ノアル者ハ頗ル古キモノ也。殊ニオランダニ於テハ、二百、四百年以上モ使用セラレタル者ヲ見タリ。若シ吾人カ今日恢復期ニアル者、若シクハ、痲疾患者ニ對シ、簡易病院ヲ建設セントセハ吾人ハ醫學的並ニ衛生學ノ要求ハ決シテ急劇ニソノ建物ノ改良ヲ促サ、ルヘク普通病院ヨリモ更ニ長ク使用セラレ得ヘキヲ信スルナリ。蓋シソノ簡單ナル丈ソレ丈新ラシキ衛生上ノ要求ニ應スルヲ得ヘク普通病院ハ複雑ナル設備ヲ有スル丈、ソレ丈ソレニ應シテ變化シ行カサルヘカラサルヲ以テ也。カクノ如クニシテ吾人一度ソノ建築ノ必要ヲ覺ラン乎。吾人ハ言語ノ真正ナル意味ニ於テ數百年モ持續スル様ニ建テサルヘカラサル也。カクテモ建設セラルヘキ病院ノ利用上ニ於テハ決シテ損失ナシ。建築自身ハ吾人ノ後ニ論スヘキ如ク、簡單ニテ足リシカモ室ノ按配其他ノ設備ニ付キ、普通病院ニ望マルヘキ者ニシテコトニ缺ク事ヲ得ヘキ者多シ。但シコレヲノ建物ハ堅牢ニシテ久シキニ堪エサルヘカラス。且ツ吾人カコノ種ノ建物ニ付キ得タル智識ヲ利用シ、或ハ病院建築ニ關スル現代ノ根本規則ヲ適當ニ應用スルノ必要ナルハ云フヲ須タス。近來、病院建築ニ關シ數層ノ建築ヲ以テスヘキカ、一層ノ建築ヲ以テスヘキカハ屢々論議セラル、所ナルカ、コノ簡易病院ニオケルカ如ク、堅固ト廉價トノ二目的ヲ同時ニ達セントスル場合ニ於テハ、之ヲ論スルノ餘地ナシ。蓋シ如何ナル場合ニ於テモ、數層ノ建築物ヲ以テスル方建築費ニ於テ利アレハナリ。(廊下式病院ハ如何ナル場合ニ於テモ蠅屋式建築ヨリモ廉價ナリト云フヘカラス、コレ全ク建築ノ種類ニ關スル問題也。)バラツク並ニソノ構造之ニ似タル蠅屋ハ保存短キ一時的ノ建築ノ際ノミニ用キ

ラルヘシ。是等ノ患者部門ニ於テ共ニ多數ノ人々カ收容セラルヘキヲ以テ室設備及ヒ從事員ノ節約上、少數ノ病床ヲ有スル小室ヲ作ランヨリハ、大室ヲ作リコノ中ニ三十乃至四十ノ病床ヲ設クル方利益アリ。人若シ各家屋ヲ三層ニ作ラン乎。一屋優ニ二百人ヲ收容スルヲ得ヘキナリ、勿論各室ノ案配ハ看護セラルヘキ患者ノ状態ニ由リテ考ヘサルヘカラス。輕症患者ニ對シテハ、カ、ル病院ハ共同生活所トモ稱スヘク附屬室ハ少數ニテ可ナルヘシ。即チ相應ノ大サノ晝間室ニシテ食堂ニ兼用セラル、者、及ヒ之ニ附屬スル喫煙家ノタメノ小室、必要ナル便所、小ナル喫茶室ニシテ、食物ノ分配ノ際ニモ利用セラル、モノ等アラハ、充分ナルヘシ。而シテ是等ノ室ハ一家屋内ニテ共同トナスカ、又ハ一層毎ニ設ケラルヘシ。患者ノ露天ニ充分ニ存在スルコトハ、切望ニ堪エサルトコロニシテソノタメ木造ノ休憩室ヲ建設スルハ價值アル事也。一般ノ普通病院ニ必要ナル凡テノ他ノ室ハカ、ル病院ニハ省ク事ヲ得。即チ使用人室、別室、研究室ヲボラトリ、浴室、(コハ勿論他ノ一中心地ニ於テ設ケサルヘカラス下ヲ見ヨ。)洗濯並ニ廢棄水ニ對スル消毒装置等コレニシテ、食品分配ノタメ必要ナラサル限り、起重機ノ必要ハナシトス。輕症患者ヲ收容スル室ニ於テハ喫茶室スラモバー制度ニ倣ヒ、共同食堂ノ一部ヲ以テ代用スル事ヲ得ヘシ。上ニ述フル如クカ、ル構造ノ一家屋ハ、大ナル全體ノ一部ヲ示スモノニスキス。而シテ誰人モ想像シ得ヘキ如クカ、ル、種類ノ家屋ニシテアル者ハ輕症患者ノタメアル者ハ慢性病患者ノタメニ使用セラル、者多ク集リテ初メテ田舎ニオケル簡易病院ヲ構成スル也。

重病患者ヲ收容スル家屋ニ於テハ上記ノ各室ノ二三ノ者ハ決シテ省畧スル事ヲ得ス。即チ各室ニハ、常設

庖厨浴場隔離室等ヲ有セサルヘカラス。而シテコノ隔離室ニハ重病者並ニ瀕死者ヲ收容スヘキナリ。是等ノ患者ニ對シテハ已ニ屢々生セシ如キ考へ、即チコレヲ人々ヲ四人乃至六人ノ少數ニ分チテ小室ヲ給セントスル思想ヨリ來ル。余ノ已ニ述ヘシ如ク、カクノ如クスル時ハ、只ニ建築並ニ經營費用ヲ増スノミナラス。殊ニ監督ヲ困難ナラシムル也。余ニシテ二十乃至四十人ノ患者カ規則正シク收容セラレシ一室ニ入ラン乎、予ハ一目シテコノ大室ニ使用セラル、人ノ絶エサル監督ノ下ニアル患者ノ間ニ清潔、秩序、安靜病ノ行ハル、カ否カヲ知ルヘシトイヘドモ、小室ニ於テハコノ利益ハ決シテ存セサル也。コノ事タル患者カ室ヲ寢室トシテ使用スル時ニ於テ特ニ然ル也。其他予ハオランダニ於テ、一室ヲ專用セントスル各患者ノ希望ヲ充サンカタメニ次ノ設備アルヲ見タリ。即チ各床ノ周圍ニハ凡ソ二米突ノ高サニアル桿ノ作用ニヨリテ洗濯シ得ヘキリンネルノ幕ヲ吊シ、單純ニ之ヲ推シヤル事ニヨリテ取り除キ得ル様ニス。カクノ如クスル時ハ監督ハ、他ノ室ニオケル如ク容易ニ行フ事ヲ得ル也。其他慢性病患者ノ室ニ於テハ、可成多數ノ看病人及ヒ出來得ヘクンハ、一人ノ醫師カ各家屋ニ住居スル様用意スヘキ也。

建築ノ施行ニ關シ、精細ヲコ、ニ語ルハ勿論余輩ノ任務ニ非ス。コレ建築技師ノ職責也。サレド、予ヲシテ只簡單ナル材料ニヨリテモ尙衛生的ニ建築シ得ヘキヲ語ラシメヨ。壁ハ油繪具ヲ以テ塗ルヘク、モシ屢々ヌリカヘ得ル時ハ、白堊色ニテ可ナリ。壁ニスリツトヲ設ケ導管ヲ通スコトハ必要ナラス彼等ハ壁ノ前ニ十五センチメートルノ所ヲ通スヘシ。人工換氣法ハ充分大ニシテ天井ニ達シ、キツブ氏窓翼ヲ有スル窓ノ存在スル場合ニ於テハ之ヲ勸告セス。温水、蒸氣、其他ノ動力等ノ普通病院ニハ絶對的ニ必要ナル多ク

ノ場所ニ於テモ、カ、ル簡易病院ニテハ省略シ得ヘシ。

設備セラルヘキ物品ハ必要缺クヘカラサル者及ヒ、簡單ナル者ニ限ルヲ得ヘシ。コノ際ソノ堅牢ニ注意スヘキハ云フヲ俟タス。病室ニオケル各患者ハ一個ノ寢臺及ヒ一個ノ寢臺用机ヲ供セラルヘク、机中ニハガラヌヲ以テ被ハレタル鍵付ノ一個ノ箱ヲ存スヘシ。各患者ニ對スル腰掛ハ只晝間室ニ於テノミ必要ナリ。慢性病患者ニハ、其長期ノ入院ニ際シ、衣服及ヒ他ノ所有物ヲ藏スルタメ、錠付ノトランクヲ與ヘラルヘシ、ケルナーノリンデンブルヒニオケル如ク病室ノ突出セル窓前ニ簡單ナル洗滌用具ヲ置ク事疑モナク利益ナリ。病床並ニ寢臺用机ハ鐵ニテ作ルヲ可トスヘシ——今日鐵製ノ病床ハ、木製ニ比シテ價殆變ラス而シテカクノ如キ病院ノ他ノ設備特ニ家具ハ木ヲ以テ簡單ニ作り得ヘシ。全體ニ於テ勿論慢性病院ニ於テハ普通病院ニオケルヨリモ設備ヲ廉價ニセサルヘカラス。特ニカノ高價ヲ要スル設備ニシテ、シカモ今日現代病室ニ缺クヘカラサル手術室及ヒ浴場ハ省クヲ得。即チ最も高價ナル設備ヲ除ク事ヲ得ルナリ。輕症及ヒ慢性病院ニ於テハコノ代リニ、各種ノ室ヲ一ツノ中心ノ室ニ集メ、コノ室ヲ或ハ他ノ室ト同一建物内ニオクカ、又ハ大病院ノ場合ニハ、之レハ別個ノ建物トナシ、治療所等ノ名目ヲ附スルヲ可トスヘシ。コノ所ニ於テ凡テノ運動シ得ル患者ノ治療ヲ行フヘシ。サレハ簡易病院ニ於テハ、カノ普通病院ニ於テ各個ノ分料又ハ病棟ニ於テ、別々ニ有セサルヘカラサル設備ヲ一ヶ所ニ集中スル事ヲ得。コレ勿論費用ヲ著シク低減スルモノ也。コノ建物ニ於テハ入院前浴場アリテ患者ノ至ルヲ待ツ。患者ハマタコ、ニ於テ最初ノ診斷ヲ受ケ凡テノ必要ナル研究ヲナサレ、而シテ必要ナル治療法ヲ施サル。又輕症患者ノ定時ノ入浴モ洒浴